

古代日本氏族伝承の研究

—古事記・日本書紀の史料批判を中心として—

生田 敦司

目次

緒言

第一部 系譜と物語伝承の展開

第一章 記紀を遡る系譜史料

第二章 記紀の説話と地方の伝承―ホムチワケ伝承の検討―

第二部 記紀の氏族伝承の様態

第三章 春日臣同族氏と一祖多氏系譜

第四章 ワニ氏の伝承について

第五章 春日臣と春日部―春日山田皇女のミヤケ伝承の分析―

第六章 『日本書紀』の上毛野氏伝承

第三部 記紀の天皇伝承に対する基本的理解

第七章 記紀の天皇と歴史観

第八章 天皇の祖先伝承

結語 記紀の天皇系譜と氏族伝承

付論 『上宮記』の史料的性格

初出一覧

229	207	189	163	139	139	121	103	79	55	55	37	11	11	1
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	---

一、研究の立脚点

『古事記』『日本書紀』（以下、両書を略して「記紀」と称する）は日本古代史、律令制以前の様相を文献から研究する上で基本的なテキストである。ただ、これらの史料は律令制が始動して間もない八世紀はじめに成立したものであり、中国史書のように、全編が過去の記録に基いて編纂されたわけではない。これらの歴史がたとえ史実を伝えたものでなくとも、古代国家とそれに属する人々にとって信ずるに足るものであれば、その点において史料にはじゅうぶんな価値が認められる。しかし、現代の歴史的な価値観においては、基本的な作業として過去の事実を説明することが求められる。そのためには、記紀の内容の虚実を解明し、その中から事実としての蓋然性を摘出しなければならない。

記紀の場合、素材として参照されたのは帝紀・旧辞や上古諸事と称される伝承・記録である。前述の作業を手堅いものとする意味では、記紀編纂の前提となるこれら伝承の本質と歴史観を明らかにしておく必要がある。以下、記紀批判と記紀にまつわる伝承について、先行研究から主だった論点を回顧して本研究の視点を確認する。

1 津田左右吉の記紀批判

記紀に関する批判的な考察は、津田左右吉氏の業績が現在にも大きな影響を与えている。その後は津田氏の論の当否をめぐる枠組みの中で様々な具体的事象の研究が進められてきたといつてよい。

津田氏の記紀本文批判は『神代史の研究』（初出『神代史の新しい研究』、『古事記及日本書紀の研究』（初出『古事記及び日本書紀の新研究』）を中心になされたが、さらに『日本上代史研究』、『上代日本の社会及び思想』の一部をあわせて『日本古典の研究』に帰結している¹。

それらによると、神武から仲哀までの天皇の物語は、国家経営の順序が甚だ整然としており、近きより遠きに、内より外に順序正しくなっている。これは天下（大八島国）がヤマト奠都前から皇室に統一されている前提と矛盾し、国家経営の叙述が事実らしからぬ話

であるとしている。また朝鮮関係紀事についても、百濟史料から出たらしい記事を除いては、新羅との関係の悪化した七世紀後半以降の思想に基いて述べられたとした。応神以降について、『古事記』では政治に関する物語がほとんどなく、歌物語や恋物語ばかりになっており、これに対応する『日本書紀』の叙述で『古事記』にないものも、決して古くから伝えられた史料から出たものではない。また、『日本書紀』では、仁徳の記述に中国の聖王堯舜に関する記述から潤色し、対して武烈を桀紂の如き不徳の君主になぞらえる思想があることを指摘した。その後の叙述は百濟関係や仏教関係の記録に基いたものが中心に据えられ、重要な歴史事実を除いては信用しがたい記事が多く、事実として確実な史料が比較的増えるのは孝徳から後の記述であるとした。

2 帝紀・旧辞

『古事記』序などを手掛かりとして、記紀編纂の素材あるいは原資料になったといわれるのが、帝紀・旧辞や上古諸事の類である。これについて津田氏は、帝紀（帝皇日継）を皇室の系譜、旧辞（もしくは本辞）を上代のことに擬せられた種々の物語と定義づけた。帝紀の材料について、応神以後はほぼ信用すべき記録があったらしいが、旧辞は確実な史料がほとんどない。その最初の編述は欽明朝ごろ、六世紀中ごろであったと推測し²、朝廷で幾度となく増補改変され、『古事記』がまとめ上げられた。旧辞の仲哀以前の部分は、編述された時代の政治上の状態、応神以後に起こった歴史的事件のおぼろげない伝え、または民間伝承などを材料とし、編者の構想で潤色・結合・按排して、皇室の起源を説明し、その権威が日本民族の全部に行きわたり、海を越えて朝鮮半島の一部に及んだことを示そうとしたとする。

右のような意見に関連して、帝紀・旧辞の具体的な内容を示そうとする試みがある。現在、広く知られるのは、武田祐吉氏の研究であろう³。帝紀の原形に近いと考えられる内容は、「一御統柄、二御名、三皇居と治天下及び御宇の年数、四后妃・皇子皇女及び皇子皇女の御事蹟、五重要なる御事蹟の簡単なる紀事、六宝算・崩御の年月日・山陵」である。帝紀は歴代天皇の全てにわたって伝えられると考えられるから、各天皇段に共通的な項目は帝紀の内容であったという理論である。

一方、旧辞（本辞）は『古事記』本文から帝紀を資料とする部分を除いた残余の部分と見、その種類には、「一祭祀の思想を内容とし祭祀に関連して伝承されたもの、二氏族の歴史を内容とし氏族によって伝承されたもの、三歌謡を含みもしくは興味の多い物語から成

り芸能中心に伝承されたもの」に大きく分けている。実際には、神武・応神段のように、帝紀と旧辞がよく融合されたものや、仁徳段のように、帝紀から派生して旧辞が出来たと考えられるものもあり、両者の境界を分解するには問題の存するところもあるとしている⁴。武田氏の説に対して、帝紀と旧辞の内容を区別する方法をとるべきでないとする姿勢⁵、見解がある。西郷信綱氏は、帝紀は物語を含むのであって、『古事記』の中・下巻は全て帝紀であり、本辞とは神代の物語をさすとする⁶。

帝紀に物語が含まれるか否かの解決を未だ見ないとしても、その前提になるのは天皇歴代の存在を明示する叙述にある点では諸説共通するところであろう。すなわち、帝紀の内容は、津田氏・武田氏の示すように皇室の系譜が、まず前提となっているであろうと考えられる。

旧辞もまた、いかなるものが内容であっても、字義から察するに物語的叙述の伝承であろうとする見解は動かないようであるし、筆者も同様に考える。とすれば、記紀にまとめられた歴史叙述は、系譜伝承と物語伝承とが根幹をなしている。これは『新撰姓氏録』における氏族の出自伝承が何を素材に書かれているかに注意しても同様の結論が得られるはずである。

つまり、日本古代の歴史叙述を考察する際には、帝紀や旧辞の具体的な内容にこだわらず、系譜伝承と物語伝承とがどのような性格や内容を帯びていたかを考え、それを抽象化・一般化することが近道であろうと考える。現在の研究状況を見ると、氏族の伝承研究や系譜研究と、王統譜（天皇系譜）をはじめとする天皇の伝承研究とは、方法論や見解が統一的に示されているとはいえない。

3 氏族伝承

歴史叙述の素材としては、天皇に関する系譜的記載・物語的叙述のほかに、氏族伝承が挙げられる。氏族伝承の研究は日本古代史上における氏族の展開・動静・本質等を探る研究の過程で行われ、作業としては副次的であったといってもよい。しかし、副次的であったとはいえ、氏族研究の進展が同時に古代史料批判の方法や史料評価の進展に大きく寄与したことは間違いない。

坂本太郎氏は『日本書紀』の記載から氏族伝承を原資料としたものを抽出する作業を行い⁷、氏族研究に利用すべき史料の幅を広げた。佐伯有清氏は氏族研究過程で『新撰姓氏録』研究の従来の不備を修正・補完し、基礎史料の利便性を高めた⁸。また、後世の史料から分析した結果を律令制前に遡及させ、記紀等の内容を分析する氏族研究も、井上光貞氏⁹や直木孝次郎氏¹⁰などの研究から意識さ

れるようになった。さらに井上氏は「帝紀からみた葛城氏」において、記紀批判から帝紀の内容の信憑性を分析し、これを外国史料と対比させながら氏族の消長を論じた¹¹。これらを踏まえて記紀をはじめとする氏族伝承の研究が深化した。直木孝次郎氏の氏族や天皇に関する諸問題¹²や、日野昭氏の蘇我氏研究¹³などには明確に記紀氏族伝承の批判的な考察が意図されている。あるいは、岸俊男氏は記紀氏族伝承の史料批判とは別の論証を支柱として、実証的に論を進めることを意識した¹⁴。その後、現在に至るまで数多くの氏族の個別研究がなされたが、基本的には以上のような方法論が踏襲されている。しかし、現在の研究動向でも、関心は氏族の動静に向いており、やはり日本古代史上における伝承の存在形態等について論じたものは極めて少ない¹⁵。

4 氏族系譜

記紀などの氏族系譜とその出自伝承との関係について、阿部武彦氏は、同族氏の結束の度合や首長継承の流れなどの考察によって氏族の性質に触れ、また中央政府の氏族政策との関係を述べた。そして、記紀祖先系譜の性質と平安時代にかけてそれが如何に展開発展したかを論じた¹⁶。上田正昭氏は、『古事記』の氏族分註系譜が壬申の乱を経た新しい社会の中での氏姓改革と不可分の関係を有するとした。また、各氏族祖先神の系譜、それを支える説話群、朝廷系譜の発展、古字の「帝紀」が諸家の「本辞」へ一本化する過程は、継体く欽明期、推古く舒明期、孝徳く天智期、天武く元明・元正期がそれぞれ重要な時点となっていたと指摘した¹⁷。

昭和五十三年（一九七八年）に埼玉稲荷山古墳出土の鉄剣から銘文が発見されると、五世紀後半頃の系譜の実態が明らかになった。これにより、さらに系譜研究は進展したといえる。

溝口睦子氏は氏族系譜の構造を『粟鹿大神元記』を中心に考証した¹⁸。この中で『新撰姓氏録』の成立にも関わる「本系（帳）」の中には、大化前代のカバネ構造が神別・皇別の出自に反映しているとした。義江明子氏は集団としての氏族の発生と展開、「家」への変容といった問題を体系的に捉えようとするなかで、「和気系図」を中心に氏族系譜を検討した¹⁹。そして「出自」「帰属」「系譜」などの視点から、出自意識や奉事根源の変遷を明らかにした。また義江氏は古代系譜の様式に着目し、子（児）などの言葉によって結びつけられる世代継承の過程は、血縁関係に基づく子であるとは限らず、職の管掌もしくは集団の族長位の継承を示す可能性があることを指摘した²⁰。今後はこの指摘に対する検証的研究が氏族系譜研究の重要な論点となろう。

5 天皇系譜の研究

一方、天皇系譜の研究については、古代政治史研究との関係から多角的に分析が行われた。水野祐氏は天皇の称号（和風諡号）を整理し、応神から継体までの諡号が簡素であることに着目、これが当時の実用的尊号の転用であるとし、最も古い形態であるとした。また、それ以前の天皇の諡号は、後代の天皇と趣を近くし複雑壮麗であることから、これらが後世の創作加上されたものであると論じた²¹。この和風諡号論は、天皇名の分析へと発展し、系譜中の名の要素に基づいて復元系譜の作成を試みる研究があらわれる²²。復元系譜を作成しようとする作業は、研究者による記紀系譜の恣意的な改作になり兼ねず慎重を要する。川口勝康氏も「そもそも復元された系譜が王朝の史実を証明するという根拠は提示できていない」と批判したが、氏自身の考察においても、考古学的成果などを用いて検証する史料批判は、「イリ系」「ワケ系」にこだわった考察であった²³。

井上光貞氏は先述「帝紀からみた葛城氏」において、外国史料や金石文を用いて天皇系譜上の人物の実在性と帝紀的叙述の信憑性を確認する作業を行った²⁴。『古事記』の帝紀的（系譜的）部分のうち、古くから伝えられた原帝紀とも呼ぶべきものの内容、中でも五世紀の諸天皇の記載は広範囲わたって信憑性があると述べた。しかし、現在の研究動向において、論証に用いられた江田船山古墳の太刀銘の解釈は、埼玉稲荷山古墳の太刀銘の発見によって通説的見解が変化しているし、系譜内容の重要な要素である后妃の記載が記紀の間で異なる場合があり、なお史料批判の作業としては検討の余地を残している。

記紀の綏靖から開化の間の系譜を語る、いわゆる欠史八代系譜については、その史実性を否定し、成立を七世紀後半以降に求める研究が支配的といえる。その一つの理由は、先の和風諡号論とも重なるが、七世紀後半以降、天皇号の一部や持統・文武・元明などの諡号と同様のヤマトネコが含まれているからである。直木孝次郎氏は八代后妃の出自に大和の県主が多いことに着目し、これを天武朝に多く県主が活躍した史実の反映に基づく叙述であると論じた²⁵。岡田精司氏は、この部分に氏族系譜が集中していることについて、欠史八代の構成目的は伴造以外の氏族の格付けであったと述べた。その中には、后妃を出す神別氏族という氏族の枠組みを想定し、神武・崇神を含む欠史八代前後の初期大王系譜は、神代の物語と表裏をなすものであると評した²⁶。この考察では、神別・皇別の概念を用いて説明がなされるが、欠史八代系譜が記紀に完成された段階に『新撰姓氏録』と同様の出自觀念があつたかどうかが問題となるように

思われる。小林敏男氏は欠史八代と県主との関わりについて倭六県の祭祀儀礼を想定し、欠史八代が神婚説話・聖婚説話の帝紀的表現あるとし、推古朝の天皇記で初めて神武と崇神の間に挿入されたとした²⁷。篠原幸久氏は前述の小林説を継承しつつ、欠史八代系譜の完成は記紀へ向かう天武朝以降であるとしながら、天皇系譜の加上の結果として六世紀末には原初形態を現していたとする²⁸。その背景には、名の一部ヒコなどをめぐる名前からの推測的考察が多い。また、系譜の原初形態出現から天武朝以降の完成作業の間に、系譜上の天皇に関して、事績等、何らかの物語が発生する可能性も想定できると筆者は考えるが、そうした記述が記紀に存在しないことは、疑問点として残る。

6 『日本書紀』編纂区分論

記紀の歴史叙述を比較すると、『古事記』は全体的に叙述の構想が統一的である。『日本書紀』は『古事記』に比べて扱う内容が幅広く、編纂過程に参照された史資料も多い。このことは、現存写本に本文と対照可能な分註・異伝の存在することからも想定可能である。このような『日本書紀』の性質から、その編纂状況を外形的に、また歴史過程の中で考察するものもある。

外形的研究として代表的なものは、『日本書紀』の用字法の偏向などから編纂上の特徴を捉えるものである。この研究によって『日本書紀』は大きく二つのグループによって編纂されたことが想定されている。その一つは、巻一から十三までと二十二・二十三、いま一つは巻十四から二十一、二十四から二十七までが、同様の書法によって統一されているということである²⁹。歴史過程の中で考察したものとしては、坂本太郎氏による『日本書紀』天武十年三月条の帝紀及び上古諸事記定記事から始まるとする指摘がある³⁰。加藤謙吉氏は同条に名を連ねる氏族と『日本書紀』の氏族伝承との関係を論じている³¹。また、友田吉之助氏は『続日本紀』和銅七年（七一四年）二月戊戌条に「詔^ニ從六位上紀朝臣清人。正八位下三宅臣藤麻呂^一。令^レ撰^ニ国史^一。」とあることから、「和銅日本紀」の存在を想定したが³²、坂本太郎氏はこれを否定している³³。

これらのうち、編纂区分論の問題では、十三巻の安康紀までと十四巻の雄略紀からという編纂区分上の境界が、どのような理由からなされたのが問われる。これについて岸俊男氏は、雄略朝が古代史上画期的な時代であり、少なくともその歴史観が記紀編纂に影響を与えていることを論じている³⁴。ここでの問題は、雄略朝に何らかの画期が存在したとしても、天皇系譜の研究などから指摘されて

きた、系譜上の画期や転換点といった視点との整合性であろう。

以上のようにみてくると、律令成立前の氏族と天皇の物語的伝承と、系譜研究とでは、視点・考察方法から結論に至るまで差異がある。古代の政治に関わる天皇（大王）・氏族が、それぞれの歴史を系譜や物語を用いて叙述する文化は同じであるのに、氏族と大王とで様相が異なるのは不自然である。

筆者は、天皇に関する物語伝承や系譜の研究も、氏族の物語・系譜研究と同様、一旦は物語叙述や系譜の性質という問題に置き換え、歴史叙述の一事例として捉える試みが必要であると考える。

二、研究内容

本研究では、氏族伝承と天皇（大王）の系譜、物語の伝承を一体のものとして捉え、それらがどのような様相であったかを究明する。方法として、第一部では、史料の年代が記紀の成立以前であることが濃厚なものによって、系譜史料の外形的特徴を把握する。そこで、系譜史料の述べる内容を考察すると同時に、系譜叙述の発展について触れる（第一章）。その一方、物語伝承は、その素材の展開をたどり、記紀との関係を概観する。本研究では、垂仁記紀のホムチワケを主人公とした物語によって、記紀批判の可能性を確認する（第二章）。

第二部では、天皇の物語や系譜の研究に比して、視点や考察方法が定まった観のある氏族研究の方法に立脚して、従来の研究史を批判的に検証すべく、氏族の歴史叙述を考察する。素材としては、ワニ氏とその後裔とされる春日氏、そして春日氏との同族を主張する氏族を取り上げ、系譜的側面と物語伝承の側面それぞれの様態を把握する（第三～五章）。古代豪族ワニ氏は記紀に多くの伝承を残している。それにもかかわらず、記紀の成立した八世紀初め頃には、ワニ氏を称する人物が著しい活動を残した記録や形跡はうかがえない。つまり、ワニ氏の伝承を検証することは、氏族伝承の存在形態と、記紀編纂の時代の氏族との関係とを対比し、記紀批判の問題を考察するに当たって示唆するところ大と考えられる。また、右記の考察で得られた結果を、上毛野氏の伝承によっても検証する（第六章）。

第Ⅲ部では、以上のような系譜や物語の外形的考察を踏まえた上で、記紀の歴史叙述上の特徴を考察する。まず、記紀の編纂上の特徴や、各天皇と氏族との記事の上での関わりから、律令国家の時点での歴史観を確認する(第七章)。そして、その歴史観に束縛されないかたちでの、天皇(大王)の伝統的な物語伝承を想定する(第八章)。

最後には、天皇や氏族の歴史叙述の素材・要素の発展・展開過程を総括する(結語)。

本研究は歴史をどのように叙述しているのかという視点に立ち、記紀に帰結した日本古代の歴史叙述の観念を考える。氏族と天皇、それぞれの歴史叙述を抽象化し比較すれば、記紀成立前後の為政者集団に共通する、様々な思潮が浮き彫りになるのではないかと考える。「様態」「歴史観」などを強調する所以である。

¹ 津田左右吉『神代史の研究』(岩波書店、一九二三年) 初出『神代史の新しい研究』(一九一三年)、『古事記及日本書紀の研究』(岩波書店、一九二四年) 初出『古事記及び日本書紀の新研究』(一九一九年)、『日本上代史研究』(岩波書店、一九三〇年)、『上代日本の社会及び思想』(岩波書店、一九三三年)、『日本古典の研究』上・下(岩波書店、一九四八・五〇年)。

² 津田『日本古典の研究』(前掲著書)。なお『古事記及び日本書紀の新研究』『神代史の研究』(前掲著書)では継体から欽明朝頃としていた。

³ 武田祐吉『古事記研究 帝紀攷』(青磁社、一九四四年)。

⁴ 武田祐吉『古事記説話群の研究』(明治書院、一九五四年)。

⁵ 例えば、神野志隆光「帝紀と旧辞」『古事記の達成』(東京大学出版会、一九八三年)。

⁶ 西郷信綱『古事記注釈』(平凡社、一九七五年)。

⁷ 坂本太郎「纂記と日本書紀」『史学雑誌』五六―七(一九四六年)。

⁸ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』(吉川弘文館、一九六二年)。

⁹ 井上光貞『日本古代史の諸問題』(思索社、一九四九年) 所収の諸論文など。

¹⁰ 直木孝次郎「大化前代の研究法について」『史学雑誌』六四―一〇(一九五五年)、のち『日本古代国家の構造』(青木書店、一九五八年) 所収。

¹¹ 井上光貞「帝紀からみた葛城氏」『古事記大成』歴史考古篇(平凡社、一九五六年)、のち『日本古代国家の研究』(岩波書店、一九六五年) 所収。

¹² 直木孝次郎『日本古代の氏族と天皇』(塙書房、一九六四年)。

¹³ 日野昭『日本古代氏族伝承の研究』(永田文昌堂、一九七一年)。

¹⁴ 岸俊男『日本古代政治史研究』(塙書房、一九六六年)。

15 古代社会の展開と神話・説話との関係を試論したものであるとして、例えば、横田健一『神話の構造』（木耳社、一九九〇年）。
16 阿部武彦「上代改賜姓の範囲について」『史学雑誌』五五―二（一九四四年）、「上代氏族の祖先観について」『史学雑誌』五六―四（一九四五年）、「国造の姓と系譜」『史学雑誌』五九―一一（一九五〇年）、「古代族長継承の問題について」『北大史学』二（一九五四年）、「古事記の氏族系譜」『古事記大成』（平凡社、一九五六年）。以上、同著『日本古代の氏族と祭祀』（吉川弘文館、一九八四年）所収。

17 上田正昭「氏族系譜の成立」『神統譜の展開』『日本古代国家成立史の研究』（青木書店、一九五九年）所収。

18 溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』学習院学術研究叢書9（一九八二年）。

19 義江明子『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館、一九八六年）。

20 義江明子『日本古代系譜様式論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。

21 水野祐「諡号考」『増補 日本古代王朝史論序説』（小宮山書店、一九五四年）。

22 以上のような王統譜研究の流れは、川口勝康「五世紀の王統譜を探る」原島礼二ほか『巨大古墳と倭の五王』（青木書店、一九八一年）、「四世紀史と王統譜」『人文学報』一五四 歴史学（東京都立大学人文学部、一九八二年）。

23 川口「四世紀史と王統譜」（前掲論文）。

24 井上「帝紀からみた葛城氏」（前掲論文）。

25 直木孝次郎「県主と古代の天皇」『日本古代の氏族と天皇』（前掲著書）。

26 岡田精司「記紀神話の成立」『岩波講座 日本歴史』二（岩波書店、一九七五年）。

27 小林敏男「欠史八代の成立事情―県主后妃記載と天皇名―」『古代王権と県・県主制の研究』（吉川弘文館、一九九四年）。

28 篠原幸久「欠史八代王統譜について」『ヒストリア』一三九（一九九三年）。

29 主な研究として、太田善麿『古代日本文学思潮論（目）・日本書紀の考察』（桜楓社、一九六二年）、森博達『日本書紀の謎を解く』（中央公論新社、一九九九年）を挙げておく。

30 坂本太郎「纂記と日本書紀」（前掲論文）。

31 加藤謙吉『日本書紀』とその原資料『日本史研究』四九八（二〇〇四年）。

32 友田吉之助『日本書紀成立の研究』（風間書房、一九六三年）。

33 坂本太郎「いわゆる和銅日本紀について」『国史学』一〇〇（一九七六年）。

34 岸俊男「画期としての雄略朝―稲荷山鉄剣銘付考―」岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 上』（塙書房、一九八四年）。

第一部 系譜と物語伝承の展開

第一章 記紀を遡る系譜史料

はじめに

記紀が成立したのは律令制の始動した八世紀初頭である。それらには、天皇支配の前代を述べた神代や、天皇の系譜、更にその傍系系譜の中で、氏族と天皇との関わりが記されている。これまでに、個々の氏族などを対象とした研究によって、それら記紀の体系立った系譜のすべてが信用できるものでないことは明らかとなっている。記紀成立の前段階の歴史伝承を探るには、その成立を記紀以前に位置付けられる史資料を傍証として求めることが有効となる。

本章ではそのような条件を満たす史料であろうと考えられる、埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘、『釈日本紀』所引の『上宮記』逸文、山ノ上碑を用いて、系譜を含む史料の体裁、史料全体における系譜と本文との関係を考察する。

緒言でも触れたように、系譜研究は従来大きく分けて二通りの研究が進められてきた。一つは氏族の実態を究明する目的で氏族系譜や出自のあり方を探ろうとするもので、もう一つは天皇系譜の原型を復元しようとする試みである。さらに埼玉稲荷山古墳出土の鉄剣銘以後の研究では、溝口睦子氏と義江明子氏の研究に触れた。

田中卓氏は『新撰姓氏録』について、『日本書紀』が最も依拠すべき史書であった故に、それによって氏姓を解決しようとしたと論じる³⁵。溝口氏はそれに同調する立場で、『新撰姓氏録』が編まれた頃の本系における神別・皇別は、大化前代のカバネ構造が神別・皇別の出自に反映していると述べた³⁶。一方で、系譜検討の中心となった『粟鹿大神元記』は、その成立を八世紀のいずれかとみる。厳密には史料の成立年代が明らかにされていないが、『日本書紀』が養老四年（七二〇）の成立とされれば、『粟鹿大神元記』が『日本書紀』成立の前か後かによって成立の背景が異なってくる。筆者は、溝口氏のいう大化前代のカバネ構造というのは本系での意識であって、大化前代の様相を明確にしたと理解するには難しいと考える。

義江氏の研究は、系譜の変容をたどることで集団の帰属意識の変遷を解明した³⁷。また、系譜の世代と世代をつなぐ言葉を記号的に読み解くことによって、系譜の機能を分析したが³⁸、その系譜が変容するに至った背景が十分明らかにされたとは未だいえないだろう。以上のような問題を踏まえた上で、歴史叙述の一要素としての系譜の特徴を整理し、考察を行う。

一、埼玉稲荷山古墳鉄剣銘

埼玉県の埼玉古墳群、稲荷山古墳から出土した鉄剣からは、その剣身に金象嵌による表五十七文字、裏に五十八文字、計百十五文字の銘文がみられる。その銘文を示すと次のようになる³⁹。

(表) 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名

多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

(裏) 其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

この銘文は前半に「A其兒(名)B」というかたちで人名が連続する、いわゆる一系系譜と、後半にはこの鉄剣と銘文の由来が記されている。冒頭には「辛亥年七月中記」とあり、西暦五三一年に比定する説もあるが⁴⁰、多くの諸氏がいわれるように四七一年であろう。「獲加多支鹵大王」の読みについても諸説あるが、雄略とみるのが穏当と考える⁴¹。

さて、前半の系譜は既述のように文章による一系系譜である。「上祖」の意富比埜はオホヒコで、記紀にみられる大彦命を想起させる。銘文で意富比埜の子は多加利足尼だが、『古事記』では建沼河別命と比古伊那許志別命、御真津比売命(『日本書紀』御間城姫、垂仁母)であり伝が異なる(図1・1)。

記紀の大彦命は伝説的人物と評されることが多い。おそらく、稲荷山鉄剣銘においてもオホヒコなる人物は伝説的人物として意識され、上祖として据えられたものであろう。記紀との関係を考えるうえでも、ここでオホヒコについて若干の考察しておきたい。

大彦命は記紀を中心に伝承が残る。『古事記』崇神段では、大毘古命を高志道に、その子建沼河別命を東方十二道に、それぞれ遣わし

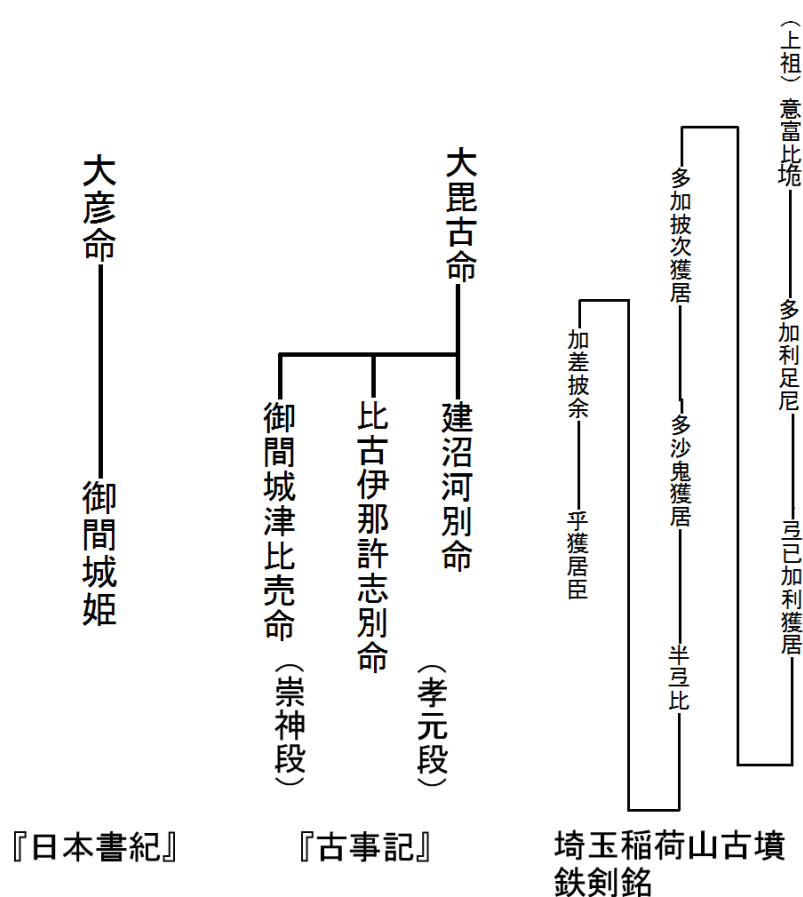


図1-1: オホヒコの系図

大彦命之後也。阿倍氏遠祖大彦命。磯城瑞籬宮御宇天皇御世。遣「治蝦夷」之時。至「於兔田墨坂」。忽聞「嬰兒啼泣」。即認覓獲「棄嬰兒」。大彦命見而大歡。即訪「求乳母」。得「兔田弟原媛」。便付「嬰兒」曰。能養長安耐「功」。於是成人奉「送之」。大彦命為「子愛育」。號曰「得彦宿禰」者。異説並存。

これによれば、磯城瑞籬宮御宇天皇（崇神）の世に、蝦夷を治めるために遣わされた阿倍氏遠祖大彦命が、兔田墨坂に至ったとき啼泣を聞き、棄てられた嬰兒を獲る。大彦命は大いに歓び乳母を訪求して兔田弟原媛を得、「能く養って長安せば功に酬いん」と言つて嬰兒を媛に付した。そして媛は嬰兒を成人させて大彦命に送り、大彦命は子と為して愛育した。

『新撰姓氏録』河内国皇別には次のような記事がある。

難波忌寸

した記事の反映であるとする⁴²⁾。

を東山道、完人臣雁を東海道、阿倍臣を北陸にそれぞれ遣わ

らせた伝承で、崇峻紀二年七月壬辰条にみられる、近江臣満

て「まつろはぬ」者どもを和平させ、日子坐王を旦波国に遣わして玖賀耳之御笠を殺させたとある。『日本書紀』崇神十年九月甲午条には、大彦命を北陸、武渟川別を東海、吉備津彦を西道、丹波道主命を丹波にそれぞれ遣わして、「若し教を受けざる者あらば乃ち兵を挙げて伐て」と詔し、印綬を授け將軍と為した、とある。ここで大彦命は、將軍として任ぜられたことが記されるのみで、具体的に何を

行つたという動きを示す伝承はみられない。井上光貞氏によると、これはすでに東海・北陸地方と深い関係をもっていた阿倍氏に関わ

その子が得彦宿禰であるという。この伝承では大彦命は高志（北陸）ではなく、「治蝦夷」とあって、地方に遣わされる伝承として語られるが、話題の中心は「得彦宿禰」をめぐるものである。舞台である兔田（宇陀）の墨坂も、大和中央部と伊勢を結ぶ要路上の地であり⁴³、北陸・東国ではなく大和に程近い場所である。

また、崇神記紀には、武埴安彦（建波邇安王）の叛乱を鎮定した伝承がある。大彦命が北陸へ向かう途中、和珥坂上（『古事記』山代の幣羅坂）で少女の歌を聞き、武埴安彦の謀反が発覚、大彦命は和珥臣の祖の彦国葺（日子国夫玖）と共にそれを討つとある。伝承の内容は記紀共に大筋で同じだが、彦国葺と武埴安彦とが矢を競ううちに武埴安彦の胸に矢が当たって死ぬ話が詳しく語られ、大彦命については征討に向かったことしか語られない。

『日本書紀』継体二十四年二月丁未条には天皇の詔として、「磐余彦の帝（神武）、水間城の王（崇神）より皆、博物の臣・明哲の佐に頼る。故、道臣謨を陳べて神日本（神武）以って盛なり。大彦略を申して膽瓊殖（崇神）用いて隆にましましき」との文言がある。これは『藝文類聚』により潤色されたと考えられるが⁴⁴、『後漢書』列伝第七に「自堯舜之帝、湯武之王、皆頼明哲之佐、博物之臣。故皐陶陳謨而唐虞以興、伊箕作訓而殷周以降。」とあるのに通じる。伊箕を大彦に換えて崇神朝が隆盛したことから、『日本書紀』編纂時において大彦命は天皇を補佐した「明哲之佐」「博物之臣」との認識が窺える。

記紀にみえる大彦命は、伝承では四道將軍の一人であり、叛乱鎮定の加担者として語られている。四道將軍の派遣を天皇の国土平定の伝承と理解すれば、大彦命には天皇の臣としてのイメージと武力的イメージが並存し、英雄視されるようなイメージが持たれたと考えられる。『新撰姓氏録』の難波忌寸の祖先伝承は、その成立時期を明言することは難しいが、記紀の將軍派遣を知った上での伝承と考えられる⁴⁵。

オホヒコという名はワカタケル・ヲワケとともに人名として作られやすい複合語といわれる⁴⁶。また、ヒコを含む人名は六世紀代より古いと考えられるものが、畿内を中心に西国に比較的多く分布することが指摘されている⁴⁷。記紀や『新撰姓氏録』の大彦命伝承では、大彦命の行動と結びつく具体的な土地が大和とその周辺である。このこともあわせて考えると、大和を中心とした大王の周辺地域で、オホヒコという人名は、古くから上祖や英雄的人物として、一般的に設定されやすかったとみることができる。大彦命が稲荷山鉄

劍銘の時代から阿倍氏の祖であったかは、記紀に登場する阿倍氏の伸張と氏族伝承との関係も含めて論じられなければならない⁴⁸。

話を銘文に戻す。オホヒコの次は多加利足尼で、これをおいて次の三代は連続して名が「獲居」でおわる。これは最後三人の名と比較しても趣が異なる。筆者は「獲居」でおわる三人は称号の「ワケ」と関わりがあると考ええる。佐伯有清氏は「乎獲居臣」の獲居も称号ワケとみた。その根拠は「乎獲居」の「乎(ヲ)」が「小」であって個人名とされる点にある。さらに実例として「和氣系図」を挙げ、大別君と小別君、年之別君と小年之別君の兄弟関係により、小別君のような例は小が個人名で別君が称号であるとする⁴⁹。兄弟関係によつて名のはじめに「大(オホ)」「小(ヲ)」が付される例は他の史料にも多くみられるが、「大」との対比で考えるとき、「小」は接頭語的な役割を果たしている。小別と乎獲居が同じく「ヲワケ」と訓じ得ても同義として捉えられるかどうかは明確にできないが、結論として、筆者は半弓比、加差披余に引き続き、乎獲居は実名であろうと考える。そして「臣」は銘文の後半で「奉事根原」を述べるヲワケの謙称とみている⁵⁰。

熊谷公男氏は稲荷山古墳に複数の埋葬施設があり、第二主体部と呼ばれる礫櫛施設から金錯銘鉄剣が出土していることから、乎獲居は在地の首長ではなく近親者で中央へ上番した可能性を述べた⁵¹。前述の「ヲ」を兄弟関係の「小」に当てることができれば、示唆に富む指摘である。

前川明久氏は稲荷山鉄剣銘の系譜記載の特徴として、五世紀の中葉において畿内豪族のあいだに「ヒコースクネ」という系譜の類型が成立していたと述べる⁵²。氏はこの他の類例として記紀系譜の葛城襲津彦の子孫系譜をあげ、襲津彦の次の世代が葦田宿禰・玉田宿禰であることを傍証とする。葛城襲津彦はその実在性が指摘されるが⁵³、実在の人物とすると、その子孫にも実在の可能性が出てくる。筆者は後述するように、このような類型は史実性を度外視した祖先系譜の範疇に入るものと考ええる。系譜中の名の趣に差異が生じることより考えても、ワケ・スクネなどの称号を用いた系譜の叙述パターンが存在したとみられる。よつて、筆者はオホヒコからワケを含む三代の部分まで、祖先の系譜を叙述する一パターンではないかと考える。乎獲居臣にとつての畿内との関係は、系譜中に畿内の叙述パターンが含まれることによつて表出される。

次に乎獲居臣より後の「世々」以下の部分をみると、「世々杖刀人の首と為りて、事へ奉り来て今に至る」とある。これは先にみた八

代の系譜を受けての弁であろう。そして「獲加多支鹵大王の寺、斯鬼宮に在る時、吾天下を左治し此の百鍊利刀を作らしめ、吾が奉事根原を記すなり」という件では、主体は「吾」すなわち乎獲居臣である。

この銘文は、前半の系譜において意富比埜から乎獲居臣への八代の出自を示し、続いて「杖刀人首」として大王に事^{つか}えてきた職掌の根拠を述べる。これにより出自の説明は一体化する。さらに乎獲居臣がワカタケル大王のときの「左治天下」を記し、系譜と後半の譜文とは、繰り返し「始祖から吾」への流れを物語っていることになる。要するに、銘文が乎獲居臣を語る目的で象嵌されたことが確認できる。

「獲加多支鹵大王」は記紀の雄略に比定できると筆者は考えるが、雄略はまた『宋書』倭国伝にみられる倭王武にも比定される。その上表文には「昔自り祖禰躬ら甲冑を擐き、山川を跋涉して寧処に遑あらず」と称して、先祖以来周辺地域を平定してきた次第を述べている。そして「句驪」征討の話になると、「亡考済」の没に伴って一旦は頓挫したものの、自らが「父兄之志」を申^のぶとして將軍号の仮授を請うている。倭王武は祖禰より引き続いてきた政治的な意味での職掌の性格を宋の順帝に上表している。すると、これは同時代に稻荷山鉄剣銘が述べた、乎獲居臣による自己存在の歴史的根拠の表明と重なり興味深い。しかし上表文の中には、「祖禰」よりの流れを示す系譜が独立して示されておらず、なお検討が必要である。

二、『釈日本紀』所引『上宮記』逸文

『上宮記』は現在完本が伝わらないが、『釈日本紀』巻十三、述義九、第十七の「上宮記曰」と、『聖德太子平氏伝雑勘文』下三、上宮太子御子孫并妃等事に引かれる「上宮記下巻注云」とが逸文として残っている。その字音仮名の仮名遣いが藤原宮木簡より古いなどの先行研究を参考にして⁵⁴、筆者は『上宮記』は七世紀半ば頃から末までのある時期に成立したと考える⁵⁵。このうち、『釈日本紀』に引用された逸文は「男大迹天皇、譽田天皇五世孫、彦主人王子也。母曰^ニ振媛^一。」の条にみられ継体天皇の出自を示す史料として掲載されている。

『釈日本紀』所引「上宮記」逸文

上宮記曰。一云。凡牟都和希王娶湊侯那加都比古女子名弟比賣麻和加。生兒若野毛二侯王。娶母々恩己麻和加中比賣。生兒大郎子。一名意富々等王。妹踐坂大中比弥王。弟田宮中比弥。弟布遲波良己等布斯郎女四人也。此意富々等王娶中斯知命。生兒乎非王。娶牟義都國造名伊自牟良君女子。名久留比賣命。生兒汗斯王。娶伊久牟尼利比古大王。生兒偉波都久和希。兒偉波智和希。兒伊波己里和氣。兒麻加和介。兒阿加波智君。兒乎波智君。娶余奴臣祖。名阿那尔比弥。生兒都奴牟斯君。妹布利比弥命也。汗斯王坐弥乎國高嶋宮時。聞此布利比賣命甚美女。遣人召上自三國坂井縣而娶所生。伊波礼宮治天下乎富等大公主也。父汗斯王崩去而後。王母布利比弥命言曰。我獨持抱王子在无親族部之國。唯我獨難養育。比施斯奉之云。尔將下去於在祖三國命坐多加牟久村也。

内容は、前半が主に「凡牟都和希王」から「生兒汗斯王」まで（a）と、「娶伊久牟尼利比古大王」から「妹布利比弥命也」まで（b）とを語る文章系譜である。後半が物語的な叙述で、「汗斯王坐弥乎國高嶋宮時」から「乎富等大公主也」までが汗斯王と布利比弥命の婚姻と乎富等大公主の出生の次第（c）（図1・2）、そして最後は、布利比弥命が多加牟久村で王を養育したとする内容（d）である。

前半の系譜部分をみると、（a）の部分は「A娶B生兒C」で書かれ、（b）のほとんどは「A児B」の形で書かれている。これまでに先学が指摘しているように、（b）の「娶伊久牟尼利比古大王。生兒偉波都久和希。」から後は、一系系譜とみられる。記紀などを参照すると「娶」の存在は文脈的に不自然の観があるが、後述のように、異なる別の系譜を接合する役割を想定できる。用字法として、「娶」を受けてその直後だけ「生兒」となっていることは系譜を読む上で興味深い。

（a）の内容についてみる。冒頭の凡牟都和希王をホムツワケと読むと、垂仁の皇后、狭穗姫所生の誉津別王（『日本書紀』）を想起される。「都」については「魏志倭人伝」の地名を洛陽古音で表した場合、「伊都」「都支」「好古都」の「都」を「タ」と読むことができるとの指摘があり⁵⁶、ホムタワケと読むことが古い時代にあったのかも知れない。吉井巖氏は、この同じ逸文の中で「湊侯那加都比古」「牟義都国造」「偉波都久和希」のように「ツ」と訓じる方が適当と思われる名詞があることを指摘する。「凡牟都和希王」の場合もホムツワケと読むべきであろう⁵⁷。しかし、この系譜には記紀の中である程度対応する箇所がみられるので、ホムツワケと訓じて、記紀のホムタワケを指している。

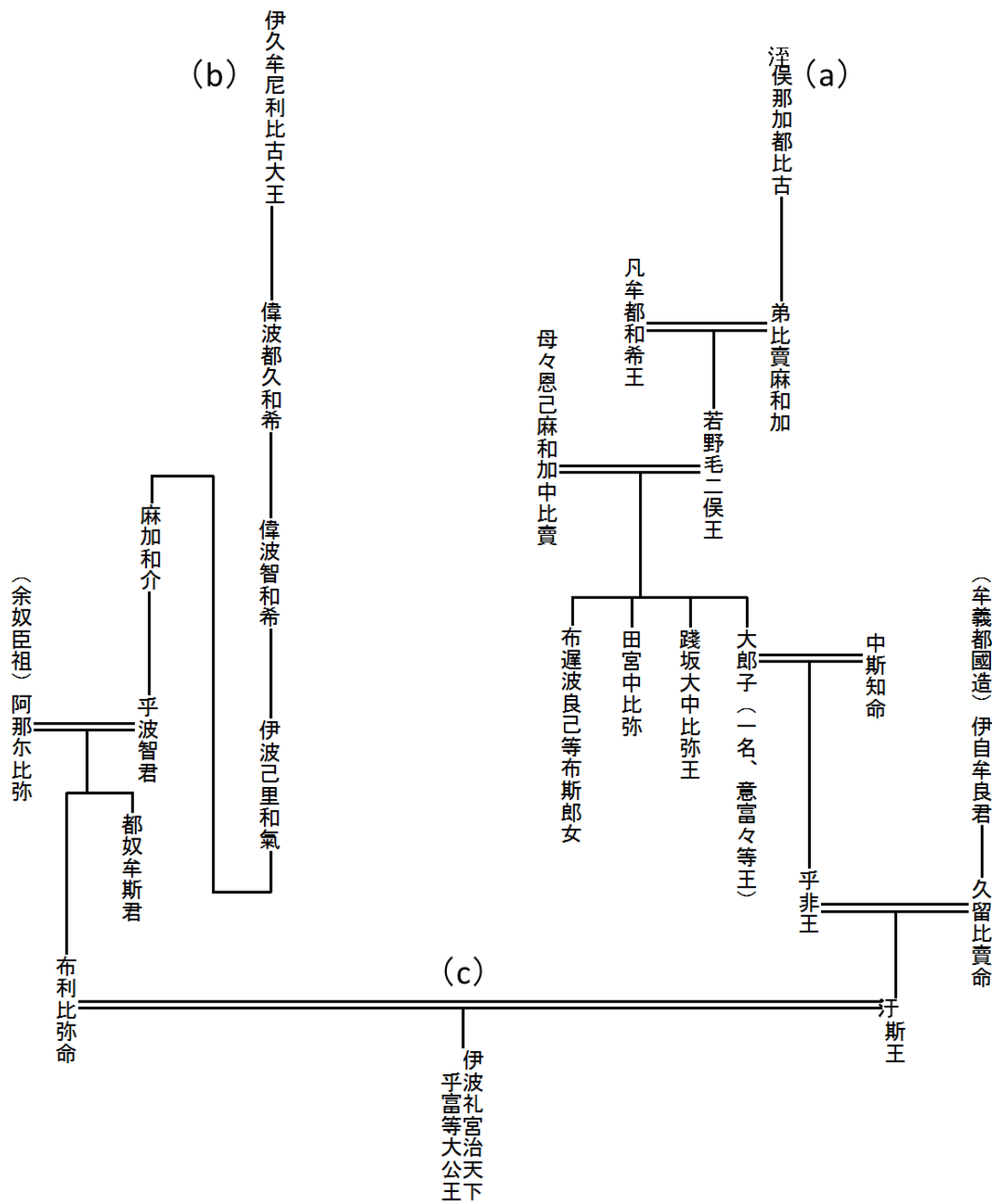


図1-2:『上宮記』『一云』による系図

記紀の系譜と比較してみると（図1-3）、『古事記』では、品陀和氣と息長真若中比売との間に若沼毛二俣王が生まれ、二俣王が同母妹の百師木伊呂弁（亦名、弟日売真若比売命）を娶る。『上宮記』と『日本書紀』の場合、凡牟都和希王（応神）が弟比売麻和加（『日本書紀』弟媛）を娶り若野毛二俣王が母々恩（思）己麻和加中比売を娶るので、所伝が異なる。この点は、息長氏によって改作された系譜が『古事記』に掲載されたとする吉井氏の指摘がある⁵⁸。いずれにしろ、「モモシコ（キ）」にちなむ名の者を娶ったことは伝承として動かない。

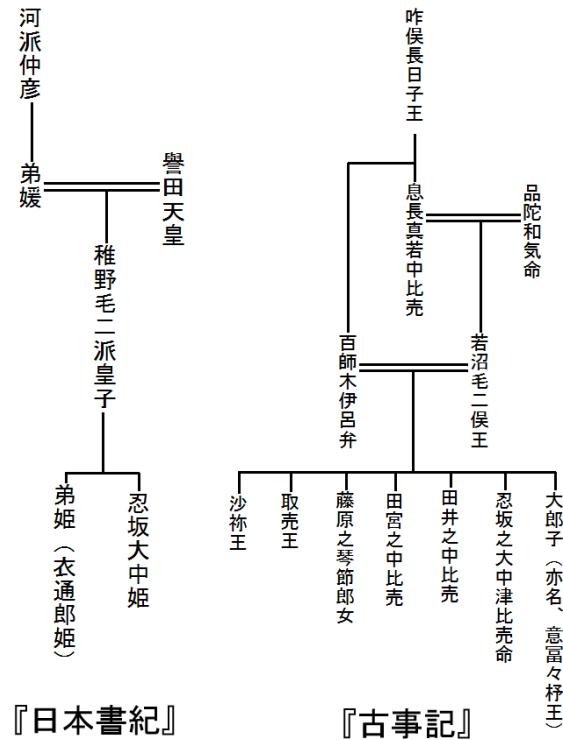


図1-3: 記紀の応神后妃子女系図

次に若野毛二俣王の子女について。『上宮記』では「四人也」としているのに対し、『古事記』では七王を掲載して二俣王子孫の系譜は終わる。『日本書紀』は稚渟毛二派皇子の子女としては允恭の皇后となった忍坂大中姫を伝え（安康即位前紀）、その妹として弟姫（衣通郎姫）を伝えている（允恭七年十二月壬戌条）。ちなみに『古事記』は水齒別命（允恭）と忍坂太中津比売命の間に所生の軽太郎女に「亦名、衣通郎女」を伝えている。

『古事記』系譜の場合、すでに黛弘道氏による検討があり、田井之中比売と田宮之中比売は両者の間で何らかの誤写か異伝があつて、

伝承を重ねるうちに生じた重複であり、取売王と沙祢王は前の五王と比べて名の趣が異なるので、後世の付加であろうとした⁵⁹。先に述べたとおり、『上宮記』逸文は仮名遣いの年代などから、記紀成立より古いことは明らかであるので、吉井氏や黛氏の見解は十分に首肯できる。

「大郎子。一名意富々等王」の子孫は、記紀に対応するものがみられないが、『日本書紀』の彦主人王が汗斯王に対応すると考えられる。この箇所ですでに「王」の称号をもつ乎非王と汗斯王は、黛氏と同様の観点に立つて考えると、取売王と沙祢王の名の趣が他と異なるのと同様、大郎子の世代までの人物と違って名前が簡素である。また「大郎子」のような抽象的な呼称でもない。さらに、「牟義都國造名伊自牟良君」のように、具体的な豪族名があらわれている。

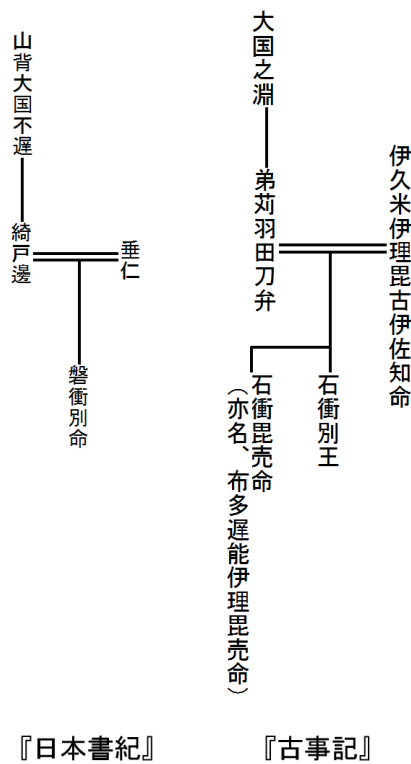


図1-4: 記紀の垂仁后妃子女系図

次に（b）についてみる。「麻加和介」については『国史大系』本に従ったが、黛氏の校訂に従えば「麻和加介」とすべきである⁶⁰。これも記紀の記載と比較してみると（図1-4）、伊久牟尼利比古大王と倭波都久和希は、その訓からそれぞれ記紀の垂仁と磐衝別命（『古事記』石衝別王）に対応する。それ以降は、訓の上で記紀に対応するものは見当たらないが、倭波都久和希の兄の倭波智和希について、これらを『日本書紀』景行紀にみえる「三尾氏磐城別」とみる見解がある⁶¹。その理由は『先代旧事本紀』「国造本紀」の羽咋国造に、

泊瀬朝倉朝御世、三尾君祖、石撞別命兄石城別王定賜国造。

とあり、『新撰姓氏録』右京皇別下に、

羽咋公

同（垂仁）天皇皇子磐衝別命之後也。（筆者注）

ともあることによる。『古事記』によると、石衝別王は「羽咋君、三尾君之祖」とあり、『日本書紀』には磐衝別命が「是、三尾君之始祖也」とあるので、イハツクワケとイハキワケが親子関係にあるという伝承が生じるのは不自然ではない。しかし、『上宮記』と記紀その他の史料との比較を行った場合、「智」は「チ」で「城」は「キ」の乙類であって、字音において一致をみないので、同一人物と断ずることには慎重を期さねばならない。ただ、後にみられる「余奴臣」との関わりを地域的に考えるうえでは注目すべき指摘である。

溝口睦子氏はこの系譜について、伊波己里和気までは称号を有し、これらが応神朝頃までの人物で、伝説上の祖であるとし、一方の麻和加以下は実名的な名であることから、現実的な祖先であり、系譜に重層構造があるとする⁶²。系譜をみると布利比弥命の兄である都奴牟斯君、さかのぼって乎波智君・阿加波智君にも「君」の称号がある。筆者は、後述するように、この「君」の称号を共有する阿加波智君から布利比弥命までが、現実的な祖先観に基づくグループと考える。

以上みてきた（a）（b）は、表現法の異なる系譜である。一方は汗斯王に至るもので、もう一方は布利比弥命に至るものである。この二つの系譜は「伊久牟尼利比古大王」の前にある「娶」字を以って一文の体裁に整えられたと考えられ、その結果、系譜部分は一見してやや複雑なかたちになったと推測する。

（c）（d）は『日本書紀』継体即位前紀に

天皇父、聞_ニ振媛顔容姝妙甚有_ニ嫩色_一、自_ニ近江国高嶋郡三尾之別業_一、遣_レ使聘_ニ于三国坂中井_一へ中、此云_レ那。、納以為_レ妃。遂産_ニ天皇_一。天皇幼年父王薨。振媛迺歎曰、妾今遠離_ニ桑梓_一、安能得_ニ膝養_一、余帰_ニ寧高向_一へ高向者、越前國邑名。、奉_ニ養天皇_一とあり、人名・地名・伝える内容はほぼ同じである。『上宮記』と異なるのは文字表記の問題とみてよいだろう⁶³。

（c）は汗斯王が弥乎国高嶋宮に坐す時に、此の布利比弥命が甚だ美女であると聞き、人を遣わして三国坂中井縣より召し上げ、娶して生める所が、伊波礼宮に天下を治す乎富等大公主である、という内容である。

(d)の内容は、乎富等の父の汗斯王が崩去して後、王母布利比弥命が、我独りが王子を持抱して親族部のいない国に在り我が唯独りで養育するのは難しい。そこでヒタシ（養し）奉らんとして、布利比弥命の祖である三国命の坐す多加牟久村に下去する決定を述べたものである。この段落は布利比弥命が三国の多加牟久村に帰ろうとする意思を述べたことが中心であり、乎富等が主体的に活動したものである。この逸文が布利比弥命の伝承を中心に展開していることから、この伝承の荷担者は布利比弥命の出自に関わる余奴臣氏（江沼臣氏）ではないかとの指摘がある⁶⁴。布利比弥命を中心に展開している点では筆者も同意見だが、布利比弥命は三国命が祖であり、三国坂井縣から召され多加牟久（高向、越前国坂井郡）に帰るなどとみられる。三国との関係も注視すべきであろう⁶⁵。『新日本紀』所引の『上宮記』逸文は、父方と母方の趣が異なる系譜と、布利比弥命中心の物語的な伝承が相互に内容を補完しながら、継体の出自を示している。結果的に、二つの主題によって成立する史料であることが確認できる。

三、山ノ上碑

山ノ上碑は群馬県高崎市に存在し、四行五十三文字が彫り込まれている。まず碑文を掲げる。

辛己^(イ)歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此

新川臣兒斯多々弥足尼孫大兒臣娶生兒

長利僧母為記定文也 放光寺僧

一行目は「辛己歳集月三日記」とあるが、辛己（辛巳）歳が天武十年（六八一年）に当たるのか、天平十三年（七四一年）に当たるのか問題とされてきた。近年の研究では天武十年説をとるのが大勢的である。山ノ上碑に近接し「神龜三年丙寅」紀年をもつ金井沢碑には「三家子孫」とあり、両碑とも碑石が輝石安山岩の自然石であることが知られ⁶⁶、山ノ上碑と深い関係があると考えられる。大宝律令施行以後、年号による紀年が優勢となり⁶⁷、「神龜三年」銘に対して辛巳という干支が用いられたとすれば、山ノ上碑の紀年は、天武十年と考えられる。また、「集月」とあるのも通音によって十月と解することができるのは、既に諸先学が示す通りであろう。

二行目以下について、狩谷掖斎は『古京遺文』の中で「文義古拙不可読」と述べたが、和文表記と解して読み下せば解読可能である⁶⁸。内容については「長利僧」を境として前後に分けることが可能であり、前部が長利僧の出自を示す文章系譜、後部が「長利僧母為記定文也」とできる。末尾の「放光寺僧」は「文也」までの文からやや離れて記されており、署名的性格と考えれば「長利僧」＝「放光寺僧」であろう⁶⁹。

前部の内容を詳細にみてゆく。二行目からの意としては「佐野三家（ミヤケ＝屯倉）を（と）定め賜へる健守命の孫、黒壳刀自、これに続いて「此れ（黒壳刀自）」が「新川臣の兄、斯多々弥足尼の孫大児臣」に娶して生める子が長利僧、というものである。このうち、「孫」の解釈をめぐっては「子の子」の意とみる説と⁷⁰、子孫の意とする説とがある⁷¹。

三行目に今一度注目すると「新川臣―斯多々弥足尼」とあり、称号らしい形態が「オミ―スクネ」と続く。「ヒコ―スクネ」という祖先系譜の系譜類型が再び想起される⁷²。初代の称号がオミとヒコの差があるのは問題として残るが、二代目がスクネであるという傾向に注目して考えれば、スクネを含む部分というのは、祖先系譜の中にあるものと考えられ、筆者は「孫」を隔てて存在する大児臣は、斯多々弥足尼の子孫と解してよいと考える。

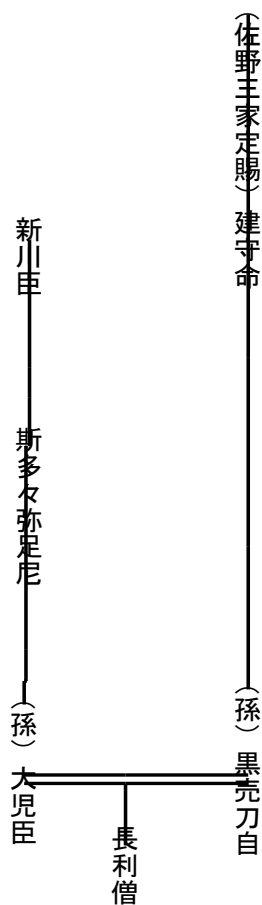


図1-5：山ノ上碑系譜の系図化

この系譜部分は、黒壳刀自・大児臣それぞれに至るまでは一系系譜とみられ、長利僧からみた場合、双系に両属する系譜ということになる（図1-5）。

黒売刀自の祖は佐野三家を定めた（或いは屯倉と定めたときの）健守命であり、黒売刀自に至るまで代々佐野三家と関わってきたことを示している。一方、大児臣の側は新川臣・斯多々弥足尼という祖先系譜を有しており、足尼（宿禰）の称号が畿内豪族の祖先系譜の叙述パターンに基づくものであるとすれば、大児臣が畿内大和政権に出自関係を求めていることになり、双方の間に生まれた長利僧は、大和政権の把握しうる圏内の人物ということがいえる。この系譜は碑文の記載面積による制約か、あるいは義江明子氏が指摘するように、「娶生児」の形式をもちながら、もはや両属系譜本来の形式というものを失ったのか⁷³、とにかく中間の叙述が省略されている。しかし、始祖の人名を漏らすことなく記している点は大きな特徴である。これは溝口氏の指摘するように、系譜によって「奉事根源」を語る目的で⁷⁴、畿内大和とのかかわりを強調しているものと考えられる。

さて、こうした系譜に続く後部の「長利僧母為記定文也」は、前部の系譜でみたような奉事根源とは直接関係なく、母のために碑文を記した旨のみ語られている。

まとめると、この碑文は、まず母の黒売刀自の出自を示し、「此」が大児臣と娶するという体裁をとるが、碑文全体の目的は、長利僧の母黒売刀自のための「記定」である。東野治之氏は、『日本書紀』天武十年三月丙戌条の「令記定帝紀及上古諸事」の記事との対比から、「記定」には過去の事実を確定して後代に記し伝える意があると論じた⁷⁵。

また、仁藤敦史氏は、七世紀後半から八世紀初頭にかけての東国の碑（山ノ上碑・那須国造碑・多胡碑・金井沢碑）を取り上げ、古代の他地域の碑と比べて、北関東の碑には独自性が見られ、その一つに「祖先顕彰の伝統」があるとした。それは、特定の職掌の連続から律令制の枠組みに変化する時期においての、東国豪族による自己の社会的地位を確認する起点であると述べた⁷⁶。

山ノ上碑は、文面上、母である黒売刀自を顕彰するかたちをとるが、先の両氏の指摘を参考に考えれば、建碑者とその出自氏族が建碑時点において存在を主張しているということもできる。

四、三史料に共通の性質

1 系譜の性質

前節までの系譜を伴う三史料について、記紀の成立をみる以前の系譜史料として総括し、これらの性質から、系譜史料の一般性を考察する。

まず、史料全般を論じる前に、系譜について考える。

溝口睦子氏は『粟鹿大神元記』の検討を通して氏族系譜の性質を示した⁷⁷。それは、(1)重層構造をもつ、すなわち系譜の中に断層があり、その古い部分は他の多くの氏との共同系譜である。(2)大和朝廷の建国神話・建国伝説上の人物を始祖としている。(3)氏姓・職掌の起源が書かれており、殆どの場合、それが応神朝以前の先祖に関係づけられている。(4)文章が「奉仕」の形式である。これらの性質を踏まえて、古代氏族系譜の目的は、自己の所属する系統の表示と、氏姓・職掌の表示とによる、奉仕の表明であると意義付けた。

一方、義江明子氏は、「和気系図」の検討による古系譜の特質から、出自と系譜の関係を示した⁷⁸。要約すれば、(一)集団の永続性として族長位の継承を示す一系系譜と、集団の結合性を示す両属系譜とがあり、出自は両系譜の併存によって示される。(二)そしてこれらが統合され、祖先を出発点とする裾広がりの出自系譜が七世紀後半から八世紀初めにかけて成立する。(三)稻荷山鉄剣銘文の傍証によって、自己よりさかのぼって三世代が、系譜作成上の現実の核となる普遍的な世代深度だったのではないかととして、「三世代一グループ」という仮説を立てた。そして、出自系譜の発展段階を示し、厳密な意味での出自系譜の成立は七世紀後半以後で、その出自系譜が奉事根源の理念をも吸収するのは九世紀半ばであるとした。よって、重層的な同祖構造による系譜の体系性とは、出自系譜の成立以降にあてはまる事柄であるとして、溝口氏の説を批判した。

三例の系譜史料の場合に限って、溝口氏の説を検証してみると、(1)系譜中に断層があるということは、同系譜内の名の類型的差違による着眼である。稻荷山鉄剣銘の場合、上祖意富比埜より五代目の多沙鬼獲居まで名の中に称号的な要素を含む。その反面、最後三代の名が簡素である。山ノ上碑は、黒売刀自の祖は健守命で「命」を有し、大兒臣の場合はそれ自身「臣」を有しているものの、「孫」字を介して始祖系譜の人物と、そうでない人物を分けるとすれば、やはり始祖の範疇に入る人物は新川臣・斯多々弥足尼と考えられ、「臣」「足尼」を有している。

『上宮記』「一云」系譜からは称号的要素の有無の抽出は難しい。しかし、(a)の部分のうち、凡牟都和希王から汗斯王までの系譜では、大郎子とその弟妹までが『古事記』の伝と共通する。これに対して、それより下る世代は『古事記』にはない。(b)伊久牟尼利比古大王から布利比弥命においては、始祖二代の名が記紀と共通している。ただ『上宮記』と『古事記』の原史料が全く同じものであることは確認が困難であるし保証もない。したがって、異なる個人あるいは氏集団が同様の系譜部分を共有していた想定も可能となる。その意味では、溝口氏のいう、系譜の古い部分が多く、多くの氏集団の共同系譜であるという点と齟齬しない。

稻荷山鉄剣銘や山ノ上碑系譜の「古い部分」をみると、他の系譜史料との内容面での同一性・共通性はみられない。つまり三史料の系譜のうちで「古い部分」が共有されたものである可能性があるのは『上宮記』のみということになる。

(2) 大和朝廷の建国神話・伝説上の人物が始祖に求められるという点は、『上宮記』においては認められる。稻荷山鉄剣のオホヒコは記紀の大彦命と同観念であれば認めうるが、同一人物あるいは同一観念という傍証が得られない。山ノ上碑の健守命・新川臣・斯多々弥足尼は記紀等に同一視する人物は見られず、在地において共有された祖先の名である可能性はあるが、これも傍証が得られない。「大和朝廷の」という意味においては、これは三史料に共通する性質として認め難い。

(3) (4) の氏姓・職掌の起源あるいは「奉仕」という文章形式をもつ点については、稻荷山鉄剣ではすでに溝口・義江両氏ともに指摘するところである⁷⁹。三史料とも始祖の名を明確に示しており、山ノ上碑についても黒売刀自の始祖に「佐野三家定賜」とあり、職掌をうかがわせている。『上宮記』の場合には、汗斯王・布利比弥命の両出自系譜の始祖は、記紀において天皇とされる人物であり、特定の職掌を示さない。しかし、汗斯王系譜ではその母久留比売命の父が「牟義都国造」の伊自牟良君であり、布利比弥命のほうもその母阿那尔比弥が「余奴臣祖」であり、母系に氏姓の起源を求めていることが考えられる。いずれにしても、全ての系譜において氏姓・職掌の起源を確認することは一応可能である。さらに『上宮記』の場合、職掌をさかのぼることができるのは、出自を示すべき人物の二・三代前までであるから、それが応神朝以前の祖先というのは難しい。

義江氏は一系系譜・両属系譜と出自系譜の成立と発展について、本章で取り上げた系譜群を用いたが、溝口氏が示したのとは更に異なる性質として提示したのが(三)である。これは先にも述べたように「和気系図」と稻荷山鉄剣銘によつての結論だが、『上宮記』に

においてもこれは看取することができる。(a)系譜は、『古事記』と共通しない部分の父系をたどると、乎非王・汗斯王と続き、最後の乎富等大公王を入れれば三世代となる。布利比弥命の方は、同じく父系をたどれば、「君」の称号を有するのが最後三世代であった。

『上宮記』「二云」の逸文には、汗斯王と布利比弥命の婚姻関係によって乎富等大公王の出自を示すと同時に、布利比弥命の動向を語るといふ二つの主題が存在した。この点から筆者は系譜の伝承について、父系は乎富等大公王からさかのぼり、母系は布利比弥命を起点にさかのぼるものと考ええる。この考えが首肯できるとすれば、『上宮記』においても三世代一グループという考え方は適合できる。

山ノ上碑では、三世代という考え方は系譜からは読みとれず、長利僧の父系・母系とも黒売刀自と大兄臣を示すのみである。しかし、三世代という括りを、五世紀後半の稻荷山古墳、七世紀後半から八世紀始め頃の『上宮記』、九世紀前半の「和氣系図」で確認できるならば、山ノ上碑の事例を以って否定してしまうことはできないだろう。筆者は義江氏と同様、三世代一グループが現実的な核となる系譜観とみる説に従いたい。

このように三史料の系譜から、次のような性質を指摘することができる。

- ① 系譜中に境界がみられる。その境界を規定するのは、叙述パターンが存在する祖先系譜と、三世代という現実的世代観である。
- ② 氏姓あるいは職掌の起源を示す情報が内包されている。その際、必ずしもその職掌の起源は、溝口氏の述べるような建国神話上の人物や応神朝以前の人物に求められているとは限らない。

2 系譜観念の流れ

さて、『上宮記』の系譜は先学の掲げた特徴的な要素をおよそ満足し、他の二つはそうではない(表1-1)。このような差異は如何にして発生したのだろうか。ここでは、記紀成立以前という時期設定を前提としているが、稻荷山鉄剣銘は五世紀後半頃、他は広くみても七世紀後半だから、その間二世紀の開きがある。

稻荷山鉄剣銘は世々の奉事根源を示すための一系系譜であった。その形態は畿内でパターン化された祖先系譜に、本人を含む三代の系譜をつなぎ合わせたものである。

山ノ上碑は他の史料と情報の共有関係が確認できない。また始祖に位置付けられる人名が記紀等の伝承にみられない。この系譜は母

表 1-1：三史料の特徴比較

	系譜中の断層	系譜の共有関係	建国伝承に ちなむ始祖	職掌の起源	三世代 ーグループ
稲荷山鉄剣銘	○		△	○	○
上宮記	○	○	○	○	○
山ノ上碑	○			○	

系の出自と父系の出自を一系系譜で示し、その両者が長利僧の出自をあらわす双系系譜の体裁をとっている。ただし、稲荷山鉄剣銘のような一系系譜を抱き合わせただけの形態である。

『上宮記』と山ノ上碑は時期の近いに双系系譜だが、両者は構成や表現に大きな差がある。

『上宮記』は、神話的内容や天皇系譜も含み、『古事記』に趣が近い体裁の史料であり⁸⁰、系譜構造も複雑である。『上宮記』の系譜表現は、当時においては、最も新しいものではなかったかと筆者は考える。『上宮記』と山ノ上碑との差異は、政権中央の畿内地域で史料が成立したか、上毛野（上野）国で在地氏族が在地で持つ系譜意識で作文したかの差異であろう。山ノ上碑は畿内地域から遠方である故に、ある程度、前時代的な系譜様式で作文されたとみられる。『上宮記』「一云」系譜は、複雑に父母両系の出自を記すことによつて、大王の子孫が様々な血縁のつながりを持ちながら継体の出自を示す形態である。これは政治的意図をはらんだ最終的な所産と解される。

3 系譜と本文との関係

系譜が以上のような性格をもつたとすれば、史料後半の本文は、文脈上、系譜とどのような関係にあったか。ここでは、この点を整理する。

稲荷山鉄剣銘は乎獲居臣の出自を確認し、「左治天下」と作刀の由来を語っており、語られる対象は乎獲居臣と云うことができる。また、その目的は倭王武の上表文と同様と考えられれば、職掌と政治組織内での位置の表明である。『上宮記』「一云」では、史料中（c）は系譜によつて導かれる汗斯王と布利比弥命の婚姻の次第、（d）はその布利比弥命が多加牟久村へ坐す理由がそれぞれ語られている。（d）は、乎富等大公主の養育をめぐるものだから、究極的には乎富等（継体）の出自を示すことが目的と考えてよい。山ノ上碑は職掌を示す情報が系譜中に示されながら、その後の文は母のための「記定」を述べるものである。この場合、先述のような建碑の背景を別にすれば、むしろ長利僧の私的目的が作文の意図として読み取れる。

このように三史料の本文を一同に並べて概観すると、政治的・社会的位置を主張する系譜をそれぞれが有しなが

ら、本文の目的や方向性は必ずしも一致するものではないことがわかる。敢えて本文の内容に共通性を挙げるとすれば、これらは全て系譜に導き出された人物を語ることに主眼があることが指摘できる。換言すると、系譜の始祖とされる人物については、何ら詳しい伝承を有していないことになる。系譜を含む記録は、当時の「現在」を語るものであったということができる。

例えば、稻荷山鉄剣銘にも記紀にもみられるオホヒコは、幅広い時期に方々で伝承が語られたのかもしれないが、必ずしも系譜と伝承とが同時に語られたとは限らない伝承形態が推測される。

以上、系譜の観念上の展開、系譜と本文に共通する性質を考察した。傍証に乏しい部分もあるが、ひとつの仮説として提示したい。

五、双系系譜存在の確認

前節では、稻荷山鉄剣銘のような一系系譜の表現が、山ノ上碑のように一系系譜を抱き合わせるだけの簡単な双系系譜の表現方法を持つようになったことを述べた。しかし、その流れは、いわば発生の順序を論じたのみであり、系譜を擁する史料が語ろうとする目的が異なる以上、それらが有機的な流れをもって発展したと考えることはできない。系譜の様式面において、何らかの思想的な変革が存在しなかったか、次にこの点を考察する。ひとつの方法としては、出自を端的に示す姓（セイ）の表明を手がかりとする。

『日本書紀』には、二種類（あるいはそれ以上）の姓を組み合わせた、いわゆる複姓が存在する。直木孝次郎氏は複姓について考察し、同族意識・同族関係に基づくものを第一種複姓、同族関係にないものを第二種複姓に分類した⁸¹。これを受けて加藤謙吉氏は、阿倍氏系の複姓を中心に考察を加え、第一種複姓の発生が六・七世紀の氏族の内部分裂現象と密接に関連することを述べた⁸²。『日本書紀』で大連であったと伝えられる物部弓削連守屋は、氏の名を物部と弓削に分けることが可能で、物部は父系、弓削は母系または母の居所を指す河内国の地名と考えられ、それが氏の名となっていたと考えられている⁸³。

加藤氏の述べる六・七世紀の様相についても時期の幅が広く、『日本書紀』の記載もその原史料がいつの時期に複姓を称するようになったものか確かめられない。そこで『続日本紀』を追ってみると、改姓記事の中に父母両系の出自を示す記事がみられる。

天応元年（七八一年）五月丁亥条では、尾張国中嶋郡人外正八位上裳咋臣船主が、己等は伊賀国の敢臣と同祖であるのに、祖父得麻

呂が庚午年籍で謬って母姓に従い、裳昨臣となったことを述べている。延暦十年（七九一年）十二月甲午条に、伊豫国越智郡人正六位上越智直広川等五人が言うところによると、七世祖の紀博世が小治田朝廷（推古）のときに伊与国に遣わされ、その子孫在手が庚午年籍で本源を尋ねず、誤って母姓に従って越智直姓を負ったとある。

これらは天智朝での庚午年籍の誤りを正すことを目的とするが、特徴的なのが「あやまつて母姓に従う」という一句である。なぜ母姓が誤りとなるのか。これには、七世紀後半から令制にかけて、父系を優先させる制度が施行されたことが関係するとみられる。

『日本書紀』孝徳大化元年八月庚子条の中に「又、男女之法者、良男良女共所生子、配其父。（以下略）」とあり、この法制定の史実性については肯定的な研究が多い⁸⁴。また、令制下では継嗣令の施行、記紀の天皇系譜においては嫡系相続が示される「欠史八代」が語られるなど、律令制の完成に伴って、主に父系による嫡子相続が前提の社会となる。

庚午年籍での「あやまり」に気づいて訴えを起すのは、いずれも八世紀末の記事である。庚午年の造籍の時点では、父系で氏族を継ぐことが、まだ完全に浸透していなかったことを示しているのではないかと考える。

庚午年籍の例より以前、天平神護二年（七六六年）三月戊午条では、伊豫国人の秦毘登浄足等十一人に阿倍小殿朝臣が賜姓される。その中に、

浄足自言。難波長柄朝廷、遣^ニ大山上安倍小殿小鎌於伊豫国、令^レ採^ニ朱砂^一。小鎌便娶^ニ秦首之女^一、生^ニ子伊豫麻呂^一。伊豫麻呂不^レ尋^ニ父祖^一、偏依^ニ母姓^一。浄足即其後也。

とある。孝徳朝の時に安倍小殿小鎌が伊豫国に遣わされ、そこで秦首之女を娶り、伊豫麻呂が生まれた。この伊豫麻呂は父祖を尋^つがず、母姓に依った、浄足はその後裔である。

これは庚午年籍に原因を求めず、しかもその時期が孝徳朝か、あるいはそれをやや下る頃である。先の二例と比較すると、このときの浄足はあやまつて母姓に従ったのではなく、父祖（父系）をつがずに母姓に依っている⁸⁵。この記事から考えると、庚午年籍以前、孝徳朝の頃には父姓・母姓のいずれを名乗るかは任意で、自由な状況を想定できる。仮に天平神護二年の記事の内容が、史実ではなく造作だったとしても、そうした伝承が孝徳朝頃の社会背景を反映したものとみることできる。大化元年制定とされる「男女の法」はそ

の浸透の速度が遅く、なかなか徹底しなかったのかもしれない。その現れが八世紀末に訴えるところの庚午年籍の「あやまり」であるう。

姓の表明についてこのような状況が窺えるとすれば、記紀に見られるような一人から枝分かれする一祖多氏の表現を得る以前は、個人の出自を語る系譜は父母両系を示すものであったと考えられる。その最も単純な表現法として、父母それぞれの出自を示す一系系譜を抱き合わせただけのものが存在したと考えられる。

『日本書紀』にみられる複姓については、人名呼称の事実に基づくと考えるが、この複姓の表明も父母両系の姓（ウヂ名）のいずれを名乗ることも自由であった社会的様相が前提であったとできないだろうか。加藤氏より先、阿部武彦氏は『日本書紀』にみえる複姓が皇極・孝徳朝頃を中心にも多く、この頃に氏族単位の分裂が盛んになったのではないかとみる⁸⁶。とすれば、仮に複姓を表明する初期が、物部弓削守屋の頃として、七世紀半ば頃には、氏族の動向にしたがって複姓が盛んにみられるようになる時間的推移が想定できる。一系系譜抱き合わせの双系系譜発生も、その頃を画期として現れ、また出自表明の手段として広まるようになったと考えられる。

おわりに

以上、記紀が成立する以前の系譜を伴う史料を概観し、その系譜に共通の性質と変遷、さらに文脈から読みとれる史料の目的を試論した。結論をまとめると次のようになる。

- ① 系譜中に境界がみられる。その境界を規定するのは、叙述パターンの存在する祖先系譜と、三世代という現実的世代観である。
- ② 職掌の起源を示す情報が内包されており、その際、必ずしもその職掌の起源は神話上の人物や応神朝以前の人物に求められているとは限らない。

- ③ 史料の系譜部分に導かれる本文の内容は、系譜で出自を示した人物を中心に述べ、始祖伝承には触れていない。

- ④ 『日本書紀』にみられる複姓や『続日本紀』の改姓記事から考えると、孝徳朝頃には、個人の出自として父母両姓とも名乗りうる社会状況であり、それに伴って、出自を語る系譜も父母双系を表現するものがすでに存在していたと考えられる。

この中で浮き彫りになった個々の氏族に関する問題については、史料の特徴を捉える見地から、敢えて踏み込まなかった。本章で考察の対象としたのはわずかに三例であったが、これらの作成された系譜觀念の所在は、時期・地域ともに無作為抽出的であり、その普遍性を考えるうえでは、全くの空論とはならないであろうと考えている。

³⁵ 田中卓『日本古典の研究』（皇學館大學出版部、一九七三年）。

³⁶ 溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』学習院學術研究叢書9（一九八二年）。

³⁷ 義江明子『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館、一九八六年）。

³⁸ 義江明子『日本古代系譜様式論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。

³⁹ 積文は『埼玉稲荷山古墳辛亥銘鉄剣修理報告書』（埼玉県教育委員会、一九八二年）によった。

⁴⁰ 大野晋「鉄剣の銘文・私はこう読む」『諸君！』一九七九年二月号。

⁴¹ 多くの研究史を総括的に踏まえた論考に、斎藤忠・大塚初重『稲荷山古墳と埼玉古墳群』（三一書房、一九八〇年）、鈴木靖民「稲荷山古墳鉄剣銘 平獲居臣の研究史的検討」『国学院雑誌』八〇—一一（一九七九年）、井上光貞「稲荷山鉄剣銘をめぐる」『井上光貞著作集』第五卷（岩波書店、一九八六年）などがある。

⁴² 井上光貞「古代の東国」『古事記大成』第五卷歴史社会篇（平凡社、一九五四年）。なお、オホビコノミコト父子がアヒヅ（相津）で行きあったという『古事記』崇神段の伝承は、『日本書紀』には見られず、会津地方の経営が大化以後のことであるから、津田左右吉氏（『古典の研究』）のいうように、潤色であろうという見解もされている。

⁴³ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第二（吉川弘文館、一九六二年）、四二〇頁。

⁴⁴ 日本古典文学大系本『日本書紀』（岩波書店）、頭注。

⁴⁵ 『新撰姓氏録』の伝承の末尾には「異説並存」とある。難波忌寸氏は、『日本書紀』によれば、天武十四年六月甲午条で難波連に忌寸を賜姓されたものである。この難波連は草香部吉士大形に賜姓されたとある（天武十年正月丁丑条）。更にさかのぼると、大草香部吉士は難波吉士日香香の子孫に賜姓されたものと伝える（雄略十四年四月甲午朔条）。『新撰姓氏録』の祖先伝承は、大彦命と得彦宿禰が語られているが、神功皇后元年二月条には、

於是、犬上君祖倉見別與吉師祖五十狹茅宿禰、共隸于麿坂王。

とある。これが『古事記』仲哀段の

此時、忍熊王、以難波吉師部之祖伊佐比宿禰、為將軍。

と対応する伝であると考ええると、難波吉士の祖が五十狹茅宿禰であった伝も存在することになる。これのみでは、「五十狹茅宿禰」と大彦命とのつながりを読むことはできない。また、難波連は『新撰姓氏録』右京諸蕃下に

「難波連

出自高麗国好太王也」

とあり、天平宝字二年四月己巳には難波薬師奈良等一十一人が難波連に改賜姓される時に、遠祖は高麗の人で百済に帰し、雄略朝に渡

来したことを表明している(『続日本紀』)。諸史料の上でも、伝承は錯綜している。

⁴⁶ 小谷博泰「文書・金石文の語彙」『講座日本語の語彙』第三巻古代の語彙(明治書院、一九八二年)

⁴⁷ 前川明久「日本古代氏姓制成立の前提―彦(比古)をめぐる―」『古代学』一一―三(一九六四年)。

⁴⁸ オホヒコをめぐることは、奈良県桜井市のメスリ山古墳の被葬者とする見解がある(塚口義信「桜井茶臼山古墳・メスリ山古墳の被葬者について」『季刊邪馬台国』一〇八(梓書院、二〇一一年)。一方で、メスリ山古墳を天皇陵(大王墓)の系列に組み込む見解がある(白石太一郎「菅田御廟山古墳(現応神陵)の被葬者」白石太一郎編『天皇陵古墳を考える』(学生社、二〇一二年)。古墳や実在性の問題は、なお議論が必要である。

⁴⁹ 佐伯有清「鉄剣銘文にみえる称号」『シンポジウム 鉄剣の謎と古代日本』(新潮社、一九七九年)。

⁵⁰ 「臣」の字義については『埼玉稲荷山古墳辛亥銘鉄剣修理報告書』、鈴木靖民「稲荷山古墳鉄剣銘 乎獲居臣の研究史的検討」(前掲論文)。

⁵¹ 熊谷公男『日本の歴史03 大王から天皇へ』(講談社、二〇〇一年)。

⁵² 前川明久「足尼(宿禰)小考―埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文系譜に関連して―」『法政史学』三三(一九八一年)。

⁵³ 史料的に検証されたもので代表的なものは、井上光貞「帝紀から見た葛城氏」『古事記大成』歴史考古篇(平凡社、一九五六年)、のち『日本古代国家の研究』(岩波書店、一九六五年)所収。

⁵⁴ 黛弘道「継体天皇の系譜について―『新日本紀』所引上宮記逸文の研究―」「継体天皇の系譜についての再考」『律令国家成立史の研究』(吉川弘文館、一九八二年)。

⁵⁵ 付論「『上宮記』の史料性格」参照。また、「一云」も含め『上宮記』の成立を『日本書紀』より後とする見解があるが、水谷千秋氏が批判するように、諸史料やそれらが成立する時期の状況を勘案しても、『日本書紀』以後の成立は考えにくい。水谷千秋「『上宮記一云』の成立と継体天皇」『龍谷史壇』一三五・一三六合併号(二〇一二年)。

⁵⁶ 長田夏樹「倭人伝の地名考」『歴史公論』八六(一九八三年)。

⁵⁷ 吉井巖「ホムツワケ王」『天皇の系譜と神話』二(塙書房、一九七六年)所収。塚口義信「『新日本紀』所載の「上宮記一云」について―伝承荷担者の問題を中心として―」『堺女子短期大学紀要』一八(一九八二年)。

⁵⁸ 吉井巖「応神天皇の周辺」『天皇の系譜と神話』(塙書房、一九六七年)所収。

⁵⁹ 黛、前掲論文。

⁶⁰ 黛、前掲論文。

⁶¹ 黛、前掲論文。溝口、前掲著書。

⁶² 溝口、前掲著書。

⁶³ 『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、一九九〇年)の「三国命」の説明に「近江国高島郡の三尾の別業から使を遣わして、越前国三国の坂中井で結婚して」とある。遣使聘于三国坂中井の「聘」を結婚するの意で捉えているが、「聘」字には国史大系本『日本書紀』に付す如く「メス」「ヨハイテ」のほかに「訪」と同義の「たずねる」という意があり、彦主人王が薨じた後、振媛が「妾今遠離桑梓」と言って歎く点などからしても、使いを坂中井に遣わして「三尾之別業」に納したと解すべきだろうと考える。

- 64 塚口、前掲論文。
- 65 塚口氏は「国造本紀」の江沼国造、『日本書紀』、『新撰姓氏録』の江沼臣氏が蘇我系であることから、継体出自系譜を有しても、余奴臣氏は後世優遇されなかったとする（前掲論文）。三国氏は系譜上、記紀・『新撰姓氏録』で継体と関わりをもつが、「国造本紀」は三国国造が江沼国造と同祖関係である。
- 66 尾崎喜左雄「山ノ上碑及び金井沢碑の研究」『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』一七（一九六七年）。
- 67 東野治之「山ノ上碑銘文の解釈」『群馬県史』通史編2（一九九一年）。
- 68 黒板勝美「上野三碑調査報告」『史蹟精査報告 一』（内務省、一九二六年）。
- 69 銘文解釈をめぐるのは、篠川賢氏による諸説の整理が行われている。「山上碑を読む」『佐野三家』を中心として——平野邦雄監修・あたらしい古代史の会編『東国石文の古代史』（吉川弘文館、一九九九年）。
- 70 尾崎、前掲論文。なお、関口裕子氏も明言はないが、氏の論稿においては同様の解釈と考えられる。関口「日本古代家族の規定的血縁紐帯について」『古代史論叢』中巻（吉川弘文館、一九八六年）。
- 71 東野、前掲論文。義江、前掲著書。
- 72 前川明久「足尼（宿禰）小考」（前掲論文）。
- 73 義江『日本古代の氏の構造』（前掲著書）。
- 74 溝口、前掲著書。
- 75 東野、前掲論文。
- 76 仁藤敦史「古代東国石文の再検討」『東国石文の古代史』（前掲）。
- 77 溝口、前掲著書。
- 78 義江『日本古代の氏の構造』（前掲著書）。
- 79 溝口、前掲著書。義江『日本古代の氏の構造』（前掲著書）。
- 80 付論参照（前掲）。
- 81 直木孝次郎「複姓の研究——大化前官制の考察、その二——『日本古代国家の構造』（青木書店、一九五八年）。
- 82 加藤謙吉「複姓に関する一考察——阿倍氏系複姓を対象にして——『続日本紀研究』一六八（一九七三年）。
- 83 加藤、前掲論文。
- 84 例えば、井上光貞『大化改新』（要書房、一九五四年、補訂版 弘文堂書店、一九七〇年）（井上光貞著作集第三卷（岩波書店）所収）、門脇禎二「大化改新の虚像と実像」『続・日本古代史の謎』（朝日新聞社、一九七五年）（『大化改新史論』下巻（思文閣、一九九一年）所収）、関晃「鍾匱の制と男女の法」『歴史』三四（『大化改新の研究』下、関晃著作集第二巻（一九九六年）所収）。
- 85 諸橋轍次『大漢和辞典』によれば「父祖」の義は「父と祖父、転じて先祖をいふ」とあるが、ここは「母姓」に対する「父姓」の義と考える。
- 86 阿部武彦「上代改賜姓の範囲について」『史学雑誌』五五—二（一九四四年）。のち『日本古代の氏族と祭祀』（吉川弘文館、一九八四年）所収。

第二章 記紀の説話と地方の伝承―ホムチワケ伝承の検討―

はじめに

前章では、系譜史料に関する考察を行った。記紀の歴史叙述の核となる素材が系譜と物語であると仮定した場合、同様に、物語伝承や説話的伝承などと呼ばれるものについても、それらの社会や思考の背景をたどることが必要である。それには、記紀と同様の伝承が他の史料にもみられることが、作業の助けとなる。

幸い、記紀において、垂仁の皇子とされるホムチワケの伝承は、同工異曲とみられる、あるいは類似した物語伝承が複数の史料に散見する。本章ではこれを素材として、物語素材が記紀とどのような関係を有しつつ、史料上に存在し得たのかを考えてみたい。

ホムチワケは、記紀によると、ひげの生えるにいたるまで哭泣して言葉が通わなかったと伝えている。このような哭泣は記紀神話のスサノヲや『出雲国風土記』のアヂスキタカヒコネ神話にもみられるから、記紀の物語も神話的な発想に基く物語伝承と思われる。

類話については、物語の主人公となる神人や物語中の説話素などが、どのような観念から表出されたものを分析する研究が多い。そして、主人公がスサノヲ・アヂスキタカヒコネといった神である性格上、それは日本神話の研究のうちに分析の指摘が示されることが多かった。このために、類話を理解する上で、神話でのそれとホムチワケ伝承との関係がなお不明とする指摘もある¹。ここでは、ホムチワケの視点から物語と類話を考え、天皇の皇子として記紀に収録されている意義などを、歴史学的理解を視野に入れて考察を試みる。

一、記紀のホムチワケ伝承

1

記紀によると、ホムチワケは垂仁とサホヒメとの間の所生子である。母サホヒメはその兄サホヒコの謀反に与し、兄に従い自死するが、ホムチワケのみは稲城より救出される。『日本書紀』垂仁五年十月己卯条では、將軍八綱田（上毛野君遠祖）が火を放ち、城を焚く

と伝えている。『古事記』では、稲城に火を放つということは述べていない。にもかかわらず、

亦天皇其の後に命詔して言はく「凡そ子の名は必ず母名つけむ、何とか是子の名を称さん」と。爾に答へて白はく「今、火の稲城を焼かんとする時に当たりて火中に所生す。故、其の御名を本牟智和氣御子と称すべし」

とあるように、稲城の火中に所生し、そこから「御子」を出し得たことを示している。この点は、吉井巖氏が指摘したように、謀反伝承とホムツワケ誕生伝承とが炎上という共通点で結合されているに過ぎない²。

火や炎に関連づけられた、この御子の運命に関する叙述は、後述のアヂスキタカヒコネの話との共通性から「火と穂の神人」であったと評する見方がある³。また、母神が子を抱き火中に投じ再生する所作は穀物の永遠の再生を暗示するとの指摘もあり⁴、ホムチワケ伝承には穀物に関する神話素との共通性がある。

2

記紀ではその後、ホムチワケの言葉が通じないことに端を発する話が展開してゆく。『日本書紀』垂仁二十三年九月乙卯条には、天皇の詔として、

誉津別王、是生年既三十、髯^ニ鬚八掬、猶泣如^レ兒。常不言、何由矣。因有司而議之。

とあり、『古事記』では、

故、其御子を率て遊びし状は、尾張の相津に在る二俣楡を二俣小舟に作りて、持ち上り來て倭の市師池・輕池に浮け、其御子を率て遊びき。然あれども是の御子、八拳鬚心前に至るまで眞事とはず。

とある。このうち、『古事記』の所伝は『出雲国風土記』仁多郡三沢郷の所伝に近い相を有している。

大神大穴持命の御子、阿遲須枳高日子命、御須髮八握に生ふるまで、夜晝哭きまして、み辭通はざりき。その時、御祖の命、御子を船に乗せて、八十嶋を率て巡りてうらがし給へども、猶哭き止みまさざりき。大神、夢に願ひ給ひしく、「御子の哭く由を告らせ」と夢に願ひませば、その夜、御子み辭通ふと夢見ましき。則ち、寤めて問ひ給へば、その時「御澤」と申したまひき。（以下略）

ホムチワケが八つかひげの生えるまで哭泣することが共通するのは先に述べたが、『古事記』と風土記では舟を浮かべ率巡して遊ぶ様

も共通している。『古事記』に市師池・輕池と具体的な名があることは、ホムチワケの物語の最後に鳥養部（鳥甘部）を置いた叙述と関係して、池の名が『古事記』の伝承中に盛り込まれたのではないかと考えられる⁵。

同風土記、神門郡高岸郷にも同神の哭泣する話があり、

天下造らしし大神の御子、阿遲須枳高日子命、甚く夜晝哭きましき。仍りて、其處に高屋を造りて、坐せて、即ち、高椅を建てて、登り降らせて、養し奉りき。故、高崖と云ふ。

と述べている。哭を続ける童子神（幼童神）を船に乗せて慰めたり、高椅を建てて遊ばせたりすることは、若い穀霊ないし豊饒霊に対する呪術的神事が背景にあるとも言われ⁶、アヂスキタカヒコネの名は「スキ」（耜・鋤）を中心とした農耕神であろうと一般的にいわれる。ここでの叙述も先の穀物に関する神話素と発想が繋がる。また、舟に対する構想は鳥と同様であつて、空・海を通じて他界と往来するもの、魂（タマ）の運び手の姿としてみられている⁷。記紀神話のアメワカヒコの殯宮における鳥の役割や、ヤマトタケルの白鳥伝承なども同様であろう⁸。

このようにみると、ホムチワケは垂仁の皇子であると位置づけながら、物語は穀物を連想させる神話素で語られていることが想定できる。『出雲国風土記』のアヂスキタカヒコネの話との類似を考えれば、出雲神話的発想によつて語られたと考えられる。その根拠はいくつか挙げることができるが、ここでは、そのひとつとして、アヂスキタカヒコネの性格をみておきたい。

『延喜式』神名帳によれば、大和国葛上郡に「高鴨阿治須岐託彦根命神社四座」とあり名神大社である。これに対して出雲国出雲郡の「阿遲須岐神社」は小社である。『出雲国風土記』でも意宇郡賀茂神戸に「天下造りましし大神命の御子、阿遲須枳高日子命、葛城賀茂社に坐す。此の神の神戸なり。故、鴨と云ふ。」としている。

記紀神話にみえるアヂスキタカヒコネは、『日本書紀』神代第九段本文・第一の一書と『古事記』に、天稚彦の喪屋に友善として喪を弔うために現れる。ここでアヂスキタカヒコネは天稚彦の似姿から天稚彦と間違えられた。そして亡者に誤られたことに怒り剣によつて喪屋をきり倒す。これは穀霊の死と再生⁹、あるいは、少年期の死と青年の誕生という通過儀礼的な見方¹⁰などがなされる。いずれにせよ、アヂスキタカヒコネは記紀では哭泣する童児神ではなく、再生した成年神である。記紀神話では、泣き叫ぶ童児神の役割はス

サノヲに負わされている。

『日本書紀』神代の第五段及び『古事記』上巻の中に、アマテラス・ツキヨミ・スサノヲのいわゆる三貴子誕生の話がある。『日本書紀』の本文や諸一書をみると、スサノヲについて「勇悍を以て安忍たること有り。且つ常に哭泣を以て行と為す。」（本文）、「是性殘害を好む。」（第一の一書）、「此神性惡にして、常に哭恚を好む。」（第二の一書）と述べ、性惡的性格に加えて哭泣のことが述べられる。この哭泣によって青山を枯らし、あるいは多く人民が死ぬともある。『古事記』においても、その性格は同様である。ただ『古事記』の場合は、「青山は枯山如す泣き枯らし」と「如」字を用い、『日本書紀』の「為」「変」などと異なる。『古事記』の場合はイザナミのいる根之堅洲国へ罷らんが故に泣くのであって、青山の表現は泣く勢いを形容する意図がある。

『日本書紀』が哭泣によって青山が枯山となった表現をとるのは、神代第八段第四の一書にスサノヲが子の五十猛神と共に新羅より到り、筑紫より始めて凡て大八洲国の内に播殖して青山と為したとあるのに呼応するかのごとくである。スサノヲと五十猛神の父子関係や、同段第五の一書にスサノヲがひげ等を抜き樹木を化生した神話などからして、スサノヲが哭泣するに青山を枯らすと表現したことは、スサノヲが紀伊において樹木・樹種の神として海人に信仰されたこととの関係を示しているのかもしれない¹¹。

哭泣の様子についてヤツカヒゲの生すと述べるのは『日本書紀』の五段第六の一書と『古事記』のみであり、双方とも伝承の内容がよく類似し、母のいる根の国へしたがいなく思つて泣く。『古事記』のほうでは、イザナミを葬った所として出雲国と伯伎国との堺の比婆之山としているから、根の国を出雲とのつながりで捉えており、スサノヲの啼泣に出雲神話的な形容が複合的に語られたと考えることができる。

3

不通辞のホムチワケ伝承は鵠をめぐる話へと展開する。

『日本書紀』垂仁二十三年十月壬申条

天皇立^ニ於大殿前^一。譽津別皇子侍之。時^ニ有^ニ鳴鵠^一、度^ニ大虚^一。皇子仰^ニ觀鵠^一曰、是何物耶。天皇則知^ニ皇子見^レ鵠得^レ言而喜之。詔左右^ニ曰、誰能捕^ニ是鳥^一獻之。於^レ是、鳥取造祖天湯河板舉奏言、臣必捕而獻。即天皇勅^ニ湯河板舉^一ハ板舉、此云^ニ挖儼^一。又曰、汝

獻^二是鳥^一、必敦賞矣。時湯河板舉遠望^二鵠飛之方^一、追尋詣^二出雲^一而捕獲。或曰、得^二于但馬國^一。

同、十一月乙未条

湯河板舉獻^レ鵠也。譽津別命弄^二是鵠^一、遂得^二言語^一。由是、以敦賞^二湯河板舉^一。則賜^レ姓而曰^二鳥取造^一。因亦定^二鳥取部・鳥養部・譽津部^一。

『古事記』垂仁段

：故、今高く往く鵠の音を聞き、始めてあざとひす。爾に山辺之大鵠を遣して其の鳥を取らしむ。故、是人其の鵠を追ひ尋ね、木国自り針間国に到り、亦追ひて稲羽国を越へ即ち旦波国、多遲麻国へ到り、東方を追ひ廻りて近淡海国へ到り、乃ち三野国を越へ、尾張国自り伝ひて科野国に追ひ、遂に高志国に追ひ到りて、和那美之水門に網を張り、其の鳥を取りて、持ち上りて献る。故、其の水門を号して和那美之水門と謂ふなり。亦、其の鳥を見れば物言はんと思ふに、爾思ふ如くには言ふ事勿し。

飛ぶ鳥によつて不通辞に変化が生じるのは、先述のように鳥と靈力との觀念がはたらいっているとみられる。この鵠を捕獲し献上する話は『新撰姓氏録』右京皇別上鳥取連条にも同様の所伝がある。鳥取造は天武十二年に連が賜姓された(『日本書紀』天武十二年九月丁未条)。

鳥取連

角凝魂命三世孫天湯河桁命之後也。垂仁天皇皇子譽津別命、年向^二三十^一不言語^一。于^レ時見^二飛鵠^一、問曰、此何物。爰天皇悦之、遣^二天湯河桁^一尋求、詣^二出雲国宇夜江^一、捕貢之。天皇大嘉、即賜^二姓鳥取連^一。

『日本書紀』のホムチワケ伝承はここで終結している。よつて、この話は従来から指摘されるように鳥取造の始祖伝承であろうと考えられる。『古事記』の所伝は天湯河板挙ではなく山辺之大鵠とし、出雲だけではなく複数の国名を挙げて、さらに鵠を捕えたのも高志国となっている。これらの国々は鳥取部の分布が史料的に確認できる地域と重複することが指摘されているから¹²、鳥取造の始祖伝承とは別系統の伝承とも考えられる。また、『日本書紀』のほうで「或曰、得^二于但馬國^一。」と述べているのは、『延喜式』神名帳で但馬国城崎郡に久々比神社を載せるのと同様があるかもしれない¹³。『日本書紀』『新撰姓氏録』と『古事記』では伝承の出自が異なるが、

いずれも鳥取部設置にまつわる伝承であることに差はないだろう。

『日本書紀』『新撰姓氏録』とも、鳥を捕えた場所が出雲だが、これは、この伝承を有する鳥取造が出雲国と関係が深かったためであろうか。志田諄一氏は出雲国造の白鳥貢上に端を発して出雲に鳥取部が置かれ、次第に各地に設置が広がったとするが¹⁴、これには疑問が残る。

部民制については、百済の職制にない、伴造に從属するものに適用した名称と推測されて以来¹⁵、基本的な理解になっている。後述のように、出雲の部民制は六世紀頃を画期として西部地域を中心に展開したと考えられ、ここに東部の意宇郡を本拠とする出雲国造氏（出雲臣）が早くから介入したとは考えられない。鳥取部や「鳥取」に関わる分布をみると（表2・1）、鳥取連姓がみられるのは畿内地域に居住するのみで、

表 2-1：鳥取部の分布

道	国	郡	郷・里	名称	出典
畿内	平城京左京	五条四坊		鳥取連嶋麻呂	天平三年帳(『大日本古文書』1-502)
	平城京右京大属			鳥取連御扶	『大日本古文書』2-282
	摂津国？			鳥取部口	郡家今城遺跡木簡※
	河内国	高安郡		鳥取連国万呂	『大日本古文書』6-134ほか
	河内国	大縣郡	鳥取郷		倭名類聚抄
	河内国	渋川郡？		捕鳥部萬	『日本書紀』用命二年七月条
	和泉国	日根郡	鳥取郷		倭名類聚抄
東海	伊勢国	員弁郡		鳥取山田神社	『延喜式』神名帳
	伊勢国	員弁郡		鳥取神社	『延喜式』神名帳
	参河国	碧海郡		鳥取駅家	伊場遺跡木簡※
	武蔵国	豊嶋郡	日頭郷	鳥取部角	同国国分寺瓦銘
	武蔵国			鳥取部万呂	武蔵国国分寺泉井窯址古瓦
	下総国	印旛郡		鳥取驛	倭名類聚抄
	御野国	本賀郡	来栖太里	鳥取部古尼賣	大宝二年戸籍
東山	陸奥国	宮城郡？		鳥取子人成・ 鳥取稲人口・ 鳥取部敷成口・ 鳥取部口(麻)	市川橋遺跡木簡※
	出羽国	秋田城		鳥取部雄足・ 鳥取部口麻呂	秋田城跡木簡※
	北陸	加賀国	石川郡？	鳥取福口	上荒屋遺跡木簡※
山陰	越中国	新川郡	鳥取郷		倭名類聚抄
	丹波国	氷上郡	葛野郷	鳥取首赤猪・ 鳥取部真持	平城京二条大路木簡※
	旦波国	竹野評	鳥取里		藤原宮木簡※
	丹後国	竹野郡	鳥取郷		倭名類聚抄
	但馬国	出石郡？		鳥取部(廣)万呂・ 鳥取部公手・ 鳥取部衣女	宮内黒田遺跡木簡※
	因幡国	邑美郡	鳥取郷		倭名類聚抄
	出雲国	美談郷？		鳥取部宅次	島根県青木遺跡木簡※
	出雲国	出雲郡	伊勢郷／ 伊努郷？	鳥取部浄	島根県青木遺跡木簡※
	出雲国	出雲郡	神戸郷？	鳥取部主万呂	島根県青木遺跡木簡※
	出雲国	出雲郡	建部郷波如里	鳥取部石津女	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	建部郷	鳥取部首嶋足	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	建部郷	鳥取部首刀良	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	建部郷	鳥取部禰都賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部丑牟自賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部勝来	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部故賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部廣賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部當津賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部女津女	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部米豆賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部諸石	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
		出雲郡	杵筑郷	鳥取部諸賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡	朝山郷加夜里		鳥取部黒賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡	多伎郷山田里		鳥取部禰津賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡	神戸		鳥取部造大羽賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡	神戸		鳥取部奈良賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡	古志郷小田里		鳥取部文虫	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡	古志郷小田里		鳥取部留	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡	狹結駅		鳥取部臣赤賣	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡			鳥取部臣稲足	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
	神門郡			鳥取部女足女	出雲国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
山陽	備前国	赤坂郡	鳥取郷		倭名類聚抄
備中国	賀夜郡	板倉郷板倉里		鳥取部伎美麻呂	備中国大税賑給歴名帳(『大日本古文書』)
西海	肥後国	合志郡	鳥取郷		倭名類聚抄

※印は、奈良文化財研究所「木簡データベース」

京内の者も本貫は畿内地域であるとみられる。「出雲国大税賑給歴名帳」によれば、臣・造・首・無カバネの鳥取部がみられるが連姓はみられない。このことは、明らかに鳥取部が中央政権の意向と主導で機構が成り立っており、出雲からの貢上に端を発するようなことは想定できない。国造の神賀詞奏上の儀礼化についても部民制よりかなり遅れた時期に始まったとするのが一般的な見解である¹⁶。

『新撰姓氏録』では、出雲国宇夜江で鳥を捕えたと伝えている。『出雲国風土記』出雲郡健部郷によれば、先にここを宇夜里と号した。ここは斐伊川の流域であり『古事記』の後半の所伝、ホムチワケが言葉を得る舞台として関係するのではないかと思われる。

4

『古事記』によると、鵠が献上されて後にもホムチワケは思うように言を発することができなかった。患いた天皇は「我が宮を天皇の御舎の如く修理せば、御子必ずこととはむ」との夢見をした。これをいずれの神の祟りかをたずねると出雲大神の御心であった。そこで曙立王を卜定して副となし、宇気比をさせ、倭者師木登美豊朝倉曙立王と謂う名の起源を載せている。そして、曙立王・菟上王を御子に副え、那良戸・大坂戸を避け木戸を卜定して出雲に向向する。「出行く時、到り坐す地毎に品遅部を定むるなり」とある。

曙立王は『古事記』開化段に、「伊勢之品遅部君・伊勢之佐那造之祖」とある。伊勢の品遅部の祖であることや、到る地毎に品遅部を定めたなど、品遅部（『日本書紀』、誉津部）設置の具体的伝承であるかのようである。

ホムチ部に関連するものの分布をみると（表2・2）、北陸から西日本にかけて顕著にみられる。特に、北陸から山陰にかけての日本海側に目立つが、出雲国での検出が圧倒的に多い。これは史料の残存による偶然性を加味する必要はあるが、「出雲国大税賑給歴名帳」に記載されたものは賑給給付の対象者であるから、全人口に占めるその割合を推量するには十分であり、「延喜二年（九〇二年）阿波国板野郡田上郷戸籍」¹⁷や「周防国玖珂郡戸籍」¹⁸（延喜八年）の中での比率を考慮してもその差は大である。また、出雲国内に君・首・無カバネなどの社会層的分化がみとめられるのも、ホムチ部のこの地域での定着を考えることができる。

このような様相からみると、記紀のホムチワケ伝承は鳥取部・鳥養部の伝承要素を含みながらも、全体の構想として出雲国のホムチ部と深い関係があると考えられる。

5

『古事記』の伝承は出雲での動向を語っている。全体としてはホムチワケが言語を得る話だが、素材として二つのテーマを追うことができる。前半は出雲国造之祖の話、後半は肥長比売との話である。

まずその前半の筋を追う。大神を拝み訖えて還り上る時、肥河の中に黒の巢橋を作り、仮宮を仕え奉り坐していた。出雲国造之祖、岐比佐都美が青葉の山を飭り、その河下に立て、大御食を献じようとした。すると御子は「是河下に青葉山の如きは山に見へて山に非ず。若し出雲之石硯之會宮に坐す葦原色許男大神を以ていつく祝が大庭や」と問うた。これを聞いた御伴の王等は喜び、御子を檳榔之長穂宮に坐せて駅使を貢上した。

ここに出雲国造の祖で岐比佐都美とみえるが、『出雲国風土記』出雲郡漆沼郷や神名火山の天津枳比佐可美高日子命・伎比佐加美高日子命社などあるキヒサと同様のものかと思われる。¹⁹。漆沼郷も神名火山も肥河の下流に向って北側右岸にある。また青葉を山のように飭って大御食を献ずる所作は、尊貴に対する服属儀礼的なものと理解するのも首肯できるであろう²⁰。物語の情景は出雲大神を拝して還ることを前提としているが、岐比佐都美のここでの所作は、河上から尊貴を迎えるように述べている。これはホムチワケを河上より迎えることを示すよう

表 2-2：ホムチ部の分布

	国	郡	郷・里	記事	出典	備考
畿内	大和	葛下郡	品治郷		『和名抄』	
			当麻郷?	当麻品遲部君前玉	『播磨国風土記』	
	山城	愛宕郡	出雲郷雲下里	品遲部君虫名壳	『大日本古文書』1-372・374	
	摂津?			品遲部君(嶋末カ)	『木簡研究』14	
東海	伊勢			伊勢之品遲部君の祖	『古事記』	曙立王
北陸	越前	坂井郡	高向郷	品治部公千国	『大日本古文書』5-573	
				品治部公	『大日本古文書』6-603	少領
		江沼郡	山背郷	品治(品遲)部君広耳	『大日本古文書』1-471(ほか)	郡司
	加賀?	加賀郡?		品治部乎波岐・衣麻呂	『大日本古文書』2-276	
	加賀?			品治部	『長岡京木簡』2-805番	
	越中	礪波郡		品治部君足	『木簡研究』13	
	越中?			品治部稲積・鴨雄	『平安遺文』204号	郡司
山陰	但馬			品治部他当	『木簡研究』17	
	因幡	邑美郡	品治郷	品治部君大隅	『大日本古文書』2-61	少毅
	出雲	楯縫郡		品治部首真金	『和名抄』	
				品治部首真金	『類聚国史』卷八十七、延暦二十年六月	
		出雲郡	出雲郷朝妻里	品治部伊佐禰	『大日本古文書』2-218・219	
			杵築郷因佐里	品治部奈理	『大日本古文書』2-221	
		神門郡	朝山郷神原里	凡治部方見壳	『大日本古文書』2-225	
			日置郷佐原里	凡治部君忍麻呂・若壳	『大日本古文書』2-228・231	
			日置郷桑市里	凡治部君足麻呂	『大日本古文書』2-229	
			日置郷朝日里	凡治部香壳	『大日本古文書』2-230	
			伊秩郷坂本里	凡治部阿豆壳・石津壳	『大日本古文書』2-235	
			多伎駅	凡治部璫壳・米豆壳	『大日本古文書』2-237	
			神戸里	凡治部弱津壳	『大日本古文書』2-238	
			滑狭郷阿瀬里	凡治部井出	『大日本古文書』2-243	
			滑狭郷池井里	凡治部小女 他4名	『大日本古文書』2-244・245	
		仁多郡		品治部	『出雲国風土記』	郡司主帳
山陽	播磨	賀毛郡	品遲部村	品遲部等遠祖前玉	『播磨国風土記』	
	備後?			吉備品遲部雄?	『日本書紀』仁徳四十年二月条	
	備後	品治郡	品治郷		『和名抄』	
				品治公宮雄	『三代実録』貞観六年十一月十日癸巳	
		鞆田郡	大山里	品治牧人	『日本書紀』下、二十七	
	世羅郡			品治宿禰	『平安遺文』3380・3480・3502号	
	安芸	山縣郡	品治郷		『和名抄』	
南海	周防	玖珂郡	玖珂郷	品治法師丸・童子丸・室壳	『平安遺文』199号	
	阿波	板野郡	田上郷	品知冬壳	『平安遺文』188号	

であり、ホムチワケをその尊貴と同等にみた物語のようでもある。またあるいは、物語全体の構想が不通辞の不完全から完全な成人への生命的な復活儀礼の説話化とすれば²¹、岐比佐都美の服属儀礼的所作によって言を得ることが、出雲国造による生命復活の呪術的儀礼を語っている説話とも考えうる。

それでは、これが何の生命復活かといえ、筆者は農耕民に信仰される尊貴の生命復活ではないかと考える。その理由は後半の展開にある。

御子は一宿、肥長比売と婚するが、その美人を竊かにうかがうと蛇であった。御子は見畏みて遁逃する。肥長比売はこれを患いて海原をてらし船より追って来た。そこで益々見畏みて、山のたわより御船を引き越し逃げ上った。そして「大神を拝むに因りて大御子物詔らしき」と覆奏した。天皇は歓喜して菟上王を返して出雲大神の神宮を造らしめた。

肥長比売と婚したところそれが蛇であったというのは、神話学で一般的に理解されているように、農耕に関わる水神・雷神との神婚譚であろう。その名が肥長比売というのは肥河（斐伊川）の神像化とみて大過あるまい。これが、畿内地域の天皇（大王）の皇子との神婚であるところに、中央政権と地方貢納との隷属関係が土俗的にも政治的にも成立している象徴として捉えることができる。

このように、出雲でのホムチワケの話は、斐伊川流域の農耕的神話の様相を示しており、出雲国造の呪的儀礼も加味されている。これはホムチワケが火中より誕生した穀霊的雰囲気と関連づけて理解することができる。

6

記紀にみえるホムチワケ伝承は、以上から考えると、農耕神あるいは穀霊的な個性が付着されていて、しかも出雲神話的な語り口で伝えられていることが特徴付けられる。特に、肥長比売との神婚は素朴で民俗的であるが、御子発話の契機となるのが出雲国造の所作である点は、出雲国造の「祭祀王」²²として政治的作為が加わったとも読める。これは、『出雲国風土記』にみられる精神にもつながる。仁多郡三沢郷でアヂスキ神が「ミサワ」と発言した後は次のように語られており、同工異曲の話に対して出雲国造の関与という工作が共通してみられる。

その時、「何處を然いふ」と問ひ給へば、即、御祖の前を立ち去り出でまして、石川を度り、坂の上に至り留まり、「是處ぞ」と申

したまひき。その時、其の澤の水活れ出でて、御身沐浴みましき。故、國造、神吉事奏しに朝廷に参向ふ時、其の水活れ出でて、用ゐ初むるなり。此に依りて、今も産める婦は、彼の村の稻を食はず、若し食ふ者あらば、生るる子已に云はざるなり。故、三澤といふ。

ホムチワケの不通辞を出雲大神の崇りとし、御子の言語回復を喜んで神宮を造るというのは、オホナムチに対する大和政権の畏怖と信仰を表していて、最終的に中央においてまとめ上げられた話であることをうかがわせている。天智の皇子、建皇子は「咄不能語」といい²³、この皇子が斉明四年に八歳で薨じた。斉明は大いに悲しんだと伝えている²⁴。翌年に斉明は、出雲国造に命じて厳神之宮を修せしめた²⁵。上田正昭氏はここに咄と皇子の死と出雲祭祀とを関連づけている²⁶。ただし、この厳神之宮は意宇郡熊野大社とみる説、出雲郡杵築大社とみる説に分かれる。いずれにおいても、この時期において、大和朝廷の出雲信仰と出雲国造とのかかわりが存在していたことは想定できる。

以上、ホムチワケの個性が出雲地方の民俗的物語に求められる結論を得た。これがそののち、為政者の政治的意図によって工作が加えられ、最終的には記紀の一部に完成された。すなわち、記紀の物語発展の過程をうかがう一例が認められる。

二、尾張風土記逸文のホムチワケ伝承

ホムチワケ伝承の類話は記紀のほかにもみられる。『釈日本紀』卷十所引の『尾張国風土記』逸文である。

尾張国風土記ハ中巻ノ曰。丹羽郡吾縵郷 卷向珠城宮御宇天皇世、品津別皇子、生七歳而不語、旁問群臣無能言之。乃後、皇后夢有_レ神告曰、吾多具国之神、名曰_二阿麻乃彌加都比女_一、吾未_レ得_レ祝、若為_レ吾宛_二祝人_一、皇子能言、亦是壽考。帝卜_レ人、覓_レ神者、日置部等祖建岡君卜食。即遣_レ覓_レ神時、建岡君到_二美濃国花鹿山_一、攀_二賢樹枝_一造_レ縵誓曰、吾縵落處必有_二此神_一。縵去落_二於此間_一。乃識_レ有_レ神、因豎_レ社。由_レ社名_レ里。後人訛言_二阿豆良里_一也。

この品津別皇子は哭泣ではなく不語が中心となっている。歳も『日本書紀』で三十とするのに対して七歳である。また皇后が夢見して神誨を得るなどは記紀と異なる。その点で、この伝承が記紀の影響を受けないで伝えられた可能性も考えることができる。それでも、

品津別皇子は不語であるという性格は共通する。

『尾張国風土記』の話で神託を行うのは多具国の神アマノミカツヒメで、祝人を未だに得ないことに起因している。

『出雲国風土記』嶋根郡には多久社、同郡には多久川がみられる。日本古典文学大系本の頭注では、この地を比定しているが、楯縫郡神名備山の条には、

：崑西在^ニ石神^一。高一丈、周一丈、往側在^ニ小石神百余許^一。古老伝云、阿遲須枳高日子命之后、天御梶日女命、来^ニ坐多久村^一、産給多伎都比古命^一。爾時、教詔、汝命之御祖之向壮欲^レ生、此處宜也。所謂石神者、即是多伎都比古命之御託。当^レ旱乞^レ雨時、必令^レ零也。

とある。『尾張国風土記』逸文の多具国は、出雲の伝承より考えれば、楯縫郡の多久村・多久社・多久川であろう²⁷。秋鹿郡伊農郷条には、出雲国伊農郷に坐す赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命の後、天璽津日女命が国巡りしてこの地に至り、「伊農はや」と詔したという。赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命は、国引き坐しし意美豆努命の御子であるという（出雲郡伊努郷条）。アマノミカツヒメ命は大地を造成した神の御子の后として考えられた神格であつたらしい。また、后となる対象の神は異なり、且つ国巡りを行う。これは、この神が土着の神ではないものの、この神の信仰圏であることを示していると考えられる。このように、「多具」の地名、アマノミカツヒメの神とも出雲との関係を有している。

『尾張国風土記』逸文では、アマノミカツヒメ命の神を覓ぐ者が日置部等祖建岡君である。それが美濃国花鹿山で誓（ウケヒ）をし、吾縵郷の地に至つたと述べていて、記紀のような鳥取部や品遅部などとの関係を示していない。

日置氏は律令制下、宮内省関係の寮司に隸せられて、伴造系の下級官人層として奉仕したと考えられている²⁸。中でも火にまつわる職掌が注目され、淨火を扱う性格などから宗教的色彩の濃い氏族であるという意見が多い²⁹。米沢康氏は『尾張国風土記』逸文と記紀ホムチワケ伝承との関連から、出雲との関係を指摘した。また『古事記』で山辺之大鷲が鳥を追つた国々と日置氏や日置神社などの分布の東限が一致するとも指摘する³⁰。

日置氏と出雲国とが直接的な関係を示すのは、天平十一年（七三九年）の「出雲国大税賑給歴名帳」である。ここに多く「日置」の

人名を載せ、これら史料の姓から臣・君・首の「日置」姓、臣・君・首・無カバネの「日置部」姓など、階層分化の様相がみえている。また、『出雲国風土記』にも日置との関係を示す史料がある。

意宇郡舍人郷条

志貴嶋宮御宇天皇御世、倉舍人君等之祖、日置臣志毗、大舍人供奉之。即是志毗之所居、故云_二舍人_一。

神門郡日置郷条

志紀嶋宮御宇天皇之御世、日置伴部等所遣来、宿停而為_レ政之所也。故云_二日置_一。

志貴嶋宮御宇天皇は欽明とみられるが、その時期に中央の大和政権と出雲が舍人・伴部によって関係を有したと伝えることは興味深い。上田正昭氏は、国造の政治的宗教的支配の目的をもって、この頃に日置部や日奉部の管掌者が設定されたとし³¹、その前提は地域における日神信仰であったとしている³²。また、出雲の日置部について門脇禎二氏は、出雲西部の豪族神門氏の本拠地である神門郡の朝山・日置・滑狭各郷付近にその中心を置いたことを指摘している³³。

出雲におけるホムチ部をみても同様のことが指摘できる。「出雲国大税賑給歴名帳」に見えるホムチ部氏のうち、君のカバネを有するものは神門郡日置郷のみである。すなわち、地方豪族の政治的宗教的支配強化のために日置部が六世紀代に設置されたとする³⁴ことと、欽明朝に神門郡日置郷に日置伴部が展開した『出雲国風土記』の記述とは時期的にほぼ一致する。また、日置伴部と同地にホムチ部君がみられ、これが周辺地域のホムチ部を管掌したとすれば、出雲西部地域の部民制展開として、日置伴部やホムチ部が同時期に置かれ、斐伊川下流域周辺の部民支配が始まったとみることができる。

出雲西部で現地名を氏の名としているのは出雲臣と神門臣のみで、「出雲国大税賑給歴名帳」を参考にしても、ほとんどの氏の名は部との関わりを思わせるものである。このことから、六世紀代の出雲西部は、意宇郡を本拠とする出雲国造氏が幡居する東部とは対照的に、大和政権の部民制の展開を地域の特徴とすることができると考えられる。門脇氏はこの面をなす地域変革として大念寺古墳の出現をとりあげ説明している³⁴。

三、物語素材の展開と定着

以上、垂仁記紀や『尾張国風土記』逸文から、ホムチワケ伝承の内容を吟味した。ここではその要素と構成を整理して、結果的に史料に残った物語伝承の展開過程を試論する。

この物語では、垂仁朝のサホヒコ・サホヒメの反乱や鳥取部・鳥養部にまつわる起源的伝承などとの結合がみられたが、構想の基底となるのは出雲の地方神話的な素材である。この素材を語っていたのは、おそらく出雲国のホムチ部の農耕民と考えられる。ホムチワケには農耕神・穀霊にかかわる尊貴的な性格が随所にみうけられた。ただし、この農耕神の神話はホムチ部に限って語られたものではなく、出雲国西部斐伊川流域で広く語られたものである。『出雲国風土記』のアヂスキタカヒコ神の話が同工異曲であり、『尾張国風土記』逸文では日置部と関わりをもった。そして出雲で日置氏とホムチ部は同地域に多く分布していた。

この様相は、一つの神話素が特定の集団にのみ語られたのではなく、地域的に共有されたことを示している。つまり、特定の神あるいは祖を起点に系譜を述べ、祖先伝承を共有する氏族伝承のかたちとは異なる。風土記の地名起源などで典型的にみられる地域共有型の物語である。地域の農耕民は豊饒を祈る尊貴に対して呪的所作（祭祀）を行うので、そこから発想して祖先を設定したり神話を生み出したりするのであろう。出雲西部では、ホムチ部にとってはホムチワケが、日置部展開地域ではアマノミカジヒメ、仁多郡三沢郷へ斐伊川を溯ればアヂスキタカヒコネ神が尊貴であったということになる。

次に、これらの地方神話がどのように流布したかである。『古事記』のホムチワケ伝承には、出雲国造がホムチワケを迎える儀礼的所作を語り、『出雲国風土記』のアヂスキ神説話では三沢で出雲国造が神賀詞奏上に際して沐浴を行うとある。これは出雲国内各地域の農耕神・穀霊信仰に対して、出雲国造がその祭祀権に介入していた事実を示していると思われる。またその国造が、皇子の出雲大神参拝を迎える所作（『古事記』）や、神賀詞に関わる形（『出雲国風土記』）であられるのは、単なる祭祀掌握にとどまらず、畿内の政權に政治的に服従する出雲国造であることも示している。

出雲国造氏の国造任命は六世紀中とみる説がある³⁵。一方、唾の皇子が存在した記録や出雲国造が畿内政權の意向を直接受けて神宮を修する話が斉明朝である。国造による農耕神祭祀はすでに行われていたことであろう。ただし、この伝承は三沢郷の話と違って神賀

詞のことと関連づけていない。したがって、ホムチワケ伝承と出雲国造との関係が必ずしも出雲国造の神賀詞奏上を始める時期と合わせて考える必要はない。

国造による神賀詞奏上開始時期については、史料上の初見記事³⁶から八世紀初めとする説³⁷と、遡って七世紀後半に求める説³⁸とに大きく分かれる。加えて、歴代神賀詞奏上の行われる時期は歴代天皇即位の時期と近いとの指摘もある³⁹。

神賀詞の国譲り神話は、国造側の理論に基きながらも記紀の政治神話に依拠する態度で、律令制的態度といえる。神賀詞は、出雲国造が「掛けまくも恐き明御神と大八嶋国知ろし食す、天皇命の大御世を、手長の大御世と斎と為て、…志都宮に忌静め仕奉て、朝日の豊栄登に、いはひの返事の、神賀吉詞、奏賜はくと奏」することを序段にうたい、大八嶋国を統治する天皇の「手長の大御世」をいうことを述べようとしている。「おほやしま」は政治用語的語彙であり、「天皇」語とともに天武朝頃以降一般的になったと考えられる⁴⁰。且つ、神賀詞で、大穴持命の和魂を大倭大物主として大御和の神奈備に坐し、御子の阿遲須伎高孫根を葛木の鴨の神奈備に坐し、事代主命を宇奈提に坐し、賀夜奈流美命を飛鳥の神奈備に坐して、皇孫命の近守神と貢り置いたとしているが、これは藤原京を中心とした配置構想と考えられる⁴¹。いずれからも、神賀詞に反映される思想は、天武・持統・文武朝頃を画期とするものと理解され、『出雲国風土記』の物語はそれ以後に地名起源神話と結びついたとみられる。

日置部の祖を中心にホムチワケ伝承を伝える『尾張国風土記』逸文は、美濃から尾張にかけてを舞台としながら、出雲と関わる神を扱っている。これは皇子と神のエピソードを介して祖先のはたらきを語っている意味で考えると、日置を称する氏族化した社会集団が共有した話であると考えられる。すなわち、氏族伝承化である。例えばこの他に『播磨国風土記』印南郡の南毗都麻の地名由来に、

志我高穴穗宮御宇天皇御世、遣^ニ丸部臣等始祖比古汝茅^一、令^レ定^ニ国堺^一、…

とある。丸部臣等始祖の比古汝茅のことは記紀などにみられない人名である。因みに成務朝に国造となったのは国造本紀によれば伊許自別命であり、佐伯直氏と関係をもっている⁴²。『播磨国風土記』の本条は局地的な伝承といえる⁴³。風土記の中では、地名伝承に神が語られることが多い中、丸部臣の祖を伝えていることは、一部の地域に有力な豪族があり、それが地域を占めたことを氏族伝承化し、流布したと想定しなければ理解できない現象である。この場合には、伝承を共有するだけの氏族社会の成熟が前提となる。日置部に関

係する氏族集団もホムチ部に比べ民族的に成熟し、一部の神話素を広範に共有したものと考える。

このように、出雲西部に語られた哭泣不通辞の尊貴の話は、六世紀頃に部民制展開の影響を受けホムチワケの伝承の原型が出来たとみられるが、これは、七世紀後半の前葉までに⁴出雲国造の関わる話へと変容し、『古事記』成立の八世紀初頭までに中央政府の中に伝えられるようになったのであろう。一方で、ホムチワケの不通辞という原型は日置にも流布し、始祖伝承的な変容が発生した。ホムチ部と関わりをもたなかった三沢郷地域の神話素はアズスキ神を尊貴として定着したが、これも出雲国造の展開の影響を受けて変容し、天武・持統朝より後の時期、神賀詞の思想観念があらわれて後に、出雲国造の思想を反映してまとめられ、『出雲国風土記』の地名説話の形で中央に伝えられたとみられる。

おわりに

以上、記紀のホムチワケ伝承を題材として、一地域の農耕的説話が政治的要因などを内包しながら発展し、現存史料に残る展開過程を述べた。ここでは小考を結ぶにあたって、記紀に定着したホムチワケ伝承の存在意義につき、若干の考えを付言しておく。

先行のホムチワケ伝承研究で、細部にわたり分析を加え著名なものと評価されるのは吉井巖氏の研究であろう⁴⁴。氏はホムツワケ・ホムチワケと応神の名ホムタワケとが、類似した名であること、ホムチワケ伝承が天皇に関わる物語であると評価できること、等々から、本来的にホムチワケとホムタワケとを同一視する見解を示した。しかし、本稿の結論に導かれる限り、この態度には慎重にならざるを得ない。

既にみたように、ホムチワケの人格的個性は多分に出雲の農耕民の説話物語に基づくものとみられる。これに対して、ホムタワケ即ち応神は敦賀気比神社との関わりをもつ伝承をもっている⁴⁵。また、『日本書紀』の応神像をみると、朝鮮半島を中心とする外交の初めとして捉えられていることを示す記事が散見している（第七章参照）。伝承や事蹟の記事内容から個性を比較すると、垂仁皇子ホムチワケと応神ホムタワケでは構想が異なる。『新日本紀』所引の『上宮記』逸文では、継体の出自系譜の冒頭に「凡牟都和希王」とある。これは内容から察して応神のことを指すのは言うまでもないが⁴⁶、これを字音から推測してホムチワケ・ホムツワケと混同すべきでは

ない。同様の記事を載せながらも記紀においてさえ、菅津別皇子・品牟都和氣命・本牟智和氣御子と異なる表記のあることを認識しなければならぬ。

記紀におけるホムチワケ伝承の意義は、種々の部の設置、伴造の始祖伝承を語ることにあつたと考えられる。『日本書紀』の部の設置は、単に設置したことを述べるだけの簡単な記事が比較的多く、あるいは、伝承を含んだとしても天皇とその周辺の出来事として語られるものが目立つ。これに対し、ホムチワケ伝承は神話的な要素を盛り込み、天皇の日常から独立した内容を語る意味では異質である。また、これが天皇の世に入ってから、部設置記事の初見であるとする指摘も見逃せない⁴⁷。崇神・垂仁朝の叙述には共通した内容が多く、これらは天皇の儒教的徳治を表出・実践したはじめの天皇として描かれている⁴⁸。農耕的・神話的内容をもつホムチ部の伝承が、部の起源のはじめとして垂仁記紀に挿入されたことは、天皇の歴史を叙述する律令制初期の挿話として最も相応しかったのではないかと考える。

記紀の史料批判にあつては、名の類似性や系譜関係の構造、あるいは氏族との関わりから古代史像を復元する方法がある。記紀の複雑に入り組んだ系譜を読み解く研究は、様々な視角が必要とされるのは言うまでもない。一方で、具体的な内容をもつ説話の個性については、その記事内容の発生する要因と対比することで考察を行わなければ、個性の所在、それを発想し伝承した時代の復元を目指す意味での歴史学にとって、方法的な限界を発生させる結果を招くのではないかと考える。

¹ 『日本神話事典』「阿遲鉏高日子根神話」（大和書房、一九九七年）。

² 吉井巖「ホムチワケ王」「天皇の系譜と神話（二）」（塙書房、一九七六年）所収。

³ 山上伊豆母「味耜高彥根神と神戸剣」『日本神話Ⅱ』（有精堂、一九七七年）、初出『神道学』六六（一九七〇年）。

⁴ カール・ケレーニイ「少女神」、K.ケレーニイ、C.G.ユング著、杉浦忠夫訳『神話学入門』（晶文社、一九七五年）。<C.G.Jung und K.Kerenyi: Einführung in Wesen der Mythologie—Das göttliche Kind / Das göttliche Mädchen. 4.Auflage, 1951 Zürich.>

⁵ 志田諄一「鳥取造」『古代氏族の性格と伝承』（雄山閣、第三版一九八五年）、阪下圭八「ホムチワケの物語（一）」鳥取部・鳥養部起源譚——『東京経済大学人文自然科学論集』五八（一九八一年）。

⁶ 松前健『出雲神話』（講談社、一九七六年）。

⁷ 阪下、前掲論文。

⁸ 守屋俊彦「素戔鳴尊の涕泣神話」『日本神話』（有精堂、一九七〇年）、初出『岡山大学法文学部学術紀要』一一（一九五九年）。

- 9 吉井巖「天若日子の伝承について」『天皇の系譜と神話（二）』（前掲著書）。
- 10 山上、前掲論文。
- 11 松前、前掲著書。
- 12 志田、前掲論文。
- 13 志田、前掲論文。また『延喜式』神名帳では同じく但馬国養父郡に和奈美神社を載せる。『古事記』の和那美之水門に掛けられたワナミ（羅網）と同意とすれば、これも関係を有するか。
- 14 志田、前掲論文。
- 15 津田左右吉「上代の部の研究」『日本上代史の研究』津田左右吉全集第三卷（岩波書店、一九六三年）所収。
- 16 松前、前掲著書。
- 17 『平安遺文』一八八号。
- 18 『平安遺文』一九九号。
- 19 日本思想大系『古事記』（岩波書店）、頭注。
- 20 日本思想大系『古事記』頭注。
- 21 吉井巖「応神天皇の周辺」『天皇の系譜と神話』（塙書房、一九六七年）所収。
- 22 松前、前掲著書。
- 23 『日本書紀』天智七年二月戊寅条。
- 24 『日本書紀』斉明四年五月条。
- 25 『日本書紀』斉明五年是歳条。
- 26 上田正昭『日本神話』（岩波書店、一九七〇年）。
- 27 米沢康「古代の日置神社をめぐって」『信濃』三四―六（一九八二年）。
- 28 井上辰雄「日置部考―その職掌と性格―」井上光貞博士還暦記念会『古代史論叢』上卷（吉川弘文館、一九七八年）、のち井上辰雄『古代王権と宗教的部民』（柏書房、一九八〇年）所収。
- 29 前川明久「日置氏の研究」『法政史学』一〇（一九五七年）。上田正昭「祭官制成立の意義」『日本書紀研究』一（塙書房、一九六四年）、のち『日本古代国家論究』（塙書房、一九六八年）。
- 30 米沢、前掲論文。
- 31 上田「祭官制成立の意義」（前掲論文）。
- 32 上田「祭官制成立の意義」（前掲論文）。松前健「日置部の一考察」『神道宗教』三二（一九六三年）。
- 33 門脇禎二「部民制と地域国家」『日本古代政治史論』（塙書房、一九八一年）。
- 34 門脇禎二『古代出雲』（講談社、二〇〇三年）。
- 35 門脇禎二『古代出雲』（前掲著書）。
- 36 『続日本紀』靈龜二年二月丁巳条。

- ³⁷ 倉野憲司「出雲国造神賀詞について」『上代日本古典文学の研究』（桜楓社、一九六八年）、鳥越憲三郎『出雲神話の成立』（創元社、一九六六年）、大浦元彦『出雲国造神賀詞』奏上儀礼の成立』『史苑』四五―二（一九八六年）。
- ³⁸ 松前健『出雲神話』（前掲著書）、井上實「出雲国造神賀詞の淵源」『神道学』一二（一九八二年）、高嶋弘志「出雲国造の成立と展開」瀧音能之編『出雲世界と古代の山陰』（名著出版、一九九五年）。
- ³⁹ 大浦、前掲論文。
- ⁴⁰ 拙稿「おほやしま・やそしま・やしま」『洛北史学』三（二〇〇一年）。
- ⁴¹ 日本古典文学大系『古事記・祝詞』解説（岩波書店）。
- ⁴² 『新撰姓氏録』右京皇別下、佐伯直条。
- ⁴³ さらに詳しい考察は、第四章「ワニ氏伝承について」にて行う。
- ⁴⁴ 吉井巖「ホムチワケ王」（前掲論文）。
- ⁴⁵ 『古事記』仲哀段。『日本書紀』神功十三年二月甲子、癸酉条。応神即位前紀「一云」註。
- ⁴⁶ 付論『上宮記』の史料性格」参照。
- ⁴⁷ 松倉文比古「垂仁天皇紀の構成と天皇像（上）」『龍谷紀要』二四―二（二〇〇三年）。
- ⁴⁸ 松倉、前掲論文。

第Ⅱ部 記紀の氏族伝承の様態

第三章 春日臣同族氏と一祖多氏系譜

はじめに

『古事記』には、ある人物あるいは神格の名のあとに、その後裔氏族を列挙する記述がある。いわゆる一祖多氏（系譜）と呼ばれるものである。『日本書紀』にもそうした記述はあるが、『古事記』のほうが数も多く書きぶりも徹底している観が強い。

これらの記載から、多くの個別的な氏族研究や、一祖多氏系譜（同族関係）の構造の研究があり、その成立を天武朝頃やそれ以降に求めるものがみられる¹。仮に、このような同族構造が天武朝を中心とする七世紀後半に集約されたとしても、その構成過程においてはじゅうぶんに踏み込んで議論されたとはいいい切れない。

本章では、春日臣同族を例にとりあげる。春日臣はワニ氏と同族とされる氏で、『古事記』伝承の形成にはワニ氏の関与も指摘されている²。この氏族を考察することは、一つの同族集団の動向のみならず、記紀の氏族伝承ほか種々の史料批判を考えるうえにも有効であると考えられる。そこでまず、問題点を整理する。その問題点を踏まえて、同族氏を個別に検討し、最後に、記紀にみられる一祖多氏系譜の氏々の様相を考えてみたい。

一、問題の所在

『古事記』孝昭段には、御真津日子訶恵志泥命（孝昭）は尾張連の祖、奥津余曾の妹、余曾多本毘売命を娶して、天押帯日子命、大倭帯日子国押人命が生まれたとある。このうち、天押帯日子命は春日臣・大宅臣・栗田臣・小野臣・柿本臣・耆比韋臣・大坂臣・阿那臣・多紀臣・羽栗臣・知多臣・牟耶臣・都怒山臣・伊勢飯高君・耆師君・近淡海国造の祖であるという。『日本書紀』の孝昭二十九年条では、皇子について天足彦国押人命と日本足彦国押人天皇を挙げ、六十八年条では、天足彦国押人命は「和珥臣等」の始祖とする。

記紀の天押帶日子命と天足彦国押人命とは同一人物とみることができ、『古事記』の春日臣以下十六氏と『日本書紀』の「和珥臣等」とは、同内容の伝承であつたとみることができる。

岸俊男氏は右両者の関係を精討し、以下のように結論した³。すなわち、系譜的な関係については、『日本書紀』に「春日和珥臣」「春日小野臣」「春日栗田臣」とあり、和珥氏・春日氏・小野氏・栗田氏は同族とみられる、「和珥臣」の呼称は欽明紀以降にみえなくなることから、和珥から春日への改姓があつて、和珥氏本宗が春日氏である。よつて『古事記』の同祖記事でも春日氏が筆頭である。『古事記』に「丸邇之許基登臣之女都怒媛」、『日本書紀』に「大宅臣祖木事之女津野媛」とあり、ワニ氏と大宅氏も同族である。以上から類推して、残る諸氏も同族と考えられる。また、各諸氏の実態的な側面については、春日・大宅・柿本・櫛井氏は奈良盆地東北部に本拠して、それぞれが敏達朝ごろ以降に血縁分枝した可能性が高い。多紀・羽栗・知多・阿那（あるいは大坂も含む）はワニ部の地方的管掌者で、その地位が上昇したもの。このような類型が想定されるものでは、小野・栗田については上記二類型のいずれに該当するかは明確な解答を避けた。

岸氏の検討によると、記紀の記述は一祖多氏の表現をとりながら、実態は血縁的同族関係と擬制的同族関係の可能性が混在していることになる。『古事記』におけるこのような一祖多氏系譜は、天武十三年以前、あまりそれを隔たらない時期、春日臣が大春日臣と改める以前になつたのではないかとするが、牟耶臣・都怒山臣・伊勢飯高君・老師君・近淡海国造についてはほとんど考察されていない。岸氏の場合は、ワニ氏の実態に迫ることに主眼があつたため、史料の希薄な五氏の推論を避けたものと考えられるが、はじめに述べたような考察を行う際には不十分な感否めない。

二、天武十三年朝臣賜姓の氏族

『日本書紀』天武十三年十一月戊申条は五十二氏の朝臣賜姓記事である。ここに大春日臣・大宅臣・栗田臣・小野臣・櫛井臣・柿本臣が含まれ、本条におけるこれら諸氏の記載順は櫛井臣と柿本臣を除いては『古事記』の記載と同様であることが指摘されている⁴。天武十三年に朝臣を賜姓された氏については、天武直系の系譜につながる始祖をもつ氏か、あるいは皇孫を守護する神との関係をもつ

氏で、畿内氏もしくは畿外氏でもこのときまでに中央化した氏であるとの指摘がある⁵。一方で、畿内の範囲と中央豪族の居住する範囲は必ずしも一致しないとの指摘もある⁶。後にも考察するが、『古事記』の春日臣同族氏は壺比韋臣以前と大坂臣以降で本貫が畿内に近い地域と畿外地域とに区別でき、必ずしも小野臣のように畿内に収まるとは限らない場合がある。朝臣賜姓の春日臣同族は総じて中央豪族という理解に留めておくのが穏当であろう。いずれにしても、朝臣を賜姓された事実を考慮すると、これらの氏は、天武十三年の時点ですでに孝昭の皇子裔として同族系譜を有し、同族が表明されていたとみられる。こうした点を踏まえつつ、これら六氏に関する史料を検討する（表3・1）。

1 春日臣

まず、『日本書紀』垂仁三十九年八月条「一云」をみる（①）。これは、五十瓊敷命が茅渟菟砥川上宮に居して剣一千口を作った伝承である。この剣は後に石上神宮に蔵したと伝えられる。『古事記』垂仁段では、印色入日子命が鳥取の河上宮に坐して横刀壺仔口を作らしめ、これを石上神宮に奉納したとある。

「一云」最後の部分は春日臣族の市河に石上神宮に蔵する大刀を治めさせる次第を述べており、この市河は「物部首之始祖」であるという。『新撰姓氏録』撰津国皇別

には「物部首、大春日朝臣同祖」とある。さらに『新撰姓氏録』の大和国皇別「布留宿禰」、『紀氏家牒』逸文には次のようにある⁷。

A 『新撰姓氏録』「布留宿禰」

柿本朝臣同祖。天足彦国押人命七世孫米餅搗大使主命之後也。男木事命、男市川臣、大鷦鷯天皇御世、達倭賀^ニ布都努斯神社於石上御布瑠村高庭之地^一。以^ニ市川臣^一為^ニ神主^一。四世孫額田臣、武藏臣、斉明天皇御世、宗我蝦夷大臣、號^ニ武藏臣物部首并神主首^一。因^レ茲

表 3-1：記紀に見られる朝臣賜姓の春日氏同族

	春日臣	大宅臣	栗田臣	小野臣	柿本臣	壺比韋臣
孝昭(記)	始祖	始祖	始祖	始祖	始祖	始祖
垂仁	(①)					
反正		①②△				
雄略	②△			(①)		
欽明	③④△					
敏達	⑤⑥△					
崇峻	⑦					
推古		③	①	②③④⑤⑥		
皇極			②			
孝徳			③④			
天智		④				
天武			⑤⑥		①	朝臣賜姓
持統	⑧	⑤⑥	⑦⑧	⑦⑧		

△は后妃伝承を示す

() の数字は「祖」による伝承

失^二臣姓^一為^二物部首^一。男正五位上日向、天武天皇御世、依^二社地名^一改^二布瑠宿禰姓^一。日向三世孫邑智等也。

B『紀氏家牒』逸文

紀氏家牒曰。馬子宿禰男蝦夷宿禰家、葛城豊浦里。故名曰^二豊浦大臣^一。亦家多貯^二兵器^一、俗云^二武蔵大臣^一。母物部守屋大連^{亦曰弓削大連}之妹、名云^二太媛^一也。守屋大連家亡之後、太媛為^二石上神宮齋神之頭^一。於是、蝦夷大臣以^二物部族神主家等^一為^レ僕。謂^二物部首^一、亦云^二神主首^一。

Bの逸文も奈良時代末から平安時代初期の頃のものと考えられるとすると⁸、『新撰姓氏録』の年代に近い。AもBも物部首の成ったのは蘇我蝦夷の時としている。Aは「市川臣」を仁徳朝の人物とし、『日本書紀』の「市河」と同一人物とすれば時代が異なるが、垂仁朝か仁徳朝かが問題ではない。①の伝承は、春日臣（あるいはワニ氏）後裔と称する物部首が石上神宮との関係をもつようになった由来を市河に引きつけて語ったものである。A Bなど他史料の伝承が蘇我蝦夷との関係から語られていることは、この伝承が七世紀の半ば以降に語られるようになったものであることを示している。

次に、『日本書紀』雄略元年三月是月条に、三妃を立てる記事を見る(②)。そこに童女君とあるが、『古事記』雄略段にはこれに対応する名はない。しかし、「天皇、丸迹之佐都紀臣之女、袁杼比売を婚^まきに春日へ行幸の時、媛女と道に逢ふ。即ち行幸を見て岡辺に逃げ隠る。(以下略)」として宇岐歌の話がある。『古事記』雄略段の冒頭、后妃子女を一括記載する部分にも袁杼比売の名はみえない。ところが、仁賢段には、「天皇、大長谷若建天皇の御子、春日大郎女を娶して生める御子、云々」の記載があり、『日本書紀』の仁賢紀でも割注で説明を加えている。記紀の伝承は、童女君と袁杼比売が対応するのであろうが、別の史料系統で雄略皇女の春日大郎女（春日大娘皇女）の生誕譚が残ったのかもしれない。雄略紀でこの記載があるのは、仁賢皇后となる春日大郎皇女の出自を有機的に示そうとした『日本書紀』編纂上の慎重な意図があると考えられる。

三妃の記述のあと、『日本書紀』雄略元年三月是月条で、

次有^二春日和珥臣深目女^一。曰^二童女君^一。生^二春日大娘皇女^一。〈更名高橋皇女〉。童女君者、本是采女。天皇與一夜而娠。遂生^二女子^一。天皇疑不^レ養。及^二女子行歩^一、天皇御^二大殿^一。物部目大連侍焉。女子過^レ庭。目大連顧謂^二群臣^一曰、麗哉、女子。古人有云。

娜毗騰耶幡麼珥。〔此古語未詳也。〕徐_二步清庭_一者、言_二誰女子_一。天皇曰、何故問耶。目大連對曰、臣觀_二女子行步_一、容儀能似_二天皇_一。々々曰、見_レ此者咸言、如_二卿所_一導。然朕與_二一宵_一而脈。産_レ女殊_レ常。由_レ是生_レ疑。大連曰、然則一宵喚_二幾廻_一乎。天皇曰、七廻喚之。大連曰、此娘子、以_二清身意_一、奉_レ與_二一宵_一。安輒生_レ疑、嫌_二他有_一潔。臣聞、易_二産腹_一者、以_レ禪觸_レ體、即便懷脈。況與_二終宵_一而、妄生_レ疑也。天皇命_二大連_一、以_二女子_一爲_二皇女_一、以_レ母爲_レ妃。〔傍線筆者〕

とあり、「童女君者、本是采女」ではじまる伝承を有する。一夜のみ召した童女君がはらんだため、天皇が疑って養育しなかったが、物部目大連の諫言によつて女子を皇女とし母を妃としたという。この時点で本当に采女であったかどうかを詳論する余裕はない。この伝承は春日臣が采女かそれに相当する女性を貢進した氏であつたことを示している。岸氏が指摘するように、女性を介して王統とかかわつたことが考えられる。

さて、『日本書紀』の雄略紀にある「春日和珥臣」はいわゆる複姓と考えられるが、『古事記』雄略段のような丸迹氏と春日の関係から考えると、春日に居住した和珥臣といふことができる¹⁰⁾。

記紀の欽明妃に関する記事(③④)は、仁賢の後妃伝承に重複的所伝がみられる。

③『日本書紀』欽明二年三月条

納_二五妃_一。(中略)次春日日抓臣女曰_二糠子_一。生_二春日山田皇女與_二橘麻呂皇子_一。

④『古事記』欽明段

又娶_二春日之日爪臣之女、糠子郎女_一、生御子、春日山田郎女。次麻呂古王。次宗賀之倉王。

C『日本書紀』仁賢元年二月壬子条

次、和珥臣日爪女糠君娘、生_二一女_一。是為_二春日山田皇女_一。へ一本云、和珥臣日觸女大糠娘、生一女。是為山田大娘皇女。更名赤見皇女。文雖_二稍異_一、其实一也。✓

D『古事記』仁賢段

又娶_二丸迹日爪臣之女、糠若子郎女_一、生御子、春日山田郎女。

③④とC Dは日爪（日觸）、「糠」と称する女子、また春日山田皇女が生まれたとする点で共通する。しかし、氏の名を見ると、③④は春日臣であるのに対し、C Dがワニ臣である。筆者は、皇統と関係を結んだ伝承が少なくとも二系統存在した可能性を考える。一方はワニ臣と称して仁賢と結んだもの、他方は春日臣と称して欽明と結んだものである。この伝承は史実かどうかは問題ではなく、欽明朝以降にワニ氏系と称する氏族が皇統と関係を結んだことを伝えることが重要視される史料であると評価したい。春日山田皇女は勾大兄皇子（安閑）の皇后として伝承が残され、欽明即位前紀で欽明と皇位を互に譲り合ったとある。本居宣長『古事記伝』が欽明記紀のほうを誤りとみたのはこのためであろうが、ともあれ、『日本書紀』では春日山田皇女は安閑皇后として認知されていた。

次に、敏達の皇妃子女記事をみる（⑤⑥）。

⑤『日本書紀』敏達四年正月是月条

立^三一夫人^一。春日臣仲君女曰^三老女子夫人^一。へ更名、藥君娘。へ生^三三男一女^一。其^一曰^三難波皇子^一。其^二曰^三春日皇子^一。其^三曰^三桑田皇女^一。其^四曰^三大派皇子^一。

⑥『古事記』敏達段

又娶^三春日中若子之女、老女子郎女^一、生御子、難波王。次桑田王。次春日王。次大俣王。へ四柱へ

皇子女の記載順が異なるが、内容は同様である。『群書類従』『続群書類従』所収の小野氏系図をみると、『古事記』や『新撰姓氏録』と異なり、いずれも敏達・春日皇子・妹子と続く。小野氏の系譜は妹子以前について不確実だった可能性がある（後述）。

次に、『日本書紀』崇峻即位前紀（⑦）は、蘇我馬子が諸皇子・群臣とともに物部守屋を討つ記事である。これは蘇我氏が他氏に比べて優位にあることを端的に示す記事であると考えられる¹¹。その中に春日臣が名字を闕いてみえている。

『日本書紀』持統五年八月辛亥条（⑧）は、十八氏に対して祖等の墓記を上進させた記事である。その中に「春日」がみえる。写本によつては「墓」を「纂」につくるものがある。この用字の違いについてはすでに先学によつて問題視され、その内容も検討されているが¹²、これを「基記（モトツフミ）」に復元する案もある¹³。タイトルによつてその内容に対する評価にも影響を受けるであろうが、「其祖等」のことが記されたものであることは確かであろう。

以上、記記を中心に春日臣の動向を示す記事を挙げた。敏達朝以前は女性を介して王統と関係を有した記事が多いが、現実視できないものもある。六世紀頃には為政者集団の傘下に入り、大王政権の中で実行的に活動していたことがうかがえる。律令制下に入ると大春日朝臣の人物は五位程度の位階に昇進するものが確認できる(『続日本紀』)。⑦以降『続日本紀』にいたる現れ方は、政権・朝廷内の春日氏の位置として整合性を持っている。

2 大宅臣

『日本書紀』反正元年八月己酉条は皇妃子女の記載である(①)。『古事記』反正段(②)と内容のうえで対応するとみられる。妃の父は、①では「大宅臣祖木事」とあるのに対し、②は「丸邇之許碁登臣」であり、岸氏はこの関係をもつて大宅臣はワニ氏から分枝したと述べる。①は大宅臣の「祖」を語ろうとしており、②との対応関係を考えれば、ワニ氏からの分枝を念頭においていたと考えてよい。ただし、①と②の子女の記載に皇子・皇女、王・郎女に異同がみられ、伝が不安定である。この伝は氏族と天皇との婚姻関係を述べることで自体に主眼があつたのかもしれない。

『日本書紀』推古三十一年是歳条では、新羅征討の副將軍に小徳大宅臣軍の名がみえる(③)。ここでは他に、小徳大伴連(闕名)を含む諸氏族の人名がみえるが、このような個人名の羅列による記述は、崇峻即位前紀(春日臣⑦)の場合と同様に、実際の政治参画が反映した記述と考えられる。以降、『日本書紀』で個人名のみられる大宅臣の人物については同様に解釈することが可能であろう(④天智二年三月条、⑤持統三年二月己酉条、⑥持統八年三月乙酉条)。

『日本書紀』でみられる大宅臣は、反正紀の「大宅臣祖」のあと、推古紀以降に冠位や役職を伴って集中する。こうした傾向から、大宅臣は推古朝以降に高位の者を輩出するようになった氏で、「祖」とみえるコゴト(木事)は大宅臣の始祖伝承的な意識のうちに語られたと考えられる。春日臣が王妃を介して大王との関係を有したことや、『古事記』の丸邇許碁登臣との対応関係からみて、ワニ・春日の同祖同族を語る祖先系譜の中にコゴトが存在したことが考えられる¹⁴。

『新撰姓氏録』に大宅朝臣の出自を示す記事はみられず、山城国皇別に大宅(「小野朝臣同祖」)、河内国皇別に大宅臣(「大春日朝臣同祖、天足彦国押人命之後也」)とあるにすぎない。『日本後紀』以降の国史では、『続日本紀』に比べて大宅朝臣の人物記載が減少し、

相対的に大宅臣や無姓の大宅の記述が目立つようになる¹⁵。

3 栗田臣

栗田臣は、岸氏が春日臣との関係を血縁か非血縁か、保留とした氏である。

『日本書紀』推古十九年五月五日条(①)は、薬獵の記事で、日数記載を「五月五日」とする¹⁶。本条では特に諸臣の服色・冠色を紹介し、翌年の記事では「其装束如^ニ菟田之獵^一」とあるから、これは実際の記録に基づく記事であろう。ここにみえる栗田細目臣は舒明の喪において軽皇子に代わって誄したこともみえている(②皇極元年十二月甲午条)。この①は『日本書紀』における栗田臣の初見だが、これは栗田臣が推古朝に実働的に仕えたことを示すとみてよい。

孝徳白雉元年二月甲申条は、白雉改元儀礼の記事である(③)。ここにみえる栗田臣飯蟲は他にみえない名だが、先述の細目や後述の真人との流れにおいて孝徳朝頃に奉仕を行った栗田臣の人物であろう。

孝徳白雉四年五月甲申壬戌条(④)では、遣大唐使の学問僧に道観があり、割注で「道観、春日栗田臣百濟之子」としている¹⁷。ここでも春日栗田臣という複姓がみられるが、後述のように春日に居た栗田臣と考える。

天武十年十二月癸巳条には、小錦下を授位された者の中に栗田臣真人の名がある(⑤)。天武十三年の朝臣賜姓後には栗田朝臣真人とみえる(⑥天武十四年五月甲子条、⑦持統三年正月壬戌条、⑧持統三年六月辛丑条)。さらに、『続日本紀』その他の史料でもこの人名はみられ、養老三年(七一九年)に正三位で薨じたとある¹⁸。

『新撰姓氏録』で栗田朝臣は右京皇別下に列せられ¹⁹、『倭名類聚抄』では山城国愛宕郡に上下の栗田郷がみられるので、この地が本貫であろう。『日本書紀』において春日栗田臣とあるのは、春日付近に居住した栗田氏とみられる。史料は僅少だが、栗田朝臣の例は、天平宝字八年(七六四年)の文書に「添上郡^{〔中郷戸主從八位下栗田朝臣勝麿〕}²⁰」がある。山城国愛宕郡のあたりを本貫とした栗田臣が政権と関係を有し、その内部で活動するようになったとき、春日地方に居住する者があらわれ、出自を示すべく春日臣と系譜的につながったものと考えられる。

4 小野臣

『日本書紀』雄略十三年八月条に小野氏の物語伝承的な話がある(①)。播磨国御井隈の人、文石小麻呂が暴虐をはたらくので、天皇は春日小野臣大樹に敢死士一百を領せしめ、これを討たせた。宅を囲み、火をつけると馬ほどの大きさの狗が飛び出すが、斬り倒すと小麻呂であった。岸氏は春日小野臣(ワニ氏)と播磨国の関係に着目し、春日小野臣という氏名は、春日臣から小野臣が分枝したことを想定した。春日地域における小野臣の存在した形跡を示す史料は、栗田臣と同様に僅少で、『東大寺要録』や『三箇院家抄』に留まっている。後述するが、この複姓もこれまでの同族主張氏と同様に春日に居住した一部の小野臣をさすと考えられる。

『日本書紀』の推古紀に入ると、「大唐」外交のいわゆる遣隋使として、小野臣妹子の活動がみられる(②)十五年七月庚戌条、③十六年四月条、④同年六月丙辰条、⑤同年九月辛巳条、⑥十七年九月条)。また、持統紀以降には、小野朝臣毛野が遣新羅使としてみえる(⑦)九年七月辛未条、⑧同年九月庚戌条)。毛野は和銅七年に中納言従三位兼中務卿勲三等で薨じ、小治田朝(推古)大徳冠小野妹子の孫で小錦中毛人の子であったという²¹。これをはじめとして、『続日本紀』にみえる小野朝臣は、栗田朝臣と同様に五位以上の官人を比較的多く輩出している。

『新撰姓氏録』では、左京皇別下・山城国皇別に小野朝臣がみられる。

E 『新撰姓氏録』左京皇別下

大春日朝臣同祖。彦姥津命五世孫米餅搗大使主命之後也。「其後敏達天皇御世²²」大徳小野臣妹子、家²³于近江国滋賀郡小野村²⁴、因以為²⁵氏。日本紀合。

F 『新撰姓氏録』山城国皇別

考昭天皇皇子天足彦国押人命之後也。

Eは小野妹子のときをもって氏と為したと述べている。『延喜式』神名帳の近江国滋賀郡には名神大社として小野神社二座がみられ、八世紀後半より、しばしば国史の中に取り上げられるようになる。

G 『続日本紀』宝龜三年(七七二年) 四月己卯条

震²⁶西大寺西塔²⁷。卜之、採²⁸近江国滋賀郡小野社木²⁹、構³⁰塔為³¹崇。充³²当郡戸二烟³³。

H『続日本後紀』承和元年（八三四年）二月辛丑条

小野氏神社在_二近江国滋賀_一。勅。聽_下彼氏五位已上、每_レ至_二春秋之祭_一、不_レ待_二官符_一、永以往還_上。

I『同右』承和四年（八三七年）二月辛丑条

是日、勅聽_下大春日・布瑠・栗田三氏五位已上、准_二小野氏_一、春秋二祠時、不_レ待_二官符_一、向_中在_二近江国滋賀郡_一氏神社_上。

H Iによると、承和の頃、近江国小野神社は「小野氏」の神社であると同時に大春日・布瑠・栗田三氏の「氏神社」でもあったことがわかる。このことは、春日臣（大春日朝臣）と同祖の氏が小野朝臣に結末点を求めていたことをうかがわせる。

Fに関して、『倭名類聚抄』では、乙訓郡・愛宕郡・宇治郡にそれぞれ小野郷がみられる。『延喜式』神名帳、山城国愛宕郡にも小野社二座があり、小野妹子の子で毛野の父である毛人の墓誌が発見されたのもこの付近である。

小野神社の扱いは山城国よりも近江国の方が重く、氏成立の伝承は妹子の時に近江国滋賀郡に充てている。雄略紀にみられた春日小野臣の伝承（①）は、大和の政権と関係を結び、大和の春日地域に居住するようになった小野臣の祖先伝承的な物語として位置づけべきであろう。

5 柿本臣

『日本書紀』では柿本臣媛がみられる（①＝栗田臣⑤）。これは『続日本紀』にみえる柿本朝臣佐留と同一と思われるが、和銅元年（七〇八年）に従四位下で卒とある²³。

「柿本」と称する地名は史料より見出しがたいが、天平十四年（七四二年）の優婆塞貢進解に「大養徳国添上郡大岡郷」の人物として柿本臣大足・柿本臣佐賀志の名がみえる²⁴。また、『東大寺要録』巻第六の末寺章第九に柿本寺があり、「在_二大和国添上郡_一」としている。柿本は添上郡内地に称されているのがわかる。

J『新撰姓氏録』大和国皇別

柿本朝臣

大春日朝臣同祖。天足彦国押人命之後也。敏達天皇御世、依_三家内有_二柿樹_一、為_二柿本臣氏_一。

Jによると、柿本臣氏がなったのは敏達朝のことと述べている。このことと、『日本書紀』において柿本臣の人物の初見が天武朝であることによれば、柿本臣の歴史はそれほど古くまでは遡らないことが想定できる。

6 沓比韋臣

沓比韋臣（櫛井臣）は、『日本書紀』では天武十三年の朝臣賜姓記事のみしかみられず、『続日本紀』でも櫛井朝臣の個人の動きを示す記事はみられない。

『新撰姓氏録』では、櫛井朝臣の出自を示す記事はないが、左京皇別下に櫛井臣があり、「和安部同祖。彦姥津命五世孫米餅春大使主命之後也。」、この二条前の和安部朝臣に「大春日朝臣同祖。彦姥津命三世孫難波宿禰之後也。続日本紀合。」と述べているから、『新撰姓氏録』の櫛井臣も春日臣と同族である。

櫛井というのは、『古事記』応神段の歌に「櫛井の和邇坂^{わにさ}の土を」とあり、『日本書紀』允恭七年十二月壬戌朔条で、衣通郎姫が「從^よ鳥賊津使主^し而來之。到^{いた}倭春日^よ食^を于櫛井上^の」などあることから、ワニや春日と同地域に内包される地であったと考えることができる。櫛井臣はこの地域を本貫とした関係から春日氏らと同族を称したのである。延喜十四年（七九五年）、東大寺上座慶讃が添上郡春日里付近の家地・壱田に関わって行った愁訴に対し、刀禰として櫛井石雄の署名がみられる²⁵。

ここまでの考察を集約すると（表3-1）、まず春日臣①・小野臣①はそれぞれ始祖伝承的な記事であり、直ちに史実と認めるわけにはいかない。反正朝から敏達朝の記事にみられる春日臣・大宅臣の伝承は后妃子女に関わる。これらはワニ氏と同族であることの証左となる伝承ともいえるが、個々の伝としては不安定な主張である。各氏の個人の活動が史実を反映しているとみられるのは崇峻朝以降の伝である。春日臣同族氏が『日本書紀』に史実的内容をもってみえるようになるのは、実際大和の政權に参画し、頭角をあらわすようになったことに関わっていると考えられる。

また、各氏の現実的な活動の状況を示す史料の初出は、『古事記』孝昭段で同族氏を述べる順序にほぼ等しく、阿部武彦氏の指摘を考えるうえで示唆に富む。すなわち、『古事記』に連ねる朝臣賜姓の春日臣同族氏の順序は、その名の氏が政權内部に本格的に組み込まれた順序を反映しているということができる。

春日・大宅・柿本・壺比韋の各氏は奈良盆地の東北部の地名などに由来するとみられるのに対し、栗田臣は山城国愛宕郡、小野臣は近江国滋賀郡に由来するとみられる。春日栗田臣・春日小野臣という復姓が示すように、両氏のなかで、大和を中心に展開する大王中心の政権活動に参画・出仕した者が、春日の地域に定着し、出仕者はその出自を表明するために、定着地の地縁的關係から春日臣との同族關係を称したとみられる。

三、朝臣賜姓以外の氏族

天武十三年に朝臣賜姓以外の氏について、岸氏は多紀・羽栗・知多・阿那、あるいは大坂臣も含めて、ワニ部の地方的管掌者ではなかったかとした。これはワニ部の分布傾向より導かれた結論である(表3-12)。ワニ部の分布する地名と春日臣同族氏の名が端的に合致するものは、尾張国智多郡と知多臣、丹波国多紀郡と多紀臣があげられる。残る氏については傍証も乏しく、さらに検討の余地が残っているといえる。また、牟耶臣以下の氏についても考察を行い、同族氏の全体像を把握したい。

1 大坂臣

大坂臣について、「大坂」と名のつく地名を『倭名類聚抄』よりたどると、大和国葛上郡大坂郷、因幡国気多郡大坂郷、備後国安那郡大坂郷がみられる。

太田亮氏の『姓氏家系大辞典』『和邇』の項には「和邇系図」を掲載している。浅間神社社務所刊の『浅間文書纂』にも「富士大宮系図」を載せるが、「和邇系図」と若干伝が異なり、記録も「和邇系図」の方が上代の部分については詳細である。ただ、記述の内容に『新撰姓氏録』や『先代旧事本紀』の国造本紀にもみられる人名が確認できるため、それらを参照した史料とも考えられるが、一方で『新撰姓氏録』とも異なる系統の記載や郡制以前の「評」の表記を含みなど、古い所伝を伝えているとの評価もある²⁶。

このような性格の史料ではあるが、彦国葺命の二世孫にあたる八千足尼命の尻付には「景行天皇の朝、吉備穴国造に定め賜ふ。安那公、大阪臣祖」とある。前半は国造本紀によるとみられるが、後半は他に伝がない。ワニや春日氏の同族を称する者の中では、安那公(阿那臣)と大阪臣(大坂臣)の直接の祖を同じ人物に求めている。こうした点を参考にするならば、大坂臣は備後国安那郡大坂郷と

図 3-2：ワニ部の分布

国	郡・評	郷・里	人名	出典	備考
大和	添上郡	(猶中郷)	丸部	『平安遺文』1(42号)	「主帳」
			丸部(宿禰)時忠	『平安遺文』1(300号)	
			丸部太平	『平安遺文』2(316・317号)	時忠の子
			丸部男人	『平安遺文』1(195号)	
		佐紀郷	和邇部福富・貞心	『平安遺文』1(206号)	「刀襦」
			丸部石村 他2名	京北班田図	
山城	愛宕郡	出雲郷雲下里	丸部袁美奈売	『大日古』1-360	
			丸部安太 他2名	『大日古』1-509・510	
			丸部鮑売	『大日古』1-539	
				葛野郡班田図	
	葛野郡	榛原郷	和邇部	『新撰姓氏録』	
摂津			和邇部	『新撰姓氏録』	
尾張	智多郡	番賀郷花井里	丸部龍麻呂	『平城宮木簡』1	
		番賀郷	和邇部古万呂	『平城宮木簡』3	※
		富具郷野間里	和邇部臣牟良・阿倍	『平城宮木簡』1	
		富具郷野間里	丸部安麻呂	『平城宮・出土木簡概報』22	※
		富具郷野間里カ	丸部石寸	『平城宮木簡』1	※
		富具郷	和邇部	『平城宮木簡』1	
		富具郷	和邇部人足	『木簡研究』9	※
		贅代郷朝倉里	和邇部色太智	『平城宮木簡』1	
		贅代郷	和邇部	『平城宮・出土木簡概報』12	※
		英比郷	和邇部	『平城宮木簡』2	※
			和邇部臣若麻呂	『大日古』1-619	
			丸部大名	『大日古』25-121	
参河	額田郡	新木郷	丸部五月	『平城宮木簡』1	
	額田郡	新木郷	丸部諸背	『平城宮木簡』2	※
	遠江	浜名郷	和邇神人大子・飯麻呂	『大日古』2-267・268	
		浜名郷	和邇神人部古麻呂	『大日古』2-269	
	浜名郡	新居郷	和邇神人塩麻呂・多恵與	『大日古』2-262・263	
	敷智郡カ		委邇部足結	『伊場遺跡出土文字集成』2	「屋一」
	敷智郡カ		委邇部酒人	『伊場遺跡出土文字集成』2	「椽一、屋一」
	敷智郡カ		委邇部刀良	『伊場遺跡出土文字集成』2	「戸主」
	敷智郡カ		委邇部千支鞆	『伊場遺跡出土文字集成』2	「椽一」
	敷智郡カ		委邇部長	『伊場遺跡出土文字集成』2	「椽二」
	敷智郡カ		委邇部吉麻呂	『伊場遺跡出土文字集成』2	「馬主」
	甲斐	巨麻郡	栗原郷	丸部千麻呂	『大日古』5-238
	伊豆	那賀郡	丸部大麻呂	『寧楽遺文』補1-5	
	近江	滋賀郡	和邇部臣鳥	『新撰姓氏録』	
		滋賀郡	丸部臣国足	『大日古』4-259・260	
		高島郡	丸部臣安万呂	『木簡研究』11	※
		甲賀郡?	丸部豊嶋	『木簡研究』21	※
		蒲生郡	丸部臣黒(満カ)	『平城宮・出土木簡概報』29	※
		愛智郡	丸部光成	『平安遺文』3(695・954号)	愛智荘「庄司」
		坂田郡	丸部豊嶋	『平城宮・出土木簡概報』24・29	※
		坂田郡	丸部今継	『平安遺文』1(48号)	「郷長」
			丸部男公	『大日古』15-240	
美濃	味蜂間郡	春部里	丸部阿麻売 他10名	『大日古』1-9	
	味蜂間郡	春部里	丸部黒売	『大日古』1-22	
	山方郡	三井田里	丸部妹売 他2名	『大日古』1-52	
	山県郡	出石郷	丸部口万呂	『木簡研究』20	※
	屑県郡	屑々里	丸部嶋売	『大日古』1-41	
若狭	三方評	竹田部里	和邇部	『飛鳥藤原宮・出土木簡概報』6	※
	三方評	竹田郷丸部里		『平城宮木簡』1	※
	三方評	耳(瀬美)郷	丸部真前	『木簡研究』18	※
	三方評		(和邇部神社)	『延喜式』神名帳	
	遠敷郡	遠敷郷	丸部臣真国	『平城宮木簡』2	※
越前	足羽郡	安味郷	丸部月足	『大日古』5-585	
	足羽郡	上家郷	丸部五百嶋	『大日古』5-591	
	足羽郡	道守村	丸部孫麿	『東南院文書』4-5	
	坂井郡	桑原駅家	丸部度	『大日古』5-599	
	坂井郡	高屋郷	丸部僧	『大日古』5-603	
	坂井郡		丸部	『大日古』6-603	
	大野郡	出水郷	丸部五百国	『木簡研究』22	※
	加賀郡	富樫郷	丸部諸上	『長岡京木簡』1	(加賀国石川郡?) ※
	越前	加賀郡	丸部臣人麻呂	『大日古』1-439	
	加賀		和邇部廣刀自女	『文徳天皇実録』斉衡元・5・己酉	「加賀国節婦」
丹波	多紀郡	宗部郷	和邇部黒麻呂	『木簡研究』20	※
	多紀郡カ		和邇部稲売 他3名	『大日古』1-323・325	多紀臣と同戸籍
因幡	法美郡	廣瀨郷清水里	和邇部龍人	『続日本後紀』承和4・3・癸未	
	法美郡		丸部百嶋	『木簡研究』12	※
出雲	神門郡	朝山郷稗原里	丸部臣百世	『三代実録』元慶6・11・己巳朔	
			丸部角売	『大日古』2-225	
播磨	印南郡	南毘都麻	丸部臣等始祖比古汝茅	『播磨国風土記』	
	飩磨郡		和邇部臣宅継	『三代実録』貞観5・9・10	
	飩磨郡		和邇部臣宅貞・宅守 等	『三代実録』貞観6・8・8	
	讃容郡	中川里	丸部具	『播磨国風土記』	
	宍粟郡	余戸里	丸部	『平城宮・出土木簡概報』11	※
備前	上道郡	居都郷	和仁部太都麻呂	『木簡研究』4	※
	御野郡	御野郷	(丸部臣カ)大	『木簡研究』18	※
備中	都宇郡	健部郷岡本里	丸部得麻呂	『大日古』2-248	
	賀夜郡	日羽郷宍粟里	鱈部小足	『大日古』2-252	
周防	玖珂郡	伊美郷	和邇部今男	『平安遺文』1(199号)	
	玖珂郡	玖珂郷	和邇部白虫売・濱刀自売	『平安遺文』1(199号)	
紀伊			和仁部用秋	『平安遺文』3(672号)	
			和仁部貞次	『平安遺文』8(4237号)	
讃岐	三野郡	阿麻郷	丸部宮目・丸部古君	『平城宮・出土木簡概報』24	※
	三野郡		丸部臣豊採	『続日本紀』宝龜2・3・辛酉	
	三野郡		丸部臣明麻呂・己酉成	『続日本後紀』嘉祥元・10・丁亥朔	「当郡大領」
	大内郡	入野郷	丸部房吉 他33名	『平安遺文』2(437号)	
	多度郡	吉原郷	丸部則時	『平安遺文』3(1008号)	
	多度郡	吉原郷	丸部利方・行時・時方	『平安遺文』9(4628号)	

関係する氏とみることができる。

※印…奈良文化財研究所木簡データベースによった (<http://www.nabunken.go.jp/Open/mokken/mokkan.html>)

2 阿那臣

阿那臣は『新撰姓氏録』右京皇別下に和邇部と同じく「天足彦国押人命三世孫彦国葺命之後也」とされる安那公で、かつ、『先代旧事本紀』国造本紀「吉備穴国造」条に「纏向日代朝（景行）御世、和邇臣同祖彦訓服命八千足尼、定「賜国造」。」とある、吉備（備後国）穴地域の国造であったと考えられる。『日本三代実録』にも「備後国安那郡人安那豊吉」²⁷とみえ、地名と氏名のかかわりを示している。

吉備国穴の付近は、『日本書紀』の景行紀で、日本武尊の熊襲平定の際、吉備穴濟神（『古事記』景行段では「穴戸神」）が平定されたと伝える場所である²⁸。また、『日本書紀』安閑二年五月甲寅条には「婀娜国胆殖屯倉・胆年部屯倉」を設置したことがある。この地は令制前より大和政権と関係を有したことが考えられる。

岸氏は備前国上道郡、備中国都宇郡・賀夜郡にワニ部の分布がみられることから、ワニ氏と吉備地方との関係を一括して指摘した。しかし、国造本紀では上道国造・加夜国造・吉備穴国造と別々の条目が存在する。これは、律令制初期あるいはそれ以前の地理観によると考えるべきであろう。

備後国安那郡はのちの深津郡の地域も含んでいた²⁹。『日本霊異記』には白壁天皇（光仁）の世の説話として、深津郡深津の市にまつわるものを載せている³⁰。そこには、葦田郡屋穴国郷の穴君弟公という名がみえ、さらに深津の市において馬を讃岐国人に売ったとの叙述があり、安那・深津の地は古くより讃岐との海上交通の拠点であった可能性が指摘されている³¹。安那や深津の周辺にワニ部の分布は認められないが、この地から讃岐国へ最短距離をとった場合の対岸近くには、多度郡や三野郡があり、こちらにはワニ部の分布がみられる。仮に、吉備穴国造をワニ部との関係から考えるならば、吉備地方のワニ部ではなく、海上交通を媒介とした讃岐西部のワニ部との関係を積極的に評価すべきであろう。

3 多紀臣

多紀臣は丹波国多紀郡に本拠する氏と考えられる。延喜十五年（九一五年）、丹波国多紀郡衙に宛てた「東寺伝法供家牒」³²に対して検校の署名があり、その中に多紀臣、さらに擬主帳や郡老権大領にも多紀臣がある。また承平二年（九三二年）、「丹波国多紀郡司解

案」³³にも国目代・国老・擬主帳に多紀臣や多紀がみられる。

ワニ部分布との関連においては、養老五年とみられる国郡未詳戸籍に「從子多紀臣廣隅」「妾和迹部稻賣」とみえ³⁴、多紀臣との通婚関係において和迹部の存在が推定できる。

多紀臣が郡主帳や郡老として史料に顕著に見られるのは平安時代だが、『古事記』で既に出自を示している点を評価すれば、古くより多紀地方の有力豪族であったとみられる。

4 羽栗臣

羽栗臣は『新撰姓氏録』左京皇別下に「葉栗臣 和安部朝臣同祖。彦姥津命三世孫建穴命之後也。」とあるものと同じであろう。このほか、山城国皇別に「葉栗 小野同祖。彦国葺命之後也。」とあるが、こちらにはカバネがない。地名から考えると、尾張国葉栗郡葉栗郷、山城国久世郡羽栗郷がある（『倭名類聚抄』）。

『続日本紀』宝龜七年八月癸亥条に「山背国乙訓郡人外從五位下羽栗翼、賜姓臣。」とあり、山背（山城）国内、久世郡のほかにも羽栗氏の存在したことを示しているが、宝龜七年（七七六年）にいたるまで姓がなかった。この羽栗臣翼は唐で生まれ、入唐していた父吉麻呂に随って天平六年（七三四年）十六歳で帰国したという³⁵。ここから類推すれば、八世紀前半には無姓の葉栗氏が山城国内に存在していたことになる。

この時期、臣姓の羽栗氏については、天平十二年（七四八年）に近江国犬上郡尼子郷に羽栗臣伊賀麻呂・羽栗臣国足の名がみえる³⁶。尾張国葉栗郡との関係を示すのは中世の史料である。『塵袋』に、

尾州葉栗郡ニ光明寺ト云フ寺アリ。ハクリノ尼寺ト名ツク。是ヲハ飛鳥浄御原ノ御宇ヘ丁丑ノ小乙中葉栗臣人麿始テ建立スト見エタリ。

とある³⁷。記事の史実性は問い難いが、葉栗郡と葉栗臣が古くより結びついていた認識に基づく伝承と考えれば、尾張国葉栗郡に葉栗臣が存在したと思われる。

さて、羽栗臣が春日臣等と同族にあるのはどういう理由であろうか。尾張国葉栗郡からワニ部の存在した史料は未だみられないよう

である。よってワニ部の地方的管掌者という速断はできない。ただ、近江国犬上郡に羽栗臣が存在したことに注目すると、犬上郡に隣接する愛智郡にはワニ部の存在したことが知られる。ワニ部の分布はさらに近江国坂田郡、美濃国味蜂間郡（安八郡）・肩県郡・山方郡と、東山道の周辺に分布しており、そのほぼ延長線上に尾張国葉栗郡がある。こうした状況よりすると、琵琶湖の東岸から東山道となる主要交通路の地域において、羽栗臣とワニ部との間に何らかの交流があり、そのうちに同族関係を称するようになったのではないか。あるいは、そのルートの西の延長線上にある山城国内にみえる無姓の葉栗（羽栗）氏と山城国内に定着していた小野氏とのかかわりか。いずれかの影響によるものと考えられる。

5 知多臣

知多臣は尾張国智多郡を本拠とする氏とみられる。智多郡内にはワニ部の分布が顕著であり、春日臣との同族関係もワニ部との関係によって結ばれたものと考えられる。

6 牟耶臣

牟耶臣は上総国武射郡付近を本拠とした氏とみられ、そこに隣接する山辺郡にも武射郷がある（『倭名類聚抄』）。『先代旧事本紀』国造本紀「武社国造」には「志賀高穴穗朝、和邇臣祖彦意祁都命孫彦忍人命、定賜国造」とあり、牟耶臣は国造であったともみられる。氏人の動向については「武射臣」として国史にも少数みえるが³⁸、春日臣等との同族関係の由緒を示す史料はみられない。

7 都怒山臣

都怒山臣は他の史料に角山君とみえるものと同氏と考えられる。『続日本紀』神龜元年二月壬子条に角山君内麻呂がみられる。また、天平宝字八年九月壬子条、惠美押勝の首が京師に伝えられた記事では、勢多橋の焼けるのを見た押勝が「即便走高嶋郡、而宿前少領角家足之宅」とある。『平安遺文』二二八一号では、近江国高嶋に「一所字子田上柚・川上庄」があり、天平十二年に従七位上角山君家足が領したこの墾田を正三位小野石根朝臣に与えたことがある。『続日本紀』の角家足と『平安遺文』の角山君家足は同一人物で高嶋の郡司であったとみられる。

『倭名類聚抄』では近江国高嶋郡角野郷があり、『延喜式』神名帳でも近江国高嶋郡に津野神社とある。これらのことから、角山君は

近江国高嶋郡内を拠点とした有力な豪族であったとみられる。また、古くより大和の政権と関係を有した地方的伴造であったとの指摘もある³⁹⁾。

同族関係についてみると、近江の湖西地方には志賀郡、高嶋郡に、ワニ部の分布があり、高嶋郡内では川上里（平城宮木簡）にワニ部の存在が知られる。角山君家足の領した墾田がのちに川上庄と称されることと関連づけて興味深い。ワニ部との関わりが端的に影響していると考えられる。

8 伊勢飯高君

この氏は『続日本紀』などに飯高公（君）とみえる氏と考えられるが、のちには宿禰姓となる⁴⁰⁾。こうした動向は、飯高君笠目や飯高宿禰諸高などの活躍に関わりがあると考えるが、まず考察の基本となる史料を挙げる。

a 『続日本紀』天平十四年四月甲申条

伊勢国飯高郡采女正八位下飯高君笠目之親族縣造等、皆賜飯高君姓。

b 『同右』宝龜八年五月戊寅条

典侍従三位飯高宿禰諸高薨。伊勢国飯高郡人也。性甚廉謹、志慕貞潔。葬奈保山、天皇御世、直内教坊、遂補本郡采女。飯高氏貢采女者、自此始矣。歴仕四代、終始無失。薨時年八十。

飯高君笠目と飯高宿禰諸高は同一人物とみる意見があるが、いずれにしても同氏であろう。いずれも采女であったことを伝え、その最初が諸高であったとする。

a よりすると、その当時飯高君は親族が県造であったことがわかる。『皇太神宮儀式帳』『天照坐皇太神儀式并神宮院行事老条』には飯高縣造乙豆知の名がみえ、垂仁朝のとき倭姫が遷宮を行った際、神御田と神戸を進めたとある。伊勢神宮とかかわりを示すことからすると、飯高君は飯高郡内に本拠してその地域一帯の祭祀権を有する豪族であった可能性が考えられる。

「県造」は県主に比べて時代の新しい語で、国造にならい称することで県主より一段高い家格を誇示しようとしたのではないかといわれている。すなわち、大化から令制にかけてより以前、職掌的名辞であった県主が、姓同様の扱いをなされるようになった。大宝二

年（七〇二年）の御野国戸籍では、他に県主族・国造族・牟下津造といったものもあり、そのなかに県造もみられる。宮本救氏はそうした村落社会のなかで「県造―県主―県主族」と族的階層の分化を指摘した⁴¹。それは、これらの氏が本来的な祭祀的機能を継続したためであるとの指摘もある⁴²。飯高氏の場合、『古事記』『続日本紀』にはキミ姓を有し、同時に県造であったから、県造の職掌としての名辞はなお残っていたと考えなければならない。『皇太神宮儀式帳』に他にも県造がみられることは、職掌から姓への変質過程が美濃国と直ちに同一でないことを示している。この点、御野国戸籍の半布里を除く他の県造は、六世紀中葉から大宝令施行に至るまでの期間、伊勢神宮の経営や祭祀と関係を持ち、大宝令制に神戸・神田に確定される以前の神宮領を統括するものであった、とする吉田晶氏の見解⁴³がある。

さて、このような性格の飯高氏が春日臣等と同族を称することには、春日臣やワニ氏との関係性が想定されなければならないが、確たる証左は現時点においてみとめられない。

9 老師君

老師君は、『続日本紀』天平十二年十一月甲辰条に老師君族古麻呂の名がみえる。この記事は伊勢国行幸にかかわる。また天平宝字九歳（七五七年）の「西南角領解」と解される文書には、「伊勢国志志郡嶋祓郷戸主志志君族祖父」がみえる⁴⁴。このように老師君族は伊勢国志志郡に本拠する氏であることが想定できれば、志志君氏も同様と考えられる。

『皇太神宮儀式帳』には壹志縣造等遠祖建皆子の名があり、飯高縣造乙豆知と同列にあらわれる。ただし、建皆子については他に史料がみられない。「和邇系図」では「乙加豆知命」の名があって、その尻付に「伊勢国に居る。飯高宿禰、壹志宿禰、伊部造の祖」とある⁴⁵。飯高宿禰と同祖から分枝した祖先伝承から類推すると、老師君は飯高氏と同様に県造であったのではないだろうか。しかし、老師君が春日臣等との同族の根拠を実証的に裏付ける史料は飯高氏同様、現状では指摘できない。

10 近淡海国造

淡海国造について『先代旧事本紀』国造本紀を引くと、「志賀高穴穗朝御世、彦坐王三世孫大陀牟夜別、定賜国造」とあり、『古事記』孝昭段の伝との関係が明瞭でない。『古事記』景行段をみると、倭建命の子孫系譜に「又、娶近淡海之安国造之祖、意富多牟和

氣之女、布多遲比売」とある。国造本紀の淡海国造は近江の「安国造」を意識して記載されたものであることがわかる。

国造本紀では別に「額田国造」として「志賀高穴穗朝御世、和邇臣祖彦訓服命孫大直侶宇命、定賜国造」とあり、ワニ氏同族としている。「和邇系図」でも真侶古命の尻付に「一に大真侶古命、成務天皇朝額田国造に定め賜ふ」とある。額田国の所在は明確に捉えられないが、美濃国池田郡額田郷か、あるいは近江国坂田郡内の東端地域かの、いずれかが比定地として有力と考えられている⁴⁶。

さて、ここまでで問題となるのは、『古事記』孝昭段の近淡海国造がすなわち額田国造であるかどうかである。『古事記』には「近淡海国造」と「近淡海之安国造」があつて、近淡海の地域に二つの国造をみとめている。一方、国造本紀の額田国造も令制下の行政単位である国名ではないから、三氏とも旧国造であろう。

弘仁の頃に、明法博士の額田国造今足の名がみられる。額田国造氏と国造本紀の額田国造とが同氏であれば、職掌が氏の名となつたと考えられる。それであれば、『古事記』孝昭段の近淡海国造と額田国造とは別氏である。近江国坂田郡あるいは美濃国池田郡の付近は、その周辺にワニ部が分布している。額田国造においても、ワニ部を通じてワニ氏の系譜に組み込まれる機に恵まれたと考えたい。

新野直吉氏は琵琶湖を挟むかたちで近淡海国造が西岸、近淡海之安国造が東岸に相対して存在したことを想定する⁴⁷。たしかに、野洲地方以上に近江の地理を明瞭にイメージさせる場所を想定するならば、より中央の大和地方に近い湖西地域とするのが自然であろう。前にも示したように、野洲の地域に比してこの地域は、小野臣の本拠、さらにワニ部之分布が広がっている。

『古事記』と国造本紀との対応関係からみて、令制下の国造として注目を浴びたのは、近江国では安国造のようである。大宝二年（七〇二年）の前半には諸国国造を定めたことがみえるが⁴⁸、このようなことも画期となり近淡海国造や額田国造のような旧国造は一般的な官人として中央と関係をもたざるを得なくなつたのだろう。

四、『古事記』孝昭段の一祖多氏記事の構造

以上、『古事記』孝昭段で春日臣の同族氏として列挙された氏族の特徴を、史料の面から考察した。これら個別の考察を前提として、次に一祖多氏記事の構造を考えてみたい。

まず、孝昭段における記述面からみると、全十六氏のうち十三氏は「臣」姓で称されている。個別の検討でもみたように、阿那臣や都怒山臣は他の史料ではキミ姓を称し、伊勢飯高君や老師君と同様である。にもかかわらず、一様に「臣」と称することを理解するには、同祖同族関係の中で他の三氏（伊勢飯高君・老師君・近淡海国造）との何らかの区別を考えなければならない。

中央豪族ではない「臣」姓七氏のうち牟耶臣を除いては、本拠や展開地域にワニ部の分布もみられ、何らかの地縁的關係を想定することができる。また、これらの氏は、国造や郡司あるいは郡老であったことが史料上確認できる。岸俊男氏はワニ部の管掌者であった氏と推測したが、次章で述べるように、これは国造制とワニ部分布の關係から導かれる状況であって、ワニ氏の旧領有民を管掌した關係は見出せない⁴⁹。

本来キミ姓で認知されている氏まで「臣」と称していることは、孝昭段の同族記事が氏族側の史料によったことが考えられる。本論の時代をかなり遡るが、埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘には、ワカタケル大王に奉仕した銘文の主体者が「ヲワケ臣」と謙称のごとく称している状況がこうした氏族側の態度と共通すると考えられる⁵⁰。『古事記』孝昭段の同族記載と『日本書紀』天武十三年の朝臣賜姓記事での同族氏の序列との対応關係から、政權は氏族の同族關係を把握していたとみられる。春日臣は持統朝に祖等の墓記を有し進上する氏であった（春日臣^⑧）ことも、同族のまとまった史料を考える上では示唆に富む。

次に、伊勢飯高君・老師君・近淡海国造の三氏だが、これらはいずれも直接にワニ氏やワニ部との關係を確かめる傍証が他に比べても乏しい。また「臣」も称していない。「君」を称し県造だったとみられる二氏は伊勢神宮との關係が考えられる。こうした諸氏族が春日臣と同族を主張するようになるのは、先述のような「臣」として一括する史料の成った後のことではないだろうか。「臣」として括る史料が七世紀後半の朝臣賜姓記事や墓記進上を画期とする時期までに成ったとすれば、この三氏は七世紀後半以後、『古事記』成立以前に同族を称し把握されたとみられる。『先代旧事本紀』国造本紀に記載のない近淡海国造は、先に述べたように、旧国造としての遺制を表明しているに過ぎず、その後一國国造の職掌を有したかどうかは疑わしい。こうした状況からも、近淡海国造は氏族の規模が小さく、中央豪族との同族關係などを結ぶ機会も相当に遅かったのではないかと考えられる。

地方豪族の系譜的由緒の問題は、郡司の譜第主義を例にとっても考えることができるだろう。『続日本紀』の天平七年五月丙子条や天

平勝宝元年二月壬戌条によれば、難波朝廷（孝徳朝）以来、譜第重大主義があつたとするが、その譜第にも軽重があつた。また現実には、その緒は一でなく、一族に門多く、苗裔は尚繁の状況である。郡司において、あるいはそれに限らないかもしれないが、地方豪族は譜第と称し、系譜に基づいて政治的由緒を有することが重要だったとみられる。春日臣同族で「臣」を称さない三氏も、春日臣など中央豪族の緒にあずかり、春日臣らの同族氏として政治的由緒を語る機を得たものと考ええる。『古事記』はその氏族系譜を把握し、神統譜や皇統譜上の後裔として位置づけている。

むすびにかえて

六世紀の終わりが、春日臣は大和の政権内において一定の地位を占めるに至っていた。大和の添上郡の地域を基盤としたこの氏は、律令制期にかけても中央豪族として一定の地位を保ち続ける。七世紀に入ると、同じ添上の地域に進出あるいは頭角をあらわすようになった氏が現れ、大和の政権に参画するようになる。こうした諸氏族は地縁的關係にもとづき、春日臣を核として同族關係を主張した。なおかつ、これらはワニ氏と同じ始祖を有し、ワニ氏と同族あるいは後裔であることを主張している。

一方、政権の中央から離れた各地には、ワニ氏の部曲（カキ）とみられる集団が散在し、ワニ部・ワニと称した。それぞれの地方には、カキとは別に独自の基盤を有する地方豪族も存在する。この中には国造として大和の政権と關係を有するものもあつたが、これら地方豪族は主にワニ部等との地縁的關係によって春日臣等と同族關係を称したと考えられる。

七世紀後半、このような同族氏は春日臣を中心にまとまり、氏族分枝のかたちで系譜化がなされていたと考えられる。そして天武・持統朝においてその同族關係が中央の政策に反映される状況にあつた。このような段階までに、春日臣を中心とする同族集團の氏族側のまとまりは、『古事記』孝昭段に記載の「臣」で称される範囲であつたとみられる。

その後、律令制の完成期にかけても、引き続き同族關係を主張する氏族がさらにあらわれるようになったとみられる。春日臣同族氏のうち「臣」を称さない三氏族や、額田国造氏である。これらは同族關係の理由を考える傍証に乏しく、また、氏の性格も極めて小地域の祭祀権などを基盤に勢力を有した程度と考えられ、中央との關係も他氏より遅れて結ばれたとみられる。

このような同族把握は、『新撰姓氏録』になると、ワニ部（朝臣・宿禰・臣）・吉田連・山上朝臣・真野臣・布留宿禰・久米臣・井代臣・津門首・物部首・物部・羽束首・壬生臣・葦占臣・網部物部・根連・櫛代造・猪甘首（未定雑姓）が同祖の出を主張する。このように、時間の経過とともに氏族が同祖同族を述べる裾野が広がってゆく状況を考えれば、『古事記』において「臣」で括る氏、そうでない氏の把握に時間差を想定するのも無理な論理ではないと考える。

¹ 例えば、上田正昭『日本古代国家成立史の研究』（青木書店、一九五九年）など。

² 川副武胤「古事記の成立に関する一試論（一）」『古事記の研究』（至文堂、一九六七年）、坂本太郎「古事記の成立」『古事記大成』歴史考古編（平凡社、一九五六年）。

³ 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』（塙書房、一九六六年）所収。以下、特に断らない限り岸氏の見解はこの論文による。

⁴ 阿部武彦「上代氏族の祖先観について」『日本古代の氏族と祭祀』（吉川弘文館、一九八四年）所収。

⁵ 岡森福彦「真人・朝臣の性格について」『龍谷史壇』一一二（一九九九年）、のち、『八色の姓と古代氏族』（岡森福彦君遺稿集刊行委員会、二〇〇九年）所収。

⁶ 吉川聡「畿内と古代国家」『史林』七九―五（一九九六年）。

⁷ 『紀氏家牒』は無窮会図書館神習文庫に蔵されるが、引用文は便宜上、田中卓『紀氏家牒』について」（著作集2『日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会、一九八六年）所収のものに基づいた。

⁸ 田中『紀氏家牒』について」（前掲論文）。

⁹ 采女の新旧や変遷については多くの研究があるが、記紀伝承を参考に采女を古く遡ることを前提に議論する議論（磯貝正義『郡司及び采女制度の研究』（吉川弘文館、一九七八年）、門脇禎二『采女』（中央公論社、一九六五年）ほか）や、六世紀以降に画期を求める議論がある（伊集院葉子「采女論再考」『専修史学』五二（二〇一二年））。

¹⁰ 岸俊男氏は「この雄略紀の話はワニ氏が春日に住んだことを示す史料として注意される」と述べる。

¹¹ 日野昭『日本古代氏族伝承の研究』（永田文昌堂、一九七一年）、加藤謙吉『蘇我氏と古代王権』（吉川弘文館、一九八三年）。

¹² 坂本太郎「纂記と日本書紀」『史学雑誌』五六―七（一九四六年）。

¹³ 田中卓「姓氏と系図」『日本国家の成立と諸氏族』（前掲著書）。

¹⁴ コゴトについては后妃皇子女伝承のほかに実際的な活躍の記事がみられない。筆者は以前、始祖系譜中にあらわれる人物について、必ずしも系譜と物語伝承とが同時に語られたとは限らないことを述べた。第一章「記紀を遡る系譜史料」参照。

¹⁵ 六国史以外の史料についてのあらわれ方は佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考証篇第二』に詳しいが、とくに平安時代以降、山背国の大宅氏のみえ方は顕著である。

¹⁶ ほかに『日本書紀』推古二十年五月五日、同二十二年五月五日、天智紀七年五月五日、各条。

¹⁷ 国史大系本頭注、岩波古典文学大系本によると、北野本・伊勢本・内閣文庫がこの体裁をとる。中臣連重本と宮内庁書陵部の水戸光圀校合本には、更に「俗名真人」の四字がある。

¹⁸ 『続日本紀』養老三年二月甲子条。

¹⁹ 「栗田朝臣、大春日朝臣同祖。天足彦国忍人命之後也。日本紀合。」とある。

²⁰ 『大日本古文書』第五卷五一頁。以下は『大日古』五―五二のよう示す。

²¹ 『続日本紀』和銅七年四月辛未条。

²² 橋本稻彦校刊本、栗田寛『新撰姓氏録考証』、皇學叢書本による（佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇）。

²³ 『続日本紀』和銅元年四月壬午条。

²⁴ 『大日本古文書』二―三一四。

²⁵ 『平安遺文』二〇六号。

²⁶ 佐伯有清「山上憶良と栗田氏の同族」『日本古代氏族の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、初出「憶良は天智朝の渡来人か」『国文学』二五・十四（一九八〇年）。

²⁷ 貞観十四年八月八日丙午条。

²⁸ 『日本書紀』景行二十七年十二月条、同二十八年二月乙丑朔条。

²⁹ 『続日本紀』養老五年四月丙申条「分備後国安那郡、置深津郡」。

³⁰ 『日本書紀』下巻、第二十七。

³¹ 松田芳昭「深津考試説―人麿との関連において―」『国語と国文学』三五―三（一九五八年）。

³² 『平安遺文』二一二号。

³³ 『平安遺文』二四一号。

³⁴ 『大日本古文書』一―三二三。

³⁵ 『類聚国史』卷百八十七、「還俗僧」。

³⁶ 『大日本古文書』三―七九。

³⁷ 『塵袋』卷第五、「二、人麿ト云フハ歌仙ノ外ニハナキ歟」条。

³⁸ 『続日本紀』神護景雲三年三月辛巳条、『日本三代実録』元慶三年十一月廿五日庚辰条。

³⁹ 大橋信弥「近江における和邇系氏族の研究―小野臣・角山君・近淡海国造―」『日本古代の王権と氏族』（吉川弘文館、一九九六年）所収。

⁴⁰ 『続日本紀』神護景雲三年二月辛酉、宝龜六年四月戊辰、宝龜九年二月癸巳、各条。

⁴¹ 宮本敦「古代村落社会に於ける階層分化の一考察―美濃国戸籍の分析を通して―」『史学雑誌』六一―八（一九五二年）。

⁴² 上田正昭「県主と祭祀団」『日本古代国家成立史の研究』（前掲）。

⁴³ 吉田晶「県造小論」岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上（塙書房、一九八四年）。

⁴⁴ 『大日本古文書』十三―二二〇。

⁴⁵ 壹志宿禰とあるのは、壹志公吉野が従五位下に叙せられたのち（『続日本後紀』嘉祥二年正月癸亥条）、外従五位下壹志宿禰吉野が越後権介に任官の記事がある（『日本文徳天皇実録』斉衡二年正月丙申条）。この間に壹志公が宿禰に賜姓されたことが考えられる。ちなみに、この吉野は貞観四年（八六二年）に大春日朝臣を賜姓されている（『日本三代実録』貞観四年七月廿八日乙未条）。

⁴⁶ 佐伯有清・高嶋弘志『国造・県主関係史料集』（近藤出版社、一九八二年）。野村忠夫「国造姓についての一試論―カバネ的称呼としての国造―」（『信濃』二四―七（一九七二年））、のち『奈良朝の政治と藤原氏』（吉川弘文館、一九九五年）。

⁴⁷ 『国史大辞典』「淡海国造」（新野直吉）。しかし、同氏「額田国造今足をめぐって」（『日本歴史』二六〇、一九七〇年）では、額田国造が淡海国造に近い地域にその国造国を持っていた」と考えることが最も妥当と述べ、近江・美濃地方に存在する立場をとっている。⁴⁸ 『続日本紀』大宝二年二月庚戌条「是日、為_レ班_二大幣_一、馳_レ駆追_二諸国々造等_一、入京。」、大宝二年四月庚戌条「詔定_二諸国々造之氏_一、其名具_二国造記_一。」。

⁴⁹ 第四章「ワニ氏の伝承について」参照。

⁵⁰ 第一章「記紀を遡る系譜史料」（前掲）。

第四章 ワニ氏の伝承について

はじめに

前章にも述べたが、春日臣以下十六氏の同族構造にはワニ氏との関係が考えられる。そこで、本章ではワニ氏をとりあげる。岸俊男氏¹をはじめとするワニ氏の議論も春日氏との関係を問題として論じられてきた。記紀でワニ氏に関わる記事は、春日臣の関わる記事とほとんど定期的な重複がない。この傾向から、ワニ氏は春日氏に改姓したとみる説²、逆に、春日氏が本宗でワニ氏が分枝したとみる説³、春日氏を中心にワニ系氏族集団を形成したとみる説⁴などがみられる。筆者は、一旦はワニ臣氏と春日臣氏とを別の氏としてみた場合の再検討が必要であると考ええる。

一、伝承の整理

記紀でワニ氏の人名を伴う記事を集めると、表4-1のようになる。各記事の詳細は後述するとして、まず全体的な概要を述べておきたい。

ワニ氏の人物が天皇系譜に関わる記事は六例みられ(②⑥⑨⑩⑪⑫)、うち所生皇女が皇妃となった経緯を語るものが二例ある(⑥⑩)。その他、特徴的なものとして、祖先が戦で活躍する物語伝承が挙げられる(③⑤)。また、系譜伝承にも戦物語にも分類しがたいものも存在する(④⑦)。人名の特徴として、天皇系譜上にあらわれる人名が物語伝承にみられず、物語伝承にあらわ

表 4-1 : ワニ氏伝承の分類

	天皇	『日本書紀』出典			分類	人物		歌謡		
		年	月	日		『日本書紀』	『古事記』	『日本書紀』	『古事記』	備考
①	孝昭	68	正	庚子	始祖伝承	天足彦押国人 (和珥臣等の祖)	天押帶日子命 (春日臣以下16氏の祖)	—	—	
②	開化	6	正	甲寅	皇統譜	和珥臣遠祖姥津命 姥津媛	丸迹臣之祖日子国意祁都命 意祁都比売命	—	—	
③	崇神	10	9	壬子	戦物語	和珥臣遠祖彦国尊	丸迹臣之祖日子国夫玖命	×	×	
④	垂仁	25	2	甲子	その他	和珥臣遠祖彦国尊		—	—	
⑤	仲哀 神功	元	3	庚子	戦物語	和珥臣祖武振熊	丸迹臣之祖難波根子建振熊命	○	○	
⑥	応神	2	3	壬子	皇統譜	和珥臣祖日觸使主 宮主宅媛 小禰媛	丸迹之比布礼能意富美 宮主矢河枝比売 袁那弁郎女	○	○	
※								○	○	菟道稚郎子の戦
⑦	仁徳	30	10	甲申朔	歌物語	和珥臣祖口子臣	丸迹臣口子(一云)	○	○	「志都歌の歌返し」
⑧	仁徳	65			その他	和珥臣祖難波根子武振熊		×	—	
⑨	反正	元	8	己酉	皇統譜	大宅臣祖木事 津野媛 弟媛	丸迹之許基登臣 津怒郎女 弟比売	—	—	
⑩	雄略	元	3	是月	皇統譜	春日和珥臣深目 童女君(采女伝承)		×	—	
					歌物語		丸迹之佐都紀臣 袁杼比売	—	○	「宇岐歌」(天皇) 「志都歌」(袁杼比売)
⑪	仁賢	2	2	壬子	皇統譜	和珥臣日爪(和珥臣日觸) 糠君娘(大糠娘)	丸迹日爪臣 糠若子郎女	—	—	
⑫	継体	元	3	癸酉	皇統譜	和珥臣河内 萯媛	阿倍之波延比売	—	—	

れる人名が天皇系譜上にみられないことが挙げられる。天皇系譜と物語で人名が重複しないことはきわめて興味深い。

以下、氏族の独自な性格を考える意味もこめて、戦にまつわる物語的な伝承から順次考察する。

1 戦にまつわる伝承

まず、表4・1の③⑤を中心に考察する。

③は崇神記紀の伝承で、『日本書紀』崇神十年九月壬子条では、大彦命が北陸へ向かう途中、和珥坂上（「一云」では山背平坂、『古事記』では山代之幣羅坂）で少女の歌を聞く。これによって武埴安彦の謀反が発覚し、大彦命と和珥臣遠祖彦国葺が遣わされる。記紀とも伝承全体としてはほぼ同内容だが、『古事記』の丸迹臣之祖日子国夫玖命は大毘古命に副えて遣わされる叙述となっている。話の筋は、ヒコクニフクと武埴安彦が戦場で先射をきそい、ヒコクニフクの矢が武埴安彦を射抜き勝利する展開である。つまり、これは彦国葺も活躍が中心となっている。④にも彦国葺の名がみえるが、これは五大夫に神祇祭祀を行う旨の詔を出した記事でワニ氏が主体ではない。「五大夫」という観念やこの記事自体の性格は、六世紀後半から七世紀にかけての政治思想と神祇との関係を詔勅の形式で表現したものと推測されている⁵⁾。

⑤は、『古事記』では仲哀段、『日本書紀』では神功皇后紀にみられる。新羅征討から帰る神功皇后と応神を傾けようと挙兵した忍熊王と麿坂王を征討する伝承である。『古事記』は「太子御方」として丸迹臣之祖難波根子建振熊命を將軍とするのに対して、『日本書紀』は武内宿禰と和珥臣祖武振熊に命じて討たせたとする。忍熊王を討ち取る話の流れは記紀ともに近い。しかし、行為の中心が『古事記』では建振熊だが、『日本書紀』では武内宿禰である。『日本書紀』の叙述は、物語が進むにつれて徐々に武内宿禰が主人公となる⁶⁾。記紀全体を通してみると、武内宿禰伝承の成立発展は七世紀後半が一つの画期と考えられるから⁷⁾、⑤の『日本書紀』は、本来の伝承に武内宿禰が侵食するかたちで主人公が交代したと考えられ、『古事記』の叙述がより本来の姿に近いといえる⁸⁾。

武振熊に関していえば、⑧は『日本書紀』のみの所伝である。これは飛驒国を舞台とし、仁徳朝のこととして語られている。宿禰という者があり、「壹體有^二兩面^一、面各相背。頂合無^レ項。各有^二手足^一。其有^レ膝而無^二臍踵^一。力多以輕捷。左右佩^レ劍、四手並用^二弓矢^一。是以、不^レ隨^二皇命^一。掠^二略人民^一爲^レ樂」というので、和珥臣祖難波根子武振熊を遣わして誅したという。異形の形容で語られる

ので、土地の神か、猛者かを意識したことが想定されるが⁹、いずれにしても『日本書紀』の文脈では誅殺の対象であった。ワニ氏との関係をみれば、律令制下の東山道周辺、琵琶湖の湖東から美濃・尾張にかけてワニ部の分布が認められる（第三章参照）。この物語は、往古の時代に飛驒地方が大和の征討を受けたか、服属したことを、仁徳朝とワニ氏に仮託した伝承と考えられる。

次に、応神記紀の⑥をみる。『日本書紀』二年三月壬子条は和珥臣祖日觸使主の女宮主宅媛と小禪媛が妃となったと述べる。『古事記』ではさらに、天皇が宮主矢河枝比売を娶るに至った経緯が述べられている。『古事記』の物語は、比布礼能意富美が宮主矢河枝比売に對して天皇に仕えるよう述べたと伝えられ、氏族側を主体とする伝承と考えることができる。また、宮主矢河枝比売の所生子菟道稚郎子（宇遲能和紀郎子）は、のちに仁徳と皇位を互譲したと伝えられている。この中に菟道稚郎子が大山守皇子を討つ話があるが、黒沢幸三氏はこの話もまたワニ氏の伝承であろうと推定している¹⁰。

その根拠は伝承の要素にある。河川（宇治川）を舞台とする戦物語、策をめぐらして相手を討つ話の展開、『古事記』に語られる大猪の要素、考羅濟（訶和羅の前）といった地名が意識的に出てくる（表4・2）など¹¹、ワニ氏に関する征討伝承との共通性が指摘できる。

記紀はいずれも菟道稚郎子が急逝して仁徳の即位を述べるが、急逝の経緯などは詳細ではない。これに対して、大山守皇子を討つ話は物語性に富む。この点からも、菟道稚郎子の征討伝承は本来そのみが単体で存在した可能性を指摘できる。宇治を舞台と

表 4-2：ワニ氏伝承の地名

	人物	『日本書紀』	『古事記』
③	彦国葺 (日子国夫玖)	和珥坂上(山背平坂) 和珥武 坂上 那羅山 輪韓河(桃河・泉河) 羽振苑 伽和羅 樟葉(屎禪) 我君	山代之幣羅坂 丸迹坂 山代之和訶羅河 波布理曾能 久須婆(屎禪) 鵜河
⑤	武振熊 (難波根子建振熊)	山背→菟道→河北 逢坂 狭々浪栗林 瀬田濟 菟道河	山代 逢坂 沙々那美
⑥	比布礼能意富美 宮主矢河枝比売		近淡海国(行幸) 宇道野(葛野国見) 木幡村 「角鹿の蟹」(歌) 「楽浪路」(歌) 「木幡の道」(歌) 「櫟井」(歌) 「丸迹坂」(歌)
※	菟道稚郎子 (宇遲能和紀郎子)	「菟道に詣で河を渡らんとす」 考羅濟	「宇治の渡に」(歌) 訶和羅之前
⑦	日子	筒城宮	山代、筒木
⑧	難波根子武振熊	飛驒国	
⑩	佐都紀臣 袁杼比売		春日 金鉏岡
⑩	深目 童女君	(春日和珥臣)	

した母子それぞれの伝承からすると、ワニ氏の中には、宇治の地にも伝承を残す影響力を有し、天皇（大王）と通婚の可能性があり、その子を産んだ者があつたことが想定される。

先学が指摘するように、③⑤⑥の物語伝承は、本来ワニ氏が独自に伝えた伝承とみてよい。これに加えて菟道稚郎子の征討伝承もその類例とみることができる。表4・2によって地名を概観すると、物語伝承の舞台となるのはワニ氏の本拠とみられる大和の和邇や櫛井辺りから、那羅山・山背平坂、泉河（木津川）周辺地域、宇治の木幡や宇治川、逢坂からさざなみ楽浪路（近江大津付近）・瀬田にかけての地域で、奈良盆地東北部から南山城を経て近江大津周辺である。すでに岸氏が指摘するように¹²、これらの地域はワニ氏と関係が深かったとみることができる。

2 仁徳朝「口子」の伝承

仁徳記紀⑦の物語は、先の戦物語とは性質の上で趣が異なっている。『古事記』仁徳段によると、天皇は八田若郎女（八田皇女）に嫉妬した大后石之日売命に歌を送るが、その時に丸迹臣口子を遣わす。そして大後の殿の庭中に雨中匍匐して跪くといった伝承を残す。『日本書紀』仁徳三十年十月甲申朔条にも内容を同じくする伝がある。本文ではこれを的臣祖口持臣とし、「一云」が和珥臣祖口子臣の名を挙げている。

磐之媛の嫉妬物語はその出自である葛城氏の勢力を背景としたものと考え意見が多い¹³。嫉妬の相手となる八田皇女は、記紀の後妃子女記事によれば、菟道稚郎子の同母妹である。『先代旧事本紀』神皇本紀はこの出自をワニ氏ではなく「物部多遲麻大連女香室媛」としている。『古事記』には八田若郎女のために八田部を定めたとあり、『新撰姓氏録』で矢田部と称する氏の多くは物部氏と同系の出自を示している¹⁴。このことから、八田若郎女の伝承はワニ氏固有の伝承とは断言できない。

次の臣についてみる。この氏の活躍が顕著となるのは六世紀中葉から末以降で、氏族伝承の形成もこの時期をさかのぼり得ないといわれる¹⁵。また、『日本書紀』の中での氏の「祖」の動向を伝えるのは応神・仁徳紀に限られている。つまり、天皇に仕える的氏の祖先伝承の一環として口持臣が位置づけられたことが考えられる。『日本書紀』の異伝がワニ氏ということと、『古事記』口子がワニ氏であるということは、『古事記』にワニ氏に関する伝承が多いことと関係があるのかもしれない。

口持・口子は天皇の歌を携え、遣わされる位置づけである。このような名は、天皇の歌を口伝するために遣わされるにふさわしい¹⁶。ワニ氏が歌物語を残した氏族であると位置づける黒沢氏は、口子・口日売の登場はワニ氏伝承の性格を端的に指し示すと述べるが¹⁷、⑦の伝承は本来いずれの氏族伝承だったのでもなく、天皇の臣下として歌を口伝する人格に的臣やワニ臣が仮託されたというのが実態とみるべきで、筆者はこの伝承をワニ氏固有のものとは考えない。

3 雄略朝の伝承

雄略記紀の⑩は、記紀相互で同じ内容の話を共有していない。『古事記』では、天皇が丸迹之佐都紀臣の女袁杼比売を婚まきに春日へ行幸した話と、豊樂に大御酒を献ずる時に歌謡をやりとりした話がある。『日本書紀』には元年三月是月条に、春日和珥臣深目の女童女君が春日大娘皇女を生んだことと、「童女君は本是采女」ではじまる話を載せていて、『古事記』にはない。

春日大娘皇女は仁賢の皇后になったと記紀にある。『古事記』仁賢段は、雄略段との連続性がなく、突如「大長谷若建天皇の御子、春日大郎女」と著している。『日本書紀』の雄略紀でこの記載があるのは、仁賢皇后となる春日山田皇女の出自を有機的に示そうとした『日本書紀』編纂上の慎重な意図があると考えられることは、前章でも述べた。

他の物語伝承に比べて時代的に新しいはずの雄略朝の伝承がこのような不安定な残り方をしているのは、一つの疑問点である。これ考えるために、筆者は伝承に「春日」の地名がみられることに注目する（表4・2）。

伝承中の和邇周辺の地名で「春日」と見えるのは⑩のみである。『古事記』では「天皇、丸迹之佐都紀の女袁杼比売を婚まきに春日に行幸しし時」とあり、このワニ氏が春日の地に居たことを思わせる。そして、豊樂での場面には「春日之袁杼比売」とある。袁杼比売は春日の地に縁の者として叙述されている。『日本書紀』の春日和珥臣についても、筆者は「春日に存在する和珥臣」と解するので（第三章）、雄略朝の伝承は春日の地名のみで対応しているといえる。

次に歌謡に注目する（表4・1）。ワニ氏の物語伝承には歌謡によって登場人物の心境を語るものが多い。ただ⑩の『古事記』では、天皇の歌に「宇岐歌」、袁杼比売には「志都歌」と説明を加えている。③⑤⑥などにはない。⑩のようなあり方は、その歌謡が本来特定の物語伝承に付随するものではなく、むしろ宮廷歌謡として認知されていたことが想定される¹⁸。そうすると、⑩の歌謡は、天皇やそ

れに仕える女性（袁杼比売）、豊楽などの背景に引き付けられて、宇岐歌・志都歌の由来として設定されたものと考えられる。歌謡を含む伝承も、全ての要素を氏族伝承に由来すると考えるわけにはいかない。

このように、雄略朝にまつわる⑩の伝承は、種々の要素を結びつけて構成された印象を他の伝承以上に与え、ワニ氏独自に古来伝え来ったとは考えられない。これを「春日」との関係から考えた場合、「ワニ臣」氏と「春日臣」氏との問題に関わってくるのではないかと考える（後述）。

4 天皇の系譜伝承

最後に天皇系譜に関する叙述を検討する。②の開化は記紀九代目の天皇でいわゆる欠史八代の最後である。欠史八代の伝承は七世紀後半以降に成立・完成したとみるのが現在の支配的な考え方である。また、この部分の後妃には県主を多く示す特徴がある。直木孝次郎氏は、欠史八代の系譜にみられるのが磯城・十市・春日の県主であるのに対して、天武朝に連姓を賜ったのが高市・磯城・三野の県主である点に着目した。天武朝に重んぜられた豪族（県主）は多いが、后妃や皇子女に親近する関係をもったものは少なく、欠史八代に関係を有する氏は、天皇・后妃・皇子女のそれぞれと特殊に密接な関係であったと考えた¹⁹⁾。

七世紀後半、律令官制とともに後宮も整備の過程にあったと推測すれば、政治的に有力であった豪族と、天皇・后妃皇子女に密接な豪族とを、別の次元で考える視点には筆者も注目したい。すでに指摘されているように、ワニ氏やその後裔といわれる春日氏は、多くの后妃伝承に氏の存在を著しているにもかかわらず、政治の中心で活躍をみせたことはあまり多くない。県主と同様、政治の中心ではなく後宮との関係があつて、后妃や後宮から天皇系譜との関わりを述べる機会があつたとみえることは可能である。

その他、ワニ氏が関与する記紀の天皇系譜の伝承について、吉井巖氏は次のように指摘している²⁰⁾。（一）ヒフレ、ヒツマの名が系譜上に重複する。（二）ワニ氏出身の後妃はワニ氏関係の伝承とともに王権の交替期にあらわれることが多い。（三）その後妃は存在に疑問のある天皇に結びつくことが多く、その後妃のつくり出す系譜は連綿と血脈がつづいた皇統譜作りにきわめて有効に参与している。これらの指摘のうち、ワニ氏の伝承を考える観点から、系譜上に名が重複することを考えてみたい。これに該当するのは⑥⑪と欽明記紀における春日臣氏出自の天皇系譜である。

『日本書紀』欽明二年三月条

納^三五妃^一。(中略)次春日日抓臣女曰^三糠子^一。生^三春日山田皇女與^三橘麻呂皇子^一。

『古事記』欽明段

又娶^三春日之日爪臣之女、糠子郎女^一、生御子、春日山田郎女。次麻呂古王。次宗賀之倉王。

⑥と⑪『日本書紀』「一本云」では「日觸」、⑪本文と欽明記紀では「日爪(抓)」がそれぞれ重複する。⑪は本文で「日爪」、「一本云」で「日觸」である。⑪「一本云」には「文稍に異なると雖も其の実は一なり」とある。古代の天皇系譜は父の名の異伝を問題とせず、仁賢がワニ氏出自の女性を娶り春日山田皇女が生まれたことが伝わればよかった。つまり、出自氏族が明示されることが重要だったという思想がうかがえる。⑪と欽明朝の重複については前章で指摘したように、ワニ・春日両方の場合において二つの后妃伝承が残ったと考えられる(第三章)。記紀、『新撰姓氏録』をみても、欽明朝の所生皇子女である春日山田皇女(郎女)と橘麻呂皇子(麻呂古王)は、その後の皇統や氏族の出自に影響を与えた形跡がみられない。

こうして、ワニ臣氏や春日臣氏の后妃伝承は、人名に厳密さを欠くことが確認できる。本来は、ヒフレ、ヒツマといった者の女が天皇(大王)と婚姻した程度の伝承が存在していたと考えられる。これが曖昧に重複する結果を生じているのは、その婚姻伝承が複数に分散・拡散して天皇系譜に定着したと考えることができる。このような状況を鑑みると、天皇系譜上のワニ氏の内容は、全てにおいて信用できるとはいえない。ワニ氏の人名が天皇系譜と物語伝承とで重複しないこともまた問題である。

しかし、ワニ氏の后妃伝承の全てを否定することはできない。⑥の場合は戦物語と整合し、物語伝承の要素が他の物語伝承と共通していた。⑪の所生女、春日山田皇女は安閑皇后として多くの伝承を有し、大きな存在感を与えている。

5 小括

以上述べたことから、あらためてワニ氏の伝承を整理してみたい。ワニ氏は祖先にまつわる独自の物語を有していたが、それは河川を舞台とした戦での武勇譚であった。

これらの河川は泉河・宇治川を中心とする淀川水系の山城地域から琵琶湖にかけての流域である。この地域の交通は、陸路による古

道の想定もある。しかし、奈良盆地から宇治方面へかけて泉河がこれを隔て、宇治地域では宇治橋断碑に表現されるような宇治川の急流が陸上交通の障害となっていたことは想像に難くない。これに対し、水路については、泉河・宇治川・葛野川（桂川）の合流点付近に巨椋池があり、これを介して泉河と宇治川の往来も容易であったとみられる。宇治郡の表玄関となる岡屋津と、古山陰道の與渡（淀）渡の淀津が正東西の位置関係で、直線航路の推定する可能性があるなど、歴史地理学の見解も参考となる²¹。史料的にみても、仁徳皇后の磐之媛が難波から水路山城へ向い筒城宮に入った所伝と、伝磐之媛陵が佐紀盾列古墳群の中にあることの地理的關係が注目される。また、『日本書紀』欽明三十年条には、越に漂着し近江に到った「高麗使」を迎え、山背国相楽郡に館をつくり安置するまでの行程が記述されている。まず難波津より狭狭波山に船を引導し、近江北山にて迎える。その後、山背高械館に引き、相楽館にて饗したとある。このような記事によっても、難波・近江のサザナミ・山城を結んで、宇治川・泉河を中心とした水上交通網が有効に機能していたことがわかる。

このような背景も考慮すると、ワニ氏の戦物語と河川との関係から、この氏の活動として水上交通を効率良く利用したことが想起される。「河川での戦」という要素を核として、物語はワニ氏の祖先系譜上にあらわれる人物に分散し、その個性や舞台となった場所に応じて変容し、ヒコクニフク・タケフリクマ・ウヂノワカイラツコの物語として定着したと考えられる。天皇系譜の伝承にもこれに類似した様子がみられ、ヒフレあるいはヒツマの名を核として、複数の世代にワニ氏の出自を示している。七世紀後半以後まとまったとみられる欠史八代の伝承にワニ氏が組み込まれ、仁賢と欽明の系譜によく類似した伝承が存在していることは、持統朝に「祖等墓記」²²を提出した春日臣氏との関係を想定することができる。

同じ素材の伝承が複数の世代に分散するという状況は、核となる伝承が長い時間保持されたとみなければならない。すなわち、ワニ氏の祖先伝承は古い伝承素材を継承し、改変が加え続けられた結果、現存史料のスタイルになったものと理解される。

二、氏族の消長とワニ氏伝承

ワニ氏の伝承は戦物語であれ天皇系譜であれ、一つの核となる要素が様々な世代に分散して語られる共通性があった。これはワニ氏

の伝承を考える上で一つの重要な特徴である。ところが雄略記紀のものは他の伝承とは異質であり、古来伝統的に伝え来たとみるには疑問が残った。他のワニ氏関係の伝承と比べても、このみ春日の地が意識されている。そこで筆者は雄略記紀の伝承は春日臣氏と密接に関わるのではないかと考える。以下にはワニ氏と春日氏との関係からワニ氏伝承の様相を考えてみたい。

岸氏はワニ氏の性格について次のように推定した²³。(一)大和東北部を拠点とする豪族であり、五世紀頃から女を皇室に納めるようになり、それを連綿と続けることにより不動の勢力を築いた。(二)その傍証には和邇の地の近くにあつて「中平□年」銘の鉄刀を出土した東大寺山古墳や、多くが天皇陵にも比定される佐紀盾列古墳群との関係がある。(三)それが六世紀前半になって、もとの本拠和邇の地から北の春日へ移ることに伴い春日と改姓した。(四)そして『古事記』にみえる十六氏の本宗として春日臣氏が存在した。「春日和珥臣」の複姓が和珥から春日への改姓分枝を物語っている。

一方で、原島礼二氏は、「春日和珥臣」の複姓は直木孝次郎氏の分析した複姓氏族の事例²⁴からみて、春日を本宗としワニ氏を支族とするのが自然で、佐紀盾列古墳群と関係を有したのは雄族春日氏である。その滅亡と古墳群の終末とは対応し、支族ワニ氏が春日氏のあとを襲った。本来ワニ氏と春日氏は別の氏族であつたとした²⁵。

ここでは、これらの対立する説を再検討する。

1 古墳と伝承との関係

まず、古墳との関係から検証する。ワニ氏の本拠地だったとみられる奈良盆地東北部の和邇の地付近には上述の東大寺山古墳がある。これをはじめとしてワニ下神社古墳、別所鐘子塚古墳、墓山古墳など、現在の天理市北部地域では、前期から後期まで中規模の古墳が続いて築造された²⁶。ワニ氏固有の伝承とみられるものは、地域的に奈良盆地東北部から南山城を中心に集中した。この地域性と古墳の存在とは関連性を想起させる。

しかしながら、佐紀盾列古墳群と密接に関係するという指摘はいかがであろうか。ワニ氏伝承の地域性は大和では奈良坂から春日、和邇付近周辺だが、佐紀の地名はみられない。仁徳皇后磐之媛の伝承では淀川から木津川にかけて移動し、佐紀で薨去して陵墓も佐紀盾列古墳群内に比定される。このような地名による伝承と墳墓比定が、ワニ氏伝承の分析においては直接結びつかない。岸氏・原島氏

とも大王政権との関係性を論じる観点から、大型古墳群との結びつきを推定したのであろうが、考察が飛躍した観は否めない。

また筆者は、原島氏の述べるようなワニ氏を春日氏の支族とする意見には従えない。記紀の成立した律令制度の時代にワニ氏の動向が史料上みられない。これに対して、春日氏は大春日朝臣氏として活動がみられるが、史実としてその上限を考えうるのは、せいぜい六世後半頃である（第三章）。したがって氏族の消長としてはワニ氏が先で春日氏が後と考えるのが自然である。

筆者が原島氏の指摘で注目するのは、ワニ氏と春日氏が本来別の氏という点である。これを『新撰姓氏録』左京皇別下の大春日朝臣条から考えてみたい。

出自^レ自^二孝昭天皇皇子天帶彦国押人命^一也。仲臣令^下家重^二千金^一、委^レ糟^上為^レ堵。于^レ時大鷦鷯天皇^{德 謚}、臨^二幸其家^一、詔號^二糟垣臣^一。後改為^二春日臣^一。桓武天皇延暦廿年、賜^二大春日朝臣姓^一。

「桓武天皇延暦廿年」以下の記述から、この伝承を本系帳として伝えたのは、天武十三年に朝臣賜姓の大春日朝臣の系列ではなく、傍系の大春日朝臣とみられている²⁷。さて、春日臣の由来伝承をみると、始祖は記紀と同様で、その後の「仲臣」以下の伝承は記紀にはみられない。春日臣の起源は仁徳朝に詔があつて糟垣臣と号したところにあり、武振熊のようなワニ氏の「祖」との関係は語っていない。また、春日の地に移り住んだことも伝えていない。『新撰姓氏録』に依る限り、春日氏はワニ氏との系譜的つながりを主張するが、ワニ氏とは関係のない独自の由来を語っている。記紀では、ワニ氏が開化から連綿と氏の動きを伝えるのに対して、『新撰姓氏録』の春日氏は氏成立の画期を仁徳朝にもとめている。この立場は、春日臣（大春日朝臣）氏がワニ氏と同祖の氏でありながら、ワニ氏より後進であつた認識を有していた可能性も考慮する必要がある。

以上から、ワニ氏と春日氏は同祖同族を史料に示すが、確実に同氏である根拠は薄いことが指摘できる。逆に本来別の氏であり、春日氏はワニ氏との同族化によってワニ氏伝承を荷担し得たということも想定できる。

2 ワニ氏の改姓の問題

『日本書紀』に「春日和珥臣」とあることから、和珥氏は春日の地にも展開したことは明らかであろう。それでは、和珥氏の後裔が欽明朝頃までに春日臣に改姓したという議論は有効であろうか。次にこの点を考えてみたい。岸氏の「欽明朝頃まで」という時期設定

は、ワニ氏と春日氏の史料上の関係から推定されたものである。改姓を歴史的事象としてみる場合、欽明朝頃までの時期に氏族が改姓を行うということが、その時代に相応しいかどうか問われなければならない。

『日本書紀』の記事から、改姓や賜姓を明示したものをみると(表4・3)、対象となる氏族の多くは連や史などのカバネを伴うか、それと同様の階層が顕著である。つまり大王の政権中枢を為す豪族に関するものが少なく、逆にそれらに使役される階層の姓が多いといえる。天武朝になると連姓賜姓が多く、さらに八色の姓を制定する詔が出て後は、それに関わる賜姓が中心となる。一部例外はあるが、改賜姓にはカバネの改定に関心があつたと読みとれる。また、『続日本紀』以降の国史からもわかるように、改姓は基本的に詔によって決定づけられるものであり、岸氏の論はこの点が曖昧であつた。

岸論文の文脈から、「改姓」とは氏の名を改めることと推察される。この点から想起されるのは、蘇我氏と物部氏の場合である。この二氏はいずれも大王政権の中枢に参画したと伝えられ、伴造や中小豪族を管掌・使役する階層に位置していた。

蘇我氏は天武朝頃に石川氏と名を改め、『日本書紀』天武十三年十一月戊申朔条で石川朝臣となる。皇極四年の乙巳の変で蝦夷・入鹿が滅亡し従前の権勢を失うが、そうしたことは氏の名をかえる理由とはならず、壬申の乱における情勢不利や八色の姓賜姓という時運に伴う行為とみられている²⁸。

物部氏も天武紀同条で物部連から物部朝臣へと賜姓されるが、朱鳥元年以

表 4-3 : 『日本書紀』の改姓・賜姓

出典	分類	対象	新姓	備考
垂仁二十三年十一月乙未	賜姓	天湯河板拳	鳥取造	
垂仁三十二年七月己卯	改姓	「本姓」	土部臣	土部職・土部連
履中三年十一月辛未	改姓	物部長真胆連	稚桜部造	
履中三年十一月辛未	改姓	膳臣余磯	稚桜部臣	
雄略六年三月丁亥	賜姓	スカル	少子部連	
雄略十四年四月丁亥甲午朔	賜姓	難波吉士日香香子孫	大草香部吉士	
雄略十五年	賜姓	秦造酒公	馬豆麻佐	
雄略十六年十月	賜姓	漢部の伴造	漢直	
顯宗元年四月丁未	賜姓	米日部小楯	山部連	
欽明十四年七月甲子	賜姓	王辰爾	船史	船連之先
欽明三十年四月	賜姓	胆津	白猪史	
敏達三年十月戊戌	賜姓	船史王辰爾の弟、牛	津史	
崇峻即位前	改姓	物部大連の児息・眷属	※	※「或は葦原に逃げ隠れ姓を改め名を換ふる者有り」
白雉五年七月是月	賜姓	吉士長丹	吳氏	
天智八年十月庚申	賜姓	中臣連鎌足(藤原内大臣家)	藤原氏	
天武九年正月甲申	賜姓	忌部首小首	忌部連	
天武十年正月丁丑	賜姓	草香部吉士大形	難波連	
天武十年四月庚戌	賜姓	(十四人)	連	
天武十年十二月癸巳	賜姓	舍人造糠虫・書直智徳	連	
天武十一年五月甲辰	賜姓	倭漢直等	連	
天武十二年九月丁未	賜姓	(三十八氏)	連	
天武十二年十月己未	賜姓	(十四氏)	連	
天武十三年正月庚子	賜姓	三野県主・内蔵衣縫造	連	
天武十三年十月己卯朔	賜姓	(十三氏)	真人	天武八姓の詔
天武十三年十一月戊申朔	賜姓	(五十二氏)	朝臣	
天武十三年十二月己卯	賜姓	(五十氏)	宿禰	
天武十四年六月甲午	賜姓	(十一氏)	忌寸	
朱鳥元年四月丁丑	賜姓	桑原村主訶都	連	
朱鳥元年六月己巳	賜姓	槻本村主勝麻呂	連	
持統十年五月甲辰	賜姓	秦造綱手	忌寸	

降、石上朝臣と称する記事がみられるようになる。崇峻即位前紀には、物部守屋大連の児息・眷属のうち或は葦原に逃げ匿れて改姓・換名する者があつたと述べる。この記述は守屋の一門が逃散する様子を劇的に描くための文飾かも知れず、改姓が史実であるか否かは定かではない。史料上、物部氏は守屋滅亡後に没落しても改姓はなく、天武・持統朝において律令制的祭祀集団の荷担者として石上氏となつて律令貴族の一員になつたとの指摘がある²⁹。

両者はいずれも壬申の乱を経、天武朝廷での新身分秩序の形成に合わせて氏名をかえたのであり、七世紀後半の政治的特徴の一として考えることが相応しい。

春日臣氏は崇峻即位前紀で、蘇我氏をはじめとする有力氏族とともに、物部守屋征討に参画している。つまりこの頃、春日氏は蘇我氏・物部氏らと同様、大王政権の中心に参画し得る階層にあつた。春日氏は天武朝において朝臣を賜姓されるが、この天武朝の時期に、蘇我・物部と同様、ワニ氏から春日氏へ氏名を改めたということは、種々の要因を勘案しても妥当とはいえない。したがって、史料上、ワニ氏が姿を消して春日氏が登場することは氏の改名による結果ではなく、氏族の消長の結果と考えたほうがよい。

3 氏族の消長

右の考察を踏まえて、改めてワニ氏と春日氏について整理する。まずワニ氏は、和邇の地を本貫とし、五世紀にかけて一氏族としてその存在を確たるものにし、その影響力は奈良盆地から北方の山城地域にまで及んでいた。また、大王の王統とも関係を有し女を大王に納めるなどした。史料的には、ワニ氏は姿を消し、同祖を称する春日氏があらわれるようになる。このことが氏族消長の結果だとすれば、ワニ氏はその後勢力を弱めたとみなければならぬ。

五世紀頃は、「ワカタケル大王」銘の鉄刀の出土から推測されるように、大王政権が支配力を広範に拡大させた時代であつたとみられる。大王の支配する範囲が広域になるほど、その支配を成功させるためには、政治権力が大王の方向へ収斂させることが必要であると推測される³⁰。これを具体的に体现させたのが部民制に帰結する政治展開であろう。私見では、このことがワニ氏の衰退に関わると考える。

大王を頂点とする政権には、職制的に奉仕するトモ（あるいは「〇〇人」^{ヒト}）が存在し、トモノミヤツコ（伴造）はこれらを統率して大

王との関係を有した。これら奉仕者は後に部と称して再編制されたようである。トモとしての部民の実態は、伴造豪族の領有するカキと一体もしくは不可分であるとする理解がある³¹。大伴氏・物部氏のような伴造氏族が「大連」と称されるまでに成長したのも、政権の伴造としてカキを多く領有したことが要因と考えられる。例えば、火葦北国造刑部鞞部阿利斯登の子、日羅が大伴金村大連を「我君」と称した史料は有名である³²。すでに考察があるように、この場合は刑部の子代の民から中央へ上番する者があり、鞞部として大伴氏に統率されて政権に奉仕したのであろう³³。この記事では職制的に大伴氏に率いられたことしかわからないが、『倭名類聚抄』で肥後国葦北郡に伴部郷とあるので、刑部とは別にこの地域から大伴氏に隸属し、上番した者もあつた可能性がある。また、この地域ではないが、姓として鞞大伴部も存在する³⁴。大伴氏は単に中央で職制的部を統率したのみならず、直接隸属する地方に部曲を有したとすると、大伴氏が肥後葦北地域にもトモとなるカキを領有していたことになる³⁵。

部民制が職制的発想から出たものとする、臣姓で称されるワニ氏は本来伴造的機能を果たしていなかったことになる。いわゆる臣系氏族の領有民が「ワニ部」などと称されるようになるのは、部の呼称が拡大した結果とみられる³⁶。平野邦夫氏は「和珥氏が、畿外にかなりのカキの民を領有していたらしいのは、やはり五世紀後半より勢力をえた豪族であるからであろう。」と述べたが³⁷、ワニ氏が部民制の展開とともに勢力を広げたのであれば、なお後世まで氏の名は存続したであろう。氏姓・部などの呼称は、大王政権の支配が及ぶ範疇において存在し、識別される。部民制が創始される以前にトモノミヤツコトモの関係がすでに存在していたことが推測されるように、氏姓の呼称が一般に行われる以前から、民族的な政治社会組織が存在していたことは平野氏自身指摘している³⁸。このことから、筆者はワニ氏が五世紀後半から勢力を得たとする見解には従えない。やはり、ワニ氏はそれ以前に一定の勢力を有し、五世紀後半より後は、伴造系大豪族の成長に伴って徐々に衰退したと考えたい。

記紀でワニ氏は継体朝の記述を最後にみられなくなり、前後して春日臣がみられるようになる。ワニ氏は春日氏に名を改めたとはみるべきでなく、春日氏が系譜的に同族関係を主張しつつ伸張し、あたかもワニ氏後裔の本宗氏として現れたと考えるべきである。臣姓を称する春日氏の台頭は、ワニ氏の衰退と前後するところから考えて、私的なカキの領有を基礎においた勢力的展開ではない。この点は第五章で述べる。

いずれにしろ、先述のように春日臣が明確に政治の場にみえるのは崇峻即位前紀であり、この頃には臣系・連系が混在して「臣連伴造国造」や「大夫」で括られるような政權構造である。春日氏は、ワニ氏と異なり、こうした政權秩序の中に台頭したと考えられる。このように、記紀における史料上の交代関係は、同族を称する氏族の伸張と後退の結果であると理解することができ、史料はそれを示唆していると考えることができる。

4 春日臣との同族伝承

『古事記』には春日臣同族全十六氏を掲げる。第三章で述べたように、このうち大坂臣・阿那臣・多紀臣・羽栗臣・知多臣・牟耶臣・都怒山臣の七氏は、他の史料で別のカバネを有し、概ね国造や郡司あるいは郡老などの在地首長豪族である。その本拠や展開地域にはワニ部の分布が認められた。

岸氏はこれら在地豪族とワニ部の関係について、「ワニ氏私有部民たるワニ部の地方的管掌者」が地位の上昇につれて中央ワニ氏との結合の強さを同祖の形で表現し、中央ワニ氏もこれを認めて系譜に組み入れ、居地にちなんで氏名を改めたと述べた³⁹。岸氏の論は、ワニ氏が春日氏へ氏の名を改めることで連綿と存続したことを前提としているので、ワニ部と在地豪族の関係についても、ワニ氏のカキが連綿とワニ氏私有の状態であり、地方豪族もワニ氏の傘下であったことがうかがえる。しかし先述のように、ワニ氏は衰退し、部民制の浸透に伴って、その領民がワニ部と称されるようになったとすると、岸説には従うことがなくなる。

在地豪族の中には国造のものがあつたが、これは大王の政權に連なる地位である。仮にワニ氏に従属しその私有民を管掌していた豪族が国造となったとしても、その時点で国造は大王の政權に吸収されたことを意味するだろう。伴造氏のカキはトモとして政權に奉仕する一面がある意味では、大王との関係は伴造を介した間接支配となる。先に挙げた火葦北国造刑部鞞部の場合、刑部の子代から鞞部として上番するものがあり、そうした地域社会の中で国造になり得たことになる。すなわち、一地域の民は大和政權から重層的に奉仕・貢納する集団として把握されたということになる。

ワニ部の場合に話を戻すと、部民制が浸透しワニ氏の私有民がワニ部と称されるようになると、これらはワニ氏の手から徐々に離れ、国造となった地域の有力豪族に掌握されるようになったと考えたい。そして国造を介して大王政權に奉仕・貢納する対象となったので

はないか。つまり、春日臣同族の地方豪族はワニ氏に従属する地方豪族ではなく、大王中心の政権に従属する在地首長ということになる。このように考えることによって、中央のワニ氏が後世姿をみせなくなるのに対して、ワニ部の存在を示す史料が平安時代以降にも存在する現象が説明可能となる。また、同族の地方豪族が「ワニ」ではなく地名を氏の名に冠していることも、こうした背景によると考えられる⁴⁰。大王政権の為にワニ部を管掌する豪族のいくつかは中央氏族との関係性を有するために、地域に多く存在するワニ部との地縁的關係によって同族關係を主張したと考えるべきである。同祖同族の筆頭が春日臣であることを考えると、これらは春日臣が台頭したあと同族化したことが考えられる（第三章参照）。

右のような情勢のもとで春日臣は宗族となり、旧来のワニ氏傳承を荷担する。その結果、持統朝に墓記が進上され、『古事記』の一祖多氏系譜に帰結したことを考えると、ワニ氏固有傳承の核となる素材が古く、律令初期の修史に参照された資料が新しいことの時間差が、より明瞭に理解されることになる。筆者は考える。

以上、ワニ氏と春日氏の消長關係を中心として、ワニ氏と同祖同族を主張する氏族の傳承について考えた。これらの氏族に関しては、實態を明確に示す史料が乏しいため、多分に推論が多くなった。ただ、ここに述べてきたワニ氏や春日氏の状況は、葛城氏の盛衰と後世の蘇我氏の主張とよく類似している。

五世紀代、ワニ氏が私有民を領有し大王との婚姻關係があつたなどの性格は、葛城氏の勢力の盛んであつた頃の性格⁴¹と類似する。しかし、五世紀後半頃と推測される雄略朝の時期にかけて、葛城円大臣が滅んだと『日本書紀』に語られ、その後葛城氏が衰亡の一途をたどったことは多くの研究が指摘している。後世、蘇我氏は葛城氏との間に次のような關係を主張した。『日本書紀』推古三十二年十月癸卯朔条によると、蘇我馬子は天皇に対し「葛城縣は元臣の本居なり。故、其縣に因りて姓名を為す」と称し、葛城縣を「臣之封縣」とすることをねがい奏上させる。この記事は、広範な「葛城縣」を蘇我氏ゆかりの地として主張する。これはかつて葛城地域に勢力を誇った葛城氏の傳統を、蘇我氏が繼承したという意識に基いての史料の反映とみてよいだろう⁴²。

春日氏がワニ氏の傳承を踏襲し荷担することは、葛城氏と蘇我氏の關係同様、ワニ氏の勢力と傳統を繼承することに他ならない。政治構造が変化しながらも連綿と存続する大王の政権に、新興の中央豪族春日氏が自らの政治的優位を主張する手段として、ワニ氏との

同族関係と祖先伝承が必要不可欠だったと想定することができる。

三、ワニ部臣とワニ氏伝承

ここまでワニ氏や春日氏の動向とともにワニ氏の伝承を考えてきた。先述した春日臣同族氏族の他にも、ワニ部を管掌しうる豪族があったことがワニ部の分布から推測される。ワニ部集団の中で有力化した者はワニ部臣と称し豪族となったと考えられる。そして、豪族としての権威を示すにふさわしい祖先伝承を有したことは想像に難くない。ここではそうしたワニ部臣氏と関わる伝承について考えてみたい。

1 和珥部臣君手と旧辞討覈

天武は帝紀の撰録、旧辞の討覈を勅命し(『古事記』序)、また大極殿に御し帝紀や上古諸事を記定させた(『日本書紀』天武十年三月丙戌条)。このような記紀伝承撰録の画期となった七世紀後半、ワニ氏に関しては壬申の乱で功をあげた和珥部臣君手が史料にあらわれるようになる。記紀に帰結する一連の修史事業が天武朝に始まったとすれば、記紀のワニ氏伝承に君手をはじめとする和珥部臣氏が関与した可能性も考えなければならない。この点を指摘したのが坂本太郎氏である⁴³。坂本氏は『新日本紀』に「和珥部臣君手記」の存在することに着目し、歴史叙述と旧辞討覈とを直接的に関連づけることを試みた。しかし、それは天武と舎人・下級官人層との政治上の関係に立脚した論であって、手記を残した下級官人層が直接旧辞討覈を行ったという実態に即した考察が欠けている。こうした点も踏まえて、和珥部臣君手とワニ氏伝承との関連を考える。

『日本書紀』天武壬申紀の六月壬午条によると、大海人皇子(天武)は村国連男依・和珥部臣君手・身毛君廣に命じて美濃国安八磨郡へ向かわせ、湯沐令多臣品治に機要を宣示させる。そして当郡の兵を發し、国司等に經れて諸軍を差發、不破道を塞ぐとある。同七月辛卯条、不破から近江へ進軍する中にも和珥部臣君手の名がみえる。六月条で命令を受けた三人のうち、村国連男依は美濃国各務郡東部から尾張国葉栗郡北部を基盤とする小土豪的氏の出身、身毛君廣は北濃の地方豪族で且つ牟義都国造氏の出身と考えられる⁴⁴。つまり、三人のうち二人は美濃地方を基盤とする豪族である。和珥部臣君手の場合も、上述の記事内容や同地域に多くワニ部が分布する

ことを考えると、やはり美濃地方の人物とみることができよう。

壬申の乱後、和珥部臣君手は「壬申年功臣」として厚遇される。『続日本紀』文武元年（六九七）九月壬寅条には「勤大老丸部臣君手に直廣老を賜ふ。壬申の功臣なり。」とあり、大宝元年（七〇一）七月壬辰条には壬申年の功臣に対して功の等第に随って食封を賜ったことがある。大宝元年紀にみえる歴名表記は少なくとも天武十年十二月以前の姿を示しているとみられ⁴⁵、君手は天武朝の頃から功臣として扱われていたことがわかる。霊龜二年四月癸丑条、天平宝字元年十二月壬子条にも壬申の功臣に関わって君手の名がみられるが、そこには「贈直大老」と冠されている。君手は霊龜二年（七一六）四月癸丑（八日）には既に卒していたことになる。さらに大宝元年三月甲午（二十一日）に、大宝令に基く官位の改制が行われたことを考慮すると、君手が卒去し贈位が行われたのは、この官位改制前となる。

『釈日本紀』天武紀上の述義には「和迹部臣（臣カ）君手記」とみえる。同じ述義録の中には、他に「安斗智徳日記」などもみえるが、注目したいのは「磐鉞見^三兵起^二、乃逃還之。」の釈文、

私記曰。案^二調連淡海^一。安斗宿禰智徳等日記云。

との記述である。調連淡海の「従五上」、安斗宿禰智徳の「従五下」は『釈日本紀』原資料にもともとあったものと考えられている⁴⁶。

調連淡海は天武壬申紀六月甲申条、大宝元年九月（『万葉集』巻一の五五）に「調首淡海」、『続日本紀』和銅二年（七〇九）正月丙寅条には「調連淡海」とあるから、大宝元年から和銅二年の間に連賜姓があったとみられる。その後、和銅六年（七一三）四月乙卯条では従五位下から従五位上に、養老七年（七二三）正月丙子条では従五位上から正五位上に叙された。調連淡海の「日記」は和銅六年四月から養老七年正月までの間に上進されたことが推測できる。

安斗宿禰智徳は、天武壬申紀六月甲申条では「安斗連智徳」、『続日本紀』和銅元年（七〇八）正月乙巳条では「阿刀宿禰智徳」が正六位上から従五位下に叙されたとある。『釈日本紀』の安斗智徳日記と『日本書紀』本文との記事内容の相似から、この「日記」は養老四年の「日本紀」奏上までにあったとみるのが穏当であろうから、安斗智徳日記は和銅元年から養老四年の間に完成されていたと思われる。

まとめると、「調連淡海、安斗宿禰智徳等日記」は和銅元年以降養老四年以前に修し納められたとみられる。また、調・安斗のものは内容表記から大宝元年以前には遡り得ないとも考えられている⁴⁷。これらのことから、「和迺部臣手記」を含む舎人・下級官人層の手記は大宝元年以後に揃ってまとめられたとする考え方が⁴⁸あるが、既に検証したように、和珥部臣手手は大宝元年以前に卒去したとみられるから、「君手記」は調・安斗等に比べ早い時期に成っていたとみなければならぬ。

和珥部臣手手は壬申の乱後から大宝元年以前の間に自らの手記を残したと考えられるが、この間持統朝に春日臣氏は墓記を上進している。つまり記紀、少なくとも『日本書紀』には春日氏と和珥部臣氏の伝承が存在した可能性が指摘できる。筆者はここで仁徳紀の伝承(⑧)に注目したい。

この伝は『古事記』にはなく『日本書紀』のみであり、舞台も他の物語伝承と異なり飛騨国である。おそらくワニ部の分布傾向との関係から語られた伝承ではなかったかと述べた。ここに出てくるのは武振熊だが、その表記をみると、神功紀(⑤)は「和珥臣祖武振熊」、『古事記』仲哀段(⑤)と⑧にはそれに「難波根子」が加えられて記されている。名の中に「根子」が含まれるのは天皇の和風諡号に顕著な表現で「日本根子(倭根子)」と表記される。これが含まれるのは人皇七代目から九代目にあたる孝霊・孝元・開化、その後清寧を挟んで、さらに後代の持統・文武・元明・元正と続く。孝霊・孝元・開化は欠史八代といわれる天皇であり、その実在性は乏しい。清寧「白髪武広国押稚日本根子天皇(白髪大倭根子命)」は「広国押」といった、のちの安閑・宣化・欽明の諡号と共通するような美称を含む。清寧の諡号は即位していたとされるより後の時代に整えられた諡号とみる見方もある⁴⁹。「日本根子」の定着は持統以降、七世紀終わりから八世紀はじめごろと考えるのが自然であろう。

天皇の諡号を参考にと考えると、武振熊に「根子」を冠して伝えるようになったのも、七世紀後半以降『古事記』の成立以前のことに考えられる。それが「難波根子」である理由の究明は本稿で行う余裕はない。ただ、神功皇后が住吉神と深く関わって語られることに武振熊もひきつけられているかもしれない⁵⁰。神功紀の「武振熊」は仁徳紀の「難波根子武振熊」より古い呼称と考えられる。このことは、武振熊の山背から近江にかけての征討伝承が、ワニ氏祖先の武勇伝として比較的古くより語られ、飛騨の征討伝承が遅れて世に広まったことを想起させる。⑧の伝承は、時期的にも地域的にも、七世紀末葉に和珥部臣手手に関係して伝わった可能性を指摘したい。

よって、「和迹部臣君手記」は『古事記』成立以前に存在し、君手の伝えた伝承も中央に存在していたと考えることができる。

『和歌山県史』からは、他の下級官人層の手記と『日本書紀』本文との対応関係がうかがえる。このことから、『日本書紀』には文飾表現などを中国古典の整体漢文に模倣しながらも、原史料群の内容をできるだけ忠実に伝えようとした姿勢がうかがえる。そうした姿勢は「一書」や分註に残る遺伝より察せられる。「難波根子」の有無のような人名表記の相違についても、こうした点が考慮されなければならない。

以上のように、和珥部臣君手と記紀伝承との関係を考えてが、少なくとも天武朝の下級官人であった君手が『古事記』の旧辞討覈に直接関与した証左はない。むしろ、壬申の乱後、中央政府内での君手の出世に伴って、美濃地方のワニ部のもつ伝承が中央に伝わる機会が得られ、記紀には飛驒征討の伝承や「難波根子」の美称を残す程度の影響を与えたに過ぎなかったと考えられる。

2 ワニ部臣氏の伝承と古代史料

和珥部臣君手のように中央化したものは、中央に伝承が伝えられて記紀の伝承に取り入れられた。中央化しなければ、その逆もまた然りである。『播磨国風土記』印南郡南毗都麻の地名起源には次のようにある。

郡南海中有「小嶋」。名曰「南毗都麻」。志我高穴穗宮御宇天皇御世、遣「丸部臣等始祖比古汝茅」、令「定」国堺。爾時、吉備比古、吉備比売二人参迎。於是、比古汝茅娶「帯吉備比売」生児、印南別嬢。此女端正、秀「於当時」。爾時、大帯日古天皇、欲「娶」此女、下幸行之。別嬢聞之、即遁「度伴嶋」隠居之。故曰「南毗都麻」。

同風土記讃容郡では、近江天皇之世（天智朝）、仲川の里人に丸部具がいたと伝えている。播磨国にもワニ部を称する者が土着していたと考えられる。引用した話によると、志我高穴穗宮御宇天皇（成務）のとき、丸部臣等の始祖、比古汝茅が国堺を定めるに遣わされる。比古汝茅は吉備比売を娶り印南別嬢が生まれる。大帯日古天皇（景行）はこの女を娶ろうと下幸するが、別嬢は南毗都麻の嶋へ遁れ隠居した。

成務記紀では、この天皇のときに国堺を定めて国造・県主あるいは造長・稲置を置いたとある⁵¹。『古事記』景行段では、后妃の筆頭に「吉備臣等之祖若建吉備津日子之女針間之伊那毗能大郎女」、『日本書紀』では播磨稲日大郎姫（一云、稲日稚郎姫）が皇后と伝

える⁵²。そして、記紀に対して風土記は景行・成務の時代が逆転している。この風土記伝承は、不正確ながらも中央の歴史叙述を意識して語ったものである。ただし、記紀に比古汝茅のことは全く出てこない。

風土記に語る地方の伝承で、国堺を定めた者が丸部臣の祖と設定されるのは、その地域の丸部臣氏が土地を占めた由来を始祖に仮託した可能性を想起させる。播磨で語られ、記紀に語られないのは、播磨地域の丸部臣氏が中央にほとんど進出しておらず、祖先伝承もその地域を出ることがなかったという事情を示している。

おわりに

以上、本章ではワニ氏の伝承と氏族の消長との関係を論じた。ワニ氏が最も盛んに活動したのは五世紀代であった。この氏族には、祖先の戦物語や、大王との婚姻を語る伝承の核が存在したことを確認した。遅れて春日氏が台頭する。春日氏は地域的にもワニ氏と交通があった可能性は高く、同地域の雄族ワニ氏との同族関係を系譜的に主張し、その出自を表明したと考えられる。ワニ氏が衰退すると、春日氏は相対的に伸張し、ワニ氏伝承を荷担する。その後、春日臣氏を中心とする一祖多氏同族関係を基盤とする氏族間の紐帯が形成され、それを示す資料が記紀へと反映されることとなった。おそらく、こうした氏族の交替劇は、部民制や国造制の確立ともかわることが考えられる。

氏族の出自に限らず、各地方で物語伝承を共有することは、その地域に暮らす者たちの信仰や土着の証となりうるものであったと考えられる⁵³。『播磨国風土記』におけるワニ部臣の伝承がこれに該当する。

¹ 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』（塙書房、一九六六年）。初出、大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』（一九六〇年）。

² 岸、前掲論文。

³ 原島礼二「県の成立とその性格（三）」『続日本紀研究』一六二（一九六七年）。

⁴ 加藤謙吉『ワニ氏の研究』（雄山閣、二〇一三年）。

- 5 日野昭「日本書紀の執政に関する記載」『日本古代氏族伝承の研究』（永田昌文堂、一九七一年）所収、同「崇神・垂仁紀にみられる神祇思想の問題」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』一六（一九七七年）。
- 6 吉永登「振熊から内の朝臣へー氏族の消長と歌謡」『国語と国文学』三一―一（一九五四年）。
- 7 岸俊男「たまきはる内の朝臣―武内宿禰伝承成立試論―」『日本古代政治史研究』（前掲著書）。初出、日本歴史学会編『歴史と人物』（一九六四年）。
- 8 吉永、前掲論文。
- 9 例えば、大林太良氏は「飛騨びとたちが崇拝していた重要な神の零落の姿かもしれない」としている。大林太郎「真室川の『饗宴』―背中合わせの男女」『神話の系譜 日本神話の源流をさぐる』（青土社、一九八六年、のち講談社学術文庫、一九九一年）、初出、『学士会会報』七六八号（一九八五年）。
- 10 黒沢幸三「ワニ氏の伝承」のうち「5 大山守と宇遅能和紀郎子」『日本古代の伝承文学の研究』（塙書房、一九七六年）。
- 11 黒沢、前掲論文。
- 12 岸「ワニ氏に関する基礎的考察」（前掲論文）。
- 13 黒沢、前掲論文。久米常民「磐姫皇后の歌の史的意義―氏族伝承に関連して―」『説林』二三（一九七四年）。
- 14 『新撰姓氏録』左京神別上「矢田部連」、大和国神別「矢田部」、摂津国神別「矢田部造」、河内国神別「矢田部首」。
- 15 直木孝次郎「的氏の地位と系譜」『日本古代の氏族と天皇』（塙書房、一九六四年）、初出「的氏に関する一考察」『人文研究』十二―八（一九六一年）。
- 16 黒沢「ワニ氏の伝承」のうち「結び―ワニ氏と歌謡」（前掲著書）。
- 17 黒沢「結び―ワニ氏と歌謡」（前掲論文）。
- 18 黒沢「結び―ワニ氏と歌謡」（前掲論文）。
- 19 直木孝次郎「県主と古代の天皇―媛靖以下八代の系譜の成立をめぐる―」『日本古代の氏族と天皇』（前掲）。
- 20 吉井巖「石之日売皇后の物語」『天皇の系譜と神話』二（塙書房、一九七六年）。
- 21 足利健亮「交通路の発達」『宇治市史』一（一九七三年）。
- 22 『日本書紀』持統五年八月辛亥条。
- 23 岸「ワニ氏に関する基礎的考察」（前掲論文）。
- 24 直木孝次郎「複姓の研究―大化前官制の考察、その二―」『日本古代国家の構造』（青木書店、一九五八年）。
- 25 原島、前掲論文。
- 26 石野博信編『全国古墳編年集成』（雄山閣出版、一九九五年）。なお、二〇〇五年一月に、奈良県立橿原考古学研究所から天理市和爾遺跡に関する報道記者発表がおこなわれた。この遺跡は墳丘一〇から二十五メートルの円墳や、土壇墓などを主体とする大型の群集墳で、時代は古墳時代後期に比定される。記者発表資料（<http://www.kashikoken.jp/from-site/2004/wani/wani.html>）では、遺跡の所在地と群集墳の規模の大きさから、大規模な造墓集団を想定し、古墳時代後期におけるワニ氏の活動を考古学の面から検証したことになる」と述べた。本文で述べた一〇〇メートル内外の前方後円墳と比較すれば、小規模の円墳が六世紀に急激に数を増したとあるので、

和爾の地であつても、古来のワニ氏と同様の社会集団の活動か否かは、慎重を要する。

²⁷ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第二（吉川弘文館、一九八二年）。

²⁸ 加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』（吉川弘文館、一九八三年）。

²⁹ 野田嶺志「物部氏に関する基礎的考察―物部氏の成立・展開過程の一試論として―」『史林』五一―二（一九六八年）。

³⁰ こうした過程を論述したもののうち、吉村武彦「倭国と大和王権」（『岩波講座日本通史』第二巻、一九九三年）は簡明である。ただし部民制の前段階としての中国的「人制」は金石文等の存在から想定され説得性を有するが、直木孝次郎氏の「人制の研究」（『日本古代国家の構造』、一九五八年）との関連などには触れられず、なお議論の余地を残している。

³¹ 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』（吉川弘文館、一九六九年）、鎌田元一「王権と部民制」『講座日本の歴史』一（東京大学出版会、一九八四年）。

³² 『日本書紀』敏達十二年是歳条。

³³ 直木孝次郎「大伴連と来目直・来目部」『日本古代の氏族と天皇』（前掲著書）、初出『人文研究』一三―七（一九六二年）。

³⁴ 『続日本紀』慶雲三年三月辛巳条。ただし本条に見えるのは陸奥国人である。

³⁵ 『日本書紀』雄略二十三年八月丙子条に大伴室屋大連と東漢掬直に対する遺詔があり「大連等、民部廣大、充_ニ盈於国_一」とある。この「遺詔」自体造作されたものであろうことは否めないが、少なくとも大伴氏がカキを有した伝統が前提となっているとみられる。

³⁶ 鎌田、前掲論文。

³⁷ 平野邦雄「大化前代の社会構造」『岩波講座日本歴史』二（一九六七年）。

³⁸ 平野『大化前代社会組織の研究』（前掲著書）。

³⁹ 岸「ワニ氏に関する基礎的考察」（前掲論文）。

⁴⁰ 岸氏はワニ部臣氏（ワニ部臣）の存在を援用して、春日臣同族の地方氏族がワニ部（ワニ部）の「地方的管掌者」であることを述べた（岸「ワニ氏に関する基礎的考察」）。が、国造の地名や氏の名が令制の郡名と対応する例などを考えると、やはり地方豪族の名が地名に由来するのは大正権側に従属した豪族と考えるに相応しい。ワニ氏に従属したのであれば、全てワニ部臣氏でよいと考えられる。天武朝以降にワニ部臣氏が中央で活躍することがその証左である。

⁴¹ 井上光貞「帝紀からみた葛城氏」『日本古代国家の研究』（岩波書店、一九六五年）、初出『古事記大成』第四巻歴史考古篇（平凡社、一九五六年）。

⁴² 平林章仁『蘇我氏の実像と葛城氏』（白水社、一九九六年）。

⁴³ 坂本太郎「古事記の成立」『古事記大成』第四巻歴史考古篇（前掲著書）、のち同著作集第二巻『古事記と日本書紀』（吉川弘文館、一九八八年）所収。

⁴⁴ 野村忠夫「村国連氏と身毛君氏―壬申の乱後における地方豪族の中央豪族化―」『律令官人制の研究』（吉川弘文館、一九六七年）。

⁴⁵ 野村、前掲論文。

⁴⁶ 井上光貞「再び大化改新詔の信憑性について」『井上光貞著作集』第四巻（岩波書店、一九八五）、初出『歴史地理』八三―二（一九五二年）。

⁴⁷ 星野良作『日本書紀』と壬申の乱』『壬申の乱研究の展開』（吉川弘文館、一九九七年）。

⁴⁸ 井上「再び大化改新詔の信憑性について」（前掲論文）、星野、前掲論文。

⁴⁹ 岩波思想大系『古事記』（岩波書店、一九八二年）補注。

⁵⁰ 『新撰姓氏録』右京皇別下の真野臣条では天足彦国押人命三世孫彦国葺命の後裔として「男大口納命、男難波宿禰、男大矢田宿禰」とし、大矢田宿禰が氣長足姫皇尊の新羅征伐に従軍したことを伝える。「海部氏勘注系図」（『神道大系』古典篇十三）でも難波宿禰・難波根子建振熊・大矢田宿禰の系譜的つながりを語る異伝が散見する。ここでは「丹波国造建振熊宿禰」が息長足姫皇后の新羅征伐に丹波・但馬・若狭の海人三百人を率い水主として奉仕したと伝える。「和邇系図」（太田亮『姓氏家系大辞典』）でも大難波宿禰―難波根子建振熊命―大矢田宿禰命の系譜のつながりを示している。

⁵¹ 『日本書紀』では五年九月条。

⁵² 『日本書紀』景行二年三月戊辰条。

⁵³ 横田健一『神話の構造』（木耳社、一九九〇年）。

はじめに

第四章ではワニ氏とワニ部の関係について言及したが、本章では春日臣と春日部との問題を取り扱う。記紀や風土記には多くのミヤケ（屯倉、官家、屯宅、三宅など）の名称がみられるが、特に『日本書紀』の安閑・宣化紀に集中してみられることは有名である。その中で、春日山田皇女との関わりを伴って記事が成されているものが複数存在する。継体七年九月から継体八年正月条にかけての傳承による匝布屯倉、安閑元年四月癸丑朔条の伊甚屯倉、安閑元年閏十二月是月条の廬城部屯倉がそれに当たる。

また、安閑紀には、春日山田皇女の名を出さないが、后妃に関する屯倉の記事も三条ある（安閑元年七月辛巳朔、同年閏十二月壬午、安閑元年十月甲子）。これらは、大河内直味張と三嶋の縣主、大伴金村大連などに関わる。つまり、春日山田皇女とは別系統の屯倉設置、あるいは大土地所有の由来傳承と考えられる。

従来、春日山田皇女のために設置されたミヤケ（屯倉）には春日部が奉仕し、これを管掌したのは、春日を冠する春日臣であったことが指摘されている¹。ワニ氏とその同族氏について論じた岸俊男氏は、春日部が春日山田皇女の名代あるいは春日氏の部曲である可能性を示唆したが、詳細な考察が行われたわけではなく²、これまでに屯倉・春日臣氏・春日部の三者の関係は深く論及されたとは言い切れない。

屯倉（ミヤケ）については膨大な研究史があるが、舘野和己氏の研究が示唆に富むと考える。それによれば、ミヤケは政治的・軍事的な拠点として国造・伴造・県主など地方豪族の管理を目的とするものと、大和・河内とその周辺付近で稲穀を徴収するために田地灌漑などを開発しつつ営まれたものなどに分けられる³。それらの設置が本格化するのには五世紀末ないし六世紀以降であり、なおかつ、国造制や部民制と不可分であるとする⁴。

春日臣氏が春日部を管掌したであろうと指摘されて以来、右にみたような部民やミヤケの研究の進展に至るまで、すでに多くの時間が過ぎていく。本章では、春日山田皇女とともに語られる屯倉關係の記事を起点として、ミヤケ、傳承、氏族との關係について検討を

加えてみたい。

一、匝布屯倉

匝布屯倉の設置伝承は、『日本書紀』繼体七年九月条の、勾大兄皇子（安閑）がみずから春日皇女をむかえ、夜更けまで清談し歌をやり取りしたという記事から繋がる。これは婚姻を示す伝承であろう。その後、繼体八年正月条で、

太子妃春日皇女、晨朝晏出、有^レ異^ニ於常^一。太子意疑、入^レ殿而見。妃臥^レ床涕泣、惋痛不^レ能^ニ自勝^一。太子怪問曰、今旦涕泣、有^ニ何恨^一乎。妃曰、非^ニ餘事^一也。唯妾所^レ悲者、飛天之鳥、爲^レ愛^ニ養兒^一、樹巔作^レ櫟。其愛深矣。伏^レ地之蟲、爲^レ護^ニ衛子^一、土中作^レ窟。其護厚焉。乃至^ニ於人^一、豈得^レ无^レ慮。無^レ嗣之恨、方鍾^ニ太子^一。妾名隨絶。於^レ是、太子感痛、而奏^ニ天皇^一。詔曰、朕子麻呂古、汝妃之詞、深稱^ニ於理^一。安得^ニ空爾無^ニ答慰^一乎。宜^下賜^ニ匝布屯倉^一、表^中妃名於萬代^上。（傍線筆者）

とある。春日山田皇女は嗣が無いことを恨み、このままでは自分の名が絶えてしまうことを歎いた。春日皇女のために天皇（繼体）は皇女の為に匝布屯倉を賜った。

上掲史料の傍線部分は、春日山田皇女のためにミヤケ（屯倉）を設置して賜ったようにも、屯倉の全部または一部を皇女の「名代」としたようにも読める。

勾大兄皇子と春日皇女との清談記事と屯倉下賜記事との間には、繼体が「勾大兄」を褒め称えて「宜^下處^ニ春宮^一、助^レ朕施^レ仁、翼^レ吾補^上闕。」と詔したという記事がある。これには「春宮」の文字通り、勾大兄皇子を後継として示す意図がうかがわれる。すなわち、皇子の婚姻↓後継者としての位置づけ↓屯倉の設置

という流れで記事が組まれている。これに関しては、『日本書紀』仁徳即位前紀で額田大中彦皇子が倭屯田及び屯倉を掌ろうとした所伝を参考にすることができる。額田大中彦皇子の行為に対して「伝聞之、於纏向玉城宮御宇天皇之世、科^ニ太子大足彦尊^一、定^ニ倭屯田^一也。是時勅旨、凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也。其雖^ニ帝皇之子^一、非^ニ御宇^一者、不^レ得^レ掌矣。」という前提があったとする。この「非^ニ御宇^一者」を太子も含めた「御宇」であると解釈できるならば、匝布屯倉が一皇子とその妃にではなく、後に天皇となる皇子が現天皇

に奏上して屯倉設置が決定するところに、伝承の背景としての蓋然性がある。

匝布屯倉の「サホ」は、他の史料に「佐保」「沙本」とあらわれる大和国添上郡付近とみられる。同郡には春日郷があり、春日臣氏の本拠地と屯倉との関わりが深いことが想起される。このことから、春日臣が春日部を管掌して春日山田皇女のための屯倉もしくは名代の経営を管掌したという考えが生じうる。

そこで、史料から確認できる「春日」の地名や人名の分布をみると(表5・1)⁷、大和国において「春日」に関するものは、添上郡、宇太郡(宇陀郡)、高市郡に大春日朝臣や春日姓の者が散見され、春日部君(後述)を除いては、春日部姓の人名などを抽出できていない。この地を本拠地とする春日臣が春日部を管掌し、さらに議論を進めて春日部が春日氏の力キ(部曲)であったのであれば、付近にも春日部が居住した形跡が認められてもよいが、現状はそうではない。

ミヤケが「匝布」を冠することから考えると、佐保川との関わりが想起され、耕地と稲穀に関わる、文字通り「屯倉」を中心としたミヤケということも考えられる。これが春日山田皇女のために置かれたと伝承されたことは、「春日」に関わる王族あるいは宮の経営に充てられたと考えるのが無難である。

こうした屯倉の運営は春日山田皇女の宮の経営だけで終わらず、その後も継続したとみられる。それは、春日の地に王族や皇女の宮がある程度継続して営まれたこととも関係するであろう。ここで、「春日」を冠する記紀の皇子女、その母の父を『日本書紀』から示すと次のようになる⁸。

雄略皇女 春日大娘皇女 春日和珥臣深目

仁賢皇女 春日山田皇女 和珥臣日爪(日觸)

欽明皇女 春日山田皇女 春日日抓臣

敏達皇子 春日皇子 春日臣仲君

春日を冠する皇子女は基本的に、ワニ氏あるいは春日氏出自の後妃である。

表 5-1：春日部の分布

国	郡	郷・里	人名など	出典
大和国	添上郡	春日郷		『和名類聚抄』ほか
大和国	添上郡	春日郷	大春日朝臣難波麻呂 大春日朝臣清嗣	大和国添上郡司解(『平安遺文』5号)
(大和国)	(添上郡)	(春日郷?)	春日部君?	『古事記』垂仁段
大和国	宇太郡		春日掠人生村	奈文研木簡DB ※
大和国	高市郡		大春日常国	桑原刀自也子紛失状案(『平安遺文』4563号)
大和国	高市郡		春日重松	東大寺燈油納所返抄(『平安遺文』4597・4600号)ほか
山城国			春日部主寸	『新撰姓氏録』未定雑姓
山城国	葛野郡	山田郷	大春日祐満	山城国山田郷長解(『平安遺文』313号)
山背国	愛宕郡	雲下里	春日部主村麻夜賣	神亀三年 計帳
摂津国	西成郡	美努郷	春日部虫万呂 (春日虫麻呂) 春日部荒熊	天平二十年写経所解申願出家人事(『寧楽遺文』522)
河内国	高安郡		春日戸社坐御子神社	『延喜式』神名帳
河内国	高安郡		春日戸村主廣田	『大智度論卷五四』(『寧楽遺文』618)
伊賀国	名張郡		大春日重時・重貞・重末 大春日助延	伊賀国黒田莊袖工安倍三子解(『平安遺文』3509号) 伊賀国黒田莊官等解(『平安遺文』3511号)ほか
尾張国	春部評			藤原宮木簡「一張国春部評春一」、飛鳥京跡木簡※
尾張国	春部郡			『和名類聚抄』、平城宮木簡、信楽町宮町遺跡出土木簡※
駿河国	駿河郡	古家郷	春日部与麻呂	平城京木簡 ※
駿河国	駿河郡	古家郷井辺里	春日部高根	平城宮木簡 ※
駿河国	駿河郡	古家里	春日部麻麻呂	平城京木簡 ※
駿河国	駿河郡	宇羅郷復浦里	春日部忍麻呂 春日部国麻呂	平城京木簡 ※
駿河国	駿河郡	宇良郷菅浦里	春日部麻呂	平城京木簡 ※
駿河国	駿河郡	宇良郷	春日部石次	平城京木簡 ※
駿河国	駿河郡	宇良郷	春日部小麻呂 春日部若麻呂	信楽町宮町遺跡出土木簡 ※
駿河国			春日部鷹	『万葉集』巻二十(四三四五)
伊豆国	田方郡	有雑郷	春日三馬	平城京木簡 ※
上総国	夷濃郡		春部直黒主賣	『日本三代実録』貞観九年四月廿日己丑条
近江国	蒲生郡	周恵郷	春日部君麻呂	二条大路木簡 ※
近江国	坂田郡	大原郷	春日臣	近江国大原郷長解写(『平安遺文』53、60号)
近江国	浅井郡	田根郷	春日部口男	柏原市安堂遺跡出土木簡 ※
美濃国	池田郡	春日郷		『和名類聚抄』ほか
御野国	味蜂間郡	春部里		大宝二年 戸籍
御野国	味蜂間郡	春部里	春日荒嶋(+24名)	大宝二年 戸籍
御野国	味蜂間郡		春日益(郡主帳)	大宝二年 戸籍
陸奥国	牡鹿郡		春日部奥麻呂	『続日本紀』神護景雲三年三月辛巳条
出羽国	飽海郡		春日旅口	弘田柵跡木簡 ※
出羽国	飽海郡		春日末弘	大物忌神社石函銘
越前国	丹生郡		春日部雄繼	『続日本後紀』承和十四年八月丁未条
丹波国	氷上郡	春部郷(里)		『和名類聚抄』、山垣遺跡出土木簡、平城宮木簡 ※
丹波国	氷上郡	竹田里	春部若万呂	山垣遺跡出土木簡 ※
丹波国	氷上郡	竹田里カ	春部君広橋 春部鷹麻呂	山垣遺跡出土木簡 ※
但馬国	出石郡	春部驛		『延喜式』兵部省
因幡国			春日戸村主人足 春日戸村主大田	『続日本紀』天平神護二年十二月壬寅条
播磨国	赤穂郡	周勢郷	春部古...	平城宮木簡 ※
備後国	沼隅郡	春部郷		『和名類聚抄』
備後国	恵蘇郡	春部郷		『和名類聚抄』
阿波国			春日部屯倉	『日本書紀』安閑二年五月甲寅条
豊前国	仲津郡	丁里	春日部咋賣	大宝二年 戸籍
火国			春日部屯倉	『日本書紀』安閑二年五月甲寅条
肥前国	杵嶋郡		春日氏	銅造薬師如来立像

※は奈良文化財研究所木簡データベース

<http://www.nabunken.go.jp/Open/mokkan/mokkan2.html>

雄略の皇女、春日大娘皇女は、ワニ氏出自の皇女としては記紀の間で所伝の一致をみないが、『日本書紀』雄略元年三月是月条で、「童女君者、本是采女」ではじまる伝承がある（第三章参照）。采女とその子が「以ニ女子一爲ニ皇女一、以レ母爲レ妃」とすることを大連に命じたとあることは、その資養などについて、大連クラスの人物が差配を行ったことの反映ではないだろうか。あるいは、伝承で命じた相手が物部目大連であることは、采女を管掌する氏族あるいは負名氏である采女造（連）・采女臣（朝臣）が物部氏と同族であることも関係があるかもしれない。いずれにしても、この伝承が仮に信用に足るとすれば春日の地に宮が置かれた可能性はある。ただし、この時にミヤケのようなものが後の后妃子女と同様に設けられたと考えるには無理があると考え（後述）。

仁賢紀と欽明紀の春日山田皇女は重複しているが、これも第三章で述べたので、ここでは説明を省く。春日山田皇女以降では、春日を冠するのは敏達皇子の春日皇子で、母の出自は春日臣である。おそらく、妃の宮は春日に営まれ、宮の経営には春日部が充てられたと考えられる。

ただ、春日皇子の父の敏達朝には日祀部とともに私部が置かれたという⁹。これは、かつて刑部・藤原部・日下部・春日部など主に宮号を付していた后妃の部民が大私部・私部のように普通名詞化されたものとされる¹⁰。また、この私部は太后だけでなく、妃にも付属するとされる¹¹。后妃子女の部が私部に吸収されてしまうのであれば、匝布屯倉や春日部も同様の結果になるが、実質的には、春日皇子の資養供出や奉仕に移行して春日部も屯倉もそのまま存続したとみることができる。

匝布屯倉が春日にある宮と密接に関わったとすれば、このミヤケに春日部が関わった蓋然性は高い。

表5・1をみると、春日の地の周辺に春日部の人物が多く存在したことは史料的に証明が難しい。ただ、畿内地域全体にまで視野を広げると、ある程度の把握ができる。

『古事記』垂仁段の後妃子女の叙述によると、山代大国之渚の女、荻羽田刀弁が生んだ皇子に五十日帯日子王があり、この皇子は「春日山君・高志池君・春日部君之祖」とある¹²。『日本書紀』でも山背荻幡戸邊が五十日足彦命を生んだとするが、五十日足彦命は「石田君之始祖也」とあって伝が定まっていない¹³。『新撰姓氏録』撰津国皇別の山守の条に「垂仁天皇皇子五十日足彦命之後也。」、和泉国皇別の山公の条に「垂仁天皇皇子五十日足彦別命之後也。」とある。仮に、『古事記』にある「春日山君」が春日を拠点とする山君で

あるすると、「春日部君」も春日の地を拠点としたかもしれない。いずれにしても、記紀において春日臣と春日部の出自伝承は異なっている。

このほかにも山城・摂津・河内に春日部や春日戸が見られる。

山城国には春日部村主がみられる。一方、『新撰姓氏録』未定雑姓の山城国に、

春日部主寸 津速魂命三世孫大田諸命之後也。

とある。「主寸」は「村主」と同じと考えられる¹⁴。神龜三年（七二六年）の山背国愛宕郡雲下里の計帳には、春日部主村麻夜賣の名があり、「主村」としている（表5・1）。おそらく同族氏であろう。村主のカバネでは、河内国高安郡の人で春日戸村主廣田の名があり、因幡国に「春日戸村主」姓の名がみられる。『延喜式』神名帳の河内国高安郡には春日戸社坐御子神社がみられるとともに、同史料の同郡「天照大神高座神社 二座」に「元名春日戸神」との註がある。おそらく春日戸村主姓を有する集団は河内国高安郡を本拠としたとみられる¹⁵。

村主姓の氏族は、漢人集団の管掌者¹⁶、あるいは漢氏系の伴造¹⁷とする指摘があるように、漢人系の渡来氏族とみられる。『新撰姓氏録』では、春日部主寸が未定雑姓となっている。これは、春日部村主が渡来系氏族であるとの当時の認識に対して、藤原氏や中臣氏とその同族氏の祖、天児屋命のさらに上位の祖とする津速魂命からの出自を主張しているためであろう。

このように、春日戸村主は渡来系集団とみられるが、屯倉に渡来系集団が充てられる例は、『日本書紀』欽明十七年十月条に、

遣^ニ蘇我大臣稻目宿禰等於倭國高市郡^一、置^ニ韓人大身狹屯倉^ハ言^ニ韓人^一者百濟也。V高麗人小身狹屯倉。紀國置海部屯倉^一。ハ一本云、以^ニ處々韓人^一、爲^ニ大身狹屯倉田部^一。高麗人爲^ニ小身狹屯倉田部^一。是即以^ニ韓人・高麗人^一爲^ニ田部^一。故因爲^ニ屯倉之號^一也。

V

とあって、屯倉の田部に「處々」の韓人が充てられたとする伝とも共通する。また、時期を限って丁が徴発される例があり、上述の『日本書紀』安閑元年閏十二月壬午条で、大河内直味張が郡毎に鑿丁を春秋に五百丁ずつ奉獻することになったという。春日部の場合も、河内国などの畿内地域から、稲穀の貢納や丁の徴発などが行われたと考えることができる。

二、伊甚屯倉

『日本書紀』安閑元年四月癸丑朔条には次のようにある。

内膳卿膳臣大麻呂奉^レ勅、遣^レ使求^ニ珠伊甚^一。々々國造等、詣^レ京遲晚、踰^レ時不^レ進。膳臣大麻呂大怒、收^ニ縛國造等^一、推^ニ問所由^一。國造稚子直等恐懼、逃^ニ匿後宮内寢^一。春日皇后、不^レ知^ニ直入^一、驚駭而顛。慚愧無^レ已。稚子直等、兼坐^ニ闕入罪^一當^ニ科重^一。謹專爲^ニ皇后^一、獻^ニ伊甚屯倉^一、請贖^ニ闕入之罪^一。因定^ニ伊甚屯倉^一。今分爲^レ郡、屬^ニ上總國^一。

内膳卿膳臣大麻呂が勅を奉り、使を遣して珠を伊甚に求めさせたところ、伊甚國造等がなかなか京に詣でて珠を進めてこなかった。國造稚子直等は、罪を恐れて後宮の内寢に逃げ匿れ、春日皇后を驚かせた上、顛倒させ恥をかかせた。稚子直等はその贖罪として、皇后の為に伊甚屯倉を献上したという。これが「今」分れて郡となり上総國に属するとある。本文中に「謹專爲^ニ皇后^一」とあるから、これも春日山田皇女のための屯倉である。

また、「今分爲^レ郡、屬^ニ上總國^一」ともあり、上総國夷瀧郡の地域がその一部であったことは疑いない。この地域に関しては、『日本三代実録』貞観九年四月廿日己丑条に、上総國夷瀧郡人の婦、春部直黒主賣の名が見える。直という姓（カバネ）から國造級の氏族の出自であることが推測され、伝承記事にあるように、屯倉と春日部との関係が深いことが考えられる。

伊甚國造については、『古事記』上巻に、

故、此後所生五柱子之中、天菩比命之子、建比良鳥命、[△]此出雲國造、无邪志國造、上菟上國造、下菟上國造、伊自牟國造、津嶋縣直、遠江國造等之祖也。[▽]（傍線筆者）

『先代旧事本紀』国造本紀「伊甚國造」には、

志賀高穴穗朝御世、安房國造祖伊許保止命孫伊已侶止直、定^ニ賜國造^一。

とある。この國造の祖は「安房國造祖伊許保止命」といい、同本紀「阿波國造」は、

志賀高穴穗朝御世。天穗日命八世孫彌都侶岐孫大伴直大瀧、定^ニ賜國造^一。

とする。『古事記』も国造本紀も出雲臣と深い関係を示している。

伊弉国造が春日部直かどうかとも結論は難しいが、仮に伊弉国造が春日部氏であった場合、春日臣とは同族関係にはならない。この点から、春日部氏が春日臣に隷属するカキの関係であるといえるほどの強い紐帯はない可能性がある。春日臣が春日部を管掌したとする従来の考えを検証するためには、この点を注視しておく必要もあると考えられる。

三、廬城部屯倉

安閑元年閏十二月是月条には、屯倉の献上・設置について、二つの話が続けて語られ、いずれも贖罪のかたちである。その前半が春日山田皇女に関わる。

廬城部連枳莒喻女幡媛、偷^ニ取物部大連尾輿瓊瑠^一、獻^ニ春日皇后^一。事至^ニ發覺^一、枳莒喻、以^ニ女幡媛^一、獻^ニ采女丁^一、^ハ是、春日部采女也。V 并獻^ニ安藝國過戸廬城部屯倉^一、以贖^ニ女罪^一。物部大連尾輿、恐^ニ事由^一レ己、不^レ得^ニ自安^一。乃獻^ニ十市部、伊勢國來狹々・登伊^ハ來狹々・登伊、二邑名也。V 贄土師部、筑紫國膽狹山部^一也。

廬城部連枳莒喻の女、幡媛が、物部大連尾輿の瓊瑠^{くびたま}をぬすみ取り、春日皇后に献じた。事が発覚して枳莒喻は女の幡媛を采女丁として献上し（春日部采女）、あわせて安芸国の過戸の廬城部屯倉を献上して、女の罪を贖った。瓊瑠をぬすまれた物部大連尾輿も、自分が事件に関係したことを恐れて、十市部、伊勢国の來狹狹・登伊の邑の贄土師部、筑紫国の膽狹山部を献じた。

この伝承では、春日山田皇女に関わる事件を発端として、廬城部連から春日部采女を出し、廬城部屯倉を献上している。「廬城部」は「伊福部」とも「五百木部」とも表記される。安芸国佐伯郡には伊福郷がある。

「廬城部連枳莒喻」は連姓を帯びている。伊福部・五百木部を含めてその分布を見ると（表5・2）、連姓と宿禰姓¹⁸の伊福部は『新撰姓氏録』で大和国に見られる。また、『日本三代実録』貞観四年（八六二年）六月十五日壬子条では、播磨國揖保郡の人、雅樂寮答笙生無位伊福貞を本姓五百木部連に復したともある。

表 5-2：廬城部の分布

国	郡	郷・里	人名	出典
大和国			伊福部宿禰、伊福部連	『新撰姓氏録』
大和国	添上郡	大野里	大野里五百木部己口	平城宮木簡(※)
大和国	宇陀郡	伊福郷		『和名類聚抄』
大和国	十市郡		伊福部宿禰廣浜	平城宮木簡(※)
山城国			伊福部	『新撰姓氏録』
尾張国			伊福部大麻呂	天平六年 尾張国正税帳(郡主帳)
尾張国	海部郡	伊福郷		『和名類聚抄』
遠江国	浜名郡	新居郷	伊福部阿麻呂	遠江国濱名郡租帳夾名帳 天平十二年
遠江国	浜名郡	津築郷	伊福部乎麻呂 伊福部古麻呂	遠江国濱名郡租帳夾名帳 天平十二年
遠江国	引佐郡	伊福郷		『和名類聚抄』
伊豆国	賀茂郡	賀茂郷川合里	伊福部別	長屋王邸木簡(※)
上総国／ 下総国	海上郡		伊福部粳	平城京二条大路木簡(※)
美濃国	池田郡	伊福郷		『和名類聚抄』
御野国	味蜂間郡		伊福部君福善	大宝二年 御野国味蜂間郡春日里戸籍
御野国	本簀郡	栗栖太里	伊福部姉都賣	大宝二年 戸籍
御野国	各務郡		五百木部駒賣	大宝二年 戸籍
御野国	各務郡	汗奴麻里	五百木部加西	藤原宮木簡(※)
御野国	山方郡	三井田里	五百木部君木枝(+11名)	大宝二年 戸籍
御野国	山方郡	三井田里	五百木部君族尼賣	大宝二年 戸籍
御野国	山方郡	三井田里	五百木部姉豆賣(+72名)	大宝二年 戸籍
御野国	山方郡	三井田里	伊福部泉賣(+10名)	大宝二年 戸籍
美濃国	山県郡	片野郷	伊福部厚万呂 伊福部五百江	天平二十年写経所解申願出家人事 (『寧楽遺文』522) ほか
美濃国	山県郡		伊福部豊国	平城宮木簡(※)
御野国	加毛郡	半布里	五百木部伊多彌賣(+5名)	大宝二年 戸籍
若狭国	遠敷郡	玉置郷	五百木部口波	平城宮木簡(※)
越前国	坂井郡	石木部里	五百木部否手	長屋王邸木簡(※)
因幡国			伊福部臣	因幡国伊福部臣古志
因幡国			伊福部吾女(+25名)	因幡国戸籍(『大日古』1-321)
因幡国	法美郡		伊福吉部臣徳足比賣	伊福吉部臣徳足比賣墓誌
出雲国			伊福部大口	出雲国府跡木簡(※)
出雲国	出雲郡		伊福部手持女	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	出雲郡	漆沼郷工田里	伊福部馬女	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	出雲郡	漆沼郷犬上里	伊福部稻依	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	出雲郡	出雲郷朝妻里	伊福部伊也女(+1名)	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	出雲郡	出雲郷多級里	伊福部小傳	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	神門郡	朝山郷加夜里	伊福部賣子賣	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	神門郡	日置郷細田里	伊福部奈具夜賣	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	神門郡	(多伎郷)山田里	伊福部赤人(+5名)	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	神門郡	(多伎郷)国村里	伊福部赤麻呂(+12名)	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	神門郡	(古志郷)足幡里	伊福部子賣	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	神門郡	滑狭郷阿禰里	伊福部宿太(+2名)	出雲国大税賑給歴名帳
出雲国	神門郡	滑狭郷池井里	伊福部女津女	出雲国大税賑給歴名帳
石見国	迹摩郡		伊福部直安道	『日本三代実録』元慶八年六月廿三日壬子条
播磨国	揖保郡		伊福貞(本姓:五百木部連)	『日本三代実録』貞観四年六月十五日壬子条
備前国	御野郡	伊福郷		『和名類聚抄』
安芸国	佐伯郡	伊福郷		『和名類聚抄』
安芸国	佐伯郡		伊福部五百足、豊公	『続日本後紀』天長十年十月辛卯条
筑前国	遠賀郡		伊福部口口	大宰府跡木簡(※)
薩摩国			五百木部	天平八年 薩摩国正税帳

※は奈良文化財研究所木簡データベース

<http://www.nabunken.go.jp/Open/mokkan/mokkan2.html>

廬城部連枳莒喻は『日本書紀』雄略三年四月条にもみられる。

阿閉臣國見、〈更名磯特牛〉。譜二枳幡皇女與湯人廬城部連武彦一曰、武彦姦二皇女一而使二任身一。〈湯人、此云史衛。〉武彦之父枳莒喻、聞二此流言一、恐二禍及一_レ身。誘二率武彦於廬城河一、僞使鸕鷀沒水捕魚、因其不意而打殺之。天皇聞遣二使者一、案二問皇女一。々々對言、妾不_レ識也。俄而皇女齎二持神鏡一、詣二於五十鈴河上_一、伺二人不_レ行、埋_レ鏡經死。天皇疑二皇女不_レ在、恆使二闇夜東西求覓一。乃於河上虹見如_レ蛇、四五丈者。堀二虹起處一、而獲二神鏡一。移行未_レ遠、得二皇女屍一。割而觀之、腹中有_レ物如_レ水。々中有_レ石。枳莒喻、由_レ斯、得_レ雪二子罪一。還悔_レ殺_レ子、報殺二國見一。逃匿二石上神宮一。〈傍線筆者〉

阿閉臣國見が、雄略の皇女枳幡皇女と湯人の廬城部連武彦とを譖言し、武彦が皇女を姦してはらませたとやった。武彦の父の枳莒喻は、この流言によって禍が身に及ぶことを恐れ、廬城河で鵜飼をすると偽って武彦を誘い出し打ち殺す。皇女は身に覚えがないといい、神鏡を持って五十鈴河の上に詣で、人目の無いところで鏡を埋めて死ぬ。

枳莒喻が雄略・安閑と隔たった世代の天皇の話に登場する点から考えて、これらの伝承は廬城部連の同じ祖先に仮託して配分された可能性がある。また、この伝承にみられる廬城河は、『日本書紀』仁徳四十年二月条の雌鳥皇女と隼別皇子の伝承にもみられる。皇女と皇子は伊勢神宮に納まろうと逃亡し、菟田に追われて素珥山に迫られ、伊勢の蔣代野で殺され、「廬杵河」の邊に埋められたとある。廬城河は、現在の三重県を流れる雲出川の古称と伝えられ、「家城」の地名にも関わるとされる¹⁹。廬城部連が伊勢国菟志郡付近と関わりが深いことが想定される。さらに『和名類聚抄』で大和国宇陀郡に伊福郷がみられるので、宇陀から伊勢に出る初瀬街道に近い点からも廬城部連の本拠となったのは廬城河の周辺付近の可能性がある。

また、雄略三年条の伝承で譖言したのは阿閉臣で、伊賀国阿拝郡（阿閑郡）が本貫とみられる氏である。枳幡皇女は、『日本書紀』雄略元年三月是月条に「是皇女、侍二伊勢大神祠一」とあり、五十鈴河の上で亡くなったとある。「廬杵河」も含め、この伝承は比較的近い地域でまともっている。

廬城部（伊福部、五百木部）がそもそもどのような性格のものであるかは諸説あるが²⁰、史料的には、『日本書紀』雄略三年四月条に湯人^{ゆえ}とあることに注目できる。湯人の奉仕内容は湯坐や湯沐と同じく、皇子などの養育あるいはその資養を担う氏族もしくは部民で

ある。この議論に関わって伊福部の本来の職掌を殿部の前身的な職掌を担った下級の火吹きであるとの論もある²¹。

しかし筆者は、この屯倉献上記事から勘案して、特定の職掌から氏の名が出たのではなく、廬杵河に因む地名から発しているのではないかと考える。つまり、廬城河付近から出た氏族が、皇子などの資養に関わるような伴造として、大王の政權と關係を有したことが廬城部連氏の発端である。その後、各地に廬城部連が管掌する奉仕集団が設定され、その品部・部曲が伊福部（五百木部）と称されたと考える²²。さらに皇子女の資養から派生して后妃の宮の經營にも奉仕するようになったと考えると、伊福部の氏の名がどういう職掌に基づくのか明確でなくとも、皇女の采女丁や屯倉を献上するという廬城部連氏の性格について説明がつきやすい。雄略三年条の傳承で栲幡皇女を姦したと讒言される傳承もまた、廬城部連が皇女に近侍するような位置にあつたことに因るとみられる²³。宮城十二門の門号氏族として門部を率いたらしいことも、大伴氏と軍事的從屬關係があつた可能性²⁴に加えて、宮の經營奉仕とも關係があるかもしれない。

実質的な廬城部と春日部との關係については、廬城部から采女丁を献上してその資養を負担したものであるとの意見がある²⁵。この場合、春日部に関わることを廬城部連が管掌した例となる。

四、春日臣と春日部との關係

春日山田皇女のために設置・献上したと伝えられるミヤケの場合、これらのミヤケに関わる氏族は、春日部（春日戸）のほかに廬城部が挙げられる。先述のように、先行研究では「春日」に関わる后妃子女の資養には、妃を入れた春日臣氏が関わり、春日部を管掌したとみるものが多い。しかし、春日部に関する氏族の出自は必ずしも春日臣と同族を主張しているわけではないことが確認できた。

ワニ氏・春日臣同族氏は、孝昭記紀の相互の記述によって、同祖同族の關係を示している。また、『新撰姓氏録』でワニ部の出自をみると、左京皇別下の和安部朝臣・和安部宿禰・和安部臣・丸部、右京皇別下の和邇部、山城国皇別の和邇部、摂津国皇別の和邇部は、いずれもワニ氏や春日臣氏と同祖同族を主張している。これに対して、春日部は必ずしもそうではない。

春日臣氏との同族を思わせる春日部の例としては、『続日本紀』神護景雲三年（七六九年）三月辛巳条で、陸奥国牡鹿郡人外正八位下

春日部奥麻呂等三人が武射臣を賜姓された記事がある²⁶。武射臣は『古事記』孝昭段の「牟邪臣」に等しく、春日臣と同祖同族を主張する氏族である²⁷。春日部奥麻呂等が賜姓された神護景雲三年の記事では、丈部の人物が「安倍・阿倍」を含む複姓を、「大伴部」を含む者の多くが「大伴」を含む姓を賜り、吉弥侯部の者の多くが「上毛野・下毛野」を賜るといった傾向が見られる。『新撰姓氏録』でもこれら各氏の同族関係がみられるので、おそらく多くは、氏の呼称と氏族の同族関係に基いて改賜姓されたとみられる。春日部奥麻呂等三人の場合は中央の「(大)春日」などではなく武射臣になっているので、地縁的な関係に拠るところが大きいと考えられる²⁸。

諸史料で春日部の出自が定まっていなかったことを指摘したが、これは春日部として設定された地域や徴発の形態から、それぞれの集団がそれぞれに氏族的な出自を主張したためであろう。同様な例としては丈部が挙げられる。先に示した『続日本紀』神護景雲三年三月辛巳条の丈部の多くは「安倍」を含む複姓を賜るが、『新撰姓氏録』で散見される丈部・杖部は、ワニ氏系・安倍氏系・紀氏系・鴨県主系と、いずれも系譜上の出自が異なる。

左京皇別下 丈部 天足彦国押人孫比古意祁豆命之後也。

右京皇別上 杖部造 同氏。(孝元天皇皇子大彦命之後也。²⁹)

和泉国皇別 丈部首 同^レ上。(武内宿禰男紀角宿禰之後也。³⁰)

山城国神別 丈部 同^レ上。(鴨縣主同祖。鴨建津身命之後也。³¹)

この場合でも部として把握された背景などにより、結果的に出自が異なったことを想定する必要がある。

『日本書紀』安閑二年五月甲寅条には二十六の屯倉を列挙して設置したとあるが、この中で、火国と阿波国にそれぞれ春日部屯倉がみられる。同じ地域でワニ部の分布は現時点で確認できていない(表3・2参照)。

以上より考えると、春日臣氏と春日部とは氏族的な関係、特に同族関係という点では希薄であり、春日臣氏と春日部が伝承的な紐帯を有していたとはいえない。おそらく春日部を直接管掌したのは各地のミヤケを任された地方豪族や伴造だと考えられる。春日の地においても春日部を管掌したのは春日部村主や春日君の可能性も考慮すべきであろう。春日にある宮の運営のために春日臣が春日部を管掌したことも考えられるが、先行研究が示唆したような、春日臣が春日部を全て管掌したというわけではないと考えられる。

五、春日の後妃子女と資養

春日臣氏の出自とされる后妃とその所生子女が、春日臣の拠点である春日に宮を営んだことは想像に難くない。『古事記』雄略段では、天皇が丸迹之佐都紀臣の女袁杼比売を婚まきに春日へ行幸した話をはじめ、大后を求婚しに河内の日下へ行幸した話もある。また、応神段では淡海国に行幸する途中、木幡村で遇った丸迹比布礼能意富美の女、宮主矢河枝比売の宅を飾って天皇を迎え入れ仕え奉ったとあり、やがて菟道稚郎子が生まれる。これらの話は妻間婚からくる言説である。安閑の後、春日山田皇女のために匝布屯倉を置いたという伝承は、当初の設置目的がその資養にあったことを物語るとみてよい。

『日本書紀』宣化元年五月辛丑朔条では、那津之口に官家（ミヤケ）を修造する際、天皇が阿蘇仍君に、蘇我大臣稻目宿禰が尾張連に、物部大連龜鹿火が新家連に、安倍臣が伊賀臣に、それぞれ穀を運ばせるようにしたとある。ミヤケの設置においては天皇（大王）とともに政治の高位にある者が協力、または主導して行われたことが想定される。宣化朝では、阿倍大麻呂臣が、大連、大臣とともに大夫となったとある³²。安閑元年十月甲子条や上述の同年閏十二月壬午条で、大伴大連金村が屯倉の設置に主導的であるのも、同様の理屈で説明できる。

前節でみたように、春日臣と春日部の氏との関係が必ずしも密接ではない状況は、ミヤケが政権の差配によって設置、運営されることから理解する必要がある。

これ以前に、春日に関わる妃として雄略紀の春日和珥臣深目の女童女君、その所生の春日大娘皇女の話があった。その後、春日では宮がほぼ継続的に経営される地であったとみられる。敏達の子である春日皇子以降も、春日には王族の宮が営まれており³³、そうした背景によって、欠史八代といわれる開化の宮が春日の率川宮（春日之伊邪河宮）であると伝えられる発想も生じうる。

雄略朝で実際に春日のワニ氏から妃が出たとすれば、伝承の童女君は春日に居住した可能性が高い。所生の春日大娘皇女が「春日」の地名を冠していることもその根拠となる。このとき、妃と皇女の資養を賄ったのは、ワニ氏の部曲（カキ）だったと筆者は考える。

部民制が成立する以前は、春日のワニ氏出自の妃と皇子女が春日に住んだことで、ワニ氏は地方の配下であるカキから妃と子女の資

養を賄った可能性がある。「部」を称する部民制の整備や氏族呼称の成立が六世紀初頭前後とすると³⁴、雄略朝の時期とみられる五世紀後半頃は「ワニ部」という呼称はまだなかったと思われる。しかし、後の史料によつて各地に分布が確認できるワニ部はワニ氏に從属した部曲であつたと考えられ³⁵、ワニ氏の經濟圏を支えたことが考えられる。この点を敷衍すれば、氏から王族に妃を出し、その妃が氏の本拠の近くに住み、夫である王族が通うという状況であれば、妃の宮を經營する役割は出自の氏が行うというのが自然の成り行きである。

ただ、特定の宮の經營に特定の氏族が負担する經營形式は、氏族の盛衰に左右され、不安定なものとなる。そこで、部民制の成立やミヤケ設置が展開される必要が出てくる。部民制を前提としたミヤケの經營になれば、各地に設定された部を基本単位として、宮の經營を安定的かつ継続的に行うことができるようになる。

「部」の呼称が成立した六世紀段階では、ワニ氏は衰退し、ワニ氏の伝統を繼承しながら春日臣氏が伸長してきたとみられる。その中で、ワニ氏の力キは、「ワニ部」の呼称で存続し、同族意識を維持しながらも各地でそれぞれに氏族化したと考えることができる。それに対して、ワニ氏の伝承や系譜を繼承する形で伸張してきた新興の春日氏は、旧来的な力キを広範圍に所有していたわけではないが、王族に対して妃を出した。この妃や所生子女の宮を經營したのが春日宮や后妃子女に資養を供出する部民としての春日部であつた。春日臣と春日部諸氏との間に出自同族關係が密接ではないのも、このためである。

『日本書紀』皇極元年是歳条には、蘇我大臣蝦夷が葛城の高宮に己の祖廟を立てて八佾之舞をし、また、挙国の民ならびに百八十部曲を發して雙墓を今来に造つたとある。この記事の末尾には次のような件がある。

更悉聚^ニ上宮乳部之民^一、^ハ乳部、此云^ニ美父^一。^ノ役^ニ使塋^ニ塋^ニ所^一。於^レ是、上宮大娘姫王、發憤而歎曰、蘇我臣、專擅^ニ國政^一、多行無禮。天無^ニ二日^一、國無^ニ二王^一。何由任^レ意悉役^ニ封民^一。自^レ茲結^レ恨、遂取^ニ俱亡^一。

蘇我氏は上宮王家の乳部の民をあつめ、塋^{はかどころ}所に使役した。上宮大娘姫王（春米女王か）はこのことに發憤して、蘇我氏を批判し恨みが生じたとある。その文言として、「任^レ意悉役^ニ封民^一」とあり、批判の論点は上宮王家の封民を蘇我氏が役したことにある。これは、王族の資養のために設定された民（部）は、その王族もしくは王家のものであり、他の氏族が驅使することは原則的に認められない状

況を示している。

同様に、呼称に春日を冠したり春日に宮を営んだりした後妃子女のために、春日部が設定されたのだとすれば、春日部の所有者は右のような妃や王族であり、春日臣とはならないだろう³⁶。

おわりに

以上、春日山田皇女（皇后）が関わる屯倉の伝承から、春日臣氏と春日部との関係について述べた。伝承より得られる情報から、ミヤケに関わる氏族や部民について整理すると、全てが春日部や春日臣と関わるとは限らない様相を呈している。また、春日部が関わったとみられるミヤケでも、春日臣が管掌した形跡は看取しがたく、春日臣氏と春日部は氏族として同族関係を結んでいる状況もうかがいにくい。

后妃やその子女を養うためには、春日部を用いてミヤケが経営されたと解されるが、その際、春日部を直接に管掌したのは、必ずしも春日臣であるとはいえない。むしろ、春日部の所有者は「春日」を呼称に冠するような后妃や王族であると考えられる。春日部を管掌したのは春日臣ではなく、奉仕する時と場に依じて伴造となった、春日戸村主、春日部君や春日山君、盧城部などではないかと考えられる。

『日本書紀』では、ミヤケ設置伝承が継体から宣化朝に集中する。この中で后妃にまつわるものが多いのも、敏達朝に私部が設置される以前、后妃を養うためにミヤケが活用されたことを示しているとみられる。中でも、春日山田皇女に説話的伝承を伴ってミヤケ設置が語られた。これは、春日山田皇女のときに、春日にある宮の経営のために春日部やミヤケが設置・設定された。そして、后妃のためのミヤケ経営としては、春日山田皇女の例が端緒であったことを示しているのではないか。こうしたことが、諸氏族の贖罪等によるミヤケ設置物語にも影響を与え、連なって物語が成立していると考えられることもできる。

春日山田皇女には古代国家において歴史的に特別視された形跡がある。『日本書紀』欽明即位前紀（宣化四年十月）には、欽明が幼年浅識を理由に「山田皇后」に百揆を委ねると述べ、山田皇后はそれを断り欽明に即位を促す件がある。

ミヤケの設置伝承も含め、春日山田皇女にまつわる物語伝承が比較的目立つのも、あるいは、記紀編纂時期までに醸成された「春日山田皇后像」によって、春日部を管掌する諸氏族によって伝えられたものとみることが出来る。

¹ 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』（吉川弘文館、一九六九年）。

² 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』（塙書房、一九六六年）。初出、大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』（吉川弘文館、一九六〇年）。

³ 館野和己「屯倉制の成立―その本質と時期」『日本史研究』一九〇（一九七八年）。

⁴ 館野和己「ヤマト政権の列島支配」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座1 東アジアにおける国家の形成』（東京大学出版会、二〇〇四年）。

⁵ 『日本書紀』継体七年十二月戊子条。

⁶ 横田健一「壬申の乱前における大海人皇子の勢力について」『白鳳天平の世界』（創元社、一九七三年）。館野和己「屯倉制の成立―その本質と時期」（前掲論文）。

⁷ 史料では「春部」と表記されたものが散見される。大宝二年（七〇二年）「御野国戸籍」では、味八間郡に春部里がみられるが、『和名類聚抄』の美濃国安八郡にはみられず、池田郡に春日郷がみられる。春部里は現在の池田町養基付近に比定するのが定説とされ（『岐阜県史 通史編古代』（岐阜県、一九七一年））、野村忠夫氏は、春部里が池田郡に編入されて春日郷となったことを推定している（野村忠夫「村国連男依とその一族」『岐阜大学文学部研究報告』四（一九五六年））。また、『和名類聚抄』で尾張国の春部郡は、東急本（大東急本）で「カ爪カヘ」と訓じており（池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考証』（吉川弘文館、一九八一年））、「春部」は「春日部」を二文字化した表記であると考えられる。表5・1では「春部」と表記されるものも春日部として扱った。

⁸ 本文で示したほかに、孝霊の後妃として春日千乳早山香媛（孝霊記紀）、武烈の皇后に春日娘子（武烈紀）がみられるが、前者は出自が示されておらず、後者は「未詳」娘子父（『日本書紀』武烈二年九月条）とある。岸俊男氏はこれもまた春日氏に関わる出自ではないかとするが（岸、前掲論文）、推論を前提とすることは避けた。

⁹ 『日本書紀』敏達六年二月甲辰朔条。

¹⁰ 岸俊男「光明立后の史的意義―古代における皇后の地位―」『日本古代政治史研究』（前掲著書）、初出『ヒストリア』二〇（一九五七年）。

¹¹ 土田可奈「私部の設置と意義―越前国加賀郡の事例を通して―」『新潟史学』五〇（二〇〇三年）。

¹² 真福寺本では「春日部之祖」としている。

¹³ 石田君の人物を示す史料は管見で他に見出すことができない。君姓を有していることから地名と関係があるかもしれないが、『和名類聚抄』でみても、遠江国と老岐国に石田郡があり、石田郷が老岐国石田郡のほか、山城国宇治郡、伊勢国安濃郡、相模国大住郡、下総国海上郡、美濃国大野郡、下野国芳賀郡、佐渡国雑太郡、因幡国八上郡、讃岐国寒川郡、伊與国伊豫郡、筑前国怡土郡、筑前国席田

郡にある。また、石田神社が山城国久世郡、河内国若江郡、伊勢国多気郡、越前国敦賀郡・坂井郡にみられる（『延喜式』神名帳）。

¹⁴ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考証篇 第六』六十三頁（吉川弘文館、一九八三年）。

¹⁵ 佐伯、前掲著書。

¹⁶ 佐伯、前掲著書。

¹⁷ 八木充「勝姓者集団について」『律令国家成立過程の研究』（塙書房、一九六八年）。

¹⁸ 伊福部連は天武十三年に宿禰を賜姓されている。『日本書紀』天武十三年十二月己卯条。

¹⁹ 『三重県の地名』（平凡社、一九八三年）、『角川地名大辞典 三重県』（角川書店、一九八三年）。

²⁰ 諸説の整理と問題点については、星野良作「伊福部」佐伯有清編『日本古代氏族事典』（雄山閣出版、一九九四年）。

²¹ 佐伯有清「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」『新撰姓氏録の研究 研究篇』（吉川弘文館、一九七一年）、初出『続日本紀研究』二

¹ 四・五（一九五五年）。直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』（吉川弘文館、一九六八年）。

²² 品部と部曲が本来一体のものであることについては、鎌田元一「部」についての基本的考察「岸俊男教授退官記念会編『日本政治

社会史研究 上』（塙書房、一九八四年）。のち、鎌田元一『律令公民制の研究』（塙書房、二〇〇一年）所収。

²³ 直木、前掲著書。

²⁴ 佐伯、前掲論文。直木、前掲著書。

²⁵ 平野、前掲著書。

²⁶ 陸奥國白河郡人外正七位上丈部子老・賀美郡人丈部國益・標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人、賜^二姓阿倍陸奥臣^一。安積郡人外從七位下丈部直繼足、阿倍安積臣。信夫郡人外正六位上丈部大庭等、阿倍信夫臣。柴田郡人外正六位上丈部嶋足、安倍柴田臣。曾津郡人外正八位下丈部庭虫等二人、阿倍曾津臣。磐城郡人外正六位上丈部山際、於保磐城臣。牡鹿郡人外正八位下春日部奥麻呂等三人、武射臣。日理郡人外從七位上宗何部池守等三人、湯坐日理連。白河郡人外正七位下靱大伴部繼人、黒川郡人外從六位下靱大伴部弟虫等八人、靱大伴連。行方郡人外正六位下大伴部三田等四人、大伴行方連。荻田郡人外正六位上大伴部人足、大伴荻田臣。柴田郡人外從八位下大伴部福麻呂、大伴柴田臣。磐瀨郡人外正六位上吉弥侯部人上、磐瀨朝臣。宇多郡人外正六位下吉弥侯部文知、上毛野陸奥公。名取郡人外正七位下吉弥侯部老人・賀美郡人外正七位下吉弥侯部大成等九人、上毛野名取朝臣。信夫郡人外從八位下吉弥侯部足山守等七人、上毛野歟山公。新田郡人外大初位上吉弥侯部豊庭、上毛野中村公。信夫郡人外少初位上吉弥侯部廣國、下毛野靜戸公。玉造郡人外正七位上吉弥侯部念丸等七人、下毛野俯見公。並是大國造道嶋宿祢嶋足之所^レ請也。（傍線筆者）

²⁷ 『先代旧事本紀』国造本紀「武社国造」には「志賀高穴穗朝、和邇臣祖彦意祁都命孫彦忍人命、定^二賜国造^一。」とある。

²⁸ 同様の指摘は、平川南「海道・牡鹿地方」石巻市史編さん委員会編『石巻の歴史 第六卷（特別史編）』（石巻市、一九九二年）。

²⁹ 前条「會加臣」による。

³⁰ 前条「掃守田首」による。

³¹ 前条「矢田部」による。

³² 『日本書紀』宣化元年二月壬申朔条。

³³ 土田、前掲論文。

³₄ 鎌田元一「王権と部民制」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史1 原始・古代1』（東京大学出版会、一九八四年）。
「ヤマト政権の列島支配」（前掲論文）。

³₅ 岸「ワニ氏に関する基礎的考察」（前掲）、本稿第四章「ワニ氏の伝承」。

³₆ 名代が王族にとつてのカキと同様である点は、鎌田「部」についての基本的考察」（前掲）にも言及がある。

第六章 『日本書紀』の上毛野氏伝承

はじめに

記紀などをみると、物語叙述の中で、特定の氏族の人物や祖先が、物語の中核を為して活躍するものがある。このような叙述は、中核となる人物や神格を語る氏族伝承から出たものであろうと評価するのが常套的である¹。

こうした方法論から、氏族伝承のあり方を類型化しようとするとき、過去の研究をたどると、伴造の氏族をはじめ、特定の職掌をもって王権に従属・奉仕する性格の氏族のものは明瞭に性格付けが可能である。すなわち、ある天皇の時に祖先の者が、その氏族特有の技術などをもって奉仕し、それが氏の基となった、という形である。例を挙げればきりが無いが、神代・神武記紀の大神・久米（来目）氏、景行紀における膳氏²、敏達紀における船史氏³などを示すことができる。

これに対して、地名が氏の名であることが多い地域の首長・土豪とみられる氏族をみると、右のような氏族伝承の類型を論ずるには至っていない。これは、氏族の基盤となる環境や時々（記事ごと）の政治的な地位などによって振る舞いが異なっているようであって、類型化すること自体が当たらないということも考えられる。

ただ、前章までみてきたように、少なくともワニ氏や春日臣氏の氏族伝承では、伝承の核となる要素が存在し、それが系譜上の人物や祖先に変容したかたちとして分散し、定着したのではないかということ論じた。

これらの推論が確実なものかを見極めるには、更なる傍証が必要である。本章では、この視点に立脚して、『日本書紀』に散見する上毛野君氏の物語伝承を検討する。この氏の伝承は氏族の人物の活躍に富み、同様のテーマが分散してみられる点で格好の題材である。『日本書紀』にみられる上毛野氏の伝承は大きく分けて三つにまとめられる。①東国支配の由来を示す祖先伝承、②新羅をはじめとする朝鮮関係、③蝦夷征討伝承である（表6・1）。

一、東国支配の由来物語

上毛野氏が東国を支配する経緯の物語は始祖伝承と関わっている。まず、崇神記紀にみられる氏族始祖伝承を整理すると、『日本書紀』崇神四十八年正月・四月の各条に次のようにある。

【史料一】

卅八年春正月己卯朔戊子、天皇勅豊城命・活目尊^一曰、汝等二子、慈愛共齊。不知^レ曷爲^レ嗣。各宜^レ夢。朕以^レ夢占之。二皇子、於^レ是、被^レ命、淨沐而祈寐。各得^レ夢也。會明、兄豊城命、以^二夢辭^一奏^二于天皇^一曰、自登^二御諸山^一向^レ東、而八廻弄^レ槍、八廻擊^レ刀。弟活目尊、以^二夢辭^一奏言、自登^二御諸山之嶺^一、繩^二經^一四方^一、遂^二食^一粟雀^一。則天皇相^レ夢、謂^二二子^一曰、兄則一片向^レ東。當^レ治^二東國^一。弟是悉臨^二四方^一。宜^レ繼^二朕位^一。

四月戊申朔丙寅、立^二活目尊^一、爲^二皇太子^一。以^二豊城命^一令^レ治^レ東。是上毛野君・下毛野君之始祖也。

崇神の皇子、豊城入彦命と活目尊に夢見をさせ、豊城命が東を治めることになったとあり、これが上毛野君・下毛野君の始祖としている。『古事記』崇神段では、后妃子女伝承中に豊木入日子命が上毛野・下毛野君等の祖と記すのみで、史料一の話は載せていない。

崇神の子女を出自とする氏族を諸史料からみると、『古事記』には大入杵命が能登臣の祖であるというが、大入杵命は『日本書紀』にみられない。また、『新撰姓氏録』には、始祖を直接崇神に求める氏で壬生部公・鴨部がみられるが、河内国の未定雑姓である。古代律令制期において、崇神に繋がる氏族では上毛野・下毛野氏が最も安定し

表 6-1：『日本書紀』天智までの上毛野氏の人物

	人名	出典
①	豊城入彦命 (豊城命は上毛野君・下毛野君の始祖)	崇神四十八年正月戊子・四月丙寅
※	上毛野君遠祖八綱田	垂仁五年十月己卯朔
①	彦狭嶋王(豊城命の孫)	景行五十五年二月壬辰
①	御諸別王	景行五十六年八月
②	荒田別、鹿我別	神功四十九年三月・五十年二月
②	上毛野君の祖荒田別、巫別	応神十五年八月丁卯
②	上毛野君の祖竹葉瀬、田道	仁徳五十三年五月
③	田道	仁徳五十五年
※	上毛野君小熊	安閑元年閏十二月是月
③	大仁上毛野君形名	舒明九年是歲

①：東国支配の由来、②：朝鮮関係記事、③：蝦夷征討、※：その他

て出自を主張しているということが出来る。また、『日本書紀』において系譜記事ではなく、東を治めることが決定される段において初めて氏族の始祖が語られることは、上・下の毛野氏が東国の氏族であることを印象付けるものとなっている。

『古事記』のほうには、東国を治める由来伝承がなく、上毛野氏の関わる伝承自体も少ない。これは氏族より主張される伝承が『日本書紀』でのみ採択されたことを想起させる。さらに、史料一の内容は、後嗣の決定に関わって天皇から下問されたという体をとっている。これは『日本書紀』において顕著に認められる、立太子記事につながる後嗣決定話の一環のものである。その意味でこの話は、氏族が独自に始祖を唱えているとみるよりは、天皇の系譜叙述を前提とする性格も同時に内包している。

景行紀には右の続編ともいうべき、豊城命の後裔伝承がある（史料二・三）。

【史料二】

五十五年春二月戊子朔壬辰、以_二彦狭嶋王_一、拜_二東山道十五國都督_一。是豊城命之孫也。然到_二春日穴咋邑_一、臥_レ病而薨之。是時、東國百姓、悲_二其王不_レ至、竊盜_二王尸_一、葬_二於上野國_一。

【史料三】

五十六年秋八月、詔_二御諸別王_一曰、汝父彦狭嶋王、不_レ得_レ向_二任所_一而早薨。故汝專領_二東國_一。是以、御諸別王、承_二天皇命_一、且欲_レ成_二父業_一。則行治之、早得_二善政_一。時蝦夷騒動。即舉_レ兵而撃焉。時、蝦夷首帥足振邊・大羽振邊・遠津闇男邊等、叩頭而來之。頓首受_レ罪、盡獻_二其地_一。因以、免_二降者_一、而誅_レ不_レ服。是以、東久之無_レ事焉。由_レ是、其子孫、於_レ今有_二東國_一。

豊城命の孫である彦狭嶋王が東山道十五国の都督になるが春日の穴咋邑で病死した。東国の百姓は王の到らないことを悲しみ、王の尸を盗み上野国に葬った（史料二）。代ってその子の御諸別王が東国にて善政を行い、蝦夷を平らげ、今その子孫が東国にあるという（史料三）。

史料二では、彦狭嶋王が東山道十五国の都督として拝され、春日穴咋邑、上野国という地名を挙げて物語の具体性をあらわそうとしている⁴。さらに東国百姓の行動は、物語が地域と密接であることを示している。史料三では、御諸別王が彦狭嶋王の子であることと、その子孫が「今」東国にあるということによって氏の性格を補完し、上毛野君・下毛野君がその地に根付くまでの一連の動きを完結さ

せている。

また史料三では、蝦夷を平定したという叙述がある。この叙述は、『日本書紀』敏達十年春潤二月条に、

蝦夷數千、寇^ニ於邊境^一。由^レ是、召^ニ其魁帥綾糟等^一。△魁帥者、大毛人也。▽詔曰、惟、爾蝦夷者、大足彥天皇之世、合^レ殺者斬、

應^レ原者赦。今朕遵^ニ彼前例^一、欲^レ誅^ニ元惡^一。(傍線筆者)

とあり、傍線部分が、史料三の「免^ニ降者^一、而誅^レ不^レ服」と同様の語り口である。

さらに、史料一・三はいずれも「命」「王」の尊称を有し、東国支配の由来はあくまで天皇の子孫に縁るところを主張している。

これらの諸点は、史料一から続けて、天皇の後裔が派遣者として東国もしくは蝦夷に対する、という中央政権による統治の立場で語られたものであるとの理解が必要である。

さて、上毛野・下毛野氏の始祖伝承を兼ねた皇族の東国支配の話は、崇神・景行紀に分けて配置されている。これは、『日本書紀』ならびに『古事記』における天皇の叙述構成の点から理解することができる。

記紀の崇神の叙述には、豊城命の話の前に、いわゆる四道將軍の派遣が語られる。『日本書紀』では東海に武渟川別が派遣され、『古事記』では建沼河別命が東方十二道に派遣されたという。これは北陸へ派遣された大彥命の兄で阿倍氏等の祖である。第一章で述べたように、記紀双方でみられるオホヒコの様相をみると、天皇の臣としてのイメージと武力的イメージが並存し、そこから英雄視されるようなイメージが発生したと考えることができる。オホヒコ父子が東方や北陸へ派遣されたことは、東海や北陸と関わりが深くなったオホヒコ後裔氏族を称する諸氏族の知識からきたことはじゅうぶんに考えてよいだろう⁵。オホヒコと東国とは、これらの諸要素の中で語られたとみるべきである。オホヒコが直接東国と関わるものではないこともすでに述べた(第一章)。

この記事のあと、『日本書紀』崇神十一年四月壬子条で四道將軍が戎夷を平らげ「国内安寧」になった。その後に、豊城入彦が東国を治めることが設定されている。

国内の安寧や天下の太平といった治世上の成果が、その字句を伴って語られる天皇は多くはない。崇神十二年九月己丑条には「天下太平」ともあり、垂仁二十五年二月甲子条でも、崇神朝を称えて「天下太平」とある。この他、その紀の天皇の世を「天下太平」とす

るのは、垂仁紀、反正紀にみられる⁶。反正紀にはその直前に「五穀成熟、人民富饒」とあるが、これと同様の内容は仁賢紀にもみられる⁷。こうした賞賛は、垂仁紀は立太子記事の直前で、反正・仁賢紀では天皇崩記事の直前にある。天皇の強調されるべき事跡が一通り決着を見たところに、治世の賞賛が語られる構成上の意図が見て取れる。

東国の安定と蝦夷の征討（史料二・三）とが、景行朝のこととして語られるのは、景行皇子ヤマトタケルの伝承が影響していると考えられる。『日本書紀』景行二十七年二月壬子条に、武内宿禰の報告により蝦夷の存在が明らかにされ、四十年六月条から「東夷多叛、邊境騷動。」として征討が語られる。『古事記』では、景行の段において初めて「東方十二道之荒ぶる神、及た、まつろはぬ人等を言向け和平せ」と命令し、「悉く荒ぶる蝦夷等を言向け、亦山河荒神等を平ぎ和」したとある。記紀ともに「蝦夷」の初見が景行の巻・段であり、それを初めて平定するのが景行朝のヤマトタケルに託される。

『古事記』では、崇神段でも景行段でも平定すべき東国を「東方十二道」と表現している。おそらく編纂期において発想された同じ領域観であろう。上毛野・下毛野両氏の始祖が東国に根付く由来は、こうした編纂期の構想に基づいて、配置されるべき性格のものであったと理解することができる。

二、朝鮮関係の記事における叙述

次に朝鮮半島問題に関わる上毛野氏の伝承をたどる。

まず、神功皇后紀では、四十七年四月条の百済と新羅の朝貢から新羅を責めるにいたる記事がある。続いて、四十九年三月条で、荒田別・鹿我別を將軍として新羅を破り、加羅などの七国を平定したことが述べられる。次の五十年二月条では、独立した記事として荒田別等が還ったことを伝える。

荒田別は下文の応神十五年条に上毛野君の祖とあるので、ここであつた一連の記事にも上毛野氏の伝承が関係しているとみられる。一方、四十九年条には「木羅斤資」の名があり、分註に「木羅斤資者、百濟將也」ともある。この記事については、すでに指摘されているように、加羅諸国平定自体は百済系史料によって書かれ、その上に荒田別・鹿我別など、日本の伝承人名を持ってきたものと考え

られる⁸。また、ここで平定されたとする七国は、例えば、欽明紀でも頻繁にみられる、「任那」を構成する諸国を指す比較的広域な諸国である。すなわち、記事の構想全体が、任那経営に関わる歴史像のうちに成立していることも指摘できる。

応神十五年八月丁卯条では、百濟王が阿直岐を遣わして良馬を貢いだので厩坂で馬を飼養させたこと、阿直岐は經典によく通じたので太子菟道稚郎子の師となったこと、さらに博士を求めたところ王仁の名が挙げられたため、上毛野君の祖、荒田別・巫別を遣わして王仁を徴させたとある。記事の最後には、阿直岐が阿直岐史の始祖であることを明記しているので、この記事は上毛野君の祖先伝承というより、むしろ阿直岐史の氏族伝承がもともとの素材であったとみられる⁹。

『日本書紀』仁德五十三年五月条（史料四）では、新羅が貢を欠いた。そこで、上毛野君の祖、竹葉瀬が遣わされるが、途中で白鹿を得たので一旦戻り、それを天皇に献じた。そして日を改めて出かけた。後日に重ねてその弟、田道を遣わしたとある。後半は田道の計略によって新羅をうつ話が中心となる。

【史料四】

夏五月、遣^ニ上毛野君祖竹葉瀬^一、令^レ問^ニ其闕^一。貢。是道路之間獲^ニ白鹿^一。乃還之獻^ニ于天皇^一。更改^レ日而行。俄且重遣^ニ竹葉瀬之弟田道^一。則詔之曰、若新羅距者、舉^レ兵擊之。仍授^ニ精兵^一。新羅起^レ兵而距之。爰新羅人、日々挑^レ戰。田道固^レ塞而不^レ出。時新羅軍卒一人、有^レ放^ニ于營外^一。則掠俘之。因問^ニ消息^一。對曰、有^ニ強力者^一。曰^ニ百衝^一。輕捷猛幹。每爲^ニ軍右前鋒^一。故伺之擊^レ左則敗也。時新羅空^レ左備^レ右。於^レ是、田道連^ニ精騎^一擊^ニ其左^一。新羅軍潰之。因縱^レ兵乘之、殺^ニ數百人^一。即虜^ニ四邑之人民^一以歸焉。

新羅は兵を起こして日々に戦を挑んできたのに対し、田道は塞を固めて出ることができなかった。時に新羅の軍卒が一人、營の外に現れたので、とらえて事情を問うたところ、百衝ももつくという名の強力者がおり、軍の右前鋒を固めているので、左側より撃てばよいことを知る。ここで田道は精騎を連ねて新羅軍の左から撃ち、勝利をおさめ、四邑の人民を虜にして帰った、という。

史料四は、三品彰英氏が指摘するように、後半の戦伝承で新羅の「強力者」を百衝（ももつく）という日本的な名で表現しており¹⁰、何らかの朝鮮史料に依拠した形跡は積極的に認められない。おそらくこの記事は、基本的に上毛野氏の氏族伝承から採ったものではな

いかと考えられる。

以上みてきた、②朝鮮関係の記事にみられる人物を整理すると(表6・1)、二つの記事に荒田別がみられ、残る一つにはみられない。荒田別のみられる記事では、いずれも上毛野氏とは別の伝承が基になっており、その上に上毛野君関係の人物が加えて語られているようである。

荒田別のみえる記事ではもう一人の人物がそれぞれに語られる(鹿我別と巫別)。ここで、荒田別と鹿我別・巫別について、他の史料での現れ方を確認しておく。

『続日本紀』延暦九年七月辛巳条の、津連氏らが改姓を請い、菅野朝臣を賜姓される上表において、「其後、輕嶋豊明朝御宇応神天皇、命_二上毛野氏遠祖荒田別_一使_二於百濟_一、搜_二聘有識者_一。」とあり、ここでは、荒田別ひとりが採りあげられている。この上表の内容は氏族の系譜に加えて、国史として『日本書紀』を参照していることも考えられる。

『新撰姓氏録』の上毛野氏同祖同族の出自を参照すると、氏族の祖として「(大)荒田別」の名はみられるが、「鹿我別」「巫別」の名はみられない。神功から応神の頃への歴史認識として、また朝鮮半島へ派遣される氏族の祖として、荒田別は氏族の系譜上強く認識される名であり、それに続けて併記された二者は付加的に認識または叙述されたことが確認できる。

同じように『新撰姓氏録』から、仁徳紀(史料四)の竹葉瀬と田道をみる。

竹葉瀬については、左京皇別下上毛野朝臣条に「豊城入彦命五世孫多奇波世君」という記載が見える。多奇波世君は通音から考えても『日本書紀』の竹葉瀬と同じであろう。その条には、皇極朝に「田邊史」を賜姓され、天平勝宝二年(七五〇年)に「上毛野公」、弘仁元年(八一〇年)に朝臣を賜姓されたとある。右京皇別上の田邊史は「豊城入彦命四世孫大荒田別命之後」とする。右京諸蕃上にも田邊史があり、「出_レ自_二漢王之後知惣_一也」とある。

ほかに多奇波世を起点とする氏は、いずれも左京皇別下で、住江朝臣・池原朝臣・桑原公・川合公・商長首があり、住吉朝臣、桑原公でも多奇波世は豊城入彦命五世孫としている。『日本書紀私記』(弘仁私記)序に、田邊史・上毛野公・池原朝臣・住吉朝臣等は祖の思須美・和徳両人が仁徳朝に百済国より化来して、己等の祖は「貴国將軍上毛野公竹合也」といい、天皇が上毛野氏に混ぜたという伝

がある。「竹合」は竹葉瀬であろう。

また、『新撰姓氏録』で商長首は多奇波世君の三世孫久比が崇峻朝に呉国に遣わされ、呉権^{はかり}を伝えたという伝承をもつ。これも渡来技術の伝播に伴って氏族の由来を述べる点、渡来系氏族のような性格を有すると考える。

各伝に異動はあるものの、田邊史をはじめ『新撰姓氏録』の多奇波世を氏の起点とする諸氏は総じて渡来氏族であったとみられる。これが皇別の上毛野氏の同族であるということが古代氏族社会における認識である。厳密には出自が異なる可能性があるが、天皇が「混ぜる」という伝えによって、その同族関係は担保されたのかもしれない。

田道については、河内国皇別、止美連に、

尋来津公同祖。豊城入彦命之後也。四世孫荒田別命男、田道公被^レ遣^二百済国^一、娶^二止美邑呉女^一、生^二男持君^一。三世孫熊、次新羅等、欽明天皇御世、参来。新羅男吉雄、依^レ居賜^二姓止美連^一也。日本紀漏。

とある。田道は豊城入彦命の四世孫荒田別の男としているから、系譜観念として『日本書紀』の兄弟関係は動いていない。止美連条では、田道が百済国に遣わされた際に止美邑(『日本書紀』にみえる「忱彌多禮」カ^一)の呉女を娶って生まれた子孫が渡来したという。田道が実際に百済へ遣わされ、そこで女性を娶ったか否かはこれ以上確認ができない。『新撰姓氏録』の伝では、田道と渡来してきた熊・新羅らとの間は世代が隔たっている。実際のところは、欽明朝ごろに渡来してきた止美連氏が、のちに上毛野氏と同族となり、遠祖を田道に求めたのではないかと考えられる。この点、先述の系譜を「混ぜる」という観念に通じるのではないだろうか。

以上のように、『新撰姓氏録』を手がかりに考察すると、朝鮮に遣わされたとされる荒田別、多奇波世君、田道を祖先に示す諸氏族は概して渡来系であるものが多い。ただ、止美連の遠祖となる田道は、次節に述べる蝦夷征討でも登場する人物である。物語の主題と氏の系譜、氏族伝承の全体像の中で論じる必要があるだろう。

三、蝦夷との戦闘物語

次に蝦夷関係の伝承をみる。まず『日本書紀』仁徳五十五年条には次のようにある。

【史料五】

五十五年、蝦夷叛之。遣田道令撃。則爲蝦夷所敗、以死于伊峙水門。時有從者、取得田道之手纏、與其妻。乃抱手纏而縊死。時人聞之流涕矣。是後、蝦夷亦襲之略人民。因以、掘田道墓。則有大蛇、發瞋目自墓出以咋。蝦夷悉被蛇毒、而多死亡。唯一二人得免耳。故時人云、田道雖既亡、遂報讎。何死人之無知耶。

史料五は史料四に連続する記事で、いずれも田道が活躍している。蝦夷が叛き、田道を遣わすが伊峙水門で敗れて死ぬ。従者が田道の手纏を伝えて妻に与えると、妻も悲しんで死んだ。その後また蝦夷が襲い人民を略め、田道の墓を掘った。すると大蛇が目をいからせて墓より出て咋いつく。この毒氣の為に多くの蝦夷が死んだ。時の人は、田道は死んでも讐に報いた。人は死んでも知（さと）りが無くなることがあるのか、といったという。後半の件は田道が大蛇と化したことを連想させる語り口で文芸的である。

次に舒明九年は歳条をみる。

【史料六】

是歳、蝦夷叛以不朝。即拜大仁上毛野君形名、爲將軍令討。還爲蝦夷見敗、而走入壘。遂爲賊所圍。軍衆悉漏城空之。將軍迷不知所如。時日暮。踰垣欲逃。爰方名君妻歎曰、慷哉、爲蝦夷將見殺。則謂夫曰、汝祖等、渡蒼海、跨萬里、平水表政、以威武傳於後葉。今汝頓屈先祖之名、必爲後世見嗤。乃酌酒、強之令飲。夫之劍、張二十弓、令女人數十俾鳴弦。既而夫更起之、取仗而進之。蝦夷以爲、軍衆猶多、而稍引退之。於是、散卒更聚、亦振旅焉。撃蝦夷大敗、以悉虜。

蝦夷が叛いて朝参しないので、大仁上毛野君形名（方名）を拜して將軍とし討たせたとある。時に方名は敗走し壘（そこ）とりでに入り味方の戦力を失った。ここで妻がその状況を嘆き、先祖の偉業を屈すれば後世のわらいものであると言う。さらに夫に酒を飲ませ、自ら夫の剣を佩き、女人をして弦を鳴らしめるなどした。夫はまた奮起して進み、蝦夷を退かせ撃ち、悉く虜とした。

大仁の冠位を記して『日本書紀』に書かれることからして、形名は実際に中央政府と関わりをもった上毛野君の人物とみられる。これを基に推測すれば、蝦夷が叛いて形名が將軍となった史実性を積極的に否定することは出来ない。ただし、記事の内容を追うと、「形

名」の名は、大仁を冠する場合の表記のみで、蝦夷と対峙して敗走する場面では「方名」となり、最終的には「夫」となっている。また「夫」に対して、「妻」の言動が叙述上大きな役割を果たしている。このような叙述展開は、史局の記録というよりも、物語伝承的な印象が強い。すなわち、史料六は、形名が將軍に拝された記録と、蝦夷を討つ物語とが、別個に成立し、最終的に一つにまとめられたと考えられる。

ここで史料五・六を対比してみると、二つの蝦夷征討伝承は物語の展開において共通した要素が現れていることに気づく。その諸点を挙げると次のようになる。

まず、將軍は蝦夷と対峙して一度敗れる（a）。その後の將軍の振る舞いが異なっており、田道は死ぬ。一方の形名は壘に入る。田道は後に墓が掘られ、大蛇としてあらわれるから、墓に埋葬されることを前提としている。つまり、將軍が敗れた後には、將軍の身体は一旦隠匿されることになる（b）。続いて、双方とも將軍の「妻」があらわれる（c）。形名の妻は再奮起を呼び起こす上で重要な働きを果たすように映るが、田道の妻は田道の手纏をもって悲しみ死ぬのみで、蝦夷との戦を左右するわけではない。しかし「時人聞之流涕矣。」とあるように、物語の叙情性を付加する働きを帯びている。さらにこの情感が物語末尾の「何死人之無_レ知耶」を導く役割を果たしているともいえる。最後に、史料五では田道が大蛇として目をいからせて蝦夷を殺す逆転劇を語り、史料六では形名とその軍が再奮起して逆転勝利する。つまり再奮起による逆転と蝦夷に対する勝利を語ろうとしている（d）。

右をより簡潔に整理すると、次のように図式化できる。

a 將軍の敗北 ↓ b 閉所への隠匿 ↓ c 妻の嘆き ↓ d 將軍の再奮起と蝦夷の敗北

他の蝦夷征討伝承記事ではこのような物語の展開をもつものはない。したがって上毛野氏の蝦夷征討に関する物語叙述は、このような共通した要素を核として語られたことが推定できる。史料六の物語的部分が伝承核に基づいて説話化された後の形態であるとする、舒明紀の記事は、將軍に拝された記録に上毛野氏独自の物語伝承が付加されたとした先の推測を補強しうる。また、上毛野氏の伝承核が蝦夷征討について語られることは、蝦夷に近接する東国出自の氏独自の語り口として評価できる。

四、その他の伝承

前節までにみた上毛野氏伝承に関わる記事のほかには、二つの記事がみられる。

『日本書紀』垂仁五年十月己卯朔条のサホヒコ叛乱伝承に、天皇側の將軍として「上毛野君遠祖八綱田」の名がある。八綱田は將軍となり、サホヒコの稲城に火を放つなどの活躍をした。この功をほめて「倭日向武日向彦八綱田」と謂ったという。これだけをみれば、祖先を顕彰する上毛野氏の伝承のようではある。しかし上述のように、史料一・三は崇神・景行紀にまたがって一連の流れを持っている。これに対して、八綱田はその間の垂仁紀に語られており、一連の始祖伝承とは趣が異なる。また『古事記』垂仁段の同じ話では、將軍のこと自体が語られない。『新撰姓氏録』の上毛野氏同祖同族氏には、八綱田に出自を求める氏族があるが¹²、その名を「倭日向武日向彦八綱田」としている。また『新撰姓氏録』で「豊城入彦男」というのも『日本書紀』の記述順に従ったとみれば、『日本書紀』の内容に基づいて系譜を述べていることも考えられる。

『日本書紀』安閑元年閏十二月是月条には、武蔵国造笠原直使主と同族の小杵が国造を相争う話があり、その中で、小杵は「上毛野君小熊」に援助を求めたとある。本条は二つの話が並立して述べられる。一つは、廬城部連の女が物部大連尾興の瓔珞（くびたま）を取って春日皇后に献じたことが発覚し、娘を采女丁とするともに屯倉を献じ、また物部大連も自らに関わる事件であることを省みて同じく屯倉を献じた、というもの。もう一つが前述の武蔵国造をめぐる話である。これらはいずれも安閑紀に多く見られる屯倉に関する記事であり、上毛野君小熊も頼られたこと以外には何も主体的な行動が述べられず、終始武蔵国造氏のことが語られている。

この記事の小熊は、上毛野氏が祖先を顕彰するために位置づけたとは考えにくく、上毛野君小熊が中央の政権内で活動したとみるよりは、むしろ武蔵国との地理的關係から述べられているとみてよい¹³。

ここに掲げた上毛野氏の名を出す二つの記事は、『日本書紀』における上毛野氏伝承の性格を考察するうえからは例外的な所伝である。

五、系譜上の祖と伝承

『日本書紀』の仁徳紀には二度「田道」の名がみえ、主題として②朝鮮関係の記事と③蝦夷征討にまたがっている。②は竹葉瀬とと

表 6・2 : 『日本書紀』天智紀以降の上毛野氏の人物

人名	出典	備考
前將軍上毛野君稚子	天智二年三月・六月	新羅征討
大錦下上毛野君三千	天武十年三月丙戌、八月丁丑(卒)	
上毛野君・下毛野君	天武十三年十一月戊申朔	朝臣賜姓
直広肆下毛野朝臣子麿	持統三年十月辛未	奴婢六百口を免じたいと欲す。 奏のままにゆるす。
上毛野氏	持統五年八月辛亥	祖等の墓記を上進

もに語られ(史料四)、③は史料五と六とが上毛野氏が有する物語の核となる展開パターンに基づいた叙述とみられる。史料五・六は、東国・蝦夷を強く意識しうる、東国に由来する上毛野氏のグループから出た伝承であろうと考えられる。

伝承の核について補足をすれば、田道が語られる新羅派遣伝承(史料四)には「田道固^レ塞而不^レ出」とある。これは新羅に対峙した戦の困難さを演出するものと考えられるが、その演出方法が、史料六の形名の物語において「還爲^ニ蝦夷^一見^レ敗、而走入^レ壘」とする叙述形態と共通している。その点で、②朝鮮関係の記事においても、田道のものとは伝承の核や構造が反映していると考えることができる。

舒明紀(史料六)のあと、天智紀以降にみられる上毛野氏の記事(表6・2)をみると、天智二年三月条には二万七千人の軍勢で新羅を打たせたとある。その前將軍の一人に上毛野君稚子があり、同年六月条では、前將軍上毛野君稚子等が新羅の二つの城をとると伝える。上毛野氏の朝鮮関係伝承(②)は、これらの対新羅戦争に従軍したことを史実として、それが過去の伝承に反映されたとみる説¹⁴、あるいは舒明朝、天智朝の事績が田道・竹葉瀬らの祖の伝承として集約されたとみる説¹⁵もある。これらの説では上毛野氏の物語伝承の成立が全体的に新しく、伝承加担者が一つに集約されていることを示す。

一方で、渡来した氏族が上毛野氏に同族化して、上毛野氏の祖の事跡として朝鮮派遣を語ったとする意見もある¹⁶。『新撰姓氏録』でみられる渡来系同族氏は、上毛野朝臣の前身である田邊史が雄略朝の出来事¹⁷を語った後に皇極朝で田邊史に賜姓されたとする。止美連は欽明朝に渡来し、商長首は崇峻朝に技術を伝えた。このように、各氏それぞれ氏の大きな画期を有し、『日本書紀』の荒田別や竹葉瀬の伝は遠祖的につながるとい印象になる。『日本書紀』の竹葉瀬伝承自体、派遣されたことは述べられるが、記事全体の中心とはいえない。

右京皇別上の上毛野朝臣条には「崇神天皇皇子豊城入彦命之後也。日本紀合。」とあって、『日本書紀』の

始祖伝承にのみ依拠している。そもそも、上・下毛野君の本拠地の近接地域に由来する六氏（上毛野君・車持君・下毛野君・佐味君・大野君・池田君）は、天武朝において共に朝臣を賜姓され¹⁸、「東国六腹朝臣」¹⁹と称された。これらの氏名を有する氏族の出自を『新撰姓氏録』でみると次のようになる。

（左京皇別下）

下毛野朝臣 崇神天皇皇子豊城入彦命之後也。日本紀合。

上毛野朝臣 下毛野朝臣同祖。豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也。（後略）

池田朝臣 上毛野朝臣同祖。豊城入彦命十一（十）世孫佐太公之後也。日本紀合。²⁰

車持公 上毛野朝臣同祖。豊城入彦命八世孫射狭君之後也。雄略天皇御世、供進乗輿。仍賜姓車持公。

（右京皇別上）

上毛野朝臣 崇神天皇皇子豊城入彦命之後也。日本紀合。

佐味朝臣 上毛野朝臣同祖。豊城入彦命之後也。日本紀合。

大野朝臣 同豊城入彦命四世孫大荒田別命之後也。日本紀合。

（摂津国皇別）

車持公 同豊城入彦命之後也。

大野朝臣が大荒田別の子孫を表明し、池田朝臣は佐太公を、車持公（左京）は射狭君を、それぞれ氏族の起点であるとしている。左京の上毛野氏を除く「東国六腹朝臣」では、多くの渡来系同族氏が起点とする多奇波世とは必ずしも結びついてはいない。

この対比によって、上毛野氏の同族氏族のうち、東国に由来する氏族と渡来系氏族とは、氏の起点となる祖先に概ね差があることが確認できる。「竹葉瀬」と「多奇波世」との系譜上の表記の違いも、そうしたことから生じているとみてよいであろう。

七世紀から八世紀にかけての蝦夷政策と毛野地方の地理的条件から考えると、律令制や『日本書紀』の成立期は、同族の中でも基本的に東国出自の上毛野氏が中心になって政治参画していたことは間違いあるまい²¹。そして『日本書紀』の氏族伝承が、主に舒明朝や

天智朝の事跡に基づくとすれば、本来渡来系あるいは渡来文化を伝えたとする各氏が、祖先系譜上のタケハセなど朝鮮に派遣されたとする人名に氏の起点を集中させるのも、天智朝の朝鮮派遣後に行われたと考えることができる。

起点となる祖先の意識の違いと、伝承や同族系譜の集約の時期については、以上の点から整合的に説明がつくと考えられる。

六、伝承の成立

『日本書紀』の上毛野氏伝承記事が成立した時期を次の問題とする。この点を考えるにあたっては、史料四・五・六が大きな手がかりとなる。前節まで触れたように、田道を主人公とする話のテーマは②朝鮮関係と③蝦夷関係とにまたがる。また、②の史料四に出てくる「竹葉瀬」の表記は東国由来の同族氏が伝えたものらしく、渡来系同族氏のものではないとみられる。そして、③のテーマ自体が政権の蝦夷政策の地理的關係と密接である。以上から勘案して、これらの話は東国の上毛野氏を加担者として成立したものであるとみてよいと考える。その前提として、舒明朝の蝦夷征討、天智朝の新羅征討による朝鮮派遣が注意されるが、③蝦夷征討について舒明紀の史料六で、妻の嘆く言葉に「汝祖等、渡_ニ蒼海_一、跨_ニ萬里_一、平_ニ水表政_一、以_ニ威武_一傳_ニ於後葉_一。今汝頓屈_ニ先祖之名_一、必爲_ニ後世_一見_レ嗤。」とあり、祖先たちが海を渡り万里を跨ぎ水表の政を平らげたとする偉業は、②の朝鮮関係の事績を意識しているとみられる。そうすると、舒明紀史料六の形名の物語も天智朝以降にまとまったことを想定しなければならない。

ただし、上述の、上毛野氏の物語に共通する物語のパターン、すなわち「a將軍の敗北↓b閉所への隠匿↓c妻の嘆き↓d將軍の再奮起と蝦夷の敗北」という語り口は、氏族独自のものとして評価しなければならない。ワニ氏の物語伝承においてそうであったように、素材となる伝承の核が氏族の系譜上の人物などに拡散し、それぞれの物語として展開することを考えると、物語のパターンⅡ伝承の核は古くより氏族が培ってきたものである。

上毛野氏のもともとの本拠は、氏族が冠する名称が広域的で推測が難しい。人名と地名が結びつくものでは、正倉院の調布墨書、天平十三年（七四一年）に、上毛野朝臣甥の名が「上野国多古郡八（田カ）郷」に、また、『続日本紀』天平勝宝元年（七四九年）五月癸丑条では、上野国勢多郡の少領として上毛野朝臣足人の名が見られるのみである。勢多郡の少領であることは示唆的ではあるが、文字

史料からでは在地の活動を推測するのは、やはり困難である。

そこで試みに、上毛野氏と同族の「六腹朝臣」から、地名と氏の名称との関わりを参照する。佐味氏は緑野郡と那波郡に佐味郷が、大野氏は山田郡に大野郷が、池田氏は那波郡と邑楽郡に池田郷が、それぞれ『和名類聚抄』から見出される。『延喜式』兵部省の諸国驛傳馬条では上野国の坂本、野後、群馬、佐位、新田に驛があつたことが知られる。これらはいずれも碓氷、群馬、佐位、新田の各郡内に当たる。これらを整理すると、上毛野氏とその周辺の中央化した同族氏（六腹朝臣）は、上野国西部では南部でも後の東山道よりやや南方の武蔵に接する地域と関わりが深いとみられる。上毛野朝臣甥の名が見える多胡郡は和銅四年（七一一年）に甘良郡（甘楽郡）より別置されたことを考えると²²、上毛野氏とのかかわりが大きいことが推測される。また、上野国東部では、山田郡大野郷の郷域は現在定かではないとされるが、現在の桐生市やみどり市街周辺からそう遠くない地域とする説があり²³、こちらは後の東山道よりやや北寄りの地域と関わりが深いと考えられ、上毛野朝臣足人のみえる勢多郡にも近い。

緑野郡域では五世紀に入って白石稻荷山古墳のような大型墳墓が築かれるが、碓氷郡の代表的な上並榎古墳よりも先行するようである²⁴。一方、勢多郡域赤城山南麓で古墳が顕著になるのは五世紀半ば頃のようなのだが規模は同時期他地域のものより小さく、山田郡の東山道以北の地域でも上野国南西地域ほど顕著な古墳はないようである²⁵。

いずれにしても、上毛野氏とその同族を称する氏族の地域的な様相をみると、五世紀ごろにはある程度顕著な勢力を有するようになっていたのではないかと推測ができる。そうした中、氏族の祖先伝承や物語伝承として、将として戦に赴く主人公が一旦敗北するものの、妻の嘆きなどによって再び奮起し逆転勝利をするというような物語が語られていたことは十分に考えられる。

『日本書紀』の上毛野氏の記事は七世紀半ば乃至後半から八世紀前半にかけての氏人の動向から練られたと推測する議論があるが²⁶、おそらくこれは氏人の動向と『日本書紀』編纂が同時進行する想定である。伝承の内容が成熟し、中央政権の歴史に反映されるようになるには、時間的な過程や契機などを考慮することが必要であろう。

従来から、記紀の内容に氏族が参画するものとして、天武紀と持統紀にみられる記事が注目されている。

『日本書紀』天武十年三月丙戌条に、天皇が大極殿に御し諸王・諸臣に詔して帝紀及び上古諸事を記定させ、このうち、大山中臣

連大嶋と大山下平群臣子首は、みずから筆を執って録したとある。詔を受けた中には大錦下上毛野君三千の名がある。加藤謙吉氏は、この記事に名を連ねた各氏の人物は自ら筆を執ってなくとも自氏の伝承に手を加えた可能性を指摘している。ただ、上毛野君三千についてはこの記事の五カ月後に卒しているので²⁷、造作を行う余裕はほとんどなかったと判断している²⁸。詔を受けて拝命してから死に至るまでの動静は確たる傍証がないので、現状では、いかなる可能性も推断の域を出ない。したがって、三千の伝承関与はなお捨てきれない。

『日本書紀』持統五年八月辛亥条には、十八の氏に詔して「祖等の墓記」を上進させたとあり、その中に上毛野氏が含まれている。神功皇后紀や応神十五年の記事で、朝鮮系記録や阿直岐史の始祖伝承と、上毛野氏の祖がそれぞれ複合的、挿入的に語られるような形態は、上毛野氏の参画を示す帝紀・上古諸事の記定作業や墓記上進に時期を合わせて付加されたことが考えられる。また「墓記」は「オクツキノフミ」と訓され、氏族の複数の祖について系譜的な情報も含んでいたと考えられる。そこには荒田別、竹葉瀬、田道などの名が含まれ、それぞれの事跡としての伝承なども存在したことは十分に想定できる²⁹。

おわりに

以上、上毛野氏の伝承について考察を行った。東国出身の上毛野氏は、七世紀の朝鮮半島派遣、蝦夷政策の中に氏族伝承を醸成し、律令制に向かう政治体制の中で氏族の存在を根付かせることに成功したと考えられる。その中で、蝦夷征討については、一旦は敗走するものの妻の嘆きを経て再起し蝦夷を討伐するという叙述展開を独自に有している。これは東国に本拠があった時代からの伝承の素材であったとみてよい。朝鮮派遣については、その事績を祖先系譜の中に反映させ、国家的歴史叙述に組み込まれることに成功した。この影響で、畿内地域を中心に渡来系氏族とも同族化し、一祖多氏のグループが形成された。

上毛野氏の伝承に関する従来の研究では、氏の性格や歴史的な背景が主な関心であったためか、多くは東国由来の伝承と渡来系氏族に関わる伝承とを区別、指摘するに留まるものが多かったように思われる。本章では、氏族伝承の核となる要素について考える中で、伝承のテーマと出自の系統から、むしろそれらがどのように融合して『日本書紀』に反映される形態になったかを論じたつもりである。

上毛野氏の氏族伝承の核に關していえば、氏の性格や歴史的背景などを勘案すると、東国由来のものは五世紀代にまでその發生を推測することができるが、『日本書紀』に反映されたものは七世紀以降の事跡を背景として完成しているとみられ、伝承の發展として二段階の時間的経緯を考えることができる。このことによって、氏族もしくは社会集団が有する伝承の核というのは、社会や集団の性格や文化的基層に裏打ちされるものであると同時に、政治的事象などの歴史的展開によっても発想される所産として意義付けることができるだろう。

- ¹ 坂本太郎「纂記と日本書紀」『史学雑誌』五六―七（一九四六年）、のち『坂本太郎著作集』第二卷（吉川弘文館、一九八八年）所収。
- ² 『日本書紀』景行五十二年十月条。
- ³ 『日本書紀』欽明十四年七月甲子条、敏達元年五月壬寅朔条。
- ⁴ ただし春日穴咋邑は遺跡地が定かではない。『日本書紀通証』は『延喜式』神名帳の大和国添上郡の穴次（アナシ）神社を指摘し、『日本書紀集解』もこれを採用して本文に「アナシ」と読みを示している。しかし北野神社本『日本書紀』では「アナクヒノムラ」と読んでいる。
- ⁵ 井上光貞「古代の東国」『古事記大成』第五卷歴史社会篇（平凡社、一九五四年）。津田左右吉『日本古典の研究 上』（岩波書店、一九四八年）。
- ⁶ 垂仁三十五年是歳条、反正元年十月条。
- ⁷ 仁賢八年十月・是歳、各条。
- ⁸ 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考證 上卷』第二版（天山舎、二〇〇二年）。
- ⁹ 『古事記』は和邇吉師の渡来のみを伝え、氏族のことは関わない。
- ¹⁰ 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考證 下卷』（天山舎、二〇〇二年）。
- ¹¹ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考証篇』第二（吉川弘文館、一九八二年）。
- ¹² 和泉国皇別の登美首・輕部、未定雑姓の撰津国我孫・和泉国我孫公。
- ¹³ 井上、前掲論文。佐伯有清「上毛野氏の性格と田邊氏」『新撰姓氏録の研究 研究篇』（吉川弘文館、一九六三年）。
- ¹⁴ 佐伯、「上毛野氏の性格と田邊氏」（前掲論文）。
- ¹⁵ 前沢和之「豊城入彦命系譜と上毛野地域―その歴史的特性をめぐって―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第四四集（一九九二年）。
- ¹⁶ 三品『日本書紀朝鮮関係記事考證 上卷』第二版（前掲著書）。
- ¹⁷ 雄略の御世に、努賀君の男百尊が阿女産（彦カ）の為に賀家に向かい「犯_レ夜」して帰るとき、応神天皇御陵の邊で、騎馬人に逢い、相共に話語して、馬を換えて別れる。明日、換えた馬を見ると、土馬であった。そこで陵邊君をいう姓を負った。百尊の男徳尊、その

孫斯羅が皇極朝に田邊史に賜姓されたという。

¹⁸ 『日本書紀』天武十三年十一月戊申朔条。

¹⁹ 『続日本紀』延暦十年四月乙未条。

²⁰ 池田朝臣は写本により「十世孫」や「十一世孫」の表記がある（佐伯有清『新撰姓氏録の研究 本文篇』吉川弘文館、一九六二年）。

²¹ 前沢、前掲論文。

²² 『続日本紀』和銅四年三月辛亥条。

²³ 『群馬県の地名』七十一頁（平凡社、一九八七年）。

²⁴ 石野博信 編『全国古墳編年集成』（雄山閣出版、一九九五年）。

²⁵ 石野博信 編『全国古墳編年集成』（前掲著書）。

²⁶ 原島礼二「上毛野「伝承」採用の条件―七世紀後半の上毛野氏の地位から―」『日本歴史』一五四（一九六二年）。前沢、前掲論文。

²⁷ 『日本書紀』天武十年八月丁丑条。

²⁸ 加藤謙吉『日本書紀』とその原資料―七世紀の編纂事業を中心として―『日本史研究』四九八（二〇〇四年）。

²⁹ 伝承の新旧について、②③が古く①が最も新しいこと、さらに豊城入彦への系譜結合が最後に成立した指摘については、三品彰英

「荒田別・田道の伝承―帰化人と上毛野氏―」『日本書紀朝鮮関係記事考證 下巻』（前掲著書）所収。初出『朝鮮学報』三一（一九六四年）。

第Ⅲ部 記紀の天皇伝承に対する基本的理解

第七章 記紀の天皇と歴史像

はじめに

一部・Ⅱ部で明らかにしたように、氏族の系譜伝承や物語伝承には核となる素材が存在する。そして、その素材の最も単純なものは伝承の核として系譜上の祖先伝承に分散して発展している。それでは、天皇に関する叙述においては同様のことが指摘できるか。Ⅲ部では、記紀の天皇の伝承に焦点を当てる。

『古事記』序の前半には、天地開闢からの歴史が略述される。続いて「雖_ニ步驟各異、文質不_レ同、莫_レ不_下稽_レ古以繩_ニ風猷於既類_一、照_レ今以補_中典教於欲_上絶。」と述べる。古に学んで今に照らす意味において、史書の要を述べている。『続日本紀』以下の五国史でも、その上表や序の中で、中国書契の伝統を踏まえて、帝王の稽古のための史籍の用が説かれ、百王に亀鑑を垂れることを主張する。こうしたフレーズの慣用が史書上表文における常套句であることはいまでもないが、古代日本の律令政府は、このような常套句を現実の国史として編纂した。

五国史は、その素材を官曹あるいは宮内の記録に求め、記録に基く編纂態度をとっている。これに対して記紀の場合は、種々の記録を素材としたことは想定されるが、それ自体、伝統的な口承伝承を筆録化したものが採用、編修されたとみられる。すなわち、記紀においては、技術的な側面として、実録の体系的編纂よりも歴史認識と歴史像の体系的構築が問題となる。帝王が稽古し百王にとって亀鑑となる律令体制初期の国撰修史がいかなる歴史像のうちに構想されているのであろうか。

歴史観・歴史像を確認するには、記紀の各天皇について熟読し、その内容をつぶさに分析し、それぞれをどのように叙述しようとしたのかを考察する方法が想起される。たとえば、崇神紀は神祇祭祀の創始や律令制的徳治の理想を述べることに目的にあったと指摘される。このような場合は、右記のような方法が適当であろう¹。しかし、記紀全体をみると、記事の内容は神祇などのほか、内政、外

政と多岐にわたる。且つその記述記載も、造作が明らかなものや、ある程度の史実性を認めるべきものまで指摘され、個別記事の目的や性格もまた多岐にわたる。雄略の記紀などは相互の内容が重複するものが少ない。

本章では個々の叙述の前提となる観念、その大枠を抽出することを試みる。方法としては記紀の伝承を俯瞰的に捉え、編纂上の構成や、歴史像としての天皇のとらえ方を考察する。

一、『日本書紀』編纂区分論と問題点

『日本書紀』を読み解き、考察するには、その構造や性質を総合的に把握することが必須である。これに関して『日本書紀』全体の構造を考察した研究には、編纂区分の議論と内容構造の問題とが挙げられる。そこで歴史像の考察を行う前に、まず完成形態としての『日本書紀』の構造的な研究を概観して、歴史認識を考える際の指標を考えたい。

『日本書紀』の編纂区分をめぐる手法は、『日本書紀』の歌謡や文法的用法、更には『日本書紀』中にみられる分註・別伝を付すにあつたの見出しなど、用字法に基く各巻の偏向傾向の分析によつて、『日本書紀』の表記上の分類として、巻十三以前と巻十四以後とが一つの大きな境界線として指摘され、更に巻二十二・二十三は前者、巻二十四から巻二十七は後者と同様の性格を有するという、ほぼ共通した見解が得られている。

森博達氏は上記用字法的前提を音韻論から分析し、その成果の蓄積を著作として発表している²。これにより、用字法のための研究では不鮮明であつた従来の見解の相違もより明確に指摘された観は強い。森氏の書紀編纂区分は次のようである。

巻一～十三、二十二～二十三、二十八・二十九……β群

巻十四～二十一、二十四～二十七……α群

巻三十

これを踏まえて、森氏は『日本書紀』編纂の手順、執筆担当者を想定している。音韻論的分析によりα群の借字音韻が唐代北方音によると考えられることから、述作者を中国人一世に比定した。しかし、それを基に撰述者の全体像を確定的にみるのは、なお慎重を要

するであろう。森氏は、『日本書紀』の卷一〜十三、二十二〜二十三の述作には太安万侶が参与したとする太田善麿氏の仮説³を紹介するが、森氏は太田氏の仮説に対する積極的な批判のないまま山田史御方説を打ち出している。この他、 α 群編修の問題に関わる当時の意識において、雄略朝と大化改新の重要性も指摘したが、特に雄略朝に対する評価をどのように捉えるのかなどの問題も残る。森氏の見解は興味深い視点を提示しながらも、歴史的分析では多く課題が残っていると筆者は考える。

森氏は音韻論による α 群の摘出に対して、文章論による β 群を確定し、更に α 群にみられる漢文の誤用・奇用にまで踏み込んで『日本書紀』の編集段階を考察した。これによって「各巻の文章から原史料を摘出できる」可能性を論じたが、未解明のままである。

編纂区分論では、割註による訓註の音韻が区分の根拠となったが、一方では、『日本書紀』の史料批判的研究においても分註や神代卷の「一書曰」などのような別伝が活用された。その内容は記紀に記された歴史を理解する上でも重要な史料となる。岩橋小彌太氏は『日本書紀』の本註として不穏当な古註十四例を指摘、『日本書紀』の古註は全て本註ではないとした⁴。この全面的な本註否定説には、そもそも『日本書紀』が天皇に上呈されるという性格を考えれば、本文のみ整然とならんだ註の入らないものではなかったかとの考え方があった。これに対して坂本太郎氏は、分註を前提として後段の本文が書かれている例、また本文と分註と相伴って完全な歴史の文を為す例とを指摘し、本註として分註が存在したことを述べた⁵。このようないわゆる「古註論」も、編纂区分論の中に吸収されてしまう（後述）。

古註論において注目すべき点は、古註に引用された史料が『日本書紀』の素材として積極的に論じられた点にある。坂本氏が指摘した、本文と分註と相伴って完全な歴史の文を為す例は言うに及ばない。岩橋氏においても、古註の記入されたはじめは『日本書紀』編纂直後、日本紀講筈などの折で、これらが『日本書紀』と密接に関わりのある史料であったとする。つまり、『日本書紀』の素材として古註史料を扱うことができるという点では同見解といえる。

また、木下礼仁氏は古註にみられる朝鮮系史料（『百濟記』『百濟新撰』『百濟本記』）が『日本書紀』編纂の作業において記事記載の取捨選択の肢にあったことを指摘した⁶。

以上から考えると、『日本書紀』編纂過程における素材の問題、それを古註に表記する見出しと各巻の偏向傾向の問題がいかに関わる

のか、現状において検討の余地を残している。特に、太田善麿氏はすでに分註分布の偏向・件数からの区分論を試みたが、前述のように用字法からの分析で曖昧な部分があったことは否めなかった。そこで改めて古註・分註の分布について考えてみたい。

古註にみられる見出しには、上記の朝鮮系史料のほか、『魏志』『晋起居注』（中国系史料）、その他（日本系史料またはその他）と種々存在する。日本系・その他のものには、「帝王本紀」「日本旧記」「譜第」「伊吉博徳書」などのように、その出典や史料の名を有するもの（有書名）と、「一書」「一本」「或本」「旧本」などのように史料名の不明な出典（無書名）とがある。従来の研究では、用字法への関心から専ら無書名の見出しを取り扱うことが多かった。有書名のは記紀成立以前より存在する史料として注目され、個々の史料の性格の解明に関心が注がれたといつてよい。『日本書紀』編纂論の考察という意味では、有書名と無書名の分註を一旦同列に扱う必要がある。

まず表7・1によつて無書名の分布をみると、「一書曰」は神代巻のみ、「一書云」は十三例中十例が森氏の区分でいうβ群、三例がα群の欽明紀にある。「一云」「一曰」は五十三例中二例のみα群にあり、他は全てβ群である。「或本」は六十一例中二例のみがβ群、「或云」は三例中二例が巻十四（α群）、一例が巻一（β群）と分布が分かれている。「或曰」「一本」「旧本」「別本」は全てα群にのみ分布している。大幅な数値の傾向で捉えようとすれば、「一」を見出しに含むものはβ群、「或」または「本」を含むものはα群に偏向することを再度認識することができる。

次に有書名の偏向をみると（表7・2）、これらは圧倒的にα群にみられる。この結果から推察されることは、有書名の注記が『日本書紀』の編纂区分と不可分ということであり、『日本書紀』編者によつて書名の注記がなされたということである。その意味で神功皇后紀・応神紀（β群）における分布は例外的といわなければならない。中国系史料はいずれも神功紀の年次の下に割注のみで記載されている。これは神功皇后を『魏志』『晋書』の記録になぞらえようとする意図のあらわれであろう。またこの「魏志」には所々漢字の誤写と見受けられる書記がある。「百濟記」はいずれも本文に対して補足的にあらわれ、別伝を参照する目的とは異なる。

表7・2でみたように、『日本書紀』の有書名の註が編修担当者の意図によつて為された可能性があるとすれば、表7・1での大幅な偏向傾向もまた『日本書紀』編者の書き慣わしの結果である可能性を指摘できる。特に「一本」「旧本」「別本」は顕著である。

表 7-1: 分注見出しの偏向 (無書名)

区分	巻	紀	一書曰	一書云	一云	一曰	或本	或云	或曰	一本	旧本	別本	計
β 群	1	神代上	43	4	2			1					50
	2	神代下	16		3								19
	3	神武					1						1
	4	綏靖		2									2
		安寧		2	1								3
		懿徳			3								3
		孝昭			2								2
		孝安			2								2
		孝靈			2								2
		孝元			1								1
		開化			1								1
	5	崇神		1	5								6
	6	垂仁			9								9
	7	景行		1	2								3
	8	仲哀			1								1
	9	神功			5								5
	10	応神			3								3
	11	仁徳			1								1
α 群	12	履中			3	1							4
	13	安康			3								3
	14	雄略			1		3	2		10	1	2	19
	15	清寧											0
		顕宗			1		2			1			4
		仁賢					2			2	1		5
		武烈								3			3
	17	継体					1		1	7			9
	18	安閑								1			1
		宣化											0
	19	欽明		3						5	1		9
β 群	20	敏達					1				1		2
	21	用明					3						3
		崇峻					2						2
	22	推古			1								1
	23	舒明											0
α 群	24	皇極					5				1		6
	25	孝徳					16						16
	26	斉明					14		1				15
	27	天智					10						10
β 群	28	天武上											0
	29	天武下			1		1						2
	30	持統											0
計			59	13	53	1	61	3	2	29	5	2	228

表 7-2: 分注見出しの偏向 (有書名)

区分	卷	紀	中国系		朝鮮系			日本系、その他							
			魏志	晋起居注	百濟記	百濟新撰	百濟本記	日本旧記	譜第	伝記	帝王本紀	伊吉博徳書	難波吉士男人書	日本世記	碑
β 群	1	神代上													
	2	神代下													
	3	神武													
	4	綏靖													
		安寧													
		懿徳													
		孝昭													
		孝安													
		孝霊													
		孝元													
		開化													
	5	崇神													
	6	垂仁													
	7	景行													
	8	仲哀													
	9	神功	3	1	2										
10	応神			2											
11	仁徳														
12	履中														
13	安康														
α 群	14	雄略			1	2		1							
	15	清寧													
		顕宗 仁賢							1						
	16	武烈				1									
	17	継体					4								
	18	安閑													
		宣化								1					
	19	欽明					9				1				
	20	敏達													
	21	用明													
崇峻															
β 群	22	推古													
	23	舒明													
α 群	24	皇極													
	25	孝徳										1△			
	26	斉明										3	1	3	
	27	天智												1+1△	1
β 群	28	天武上													
	29	天武下													
	30	持統													

△: 見出しは異なるが同史料と考えられるもの

しかし、注の見出しの態度を考えると、『日本書紀』編者を音韻論の区分に沿って、固定的に捉えることはなお危険である。ここで確認した偏向は、『日本書紀』全体を論じきるだけの情報を提示しているのではなく、編纂執筆者の言語を紙面上に文字として表出した際の技術的偏向に過ぎない。執筆分担の偏向を考えるのは、その次の作業である。

卷十三（允恭・安康紀）と卷十四（雄略紀）との間に、筆録上の明瞭な境界が存在することを再確認したが、これを歴史観や歴史像に立脚した叙述構造の問題として理解する研究も行われてきた。

岸俊男氏は、『万葉集』『新撰姓氏録』などの史料から、八世紀前後の認識として雄略が特に強く印象付けられていることを指摘し、更に『日本書紀』の編纂過程においては、卷十四雄略紀以降の暦日が元嘉暦を採用し、それ以前の巻が元嘉暦よりも新しい儀鳳暦に基づくことを確認した。その上で、これを編纂区分と対応させ、『日本書紀』の成立過程において生じたある区分の冒頭を意識していたことを論じている⁸。

岸氏の研究は、編纂区分が発生したことに対して、編纂が行われた時代の歴史観が反映したことを想定し、その存在を確認する作業である。ただ、『日本書紀』に投影された歴史的画期は右にみたような雄略朝に対するものだけではない。先行の多くの古代史研究によっても、他の天皇に対してそれが浮き彫りにされている。

津田左右吉氏は中国的な政治道徳が『日本書紀』編者を支配していることに触れ、武烈紀にみえる悪虐行為は、一方に堯舜の聖王の話があるのに対して、他方に桀紂のような暴君虐主あったように記されているとみた⁹。この見方が仮に妥当であったとすれば、『日本書紀』編者の中には、単に武烈で王統が途絶え継体即位による新王統が始まったということを、事実以上の意識で叙述しようとしたことを想定しなければならない。

王朝交替論の研究は、その視点を通じて記紀史料批判を行った。水野祐氏は和風諡号の要素と構造から、その最も古いものを実用尊号の転用である仁徳系諡号とし、それを五世紀代の成立とみた。そしてそれを遡る天皇の諡号は、後世に選定され加上されたものとし、王朝交替論の補強とした¹⁰。また、直木孝次郎氏は武烈の暴君に対する聖帝として描かれたのは応神・仁徳であると指摘し、『日本書紀』の前身をなす歴史書にはこうした歴史叙述が成立したこと、氏族の祖先伝承においても、現実の世は応神から始まり、それ以前は

伝説の世であることを想定している¹¹。これらの諸説は、岸氏の雄略朝画期観とは異なり、応神・仁徳を特別視し武烈に終わる、体系立った歴史叙述が行われたとみる見方である。

これに関連して、『古事記』の構成の問題がある。『古事記』の中・下巻の境界は応神と仁徳の間に引かれている。

本居宣長『古事記伝』は、「品陀ノ御世までを中巻とし、大雀ノ御世よりを下巻とせるはおのずからより来つるまゝにて、殊なる意はあるべからず。（中巻は長く、下巻は短きを以テ思へば、少しは意あるかとも見ゆめれども、然にはあらじ。品陀ノ御世を下巻にいるれば又下巻長くなりて、同じほどのけぢめなるをや。」と述べている。

しかし、倉野憲司氏は、中巻はまだ神と人との交渉が極めて深く、人が神から十分解放されていない内容で、下巻を仁徳に始めたのは、この天皇が「聖帝」とたたえられたためとする。儒教的聖天子の思想が浸透して、「天神御子」という天皇観に変化を来たことで、儒教渡来の応神で中巻を結んだと推測した¹²。これに対しては、「歴史学で応神・仁徳以後がそれ以前と区別されているのはともかくとしても、記の応神像は仁徳像と結局大差ないように読める」との意見もある¹³。『古事記』の場合は、編者の意図や歴史観が構成に反映されているのか否かの見極めが困難だが、こうした視点からの議論が存在すること自体重要である。

以上、『日本書紀』を中心に、編纂上の構成と歴史叙述上の構成とを概観したが、それぞれの視点に立つ歴史認識は、必ずしも一致していない。筆者はこれらの歴史認識のうち、何れが正しいということを論定するつもりはない。むしろ、何れの歴史観も正しいといふべきであろうと考えている。ただ、雄略朝画期説と応神・仁徳や武烈・継体を画期とする説では論拠が異なる。そして、これらの歴史像の根拠がどこにあったかについては、これまでまとまった論究がなされてこなかったように思われる。記紀に述べられる天皇に対し、一般的にどのような認識が存在したのか。以下には『日本書紀』の記事のうちから、某天皇紀以降に、その天皇を回顧する叙述を検討してみたい。

二、天皇を回顧する記事

後世から以前の天皇を回顧するかたちの記事は、詔の中にみられる場合があり、漢籍を参照した文飾も施されているものも目立つ。

それゆえに、このような記述は史実性が乏しく、歴史的考察に不適であるかの観もあろう。逆にみれば、漢籍の芸文を借りて述べようとする歴史上の天皇は、『日本書紀』編者、あるいは『日本書紀』編纂期の律令官人層を中心とする人々が、どのような天皇像を抱いたのかを端的に知る指標にもなる。以下、順次、個々の天皇を回顧する記述を追ってみる。

垂仁紀には前朝の崇神を述べたものがある。二年是歳条は前朝に任那人蘇那曷叱智（別伝、加羅王子都怒我阿羅斯等）が来たと述べる。これは「一云」の分註に「是以、改汝本国名、追負御間城天皇御名、便為汝国名」（中略）故号其国謂彌摩那国、其是之縁也。」とあるのに関係するようである。三品彰英氏は、任那官家の名称と「御間城」と結びつく背景には、天皇の名と御名代・屯倉の名とに深い歴史的関連があるという当時の妥当な常識がはたraitしていたとし、当時の理解の仕方であるとしている¹⁴。このように外国からの渡来を語るのではなく、官家とのかかわりが叙述の主目的であったとすれば、この記述は内政問題を意識したものと考えられる。同条に掲げる二つ目の「一云」の中で、都怒我阿羅斯等の婦が日本に来て比売語曾社の神になったという話も、日本側の発想であるとみられる。

この他、垂仁紀では崇神について神祇祭祀を行ったことが二条触れられている。二十五年二月甲子条では、阿倍臣遠祖武渟川別、和珥臣遠祖彦国葺、中臣連遠祖大鹿嶋、物部連遠祖十千根、大伴連遠祖武日、五大夫に詔し、崇神の偉業を引き継ぎ、神祇祭祀に怠りないよう述べている。また、同年三月丙申条、倭姫命による天照大神の伊勢遷宮の「一云」に、倭太神が穂積臣遠祖大水口宿禰に著き、先皇御間城天皇は神祇を祭祀すると雖も、微細にその源根を探らず、枝葉に留めた、故に天皇は短命だったとある。これらは前者と後者で崇神に対する評価が対照的になっているが、垂仁朝における神祇政策の進展という流れの中に読み解けば、崇神は何れの場合においても神祇祭祀の実際的創始者として評価されていたことは動かないように思われる。

垂仁朝については、仁徳即位前紀で額田大中彦皇子が倭の屯田を領しようとした話がある。倭の屯田の由来について、「伝聞之、於纏向玉城宮御宇天皇之世、科太子大足彦尊、定倭屯田也。是時詔旨、凡屯田者、毎御宇皇帝之屯田也、其雖皇帝之子、非御宇者、不得掌矣。」とし、垂仁朝の事蹟だが、皇太子大足彦尊が定めたと述べている。これに直接関連する『日本書紀』の伝はほかにないが、『古事記』景行段には「定倭屯家」とある。一方で皇太子、他方で御世の事蹟として書かれる点で伝承定着の不安定さを示して

いるが、これも内政に関する、しかも天皇の屯田という国家的施設に関する記事である。

景行朝のことを指摘する記述は、成務四年二月丙寅朔条にある。国郡立長、縣邑置首の旨を述べる詔である。この文は多くの中国古典から表現を綴り合わせたものとされるが¹⁵、それによって述べる趣意は、次のように要約できる。先皇大足彦天皇は聡明神武、天にかなひ人に順い、賊を撥い正に反して、普天率土に王臣たらざる莫し、しかし朕（成務）が踐祚しても黎元は野心を倏めない、これは国郡に君長なく縣邑に首渠ないためである、と。国内統治に対して景行は天道にかなひ賊を撥し率土を普く支配した。これは景行記紀全体の内容にも対応している。皇子は各地の「別」となり、王化に随わないものは日本武尊を遣わし東西を征討したとする構想である。これと同様の発想とみられる記事が、敏達十年潤二月条にみられる。辺境を寇した蝦夷の魁帥綾糟に詔して「惟、爾蝦夷者、大足彦天皇之世、合_レ殺者斬、応_レ原者赦。今朕遵_二彼前例_一欲_レ誅_二元惡_一」とある。これもまた、日本武尊を遣わして蝦夷征討したことに引きつけて述べられたものと考えることができる。

応神朝は、外交の始まりという観念でみられている。継体六年十二月条は任那四県割讓の記事である。そのなかで、物部麁鹿火の妻の言として、住吉大神が海表の金銀之国、高麗・百濟・新羅・任那等を胎中蒼田天皇に授け、神功皇后と武内宿禰が国毎に官家を置いたことを述べる。さらに、大兄皇子（安閑）の令にも、胎中之帝より官家を置く国を蕃の乞うに随い云々、と述べている。同二十三年四月戊子条では、任那王己能末多干岐が来朝し、大伴金村に啓する言に「夫海表諸蕃、自_二胎中天皇置_二内官家_一不_レ棄_二本土_一、因封_二其地_一、良有_レ以也」_一とある。あるいは、宣化元年五月辛丑条は、筑紫那津之口に官家を修造する記事だが、勅のなかで、筑紫国は遐邇の朝届する所で、去來の関門所、それで海表の国は來賓し奉貢している。胎中之帝より朕身（宣化）にいたるまで、穀稼を収蔵し、儲糧を蓄え積み、遙かに凶年に設け、厚く良客を饗するという。この言にも多分に漢籍による文飾が認められるが、それでも海表蕃国の朝貢を「胎中」天皇の応神以來のこととしている。

応神単独ではなく仁徳とともに回顧される例がある。孝徳紀白雉元年二月甲申条の白雉改元儀礼である。詔に「我日本国蒼田天皇之世、白鳥櫛宮、大鷦鷯帝之時、龍馬西見。是以自_レ古迄_レ今、祥瑞時見、以_レ應_二有德_一、其類多矣。」の件があるが、応神記紀に白鳥のこゝと、仁徳記紀に龍馬のことはそれぞれみられない。すなわち、旧辭的伝承によらず、帝王の有徳に対して祥瑞が応えるという中国的政

治理念の理想的な像を、応神・仁徳に直接求めようとする姿勢がうかがわれる。

次に回顧の対象となるのは雄略である。顕宗二年八月己未朔条に、顕宗が「父先王無罪、而大泊瀬天皇射殺棄骨郊野」と述べたとある。この記事は顕宗が雄略の陵をこぼとうとするのを、仁賢が諫める話である。顕宗は雄略に報いることは父への孝であると言うが、仁賢は二つの理由からこれを否定する。一つは、雄略と父の市辺押磐皇子とを比べると雄略は天皇であり尊卑があること、いまひとつは、二人に厚寵・殊恩を垂れた白髮天皇（清寧）は雄略の子であることである。この二人の主張には報讎や報恩といった「礼」に基づく作文や、孝や尊卑の儒教道徳が前面に押し出されている。ここから考えると、この記事自体は記紀編纂時の着想において構えられたと考えられるが、文脈の前提には、雄略の行為を含め、雄略朝にいたるまでの王族内部の抗争を語る旧辞的伝承の世界がイメージされている。

これとは別に、欽明十六年二月条の記事がある。この記事も漢籍による文飾が指摘されている。内容は、百済の王子余昌と恵が来日し、恵と許勢臣・蘇我臣とが問答したことを中心としている。ここで蘇我卿の言として、むかし、天皇大泊瀬の世に百済が高句麗に逼迫されたとき、天皇は神祇伯に命じて策を神祇に受けさせ、それにより百済を救ったことを述べている。雄略朝に百済が高句麗に責められたことは、雄略紀では二十年・二十一年の条にみられるが、神祇を云々したことはない。神祇に基づく具体的施策が文飾によって物語られているのは、記紀述作の時代からみた、朝鮮外交への意識の表れであろう。

継体紀になると、雄略後の二人の天皇についての評価があらわれる。

継体元年二月庚子条は手白香皇女立后の経緯である。ここで大伴大連の奏請の中に、白髮天皇（清寧）には嗣が無く、名を残すために祖父大伴室屋が三種の白髪部を置いたことを述べている。ここに象徴的なのは「嗟夫、可_レ不_レ愴歟」と感想が書かれていることである。すなわち、帝王が国家を統治する前提として後継者が存在すること、そのためには「掖庭之親」が必要だということになる。『隋書』の語を借りて文飾を行うことは、中国的な血縁相統意識の影響を示している。この意識から白髮天皇を回顧することは、皇統に継嗣がないことへの国家的危機感の反映であると考えられる。

同二十四年二月丁未朔条は能官之事についての詔である。これも『後漢書』を中心に文飾されているが、その中で、神武・崇神が道

臣・大彦により盛隆を得、武烈は衰退の途をたどったと語っている。

神武・崇神は記紀で「はつくにしらす」と並称され、徳に適ったとされる応神・仁徳とは異なった意味で、政の理想的隆盛が求められていたといえる。神武がこのほかに神武紀以外でみられるのは、天武壬申紀において神武の陵を祭拜し軍功をおさめた記事である。これが東征にまつわる意識から出たものとみれば、神武に対する天皇観は神武記紀の範疇を逸脱しておらず、他のエピソードを発想し得ない固定的な天皇像であったことを想定させる。

これに対して武烈の世は、前聖を承し隆平久しく、その結果、俗は蔽く政の衰えを改めなかったとしている。『古事記』では仁賢以降、いわゆる帝紀的記載のみで旧辞的物語がないので、武烈の個性に触れることはできない。武烈紀は、帝紀的記載に重複する内容、朝鮮関係記事、そして即位前紀に「又頻造_二諸惡_一。不_レ修_二一善_一。凡諸酷刑、無_レ不_二親覽_一。国内居人、咸皆震怖。」と記される、暴君虐主の様を述べた記事に限られ、武烈の個性は悪虐性を中心に伝えている。しかし、継体二十四年紀の記事を読む限りにおいて、武烈紀の記載と歴史的位置づけは、武烈の暴君虐主にのみ集約されるものではなく、その前提として政治全体の衰退が構想されている。

継体朝については欽明紀に任那四県が割譲されたことが回想され¹⁶、敏達十二年紀では欽明朝に任那が滅亡したこと、日羅が来朝した際に宣化朝に父が海表に使となったことを述べる記載がある¹⁷。このように、前朝を回想して朝鮮外交の問題があらわれることは、その当時の政治意識においても、記録類をもとに『日本書紀』を編纂する段階においても、継体から欽明頃の政治情勢として、朝鮮問題が関心の重きを占めたことを表している。実際、継体紀、欽明紀の記事は朝鮮外交に関するものの割合が多い。新羅の勢力伸張とそれへの対抗、任那の割譲から滅亡、これらは朝廷の「内官家」に関わる問題であって、崇神と結びつけて、都怒我阿羅斯等と内官家任那の伝承をまとめる思想と対応している。

欽明朝については、外交のほかにも回顧がなされる。

孝徳紀大化元年八月癸卯条の記事では、欽明朝十三年中に仏教が伝来し、敏達・推古朝に蘇我氏がそれを信奉し、天皇が聴許したが余臣は信じなかったことを述べている。これによって「朕更復思_レ崇_二正教光啓大猷_一。」と十師・造寺補助・法頭の詔を発した。一連の各朝の叙述は、『元興寺伽藍縁起』との関係が指摘されている部分と重複し、「余臣」という書き振りの元興寺縁起と重なる。元興寺縁

起の破仏は敏達のの発意と伝えるが、『日本書紀』では物部氏と中臣氏を中心とし、崇廃仏の対立構図で話が展開している。『日本書紀』には少なくとも天皇が破仏をしたのではないという考えが出ていると指摘される¹⁸。すなわち、当該詔の前半部を為す仏教史の記載は、元興寺縁起の内容を共有しながら、『日本書紀』独自の思想で作文された可能性が高いといえる。

また、舒明即位前紀では蘇我蝦夷が山背大兄に対して「自磯城嶋宮御宇天皇之世¹⁹及近世²⁰者、群卿皆賢哲也、唯今臣不賢而遇当乏人之時²¹、誤居群臣上²²耳。」云々と伝えたという記事がある。この欽明朝以来群卿が賢哲であるとの発想は、蘇我氏の政治的勢力との関わりから出た記載とする考え方が¹⁹ある。しかし、この群卿に対する評価は、単に王朝と蘇我氏との関係のみから出たものと限定できない。というのも、この発言が『日本書紀』の記事として反映されているからである。この点に注意して考えると、この記事の一部には官人的群臣層の存在、具体的には推古後の天皇擁立について、群臣会議が行われるほどの政治体制の存在が歴史的に意識されていたことを想定することもできる。

敏達紀で日羅が宣化朝のことを回想する言があつたが、これははじめとして、推古紀では鞍作鳥に詔して、鳥の父多須那が、橘豊日天皇（用明）の為に出家したことを述べ²³、天武紀では東漢直等に対して推古朝から近江（天智）朝にかけて、彼等に謀をもって事としたことを回顧している²⁴。このように宣化以後の回想には、天皇の世とともに臣下のことを語るものがみられる。これは武烈朝までの回想が天皇の事蹟ばかりであつたのに対して、臣下の存在が意識されて回顧がなされているという意味で特徴的である。

この他、持統紀には孝徳・斉明・天智について触れる記事がある。三年五月甲戌条では、新羅使の言い分が先例と異なることを、孝徳・天智の崩時の例を挙げて責め、四年十月乙丑条は軍丁大伴部博麻が百済救済軍に赴きながら容易に帰国できなかった経緯を、斉明・天智の時として詔の中で述べている。こうした例は、事実の経過を回想したに過ぎず、それぞれの朝廷を評価したものでもなければ、後代の歴史観が反映されて文飾されたものとも考えられない。仮に文飾があつたとしても単に執筆技術の問題に過ぎないであろう。

以上、『日本書紀』から先朝を回顧するものを取り上げてきた。これを『古事記』序文の歴代天皇を略述する部分と対比してみる。その部分は次のようにまとめられる。

神武 東征（神倭天皇）。

崇神 夢見から神祇祭祀（賢后）。

仁徳 烟を望み、黎元を撫でた（今に聖帝）。

成務 境を定め、邦を開いた。近淡海に制す。

允恭 姓を正し、氏を選んだ。遠飛鳥に制す。

ここに回顧される天皇のうち、神武・崇神・仁徳は『日本書紀』の回顧と対応する。崇神を「賢后」、仁徳を「聖帝」としたことは、太安万侶に代表される律令官人層の天皇に対するイメージを端的に示している。

成務と允恭の事蹟は記紀ともに両朝を代表する伝承として語られる。しかし、『日本書紀』の記事における回顧は顕著ではない。成務朝の事蹟は景行朝を受けたものとみるのが穏当で²²、後世の評価は景行に重きを置く。仁徳と成務は時代が逆転しているが、これは理想と現実的施策、近淡海と遠飛鳥が対句的に配置された結果かもしれない。

国境確定、定氏姓は古代国家の基礎をなす政策として評価される。殊に定氏姓は『新撰姓氏録』序、『日本書紀弘仁私記』序にも取り上げられる事象である。ところが、記紀成立期の認識では、大きくそれが評価された形跡が無い。つまり、実際の氏姓保持者である氏族には印象の薄い事蹟であつたといわざるを得ない。『古事記』序は本文の内容を見、それに即して記載された指摘がある²³。『日本書紀』では国家的な事蹟として履中四年に国史を置いたことを述べるが、これは『古事記』には無い。『古事記』序にこのことが反映されていないのは、『古事記』本文に記載がないという事情によるのであろう。付け加えると、反正もまた記紀の叙述態度には齟齬が指摘されており、『日本書紀』の側は祥瑞思想に基き「瑞」字を意図した伝承を掲げている²⁴。先述のように、雄略の伝承も記紀の間で重複するものが少ない。仁徳以降の天皇の伝承は、特に『日本書紀』において、事蹟や伝承を付与された形跡が認められ、記紀間の齟齬を生じている。

『古事記』序の事例も参考にすると、神武から景行にかけての歴史像には、国家を支配する基本構造を完成させたとみる観念が存在する。神武・崇神朝は支配構造を為し、景行朝へかけては率土の整備が展開される。国内の安定を構築した後、胎中天皇として神話的に語られる応神によって外交が始まる。また、儒教の伝来も述べられる。次の仁徳が聖帝とされるのも、この連続性からくることは従

来指摘があった。その後種々の施策について雄略までの事蹟が意識される。しかしこの間の天皇は、記紀成立段階で歴史像の中の位置づけが定まっていたとはいえない。清寧・武烈朝にはそれまでの政治体制に危機的な衰亡を意識している。

応神・仁徳二朝は従来新王朝のはじまりを象徴する王朝と位置づけるのが支配的な考え方であったといえる。しかし右のような流れを一連の政治史観としてみると、これらは神武・崇神以来の長大な王朝史観に内包される。むしろ記紀編纂期の歴史像は、「はつくにしらす」神武・崇神からの政治体制が武烈朝に衰退したものであったと考えられる。

武烈即位前紀の説話伝承は、平群真鳥・鮪の話が中心で、旧辞的物語の雰囲気がある。歌垣のやりとりで展開し、鮪の殺害も簡略で真鳥の滅亡も敦賀の塩の話に関心が転化されている。この物語は、『古事記』では清寧段で、顕宗の即位前のこととして述べられている。主人公となる天皇に交替がみられることから考えると、これは『古事記』序のいわゆる旧辞が終末を迎える時期の物語であったといえる。平群鮪の存在がそうした時期に認識されていたのであろう。『古事記』の旧辞的物語が顕宗で終わることと、武烈紀の叙述を対比すれば、『日本書紀』の武烈の個性が明確になるのは、『古事記』の物語伝承がまとめられるようになって以降と考えられる。継体への視座が朝鮮問題中心へ移行したことは、旧辞の時代とは別の歴史観へ、意識が変容したことを想起させる。天武八姓の最上位である真人が、継体と系譜的に連繫するもの以後の皇親氏族に充てられているのも、このような意識と関連づけて一つの参考となろう。

このことから筆者は、記紀の叙述として、応神・仁徳朝から武烈朝までを一王朝という王朝交替論的な見方はしない。『日本書紀』については、武烈に暴虐性を付与して、神武・崇神から体系化された政治史観を完成させたと考える。

このように、武烈までを旧辞の時代としてみた場合、『日本書紀』編纂区分論上の画期と見なし得た雄略朝をどのように評価するが次の問題となる。

雄略朝は『日本書紀』において、「大悪天皇」とも「有徳天皇」とも評され、天皇像が固定していない。系譜中心の帝紀的内容や吉野行幸などの旧辞的物語、呉人の渡来などを除いては、記紀の記事は重複をみせない。このような状況に対して、「事実の記憶が不鮮明になりつつある一方、事実が換骨奪胎されて渾然とした物語に昇化するにはなお時間が足りない事情によるのであるのか」²⁵、とか、岸氏の現実的な歴史観などのような評価が行われた。しかし、内容が豊富であることに對して、その史実性の判定が甚だむずかしいとす

る指摘もあることを忘れてはならない²⁶。

「大悪」「有徳」のように相対的な評価が定まらないのは、王権を取り巻く臣下百姓の様々な評伝に基くことが考えられる。このことから次には、天皇の時代と政治的・社会集団としての氏族とが、歴史叙述の上でどのような関係を有したかを検証し、改めて雄略の意義付けについても述べてみたい。

三、氏族系譜と天皇

応神・仁徳朝や雄略朝に画期を求めようとする先学の根拠の一つには、氏族系譜の問題があつた。そこで、多く先行研究が着眼したように、『日本書紀』で、どの天皇のときにどの氏族の「祖」がみられるかをカバネ別にまとめたのが表7・3である。大雑把な傾向を追えば、先学の指摘どおり、応神・仁徳頃を大きな境界として祖の表現は減少してゆくが、なくなるわけではない。

祖を意識して記載された氏族の数は垂仁・景行・応神に集中し、二桁を数えている。また、この三朝に多く祖を意識しているカバネをみると、臣、連、君、直、別など、臣連や地域支配を行い得るような氏のカバネに顕著で、造、首、史のような実働者を管掌するような傾向にあるカバネは、絶対数が少ない。後者のカバネが際立つて集中する様相も見せてはいない。

では、祖を意識しない通常の表記で氏族があらわれる場合はどうか。これを氏族数で数えたのが表7・4である。ここで二桁以上を数えるのは、履中・雄略・継体・安閑と欽明以降という偏向をみせている。特に注目されるのは、雄略・欽明・孝徳朝がそれらの前後に比べて格段に多くの数を集めていることである。このことは、岸氏が雄略朝を現実的な時代として古代人が認識していたとする見解や、舒明即位前紀の蘇我蝦夷の言に、欽明以来群卿賢哲とあること、敏達以後天皇世に伴って臣下が回顧される『日本書紀』の書き振りが目立つことを改めて想起させる。

カバネ別にみると、祖以外に登場しない「別」を除けば、表7・3の場合と同様に臣から県主までと、造、首、史のグループとで、あらわれ方に明らかな違いがみられる。前者は垂仁朝以降、概ね各朝にわたって氏族があらわれているが、後者については仁徳朝が初出で、各朝ともにわたって見られるようになるのは欽明・敏達朝以降である。

表 7-3 : 『日本書紀』にみられるカバネ別「祖」の偏

	臣		連		君		直		国造	県主	別	造			首			史		公	計	
神代上		1	1	2		1			2						1						8	
神代下			1	2		2															5	
神武			2	1			1		1	1							1				7	
綏靖	1																				1	
安寧				1																	1	
懿德																					0	
孝昭		1																			1	
孝安				1																	1	
孝靈		1								1											2	
孝元	4					2			1												7	
開化	1	1																			2	
崇神	1	2	1		3																7	
垂仁	2	1	2	3	2	2	1						1				1				15	
景行	3	1		1	1	7		1	2		4										20	
成務																					0	
仲哀										1					1						2	
神功	1	2		1	1			1		1								2			9	
応神	2	6		1	1	4	1	2			1						1		1		20	
仁徳	2	3			1		1		1				1								9	
履中	2							1	1		1			1							6	
反正	2																				2	
允恭																					0	
安康	1																				1	
雄略	2			1				1					1					1			6	
清寧				1																	1	
顕宗				1		1				1											3	
仁賢														1							1	
武烈						1															1	
継体																				3	3	
安閑																					0	
宣化						1														2	3	
欽明																		1	1		2	
敏達																			1		1	
用明																				1	1	
崇峻																					0	
推古																	1		1		2	
舒明																					0	
皇極																					0	
孝徳																					0	
斉明																					0	
天智																					0	
天武上																					0	
天武下																					0	
持統																					0	
計	24	19	7	16	9	21	4	6	8	5	6	1	2	3	1	1	1	5	2	3	6	150
天武持統賜姓							↓連						↓連		↓連	↓連	↓連		↓連			
	↓朝臣		↓朝臣	↓宿禰	↓朝臣		↓忌寸					↓忌寸			↓宿禰	↓忌寸				↓真人		

※対象：「始祖」、「是今某之始也」「遠祖」

※倭国造、紀国造、筑紫国造はそれぞれ、倭直、紀直、筑紫君で数えた

表 7-4:『日本書紀』にみられる「祖」以外の氏族登場頻度（カバネ別）

	臣		連		君		直		国 造	県 主	別	造		首		史	公	計
神代上			1		3	1	2											7
神代下																		0
神武							1											1
綏靖										1	1							2
安寧										1								1
懿德										1								1
孝昭										1								1
孝安										1	1							2
孝靈										1								1
孝元																		0
開化																		0
崇神																		0
垂仁	1						1											2
景行	2		1		2				1		1							7
成務																		0
仲哀		2			1				1									4
神功		1	1						1	1								4
応神	4	1			1	1												7
仁徳	1	1	2		2	1			1						1			9
履中	4	1	1	1	1		1			1								10
反正																		0
允恭		1	1	2			1			2								7
安康			1															1
雄略	8	7	1	3	3	1	2	3		1	1				1		1	34
清寧	1	2		1		1	1			1				1				8
顯宗	2	1		1					1					1				5
仁賢		2			1													3
武烈	1		1	1														3
繼體	2	2	1	3		2				1					1			12
安閑	2		1	3	1	1		1		2	2		1					14
宣化	3		1	2	1													8
欽明	9	6	2	4		5	3	1	1	4	2					3		40
敏達	3		2	2		1	1			4	1			1		3	1	22
用明	1		2	2		1		1						1		1	1	10
崇峻	9	4	1	4			1								1			20
推古	15	2	1	5	2	1		3		1			1	1		2	1	36
舒明	9	2	1	2	1	3	2	1						1		1	1	25
皇極	5		1	8		1	1		3				1		1	1	1	24
孝徳	15	4	1	10	8	2	3	1		3			1	1	2	1	1	64
斉明	6	3		6	3	1	3		1					2		1	1	28
天智	11	1	2	5		3	5			1			1	2		1	1	35
天武上	9	3	2	9	4	4	3	1		1	1	1	1	1	1	2	1	58
天武下	40	3	2	28	5	10	1	7	1	2	3	1	3		1	1	3	147
持統	17	1	2	7	3	5	2		2		1		1	1	2	1	1	54
計	180	48	30	113	31	39	39	31	5	4	36	15	11	6	0	2	7	717
天武持統賜姓								↓連		↓連			↓連	↓連	↓連	↓連	↓連	
	↓朝臣		↓朝臣	↓宿禰		↓朝臣		↓忌寸	↓忌寸				↓宿禰	↓忌寸		↓宿禰	↓忌寸	↓真人

※天武・持統朝の朝臣・宿禰・連賜姓記事のみの氏族は排除した

表 7-5 :『日本書紀』の「部」の偏向

	「祖」	設置	全出典
神代上	3		5
神代下	3		3
神武	1	2	5
綏靖			3
安寧			
懿德			
孝昭			
孝安			
孝靈			
孝元			
開化			
崇神			1
垂仁		2	12
景行		2	3
成務			
仲哀			
神功			
応神		2	2
仁徳		2	4
履中			2
反正			
允恭			1
安康			
雄略		5	14
清寧			1
顕宗			3
仁賢			2
武烈			
継体			
安閑		1	
宣化			
欽明			2
敏達		2	2
用明			1
崇峻			1
推古			
舒明			
皇極			1
孝徳			4
斉明			1
天智			
天武上			3
天武下			1
持統			2

※史戸、川瀬舎人も調査の対象とした

また、表7・4で注目したいのは、連姓のうち、天武朝以降に何の賜姓もなく連姓のままであった例のあらわれ方である。ここでは、祖を意識した氏族記事が『日本書紀』にみられず（表7・3）、記事としては雄略紀が初出である（表7・4）。そして、その内訳も孝徳朝に八氏みえるのが最多である。連から朝臣や宿禰に賜姓された氏の場合、賜姓のあった時代には政治的に優位な位置にあり、現実的要因で賜姓がなされたことは想像に難くない。その出自は、雄略紀よりも古い時代から語られるという点と比較して興味深い。天武朝以降賜姓のない連姓の『日本書紀』でのあらわれ方は、造、首、史などがおおむね雄略紀以降にみられる傾向（表7・4）と通ずる様相である。伴造という氏族の性格から対応関係が想定できる。

さらに、部民に関して同様に『日本書紀』をみると（表7・5）、顕著に多くの部があらわれるのが垂仁・雄略紀である。

このように、氏族の祖を意識した記述は垂仁・景行・応神紀に注目されるが、多くの氏族が天皇との関係を示すのは、雄略・欽明頃が目立つ。そして、臣姓や地方豪族、あるいは天武・持統朝の賜姓氏族は垂仁・景行への集中をみせ、伴造的氏族や史、天武朝以降に賜姓されることがなかった連姓は雄略朝を起点として『日本書紀』にみられるようになる。

垂仁朝は政治史的画期を印象付けるほどの回顧が為されるわけではなかった。ただ、個別の記紀批判によると、垂仁朝は崇神朝と揆を一にするかのごとき書き振りである。天照大神の分祀から伊勢への定着や、任那の蘇那曷叱智の来日と帰国など、神祇祭祀・海外と

任那官家のような重大事が崇神・垂仁紀にまたがっている²⁷。

神祇祭祀に關していえば、出雲の祭祀も二朝にまたがって叙述されている。崇神紀では出雲大神宮に蔵する神宝を求める詔が出、矢田部造遠祖が派遣されるが、派遣者の具体的な活躍はなく、出雲側の動向が中心に描かれている。崇神紀の出雲記事は六十年、神祇祭祀・三輪祭祀の記事は五年から九年紀の一まとまりで、出雲伝承が独立している。垂仁紀は物部連に出雲神宝の檢校・管掌を仰せ付けるが、これは、二十五年から二十七年条にかけて、神祇祭祀に懈怠無き旨の詔に始まり、天照大神の伊勢への移動、物部の出雲神宝檢校、兵器の諸神社への收納と神地・神戸を定めるに至る、一連の記事の中にある。物部氏についていえば、垂仁八十七年条では石上神宮の神宝を掌ることも仰せ付けられた。この神宝は三十九年紀に五十瓊敷命が茅渟菟砥河上宮で劔一千口を作ったとするもので、その際多くの部がこれに携わったことが記されている。神祇祭祀に關し二朝にまたがって叙述する『日本書紀』の性格から考えれば、地祇について垂仁紀の方がより重きをおいている。

部についても、石上神宮の神宝に携わったほかに、菅津別皇子（『古事記』ホムチワケ）の伝承に伴って、鳥取部、鳥養部、菅津部などを置いたことが述べられ、これが天皇歴代の中で部設置の初見となっている²⁸。このように垂仁紀は、神祇祭祀では地祇に多くの記事を割き、具体的に管掌する氏族を定め、部についても多くの種類を集約する。これを、詔を中心に天皇支配の理想的な政治を述べた崇神紀と対比すると、垂仁朝は、天皇の配下にある氏族が政治の実効を運用するはじめての王朝として認識されていたのではないかと考えることができる。

景行紀においても祖を意識した氏族が多かったが、これには天道にかなない率土を普く支配したと回顧される景行の性格と、多くの皇子女が生まれ各地の「別」の祖となった伝承とが関連するように考えられる。

新姓賜姓氏族のほか、地域支配層と目されるカバネのグループが垂仁・景行朝に祖を意識したのは、こうした天皇の国土経営の印象が影響しているように思われる。垂仁二十七年是歳条に屯倉を来目邑に興すとあるのは、『日本書紀』における「屯倉」の初見であるし、垂仁朝に皇太子（景行）が倭の屯田を定めたという仁徳即位前紀の記述もまた、垂仁・景行に対して地祇や国土に関して政策のあった天皇という意識がはたらいのものと考えれば、より理解が可能となる。

諸表でみたように、雄略紀には多くの氏族があらわれ、祖を示す記載も前後の朝に比べて多い。部民は雄略紀で十四例のうち五例が設置に関わる。雄略朝の時期を五世紀後半頃として、部民制の展開から雄略朝に比較的多く部を設置したとみる見方もできる。一方、氏族の祖が比較的多く関わったという認識のもとに、部の設置記事が雄略朝に集中しているとみることも不可能ではない。造・首・史のグループや天武朝以後賜姓されていない連など、旧来の伴造的氏族が、雄略紀以降にみられた。これらの状況も踏まえて、伴造やそれに率いられる多くの部民などは、雄略朝が政権との関わりを持ち始めるにふさわしい時代であったことを意識していたと考える。

天武八姓の宿禰や忌寸には、連や造・首が多く賜姓された。『新撰姓氏録』には天皇の「御世」を掲げて氏族の経緯を説明する記事がある。各天皇等の時期がどのくらいの頻度で語られているかをカバネ別にみたのが表7・6である。全体として登場頻度が高いのは雄略朝であるが、それを語るカバネの割合からすると、宿禰・忌寸・連と雄略との関係をうかがうことができる。勿論、宿禰が仁徳に四例あり、造や連が履中や允恭との関わりを示そうとする傾向があることも注視しなければならないが、朝臣が応神・敏達によく雄略に少ないことなどの対比から旧伴造系の雄略朝集中は看過できない。

『新撰姓氏録』の成立が平安初期で、記紀成立時の歴史像と等しいものとは言い切れないが、参考資料として概観しても、伴造をはじめとして、職能的に大王政権に奉仕する者にとつて、その端緒となるのが雄略の時代であったとみられる。『日本書紀』の巻十四から元嘉暦によって編纂され、筆録の技術的变化がここを境としていることにより、雄略朝に画期を求めた岸氏の見解も、現実的歴史観とみるよりは、政権機構の発展史観に基くイメージへの仮託とみるべき

表 7-6 : 『新撰姓氏録』にみられる各氏族の画期（カバネ別）

	神武	崇神	垂仁	景行	成務	仲哀	神功	応神	仁徳	履中	允恭	雄略	武烈	額宗	安閑	欽明	敏達	崇峻	推古	上宮太子	舒明	皇極	孝徳	齊明	天智	庚午年	天武	持統
朝臣			1	1			1	3	1		1	1					3		1			2			1		2	
臣					1		1																		1			
公		1	1	1				1				1				1	1						1		1			
直					1			1																				
皇主	1																											
宿禰	1				1	1		1	4			3				1								1		1	2	
忌寸		1						1	1			2	1												1			
連	1	1	2	1	1			1	1		3	3	1	3		2				2							1	
首															1			1			1							
造		1					1			2		1														1		
史																												1
その他					1				1							1							1					
無カバネ	1			1							2	1				1							1					
計	4	4	4	4	5	1	3	7	9	2	6	12	2	3	1	6	4	1	1	2	1	2	3	1	3	3	5	1

であろうと筆者は考える。

「現実的」という意味では、氏族記載頻度の画期が雄略朝以降度々みられた。表7・4に明らかなように、欽明朝は前後の天皇紀に比べて格段に多く四十もの氏族があらわれる。ここを境に、カバネを問わず様々な氏族がみられ、その数も増加する。この状況に対応するのが、舒明即位前紀の蘇我蝦夷の言「欽明より近世に及んで群卿皆賢哲」である。ここには群卿とあるが、大王に仕える官人的政権構成員の充実と相俟って認識されたことによるものと理解したい。ただし、欽明に対する氏族側の感覚も、雄略朝に比した場合の認識である。『続日本紀』をみると、臣下の系譜として回顧されるのは推古朝が起点となっており、薨卒伝と改姓記事でのみ孝徳朝が回顧される²⁹。律令官人にとつて更に「現実的」な時代と認識しうるのは推古朝であった可能性もある。

以上、氏族と天皇との関わりという側面から、天皇への認識や歴史像を考えた。神武・崇神の政治的隆盛を受け継ぐかたちで、垂仁・景行は国土や氏族との関係から位置づけられる。地域支配者の氏族の比較的多くが、これらの天皇との関係を主張した。伴造的氏族は対照的に政権機構発展の画期と認識された雄略以降に多くが関係を主張した可能性がある。これにより、『日本書紀』の編纂技術上の画期と叙述観念上の画期との齟齬を埋める方向性が模索できないかと考える。

おわりに

記紀においてその天皇をいかに回顧する姿勢があるのかを調べると、神武・崇神を理想的為政者像として捉え、武烈は政治そのものの衰退の時期であることを体系的に認識し、記していたことが確認できる。また、氏族と大王（天皇）政権とのかかわりを調べると、首長豪族層は垂仁・景行や応神の頃を意識し、職能的部や伴造系氏族は政治機構の発達史観とも言うべき意識の中に、雄略朝を意識していることが看取できる。

律令国家は国家としての体系的歴史像を有し、その大枠に基づいて記紀の歴史叙述が為された。政権に参画する氏族もまた、中央政権の歴史に対応しつつ、氏族伝承や系譜叙述を更に強調したことが想定できるだろう。

- 1 山崎正之「崇神紀考」『二松学舎大学東洋学研究所集刊』一〇（一九七七年）、松倉文比古「崇神天皇像について―『記・紀』構成を中心として―」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』一九（一九八〇年）。
- 2 森博達『古代の音韻と日本書紀の成立』（大修館書店、一九九一年）、森『日本書紀の謎を解く』（中央公論新社、一九九九年）。以下、特に断りない限り、森氏の説は後者による。後者は啓蒙書的人格が強いが、新見解なども含まれていることよっている。
- 3 太田善麿『古代日本文学思潮論（目）・日本書紀の考察』（桜楓社、一九六二年）。
- 4 岩橋小彌太「日本書紀古註論」『増補上代史籍の研究』上巻（吉川弘文館、一九七三年）、初出『日本学士院紀要』一一―一二（一九五三年）。
- 5 坂本太郎「日本書紀の分註について」『史学雑誌』六四―一〇（一九五五年）。
- 6 木下礼仁「日本書紀にみえる百済史料の史料的价值について」『朝鮮学報』二一・二二合併号（一九六一年）、「日本書紀素材論への一つの試み―朝鮮系史料剔出の可能性とその限界―」『日本書紀研究』一（塙書房、一九六四年）。
- 7 太田善麿「日本書紀の分註に関する一考察」、前掲著書参照。
- 8 岸俊男「画期としての雄略朝―稲荷山鉄剣銘付考―」岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 上』（塙書房、一九八四年）。
- 9 津田左右吉『日本古典の研究 下』（岩波書店、一九五〇年）。
- 10 水野祐「諡号考」『増訂 日本古代王朝史論序説』（小宮山書店、一九五四年）。
- 11 直木孝次郎「応神王朝論序説」『日本古代の氏族と天皇』（塙書房、一九六四年）、初出『難波宮址の研究』第五（一九六四年）。
- 12 日本古典文学大系『古事記・祝詞』、解説（岩波書店、一九五八年）。
- 13 日本思想大系『古事記』、補注（岩波書店、一九八二年）。
- 14 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考証 上巻』第二版（天山舎、二〇〇二年）。
- 15 日本古典文学大系『日本書紀』、頭注（岩波書店、一九六五・六七年）。以下、漢籍による文飾は古典大系本による。
- 16 欽明元年九月己卯条。
- 17 敏達十二年七月丁酉朔、是歳、各条。
- 18 井上光貞『日本書紀』の成立と解釈の歴史『日本書紀』（中央公論社、一九八三年）。日野昭氏はさらに踏み込んで、律令制成立期にはすでに、天皇は現実社会の統治者として、仏法外護の徳をになうものとして意識されている、と述べる。日野昭「敏達朝の仏教伝承についての一考察」『龍谷大学論集』四三一（一九八八年）、のち『日本書紀と古代の仏教 日野昭論文集Ⅰ』（和泉書院、二〇一五年）所収。
- 19 日本古典文学大系『日本書紀』頭注。
- 20 推古紀十四年五月戊午条。
- 21 天武紀六年六月是月条。
- 22 坂本太郎『六国史』（吉川弘文館、一九七〇年）。
- 23 川副武胤『古事記の世界』（教育社、一九七八年）。
- 24 河野勝行「記・紀構成原理の一つとしての『聖君主』観」『歴史学研究』三八九（一九七二年）。

²⁵ 日本思想大系『古事記』補注（岩波書店、一九八二年）。

²⁶ 坂本『六国史』（前掲）。

²⁷ 坂本太郎『六国史』（前掲）。

²⁸ 第二章「記紀の説話と地方の伝承」参照。

²⁹ 『続日本紀』に推古朝がみられるのは、和銅七年四月辛巳（小野朝臣毛野薨伝）、養老元年正月己未（巨勢朝臣麻呂薨伝）、天平勝宝五年三月辛未（巨勢朝臣奈氏麻呂薨伝）、天平宝字二年四月己巳（難波薬師奈良等十一人改姓）、延暦七年七月癸酉（大中臣朝臣清麻呂薨伝）、延暦十年十二月甲午（越智直廣川等五人改姓）各条。また、孝徳朝のみられる記事は、文武四年四月己未（道昭和尙薨伝）、大宝元年正月己丑（大伴宿禰御行薨伝）、和銅元年閏八月乙酉（高向朝臣麻呂薨伝）、和銅七年五月乙亥朔（大伴宿禰安麻呂薨伝）、養老元年三月癸卯（石上朝臣麻呂薨伝）、神龜元年六月癸巳（巨勢朝臣邑治薨伝）、天平宝字五年四月癸亥（巨勢朝臣開麻呂薨伝）、天平神護二年三月戊午（秦比登淨足等十一人改姓）各条。

はじめに

記紀の応神から継体までの諡号（呼称）は、他の天皇に比べて簡素であることが確認できる。これらは古い時代の呼称を伝えたものと考えられ、その説を発展させて王朝交替論も展開された²。こうした議論により、呼称の区分から天皇の実在性も議論され、仲哀以前は実在性が疑問視されることもある。

一方、応神・仁徳から雄略までは、『宋書』夷蕃伝倭国条（以下『宋書』倭国伝）にみられる讃・珍・済・興・武の、いわゆる倭の五王が記紀のどの天皇に比定されるかの研究も行われたが、意見の分かれる点も残されている。

このような議論は、叙述の分析と、その結果位置づけられる天皇の性格に左右される。そこで本章では、次のような叙述の分析を試みる。まず、『宋書』倭国伝の五王比定の再検討を行う。次に、記紀の物語伝承のうち、天皇や皇族にまつわる抗争伝承に関して、その性格を分析する。これらの考察によって、記紀の応神・仁徳から雄略までの叙述の性格を考え、記紀編纂時期において、「過去」の天皇にどのような歴史像をもっていたかの一端に迫りたい。その過程で、氏族伝承と同様の視点から天皇の伝承について考え、その様相についても触れてみたい。

一、倭の五王について

『宋書』倭国伝には、いわゆる倭の五王について、「讃死す。弟珍立ち…」、「済死す。世子興、遣使貢獻」、「興死す。弟武立ち…」とある。珍から済へ王が続く記述については両者の続柄が示されていない。このことは記紀批判の一要素にもなったが、しかし、後述のように、概ね珍から武に到る王を記紀の天皇に比定する議論は統一的に述べられる傾向がある。ただ、讃が記紀のいずれの天皇であるかは、まだ様々に意見が分かれている。ここでは、比定の方法に関する問題を整理し、一貫した方法論を考える。その上で、記紀の叙述から中国史料に記述される状況を補強できるか否かについて検討する。

1 名による比定の問題

五王の比定はこれまで、五王の名と記紀の天皇の名との類似性を中心に、議論がなされてきたといつてよい。まず、従来の比定の主な論拠を整理すると次のようになる³⁾。

讃 応神ホムタ天皇の「ホム」語義と「讃」字義の合致

仁徳オホサザキの「サ」との通音

履中イザホワケの「ザ」との通音

珍 反正「ミツハ」の名の由来伝承と「珍」字義の合致

済 允恭ヲアサツマワクゴノスクネの「ツマ（妻Ⅱサイ）」と「済」との通音

同じく「アサ」の「サ」と「済」との通音

同じく「アサツマ」の「ツ（津）」Ⅱ「済」

興 古音「ヒョン・ヒン」が安康アナホの「ホ」と通音

武 雄略オホハツセワカタケの「タケⅡ武」

右のうち、珍・武は名の中心となる語彙と漢字の意味との対比である。武の比定は埼玉稲荷山古墳出土の鉄剣銘にワカタケル大王とあることが明らかになり、記紀の雄略（オホハツセワカタケ天皇）の実在性が確定視され、さらに補強されたといえる。珍を反正とする視点は、反正が生まれながら齒が珠のように美しいので「ミツハワケ」という名の由来伝承があり⁴⁾、伝承される名の意味と「珍」の字義とが符合する。「珍」は『楚辞』『説文』に「寶」といい、『周礼』では玉器を指して「珍圭」という⁵⁾。その他漢籍で「貴」「美」「めずらしい」等に用いられることから⁶⁾、「珍」の用字は本来、貴重な宝物となる玉器を意味した。珍を反正とみる従来説は武の場合に照らせば妥当な考え方といえる。

ところが、讃・済・興は記紀の名の一部と『宋書』の漢字との通音を対比している。この方法は既に批判されているように、通音となる部分だけを恣意的に抽出している⁷⁾。

允恭はヲアサツマワクゴノスクネ(『日本書紀』雄朝津間稚子宿禰天皇、『古事記』男浅津間若子宿禰命)と伝えられ、「ヲ(接頭辞)」「アサツマ(地名)」「ワクゴ(若い男性)」「スクネ(尊称)」のように分解すると、地名や美称を中心とした抽象的な呼称といえる。「済」は初義が水をわたること、そこから派生して人を救う、事が成就するの意味になったとみられる⁸。このほか、『詩経』『莊子』には「止」、「淮南子」で「通」、「方言」で「滅」「憂」の意で用いられ、説明されている⁹。したがって、允恭の名の要素と「済」の意味とは合致する部分がなく、天皇呼称が抽象的要素の連続である場合には、中国史料の五王の名と記紀の天皇名は対比ができない。

安康の名は記紀とも「アナホ」(穴穂)と称され、『古事記』安康段に「石上之穴穂宮」に治天下とあり、『日本書紀』安康即位前紀十二月壬午条に「則遷¹⁰都于石上」。是謂¹¹穴穂宮¹²。とある。アナホは宮号もしくは宮のある地名で、允恭と同様の問題を有する。このように、記紀の天皇の名は実名ともとれる個性を中心とするもの、地名などを尊号の中心とするものなどがあり、一様に扱うべきではない¹⁰。したがって、済・興・武については、雄略¹¹武を起点とした記紀系譜との対応関係から比定するほかに方法はない。

次に讃を考える。『宋書』倭国伝で讃の弟が珍であることや、上述の通音による推測などから、仁徳や履中に比定する説がある。また、「讃」はホムタの「ホム」であるとして応神に比定する説もある¹¹。

仁徳はオホサザキ(『日本書紀』大鷦鷯天皇、『古事記』大雀命)と表記され、鳥を意識した名である。履中はイザホワケと伝えられ、履中即位前紀では「去来穗別天皇」について「去来、此を伊弉と云ふ。」と註がある。これは「伊弉諾尊」と同じ表記だが、もし同じ発想からきたものであれば、「イザ」は勧誘¹²・誘発¹³を意味する間投詞と考えられる。「ホ」を単語としてみる場合、上代の用例では、「火」(「ひ」の古形)、「帆」(船の帆)、「穂・秀」(突き出たもの、色・形・質など他より抜きん出て目立つもの)がある¹⁴。このような語法を考えると、履中のイザホワケは火または突出したものを誘発する觀念からきた呼称とみられる。

「讃」は『周礼』鄭玄注に「讃、佐也。」とあり「たすける(「賛」に同じ)」、あるいは『釈名』釈言語に「讃、録也。」とある。しかし、同じ釈典芸に「人の美を称して讃と曰ふ。讃、纂也。」として、人を称賛して叙述編纂する意が説明され、『魏志』で「下詔褒讃」、「後漢書」でも「ほめる」「たたえる」の用法が一般化している¹⁵。『宋書』の「讃」も時代的に『魏志』『後漢書』と同じ用法が主流であると考えられることができる。

応神は、誉田天皇（『日本書紀』）、品陀和気命（『古事記』）と表記される。記紀ともにその名の由来が説明され、生まれながらに腕に鞆の形の穴（肉づき）がありその名が付いたという。名の由来伝承を有するのは反正と同様である。ただし、応神即位前紀では註に、上古の俗は鞆を「ホムタ」と謂ったとし、これを根拠に天皇の名としている。『古事記』仲哀段の皇子女記事では、鞆をそのまま「トモ」と解して大鞆和気命、亦の名を品陀和気命としている。『日本書紀』の場合、鞆の古訓がホムタかどうかの信憑性が問題であり、『古事記』の伝が正しい場合には、ホムタの名と由来伝承は全く無関係となる。

『日本書紀』応神即位前紀の註ではもう一つ由来伝承がある。天皇は太子の時に越国へ行き角鹿箭飯大神を拝祭した。このとき大神と名を相易、誉田別尊となった。天皇のもとの名は去来紗別尊であつたという。しかし、「然れども見ゆる所無くして未だ詳らかならず」と続けて、伝承が不確からしいことを示している。『古事記』仲哀段では、角鹿に坐す伊奢沙和気大神が名を易せんと述べた。こちらは角鹿の神の名がもとからイザサワケのように述べており、話の後半も名をかえた話ではなく、イルカが浜にいたことからつながる神名と地名との由来話となっている。

応神は名について二つの伝承をもつが、どちらも記紀に掲載された時点で不確定な印象の伝承である。ただ、応神の名について由来伝承を語ろうとした姿勢は、応神の呼称「ホムタ」が地名や抽象的尊称ではなく、固有の名として認識されたことを示すものといえる。武とタケル、珍とミツハのように、名の中核部分が漢字の意味に等しいことが求められれば、ホムタを讃に当てることも可能である。川口勝康氏も讃は「ホム」であるとして、讃にはホムタワケかホムツワケの名が浮上すると述べた。しかし、これはあくまで珍の兄の讃であり、垂仁の皇子（ホムツワケ）や応神と考えるべきではないとする¹⁶。これは『宋書』倭国伝記載の系譜から、「原帝紀」を系譜加上の理論によって復元した結果だが、記紀系譜の加上を理論的に説明しえたとしても、記紀編者がそれをおこなった証左はみられない。筆者は『日本書紀』における対外記事のあり方を捉えれば、応神を讃に比定し得る根拠は存在すると思われる。

2 『日本書紀』の対外記事と応神

『日本書紀』における対外記事は、朝鮮半島に関わるものが多くを占めるが、その様相が顕著にあらわれるのは、神功皇后の新羅遠征伝承以降である。神功皇后に関する記紀の叙述では、太子である応神が武内宿禰に伴われて角鹿大神を拝し、帰還後に神酒を奉る話

まで共通している。神功紀はそのあとに三十九年から四十三年までの三条の記事を立てて『魏志』と対比し、景初三年（二三九年）、正始元年・四年（二四〇・四三年）に年紀を合わせている。神功四十三年以降は、分註にもみられる百済記などを参照して、独自に記事を作成している。この四十三年紀以降の対外記事は、本文や百済記などの朝鮮系史料にみられる百済王の交代年次と、『三国史記』百済本紀にみられるそれとで干支が一致する部分がある。そこで神功・応神紀の該当記事の干支を二運（一二〇年）繰り下げること、西暦年を基準に日本と朝鮮に関わる記事を擦り合わせる¹⁷ことができる。この二運繰り下げの操作によって、『日本書紀』の百済系史料に基づくとみられる記事から五世紀前半頃の朝鮮半島を含む倭国の情勢を推測することも可能となった。しかし、あくまで『日本書紀』の編纂意図は干支を二運繰り上げて、皇統の長い伝統を叙述しようとするところにある。

このように、朝鮮系史料によって百済王暦に一致する本文が確認できるのは、雄略紀以前では神功・応神と雄略に限られるが、『日本書紀』と『三国史記』との間には著しく百済王暦が合わない箇所がある。一つは直支王（腆支王）が薨じ久爾辛王が即位する年で、『日本書紀』はこれを応神二十五年の甲寅（修正四一四年）、『三国史記』は庚申（四二〇年）としている。一方で、『宋書』では、東晋の義熙十二年（四一六年、百済伝）、永初元年（四二〇年、武帝紀）、景平二年（四二四年）・元嘉二年（四二五年）（各百済伝）に百済王の扶余映の名がある。いま一つは、『日本書紀』が『三国史記』の記す毗有王の王暦を加味しないで、蓋鹵王に直接王代をつないでいることである。三品彰英氏はこれに関して、『三国史記』百済本紀、「百済記」によった『日本書紀』の記事（応神二十五年紀）、「百済新撰」の記載に関わる『日本書紀』の記載（応神三十九年・雄略二年各紀）、『宋書』にみられる百済王関係の記事の四系統に史料を分類し、これらは王位の存否の問題ではなく、各史料編纂の立場による承認の問題であると指摘した¹⁸。ここで注目しなければならぬのは、百済王暦の連続に関わる問題が、応神紀と雄略紀とに跨いでいることである。

応神二十五年は百済王の交替を述べた上で、久爾辛王は年幼いため木満致が国政を執り、王母と相姪し、多く無礼を行ったため、天皇がこれを召したと述べている。この条には「百済記云」ではじまる註があつて、木満致は神功四十九年条・六十二年条の百済記にみえる木羅斤資の子であるとする。

この記事は、木羅斤資のみえる神功四十九年・六十二年とあわせて干支をさらに一運下げて四七四年が本来とする見方がある¹⁹。と

いうのも、『三国史記』百濟本紀の蓋鹵王二十一年乙卯（四七五年）に、高句麗が百濟へ侵攻し、王子文周は木菟滿致・祖弥桀取と南行して逃れたことが記されている。その註の「木菟・祖弥皆複姓。隋書以_三木菟為_二二姓_一。未_レ知_三孰是_一。」から、木菟滿致は木滿致であることはすでに広く指摘されており、これに辻褄を合わせようとする姿勢である²⁰。一方、二運繰り下げのまま解釈し木滿致の長年の権臣を評価する説もある²¹。木滿致を中心に、関連する三記事を三運繰り下げて解釈すると、確かに高句麗の百濟侵攻とは辻褄は合うが、神功紀四十九年は、木羅斤資・沙沙奴跪の人名を基準に「百濟肖古王・王子貴須」を加えて改作したことになる。こうした考え方が是とされると、『三国史記』などの王暦の干支と一致する考察根拠が薄弱となる恐れがある。部分的に考察の基準を変更しないほうがよいだろう。

その上で、改めて応神二十五年条を検証すると、この条は百濟関係の史料を註に参照していない。このことから、四二〇年頃に直支王の薨じたことを何らかの史料に依拠して叙述ながらも、木滿致に関する記載などは、干支の近いことを利用して四七五年前後の記録なども参照された可能性も考え得る。先述のように、『日本書紀』の年紀は干支の符合に依拠している。

朝鮮系史料によったとみられる応神紀の記事は三十九年条でおわり、次に同様な性格を指摘できる記事は雄略二年から五年条である。この二者は、朝鮮系史料で直結するばかりでなく、同様の内容を含む意味でも一連の流れをもっている。干支の順に基づいて配列すると『日本書紀』の叙述意図が明瞭となる。

① 応神三十九年条（戊辰Ⅱ修正四二八年）、百濟の「直支王」は妹の斯齊都媛を日本に遣わし仕えさせた。媛は七婦女を率いて来帰した。『三国史記』には同じ年（毗有王二年）に「倭の使いが至る。従者五十人。」とある。相互の記事が同じ目的かどうか、これだけではわからないが、相互に遣使の往還があることは認められる。

② 雄略二年七月条の「百濟新撰」には、己巳年（四二九年）「蓋鹵王立つ。」のあとに、天皇は阿禮奴跪を百濟に遣わして女郎をさがさせたこと、それに対して百濟は慕尼夫人の女を飾り立て、適稽女郎と称して天皇に貢進したことがある。

③ 同じ雄略二年条（戊戌Ⅱ四五八年）本文には、百濟の池津媛は天皇の幸せんとする意に反して、石河楯と姪行に及んだ。天皇は怒って大伴室屋に詔して来目部を使って夫婦の四肢を木に張り付け焼死させたとある。

④ 雄略五年（辛丑Ⅱ四六一年）の四・六・七月条では、百済の加須利君（蓋鹵王）が池津媛（割註「適稽女郎」）が燔殺されたことを聞き、今後日本に采女を貢がないことを議す。また弟の軍君（昆支君）を日本へ遣わすことを告げ、軍君の日本への旅程を述べる。

②と③は実年代で二十九年の開きがあり、②を応神紀に入れても不自然ではない。また④で池津媛は割註で「適稽女郎なり」として②と対応する。つまり『日本書紀』は、時期の異なる女性のやり取りの話を雄略二年紀にまとめ、類似の話を応神・雄略二朝に跨いで記述している。『日本書紀』は毗有王を認知していない百済史料をもとに記事を立てたため、干支よりも蓋鹵王代であることを優先してこのような結果になったことも考えられる。

この間の『宋書』の記述によると、西暦四三〇年代から珍・済・興が朝貢しており、宋の大明六年（四六二年）には世子興に称号が与えられている（本紀、倭国伝）。右の雄略紀③④は必ずしも外国史料の時系列に合うものではない。

以上のように、朝鮮系史料を参照しつつ述べられた応神紀の記事には、同様の話を応神と雄略に振り分けられた部分が認められる。これは、応神紀の編纂態度として、干支によって百済史料に対比させたいこと、雄略と同様の重み付けを行いたいことを想起させる。

3 呉国に関する記事

朝鮮系史料に基づくとみられるもののほかに、応神紀と雄略紀では対外関係記事が重複していることが既に指摘されている。平野邦雄氏は雄略紀の記事の信憑性を問う目的で、A百済が縫衣工女などを献じた記事（応神十四年・雄略七年）、B呉国に使者を遣わした記事（応神三十七年・雄略八年）、C呉よりかえった衣縫などのうち、兄媛・弟媛の兄媛を神に奉り、残りが部などの祖となった話（応神四十一年・雄略十四年）、D秦氏に関する話（応神十四年・雄略十五年）、E倭漢氏・漢部に関する話（応神二十年・雄略十六年）を取り上げ、同じものを分けて記したか、雄略紀の起源を応神紀に求めていることを指摘し、後者の場合必ず雄略紀が基準であるとした²²。

同じ伝承素材を応神紀と雄略紀に分けて記したとする見解は筆者も同意見である。しかし、それによって雄略紀の記事に信憑性を与えてよいとまではいえない。右に掲げたAからEはすべてトモ・トモノミヤツコや部民制に関わるもので、王権・朝廷の実働奉仕者とその管掌氏族を述べたものである。これは『日本書紀』が編纂叙述であることを前提に考えると、雄略朝が政権機構の整う画期として捉えられた歴史観に基づいている可能性も想定しなければならない（第七章参照）。

吳（吳国）へ遣使した記事は、『宋書』倭国伝における倭王武の動行との整合性について注目されることが多かった。「吳」は、前述『宋書』との対応関係から、中国南方王朝とする解釈が支配的といえるが²³、こうした手法は考証学的な思考を脱していないとの指摘もある²⁴。一方、日本古代の「吳」の用法は朝鮮半島南部の地を起源としており、のちにカラに「唐」、クレに「吳」を当てたのだとする指摘もある²⁵。仮に事実がそうであっても、『日本書紀』の用法においてどうか本稿の関心である。また『日本書紀』では、中国に対して隋・唐のことを「大唐」などとしているので、一旦、史料用語としての「吳」の観念を確認しておく必要がある。

先のB Cの遣使記事は衣縫工女を得ることを目的としてそれを達成している。B雄略八年の遣使は十年に帰国したことになっている。筑紫に到ったとき吳から献じられた二羽の鵝が水間君（別本では筑紫嶺縣主）の犬に噛まれて死に、水間君は鴻と養鳥人とを天皇に献上して贖罪した。この場合、話の結末は養鳥人の奉仕起源である。そもそも、吳に遣わされた身狭村主青・桧隈民使博徳や、吳王が献じたという衣縫などは、「坂上系図」所引の『新撰姓氏録』逸文と対比してみると、漢氏の氏族伝承から出ているのではないかとも考えられる。

雄略十四年四月条の記事は、吳人に饗を催したというもののだが、本筋は坂本臣祖根使主が玉纓を盗んだ事件の発覚と、その処罰とかなる氏族伝承ともいべきものである。

上掲の重複記事のほかに吳のみられる記事では、まず吳国が朝貢してきたというものがある（仁徳五十八年十月、雄略六年四月各条）。また、雄略十一年七月条には、百濟から逃げて化来した貴信という人物が吳国人で、磐余にある吳琴弾らはこの後であるという。渡来系氏族の始祖伝承である。

推古紀においても「吳」がみられる。十七年四月には百濟の僧や俗人が肥後国葦北津に漂着し、その消息をうかがったところ、吳への遣使であったが乱が有って入国できず、引き返して暴風に遭ったという。二十年正月条には蘇我氏の寿ぎ歌に対する天皇の歌で、「蘇我の子等は、馬ならば日向の駒、太刀ならば吳の真鍮（まさび）」とあり、誉め言葉として吳の太刀を述べる。また同年是歳条には、皮膚に斑のある者が須弥山の形と吳橋を南庭に構築した話と、百濟人の味摩之が吳で伎楽舞を習いそれを伝えた話がある。推古紀における「吳」は、百濟人の遣吳使や須弥山と一对の吳橋など、中国を観念していると解釈できる。

しかし同じ推古紀でも、遣隋使に関わる場合は隋をさして「大唐」、裴世清などを「唐客」としている²⁶。また、二十六年八月癸酉朔条では、高麗が遣使し方物を貢ぐ記事で、隋の煬帝が我を攻めたが我が為に破れたと言うとある。これは『日本書紀』が「隋」と記す唯一の例だが、実際に高句麗の動行を伝聞した記録に基づくものと認めてよいであろう。

以上のように、『日本書紀』では主に中国を意図して「呉」を用いているとみられるが、これらの記事は、渡来帰化・奉仕起源に関わる氏族伝承、中国の文物などに関して用いられている。遣隋唐使の場合は「唐」である。特に推古十七年は同じ年紀でありながら、小野妹子は「大唐」より至るとし、百濟人は「呉」に遣使されたというのは、用法の違いが明確にあらわれ、初期律令国家が編纂した『日本書紀』において外交儀礼を行う中国は「大唐」であるとの認識があらわれている。

『日本書紀』では引用・文飾の句章として『梁書』や『隋書』を参照している。しかし、朝鮮記事が朝鮮史料と符合するのと異なり、中国外交の記事が『梁書』や『宋書』のような中国史料とは符合しない。したがって、雄略紀以前の中国との対外記事は外国史料によったものではない。律令制初期の時代にあつて、応神には外交の始まりであるとの認識が強くはたらいっていることが考えられ、応神・雄略朝に「呉」に関する記事が集中している事実は、当時の認識によるところが大きいと考えられる。問題は、その認識がどこからきたかである。

先述のように、朝鮮史料による確実な外交記事は応神・雄略に当てられた。特に五世紀前半に当たるものが応神朝に当てられている。このことは、初期の確実な朝鮮外交が応神朝のことであるとの認識が存在していたと考えなければならない。『日本書紀』の叙述に参照されなかったが、『宋書』の西暦四二〇年代の記録に残る倭王は讃である一方、『日本書紀』が干支を基準に応神朝の外交に当てている時期は、同じく西暦で四二〇年代を下限とする。日本において西暦四二〇年代の確かな記録がないとしても、応神に対しては、中国・朝鮮との外交が大きく動き出した頃の王という印象が強く残っていたのではないかと考えられる。

これらの状況から、『宋書』倭国伝の倭王讃を『日本書紀』の誰に比定すべきかという議論に関していえば、応神に比定されることが適当ではないかと考える。応神・雄略各紀の叙述姿勢は、積極的外交を行った事実の端を発するも、その具体的な事実内容がわが国で伝承されることなく、七・八世紀に歴史観念のみが残ったと考えることができる。

『日本書紀』が参照した朝鮮系史料は、主として百濟滅亡を機に渡来した亡命百濟人によって日本向けに書かれたものと考えられる。『日本書紀』において朝鮮系史料が参照され、中国史料が対比されない背景も考慮してよいと考える。

倭の五王のうち讃を応神に比定すると、珍（反正）は応神の弟かどうか、仁徳・履中を如何に捉えるか、などの疑問点が常に付きまとう。

『宋書』倭国伝の「讃死して弟珍立つ。」に対して、讃を履中以外の天皇に比定する場合、朝貢する大王の空白を中国側が誤認したとする想定が行われることがあった²⁷。済・興・武の父子兄弟関係は、倭国伝の朝貢経過においても、上表文の中においても、また記紀の述べる統柄においても、そのまま受け取ってよいであろう。しかし、讃・珍の系世にはそうした確認の余地がない。ここでは、讃を応神であると仮定した場合、「讃死して弟珍立つ」は中国側の認識にしたがった記述である点に留意し、後節の考察と合わせて考えてみたい²⁸。

二、天皇の抗争伝承

仁徳・履中が中国に朝貢した五王に含まれないと仮定すると、これらをどのように位置づければよいか。倭の五王は中国史料の認識で表出された倭王であるのに対して、応神から雄略までの天皇は日本史料の認識である。そして、日本史料でこの間の外交記事を述べる際、朝鮮系史料を参照しながら応神・雄略に話題を集中させている。

仁徳・允恭紀にも朝鮮関係記事がある。試みにこれを検証してみる。

仁徳十二年条は高句麗が朝貢してきて鐵盾を献じたというが、続けて的臣の祖先伝承へ転化する。同十七年と五十三年条は、新羅が朝貢しないという記事で、十七年では的臣祖砥田宿禰と小泊瀬造祖賢遺臣が派遣され、新羅は畏まって朝貢した。五十三年は上毛野臣祖竹葉瀬・田道が活動する。田道は新羅と交戦に及ぶが、新羅の「強力者」の名を百衡（モモツク）というなど、日本で構えられた伝承の要素が濃い²⁹。いずれも仁徳紀のものは氏族伝承に基づいており、外交記録に依拠したとは評価し難い。

允恭記紀には、天皇が病になったので新羅の良医（『日本書紀』・葉方（『古事記』）によって治癒したというものがある。これは日本

と新羅の交渉によってそうした事実も想定は可能であるが、朝鮮史料に依拠したとみられる固有名詞なども認められない。また、朝鮮史料を参照した可能性の薄い『古事記』においても叙述している点にも注意するべきであろう。

即位した天皇や王の認識、対外交渉に関する認識が、外国史料と日本史料とで異なる場合、日本史料独自の叙述については、日本の中での認識を考えなければならない。

1 旧辞的物語と抗争伝承

天皇の歴史を語る記紀の素材は帝紀・旧辞・上古諸事といったものが知られる。このうち、天皇の性格を知る参考となるのは、物語を伴う伝承である。先行研究によると、物語伝承の基本的な特徴は次のように指摘されている。①政治意識の表出を意図しながら外形的には歌謡を含む説話群（津田左右吉³⁰）、②帝紀と旧辞がよく融合されたもの、③説話のかたちをとりながら帝紀の延長というべきもの³¹。政治の説話化（②③武田祐吉³¹）。

武田説は『古事記』神武・応神段を②の類型、仁徳段を③の類型とした。応神段の叙述は、立太子に関する問答、渡来人、氏族、部、地溝など国家史的叙述のテーマが多い。一方で、婚姻や恋愛にまつわる歌物語、宇治で矢河江比売を娶る話、「太子大雀命」が髪長比売を得る話がある。後者の歌謡や女性にまつわる叙述は文学的な旧辞と評される。ただ、物語には建内宿禰が関わり、この個性の物語は完成が新しいとの指摘がある³²。

『古事記』では、上述のテーマのほかに皇族内の抗争を語る物語も存在する。これは皇位篡奪や不敬に基づく事件で、天皇側が勝利を収める構想である。このことから、皇位の神聖・正当を主張する物語という評もある³³。この場合、「神聖」の意味が明瞭ではない。抗争の動機としては、恋愛や歌謡も語られる場合があるから、皇族抗争の物語は①といえることができる。西山良平氏はこの抗争伝承を「王権の△侵犯▽」と位置づけた。王者の殺害（身体の抹殺）と、王権の身体の禁忌違反（帝の御妻との密通）とは密接に関連し、違反者の死に帰結する構想である。これは、歴史的に通底した観念であったが、身体の禁忌違反は『古事記』でいえば下巻のみにしか関係していないと分析した³⁴。西山氏の考え方を参考にすると、物語の中に男女の恋愛と歌謡が存在し、それに導かれて王権内に争乱が発生する伝承の構図や、そうした伝承が度重ねて語られる通念が理解しやすくなる。

『古事記』下巻の抗争伝承は、履中段の墨江中王の叛乱、安康段で木梨輕王が姦通により追われる（『日本書紀』安康紀では死にいたる）話、雄略が目弱王・黒日子王・白日子王・市辺忍齒王を殺す話、これらが一連のもののように叙述されている。そこで、これらの物語は允恭系王統に対する履中系王統の物語であって、允恭系を非の立場に物語るものとして評する学説がある³⁵。允恭系王統を意識するということは、允恭系王統の皇位継承が絶えてのち、これを敵視した履中系王統の意識があったことになる。仮に帝紀・旧辞を体系的にまとめはじめた時期を諸説に従って六世紀頃とすると、この時期に右のような敵対意識が存在したか否かが問われなければならない。結論からいえば、記紀の天皇には体系だった歴史観が作用していると考えられ³⁶、一連の抗争伝承を允恭系・履中系といった王統史観から捉えることは難しい。また、これらの物語にも多くの歌謡が含まれているから、文学的創作性も考慮しなければならない。雄略の市辺忍齒王殺害についていえば、『日本書紀』の方が非の立場を明確に表し、旧辞を強調し文学性の高い『古事記』においてそれは曖昧である。

これらは、皇位に関する政治的物語として記紀の完成過程で造作された可能性も検討しなければならない。仮に造作された話が混入しているとしても、古い伝承素材を再構成したことも考えられる。この場合、素材となった古い物語がどのようなものであったのかという疑問が新たに浮上する。また、身体の禁忌違反が下巻のみにしか存在しないとする指摘に対しては、中巻のものはどのような性格を有する物語であったのかという疑問も浮上する。以下、これらの視点に立って、皇族の抗争伝承が天皇の叙述とどのように関わるかを考える。

2 抗争伝承の類型

抗争伝承全体を概観すると、抗争・叛乱を鎮圧・平定する主体を二種類に区別することができる。ひとつは合戦の様相を呈し、「天皇の軍」が相手個人または相手方を滅ぼしたとするもの、もうひとつは、抗争の当事者である皇子（天皇）自身の活躍によって相手を滅ぼすもの（以下「個人活躍型」と称する）である。

「天皇の軍」型の話は、垂仁記紀の叛乱伝承、『古事記』仁徳段の女鳥王・速総別王の反逆、允恭朝木梨輕太子の姦通の話にみられる。垂仁朝狭本毘古王の叛乱伝承は、天皇を殺して治天下をうかがう話として始まるが、ホムチワケ王の誕生と「天皇の軍」によるその

救出へと話が転化する。

女鳥・速総別の話の前半は、仁徳と速総別が恋敵となって歌を応酬するところに叙述の重点が置かれている。そして天皇は軍を興すが、將軍の名は記紀の間で異なる。『古事記』の將軍山部大楯連は、女鳥・速総別が滅んだあとの後日談で女鳥王の玉釧の話があらわれ、臣下の死刑を巡る中ではじめて出てくる。

軽太子の姦通の話は記紀とも素材はほぼ同じである。軽箭・穴穂箭（『日本書紀』では括箭）の起源も記紀に共通している。しかし話の展開では記紀の間で異なる。『古事記』は姦通から戦へ話が直結するのに対して、『日本書紀』は、姦通の後、まず軽大娘皇女が伊予へ流され、安康即位前紀で皇位を巡る抗争として戦の話となる。こうした展開の違いの結果、太子と郎女の歌のやりとりは詠み手を入れ替えて伝えている。さらに、『古事記』の歌には名称が付されて芸能歌謡の由来のようにも読める。この伝承は歌を含む旧辞的物語特有の恋愛話を核とし、武器の起源も語りながら、穴穂の即位への道筋を述べる、複合的な伝承と言うべきで、はじめから一貫した物語とは考えがたい。

以上のように、「天皇の軍」が抗争を平定する設定は、叙述の素材が複数存在しており、平定主体の天皇・皇子の具体的な動きがうかがえない。これは神武東征伝承で主人公であるはずの神武に動きや個性が感じられない³⁷のと同様である。この型の話は、最終的に天皇の側が勝利する目的で語られるが、話題の中心や素材が天皇自身と不可分とはいえない。

次に個人活躍型をみる。崇神の建波迹安王、仲哀の香坂王・忍熊王による戦伝承は丸迹氏の個人が活躍する。よってこれらの話は丸迹氏の祖先伝承が素材となったと考えられる。また、『古事記』仁徳段の宇遲和紀郎子と大山守命も、郎子の出自や戦の伝承情景から考えると、これも丸迹氏伝承から派生したものではないかと考えられる（第四章参照）。

記紀の素材に氏族の祖先伝承が含まれると想定される時、中心的な活躍をする人物や、叙述展開の特徴からその氏族を類推するのが一般的な考え方である。同様に、皇族の抗争伝承で当事者個人が活躍する伝承は、天皇あるいは大王氏の祖先伝承的性格を想定する一助となるのではないかと考える。

『古事記』中巻で個人が活躍するのは、神武崩後の当芸志美美の乱で、これは神武の後継をめぐる抗争である。この話は個人活躍型

に分類できるが、次に示すように、類話によって構成された複合的伝承といえ、大王氏祖先の個人的伝承とは結論付けられない。その一は、タギシミミの謀略が、『古事記』では祖イスケヨリヒメの歌で発覚するが、『日本書紀』には歌がない。歌謡の有無は抗争伝承の本質には影響していない。その二は、タギシミミを殺害する経緯で、弟の神沼河耳命が兄の神八井耳命に殺害を促すが、兄は恐れをなし、弟が代わってタギシミミを殺害する。恐れをなす者に代わり奮起して相手を討つ展開の話は、『日本書紀』皇極四年六月戊申条の蘇我入鹿殺害で、斬殺を仰せつかった佐伯連子麻呂等が恐れ、それに代わって中大兄皇子が奮起する展開に類似する。その三は、タギシミミの滅亡後、兄が弟に皇位を勧め、自らは忌人（『日本書紀』では神祇を奉典する者）になるといい、意富臣（多臣）等の始祖伝承となる。これも海幸彦・山幸彦として語られる火照命・火袁理命の神話物語で、兄が弟に対して天津御子の為に俳優となるといい、隼人の王権奉仕の起源を語る類話がある。

3 『古事記』下巻の個人活躍型抗争物語

『古事記』履中段、墨江中王の乱には、天皇を取るという表現がみられ、これを平定することは、天皇の正当性を述べる理論に適う叙述である。これに対し、『日本書紀』は黒媛をめぐる恋愛話から戦が述べられる。

履中の避難を助けた者として、記紀には共通して倭漢直祖阿知使主が登場し、『古事記』では阿知使主を蔵官に任命する記載もみられる。『日本書紀』ではこれに平群木菟宿禰・物部大前宿禰を加えている。平群・物部両氏の登場は、履中二年十月条の国事を執る者や雄略紀以降、その氏族が大臣・大連となったと伝える叙述に関連づけて理解することができる。これらから、履中を助けたというのは倭漢直氏の祖先伝承がもとであった可能性がある。

墨江中王を滅ぼす経緯は、履中から疑いの目を向けられた水齒別命が、策をめぐらして活躍する話として述べられている。水齒別命は墨江中王に仕える隼人に厚遇を約して、主人を殺害させるが、殺害の後、その隼人自身が殺される。隼人殺害の理由は、水齒別命の為に大功はあったが反面己の主人を殺したことによる。この際、「不義」「無信」あるいは「無慈」などの語を用いている。『古事記伝』にあるように、中国思想の影響がうかがえ、儒教的政治思想によって完成された観がある。しかし、水齒別命が策を巡らして叛乱が鎮定に向かう過程は、個人の活躍する話と位置づけることができる。

安康記紀のはじめには、坂本臣祖根臣の讒言によって大日下王を殺す話がある。『古事記』では、大いに怒った挙句殺したとのみあり、詳しい経緯は明瞭ではない。『日本書紀』では兵を起こして皇子の宅を囲み殺したと述べる。『日本書紀』の方は「天皇の軍」型である。これは、後段で目弱王が安康を殺害する契機として、安康が大日下王を殺し長田大郎女を「皇后」とすることが重要な要素であると考えられる。

目弱王の叛乱は大長谷王（雄略）が主人公を引き継ぐが、その間に諸王を滅ぼしてゆく話が含まれる。『古事記』では安康殺害を受けて、大長谷王の問いに何も応答できなかった黒日子王・白日子王が抜刀斬殺により落命する。『日本書紀』では先に白彦皇子が殺され、黒彦皇子は眉輪王と共に圓大臣宅に逃げ隠れる。記紀の間で展開が異なり、黒日子・白日子という名も同母兄弟の中でも極めて単純な名であるから、これらの個性には強い創作性を感じられる。雄略はワカタケルと称され、「仇建人に過ぐ」（雄略即位前紀）と評される。黒日子・白日子の二者については、雄略の武勇的性格を伝承的に示すために殺害経緯が挿入され、それが皇室系譜にも反映された可能性が指摘できる。大臣宅でのやりとりは、記紀で語り方が異なるが、葛城の私有地とカラヒメを献上することで贖罪するという話題は共通する。目弱王殺害の戦では、このやり取りが重要な要素だったとみられる。

目弱王の次には市辺忍齒王が殺される。記紀共に雄略が自ら弓をひき、馬上から忍齒王を殺害する。殺害にいたる動機付けは記紀で全く異なり、『古事記』は忍齒王の発言が誤解を招いたとし、『日本書紀』はもともと忍齒王に国を伝えようとしていた安康の意思に反して、雄略が経略したとする。

以上の検討から、個人活躍型の抗争伝承で、記紀に共通して伝えるものは以下のように整理できる。履中が墨江中王に襲われ、これを水齒別命（反正）が策をめぐらして平定した。木梨之輕太子が姦通によって排斥された。安康が大日下王を殺したため逆に目弱王に殺され雄略は王を滅亡させた。その際、雄略は目弱王殺害の為にツブラ大臣宅を囲み、葛城の勢力基盤を奪取した。さらに雄略は自ら市辺忍齒王を殺した。これらは皇族抗争伝承の安定的な素材ということができる。

西山氏は「身体の禁忌」の精神が歴史的に通底している根拠として、穴穗部皇子の事件³⁸を例としてあげた。この事件の顛末は、蘇我馬子が炊屋姫尊を奉じて詔し、兵を出して皇子の誅殺に及んでいる。どちらかといえば「天皇の軍」による解決に近い。「天皇の軍」

型には複合的・造作的なものがみられたが、穴穂部皇子の事件は多少の物語性があるとしても基本的には実際の政争を語ったものである。この場合は、禁忌違反が死をもって解決するという精神を継続しているが、歴史的な展開として解決の手段が個人から組織へと移行したものとみることができる。

このような歴史的展開を想定すると、西山氏が仁徳以降に本質を求めた天皇・皇族間の抗争伝承は、雄略あたりまでは皇族個人が能動的に活躍する伝承にまで絞り込むことができる。個人の活躍を祖先の本質に求める様相は、氏族の祖先伝承と同様のかたちである。したがって、前述の個人活躍型の安定的な物語伝承は、伝統的に伝え来った古い天皇（大王）の物語伝承と位置づけることができる。その他の抗争伝承は、これら安定的な物語に導かれて語られるようになった可能性を指摘したい。こうして様々な抗争伝承が語られることで、政治思想では王権を存立させ得る観念となったといえることができる。

三、伝承と天皇の正当性

1 抗争伝承と皇統の理論

上節に掲げた皇族抗争伝承の安定した素材は、いずれも『古事記』でいえば下巻に含まれる。これらが王権の正当性を語るものとして存在したとするならば、中巻に相当する天皇の抗争伝承にはどのような位置づけを行うべきか。仮に中巻の抗争伝承が何らかの物語素材によって構築されたとなると、その抗争物語によってのみ、天皇の正当性が体系化されることは可能であったか、ここでは、抗争伝承を系譜の側面から考察する。

叛乱を起こす皇子の続柄をみると、応神の皇子の世代までは概ね天皇の異母兄弟もしくは傍系である（図8・1）。加えて、傍系皇子の母の出自をみると、勝利者側に比べて敗者側は出自の尊卑で劣る者が目立つ。神裔や皇族であるかないか、母の出自が氏族同士の場合、姓の有無や本貫が中央か地方か、などである。

仲哀后妃の場合（図8・1（d））、尊卑を決し難い出自だが、息長帯比売命は新羅を自ら平定し、その所生子応神は神に約束された「胎中天皇」であった。記紀の叙述においては、両者が一体であるという前提と、神託による天皇という位置づけとに勝者としての必然性

があると考えられる。

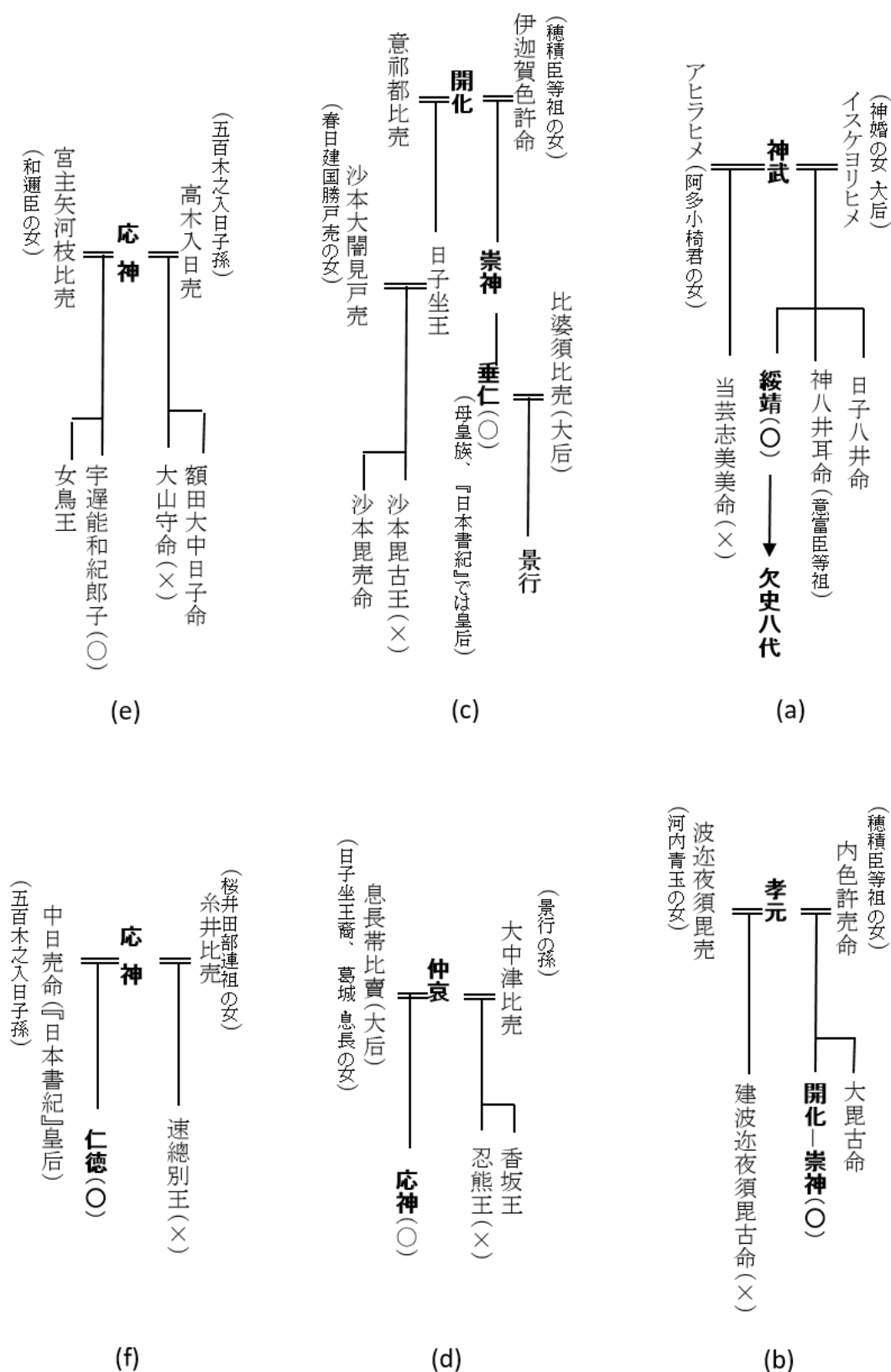


図8-1: 皇族抗争伝承における系図関係(神武～仁徳)

大山守命と宇遲能和紀郎子の場合(図8・1(e))、母の出自として高木入日売の方が高いことになるが、ここでの抗争伝承が、宇遲能和紀郎子と仁徳との皇位互譲の中に組み込まれている点に注意しなければならない。応神記紀において大山守命は山海(山川林野)の政、大雀(仁徳)は食国の政(国事)、宇遲能和紀郎子は天津日繼を知らしめす旨詔があった。互譲の過程において、これら王権力の全ては、大山守命の敗死と宇遲能和紀郎子の急逝によって聖帝仁徳に収斂される構想が想起される³⁹。また、『古事記』応神段には「太子大雀命」という記述があり、応神の次が仁徳となることを前提とした叙述態度である。この場合もまた、叛乱伝承の前提として母の出自より全体の叙述体系が優先している。

以上から、『古事記』中巻の抗争伝承は基本的に天皇を継承したという叙述体系と、それを導く系譜上の尊卑から体现される正当性であることが確認できる。

2 天皇系譜と「大后」

天皇の正当性が系譜観念の体现であることを、さらに確認するために、『古事記』における「大后」の用例をみる。『古事記』神武段のイスケヨリヒメは、その子孫が欠史八代の天皇へ繋がる(図8・1(a))。垂仁段の「大后」は、ホムチワケを生む元后サホヒメではなく、叛乱後に納められ景行を生んだヒバスヒメである(図8・1(c))。息長帯比売命は胎中天皇応神の母である(図8・1(d))。仁徳後裔の場合(図8・2)は、兄弟間に叛乱があるものの、「大后」石之日売の後裔のみによって皇位が受け継がれてゆく。允恭の「大后」忍坂大中津比売命の場合も石之日売の場合と同様である。履中の際に「大后」は称していない。

武烈までは「大后」の表記はみられない。武烈までの王統が途絶えたと、応神五世孫と伝える継体が即位する。その際、『古事記』は手白髪命に合わせることで天下を授け奉ったとし、手白髪命に「大后」と付している。この継体がその後の天皇の祖となり、手白髪命所生の欽明段では、宮号に「大宮」と称し、安閑・宣化の場合と記述が異なる。

岸俊男氏の研究以来、律令制に先立って、官司制的に大后制が存在することが提唱され⁴⁰、その後多くの研究者によってその意義や性格が論究されてきた⁴¹。少なくとも『古事記』の「大后」は、一部例外を除いては、皇統を受け継ぐ系譜の分岐に用いられた用語であることを確認できる。

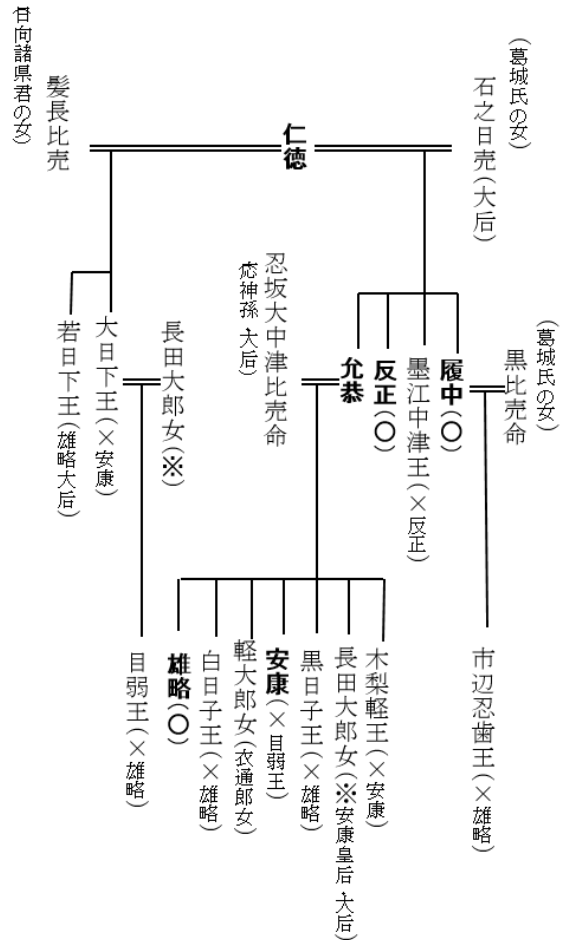


図8-2: 皇族抗争伝承における系図関係
(仁徳～雄略)

一部の例外とは、安康の後となった長田大郎女と雄略の後若日下王である。いずれも『古事記』の後妃子女記事の中に所生子女がなく、王統の分岐点とはいえない。大日下王の妻は長田大郎女だが、『日本書紀』では履中の皇女中磯皇女（中蒂姫）としており⁴²、記紀で伝えが異なる。また、長田大郎女は「太后」のほかに「皇后」との記載もある。『古事記』で「皇后」と表記されるのは、息長帯比売命⁴³、安康が大日下王を殺して長田大郎女を「皇后」としたという記載、そして清寧段に「此天皇、無皇后、亦無御子。」とある例に限られる。長田大郎女の場合は「皇后」の概念と一体となっている可能性もある。

雄略の後の場合は、若日下王を娶る際、志紀の大県主の家と献上品（犬）を「太后」への妻問いの物として婚礼を成立させる話がある。この話の冒頭にも「初め太后日下に坐す時」とある。また、天皇（雄略）の豊樂のとき「天語歌」と称して天皇と「太后」の歌を示している。雄略の場合は「太后」の本質やその語源に引きつけて論じる必要があるかもしれない。本稿は太后制の本質を追究することを目的としないので、この問題は別考を俟ちたい。

天皇や皇族の抗争伝承を氏族伝承と同様の視点で捉える場合、氏族研究と同様に、伝承と地域との関連も有効な手段となるであろう。大王政権の中心基盤は、大和・河内付近を中心とする地域とみてよいが、このことと天皇の歴史叙述とは如何に関わっているのかを次の問題とする。

武田祐吉氏は『古事記』伝承の地名の分布を通覧した。それによると、上巻では、淡路島を起点とし筑紫に至る西海系統、大和系統、伊勢・志摩の地名を含む伊勢系統、薩摩・大隅等の九州南方系統と出雲系統、中巻では中央及び諸国を居住地とする氏族、もしくは部民に関係ある地名、下巻では、中巻を承けて更に近畿地方が多数に上る⁴⁴。

右の分類をより詳細にみると（表8・1）、中巻では、垂仁・景行段に最も多くの地域がみられ、次いで仲哀段が多い。下巻では、仁徳段が最も広い範囲の地名を確認することができ、吉備・紀伊・淡路・日向のような畿内地域から離れた領域が意識されている。これらの地名は、石之日売にまつる物語にもみられるから、石之日売伝承の背景全体を考慮する必要もある。ただ、先述のように、仁徳段の物語伝承が帝紀より派生しているという見方をする、と、律令制初期の政治史観によつて、仁徳の叙述と遠方地域に関わる物語との関係を示す意図があることも想定できる。

履中以下の天皇段の地名は、令制の畿内地域の外では伊勢・近江・播磨

[illegible]

表 8-3: 記紀における抽象的な領域用語

『古事記』		『古事記』										『日本書紀』													
天皇 (紀)		豐葦原某国	秋津島	大八島国	八島国	倭	四方	東方	高志道	西方	豐葦原某国	秋津州	大八洲国	八洲国	日本	倭	畿内	東国	東海	東山	北陸	西国	山陰	山陽	
『古事記』	上卷	神代上	○	○	○	○					○		○												
	神代下										○	○		○				○				○			
中卷	神武										○	○													
	綏靖																								
	安寧																								
	懿德																								
	孝昭																								
	孝安																								
	孝宣																								
	孝元																								
	開化																								
	崇神						○	○	○								○	○	○	○		○	○		
	垂仁										○					○									
	景行			○		○		○		○									○	○	○	○	○		
	成務																								
	仲哀																								
	下卷	(神功)																							
応神																○	○								
仁徳							○					○													
履中																									
反正																									
允恭																									
安康																									
雄略						○						○													
清寧																									
顯宗																									
仁賢																									
武烈																○	○								
繼體																○	○	○							
安閑																									
宣化																									
天武	欽明										○							○							
	敏達																								
	用明																								
	崇峻																		○	○	○	○			
	推古															○	○								
	舒明																								
	皇極																								
	孝徳												○	○	○	○	○	○							
	斉明														○	○									
	天智																○	○							
	天武上																	○	○	○		○	○	○	
	天武下												○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	
	持統														○	○	○	○	○						

参考までに、記紀での抽象的な領域表語の傾向をまとめたのが表 8-3 である。『古事記』で物語伝承を有する顯宗までに注目してみると、記紀ともに崇神・景行や仁徳・雄略に集中する。これらの天皇には、支配領域を觀念的かつ広範囲に示そうとする意識があったとみることができる。

以上のように、記紀の天皇の叙述にみる地名・地理観を観察すると、履中・反正・允恭については王権の中心地域を出るものではなく、觀念的な領域を示す用語もみられない。つまり、これらの天皇に対する叙述態度は、天皇（大王）の本拠とする地域を越える潤色を行おうとはしていないようで、氏族伝承と同様に、天皇（大王）氏の祖先伝承の形態を残存させているといえるのではないだろうか。

五、倭の五王と記紀の天皇

最後に、『宋書』倭国伝の倭王と記紀の天皇との関連について見通しを述べてみたい。

本章で倭の五王に比定した天皇は、応神、反正、允恭、安康、雄略である。反正・安康・雄略は記紀の抗争伝承においては、いずれも叛乱・抗争を終息に導く主体として述べられている。仁徳は応神の次の天皇という前提のうちに叙述され、履中は抗争伝承を有するも終息に導くのは履中に疑いの目をかけられた反正である。

五王の外交は倭王が中国皇帝に官爵号を求め、皇帝が認可するかたちで行われたが、称号の内容は、東アジア地域の政治的バランスがその決定を左右していたと考えられる⁴⁷。そうした中、倭王は外交権と軍事権を集中させることが必要で⁴⁸、中国に追従する府官制的秩序の内外的構築が済から武にかけて整いつつあったのではないかとの指摘もある⁴⁹。これらの考え方を参考にすると、中国南朝に遣使を開始したはじめの二王、讃・珍の頃は、外交・軍事権を集中させる途上であったということになる。付け加えると、軍事権については、珍が配下に求めた平西、征虜、冠軍、輔国などの將軍号によって確認できるが、済のときには二十三人の軍・郡の承認を求めている。軍のみならず、郡の承認を求める姿勢は、中国皇帝の権威を背景とした国内統治の問題でもあるだろう。

『宋書』によると興に安東將軍を除正したのは大明六年（四六二年）、昇明元年（四七七年）に倭国が遣使し、方物を献じたとあり、武に除正があったのは昇明二年（四七八年）とする。一方、稻荷山古墳鉄剣銘にワカタケル大王の天下を佐治したことを記したのが辛亥年とあり、これを西暦四七一年とすると、武雄略は四七〇年代前半までに王になっていたことになる。すると、武においても王となって外交権を中国に及ぼすまでに複数年を要したことが想定される。おそらく讃・珍の頃は、王と称するようになってから外交権を行使して遣使にいたったということが、全ての大王に可能であったとまではいえない状況だったのではないだろうか。このことが日本史料で仁徳や履中を含む天皇の歴代と、中国が倭王として把握した王暦とに齟齬が生じる結果になったのではないかと考える。

仁徳・履中が王として君臨しても、上述の外交権を行使するまでに至ったか否かは別問題である。またこの二者は、個人の活躍により叛乱・抗争を終息に導いた伝えない。抗争を終息に導く、あるいは他を排斥するに当たり、自ら計略・実行したと伝承された天皇

は、事実であれ伝承であれ、それだけの実力を有した王であったことを物語るだろう。それが外交権を行使し、強い権力を發揮する政治へとつながる。

加えて、記紀編纂期の歴史認識が示すように、応神の前後頃に大王の政権が朝鮮・中国南朝との外交を積極的に展開し始めたとする、大和・河内両地域が政権の拠点として安定的に確保されたことも推測される。王朝（政権）交替論は応神・仁徳を河内王朝（政権）の開始とした。考古学的には巨大古墳が河内の百舌鳥や古市地域に築造され、文献的には記紀において宮や陵を河内地方に営むと伝える天皇がみられるが、文献的根拠においてすべてが河内地方という訳ではない点が弱点であった。これは内外的な倭王の政治展開によるもので、別王朝の成立という理論ではないと考える。履中が墨江中王から襲撃を受けたとする伝承でも、大和へ即座に移動したと述べるのは、大和・河内両地域が上述のように政権の基盤として確保されていたためであろう。

むすびにかえて

本章では、『宋書』倭国伝における倭の五王と関わらせて、記紀の天皇の叙述と歴史認識に関する試論を行った。五王の比定方法に一貫した視点を与えると、讃は応神、珍は反正、済は允恭、興は安康、武は雄略となる。日中史料の王暦の齟齬は、各叙述主体の認識の相違に基づくとみなければならぬ。天皇の叙述の背景には、外交記事の意図的な配置や、仁徳後裔の抗争伝承の性格と地域性、その他の抗争伝承と皇位継承による系譜的正当化、などが存在する。

第六章までに述べてきたように、氏族伝承には氏族の性格を端的にあらわす核が存在し、氏族系譜が發展すると、主要な祖先には伝承の核がアレンジされた伝承が語られたと考えた。この考え方を天皇の物語伝承に敷衍すると、『古事記』下巻に相当する天皇（大王）の抗争と勝利の伝承が大王氏の祖先伝承の核ではないかと考えられる。中巻その他の抗争伝承は、天皇系譜の發展に應じて伝承の核が系譜上に分散し、他の物語素や歌謡を伴って發展したということができる。

倭の五王に比定した天皇と、抗争伝承に強い印象を伝えた天皇とが、異なる視点において一致をみることは、記紀の天皇の叙述を考察する点において、より注意されるべきであろうと筆者は考える。

- 1 津田左右吉『日本古典の研究』（岩波書店、一九四八・五〇年）。
- 2 水野祐「諡号考」『増補王朝交替論序説』など。なお、王朝交替論の整理と問題点については、大平聡「世襲王権の成立」鈴木靖民編『日本の時代史2 倭国と東アジア』（吉川弘文館、二〇〇二年）。
- 3 笠井倭人『研究史 倭の五王』（吉川弘文館、一九七三年）、吉村武彦「倭の五王とは誰か」『争点 日本の歴史』第二卷（新人物往来社、一九九〇年）。
- 4 『古事記』反正段、『日本書紀』反正即位前紀。
- 5 白川静『新訂 字統』（平凡社、二〇〇四年）、以下『字統』と略す。
- 6 諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店、一九五五年）。
- 7 川口勝康「五世紀の大王と王統譜を探る」原島礼二ほか『巨大古墳と倭の五王』（青木書店、一九八一年）。
- 8 白川『字統』（前掲著書）。
- 9 諸橋『大漢和辞典』（前掲著書）。
- 10 吉村、前掲論文。
- 11 前田直典「応神天皇朝といふ時代」『オリエンタリカ』創刊号（一九四八年）。
- 12 大野晋「記紀の創世神話の構成」『仮名遣と上代語』（岩波書店、一九八二年）、初出『文学』三三―八（一九六五年）。
- 13 岩波思想大系『古事記』補注（一九八二年）。
- 14 『古語辞典』（岩波書店）、『角川新版 古語辞典』（角川書店）、『時代別国語大辞典 上代篇』（三省堂、一九六七年）、『日本国語大辞典』（小学館）。
- 15 白川『字統』、諸橋『大漢和辞典』（前掲著書）。
- 16 川口、前掲論文。
- 17 那珂通世「上古年代考」『洋々社談』三八（一八七八年）、「上古年紀考」『史学雑誌』八―八・九・一二（一八九七年）。
- 18 三品彰英「日本書紀所載の百済王暦」『日本書紀研究』第一冊（一九六四年）。
- 19 山尾幸久『日本国家の形成』（岩波書店、一九七七年）。
- 20 中田薫「木満致考」『古代日韓交渉史断片考』（一九五六年）。
- 21 三品、前掲論文。
- 22 平野邦雄「応神・雄略紀の外交関係記事」『大化前代社会組織の研究』（吉川弘文館、一九六九年）。
- 23 岩波古典文学大系本『日本書紀』、頭注。（一九六七年）。
- 24 笠井、前掲著書。
- 25 李永植「古代人名からみた」呉「『日本歴史』五〇二（一九九〇年）。
- 26 『日本書紀』推古十五・十六年、十七年九月、二十二・二十三年、三十一年各条。
- 27 最初に中国側が系譜を誤って記したらしいと述べたのは那珂通世「日本上古年代考余論」『文』二一・二二（一八八八年）。笠井、前掲著書参照。

²⁸ また、讚・珍と済・興・武に続柄記載がないことにつき、王朝もしくは王家の交替を想定する説があるが、これもなお、中国側の記載のみからではなく、日本古代史の全体像から総合的に判断する必要がある。

²⁹ 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考證 下巻』（天山舎、二〇〇二年）。第六章参照。

³⁰ 津田、前掲著書。

³¹ 武田祐吉『古事記説話群の研究』（明治書院、一九五四年）。

³² 岸俊男「たまきはる内の朝臣―武内宿禰傳承成立試論―」『日本古代政治史研究』（塙書房、一九六六年）、初出、日本歴史学会編『歴史と人物』（吉川弘文館、一九六四年）。

³³ 川副武胤『古事記の世界』（教育社、一九七八年）。また、皇子を主人公とする物語は全般的に同様の位置づけがなされている（吉井巖「ホムツワケ王」『天皇の系譜と神話』二（塙書房、一九七六年））。

³⁴ 西山良平「古代王権の侵犯と傳承―『古事記』中・下巻を中心に―」『長岡京古文化論叢』二（三星出版、一九九二年）。

³⁵ 神田秀夫『古事記の構造』（明治書院、一九五九年）、塚口義信「原帝紀成立の思想的背景―『帝紀』『旧辞』論序説―」『ヒストリア』一三三（一九九一年）。

³⁶ 津田左右吉「古事記に見える応神朝から後の種々の物語」『日本古典の研究』下（前掲著書）。本稿第七章参照。

³⁷ 津田左右吉「神武天皇東遷の物語」『日本古典の研究』（前掲著書）。石母田正「古代貴族の英雄時代―『古事記』の一考察―」『神話と文学』（岩波書店、二〇〇〇年）、初出『論集史学』（三省堂、一九四八年）。

³⁸ 用明元年五月、崇峻即位前紀五月、同六月庚戌・辛亥、各条。

³⁹ 松倉文比古「仁徳紀の構成（一）―朝枝善照博士還暦記念論文集『仏教と人間社会の研究』（二〇〇四年）」。

⁴⁰ 岸俊男「光明立後の史的意義」『日本古代政治史研究』（前掲著書）。初出、『ヒストリア』二〇（一九五七年）。

⁴¹ 「大后制」に関する諸説の整理については、中田興吉「立后要請と王権」『ヒストリア』一九〇（二〇〇四年）、同「大王と大后」『日本歴史』七〇八（二〇〇七年）。

⁴² 『日本書紀』履中元年七月壬子条、雄略即位前紀。

⁴³ 『古事記』仲哀段の最後に註として「皇后御年一百歳崩。葬于狹城楯列陵也。」とある。

⁴⁴ 武田『古事記説話群の研究』（前掲著書）。

⁴⁵ 『日本書紀』孝徳紀大化二年正月甲子朔条。

⁴⁶ 『日本書紀』における地名分布は、『日本書紀』が『古事記』と異なり叙述内容の関心が広いことや、それに伴う原資料の収集範囲も多岐にわたるであろうことを考慮する必要がある。例えば、『日本書紀』は朝鮮関係の記事が多く、それに伴って西日本の地名が多い。また、安閑紀には特徴的に屯倉関連の記事が多い。

⁴⁷ 坂元義種『倭の五王―空白の五世紀』（教育社、一九八一年）。

⁴⁸ 山尾幸久『日本古代王権形成史論』（岩波書店、一九八三年）。

⁴⁹ 鈴木靖民「倭の五王の外交と内政―府官制秩序の形成―」林陸朗先生還暦記念会『日本古代の政治と制度』（続群書類従完成会、一九八五年）。

はじめに

本論では、まず、系譜史料を概観し、記紀以前の系譜叙述では、現実的な直近およそ三代の系譜と祖先伝承との部分とに分けられるという、先行研究の成果を改めて確認した。その上で、系譜叙述の変遷と古代社会の変容との関係を述べた。次に、ホムチワケの伝承を手がかりに、ある集団が持つ物語が、政治的な交渉の過程で別の地域へ伝播し変容する様子を述べた。これらの考察は、ワニ氏とその同族・後裔を主張する春日氏をはじめとする諸氏族、あるいは上毛野氏の氏族伝承から抽出される、物語や系譜伝承の核が祖先系譜に変容を伴って拡散していく様と無関係ではないと考えられる。また、律令国家の歴史叙述として複雑に構成された記紀の天皇の物語においても、自らが策をめぐらすなどして活躍し、叛乱者を征討するという型が、氏族伝承の「核」と同様の性格を有するのではないかとの見通しを述べた。

すなわち、血縁集団にしろ、地縁的集団にしろ、伝承の「核」を有することが、政治的な、場合によっては地域的な集団の紐帯として機能したことが確認できたと考える。

ここでは、本論全体の結びとして、記紀の天皇や氏族伝承に関わる系譜や物語についての諸問題について若干の見通しを述べたい。『古事記』の序には帝紀・旧辞を素材としたことが述べられている。津田左右吉氏は帝紀・旧辞の初めての編述は、欽明朝頃もしくは六世紀中ごろであったと推測した¹。この時期をめぐっては、それ以来諸説出されたが、傾向としては津田説を中心として五世紀後半から六世紀前半に求めるものが目立っている²。さらに津田説によれば、帝紀・旧辞は『古事記』の成立まで朝廷で幾度となく増補改変されたと述べる。歴史叙述に筆録過程が想定されるのは、神武から仲哀までの国家経営が整然とし、後の政治思想によってまとめられた観が強いこと、応神以降の系譜は依拠するべきものがあつたらしいにもかかわらず、物語の素材が乏しいことなど、系譜と物語とが軌を一にして成立した形跡に乏しいことが想定されるからであろう。

津田説を起点とする帝紀・旧辞論は編述の開始時期を一体視しているが、内容の批判については一体視していない。史料批判の結果、

系譜と物語に新旧が考えられるならば、それぞれの構想・編述の画期も、一旦区別して考察する必要がある。

七世紀後半、天武朝に帝紀を撰録し旧辞を討覈する旨の詔が出たとあり（『古事記』序）、『日本書紀』にも「帝紀及び上古諸事」を筆録せたとある³。これが記紀へ帰結する修史の開始であろうことはすでによく指摘されている⁴。また、七世紀後半を起点とした記紀の編述過程を論じる研究も進みつつあるが⁵、いずれにしても、天皇の系譜がどのように存在したかが、修史の過程を考える上では重要な論点となろう。

ここでは、記紀の天皇系譜の醸成過程と氏族伝承との関わりについて考える。まず、天皇の殯宮儀礼とその際に行われる日嗣（騰極次第）⁶の奉誄に注目する。奉誄では最後に日嗣が奏上され、その後に諡号が献呈された。日嗣の奉誄と諡号献呈は不可分であり⁷、『古事記』序の「帝皇日繼」にも通じて互に共通の内容を有していた⁸とされる。次に、天皇の歴史叙述と氏族との関わりを考える。

一、殯宮儀礼と日嗣の次第

1 諡号献呈の創始

記紀の天皇系譜について、水野祐氏は、応神から継体までの簡素な天皇諡号（呼称）が、当時の実用的尊号の転用で最も古い形態と指摘し、それ以前の天皇には「ヤマトネコ」や「タラシヒコ」の要素があることから、後世の創作・加上と論じた⁹。一方で、系譜が下ったところで簡素な呼称と壮麗な呼称との境界は、継体と安閑にあらわれる。このことから、和田萃氏は誄奏上を伴う殯宮儀礼の創始を安閑の崩後とした¹⁰。一方、山尾幸久氏は世襲王権の成立によって日嗣の奉誄を伴う殯宮儀礼の制度化は欽明崩の時からとした¹¹。いずれの説も、百済の殯制から影響を受けて儀礼が制度化した点は共通している。

殯宮儀礼の制度化は、種々の史料から勘案して、欽明崩後だと考える。『魏志』東夷伝倭人条や『隋書』倭国伝のような外国史料、『日本書紀』孝徳紀大化二年二月甲申条の「大化薄葬令」に掲げられる「旧俗」のような民俗的モガリの形態は古来続いてきたものと考えられるが、『日本書紀』の殯宮儀礼に関する記事が欽明紀からみられることは大きく評価してよいだろう。それは、河内古市に殯し新羅弔使未叱子失消等が殯に奉哀するという簡素なもので、奉誄その他のことは触れられていない¹²。この記事を後の殯宮記事と比較して

考えると、殯宮儀礼の様式が未だ定まらない状況か、あるいは、殯宮儀礼の所作が旧俗の様式を踏襲しつつも、新羅弔使の奉哀がこのときはじめての外交使節が参加するという稀な出来事として記録・伝えに残ったか、いずれかであろう。

『日本書紀』の敏達崩時の記事では、蘇我馬子大臣と物部弓削守屋大連が自ら誄し、互に嘲笑し合い怨恨を生じたとある¹³。この叙述は、仏教公伝後の崇仏論争と相俟って、両者の怨恨の発生を物語的に述べる役割を果たすが、一方で、誄が所作を伴い芸能的に行われたことも示している。推古二十年二月庚午条の堅塩媛改葬の誄でも、時人が「摩理勢・鳥摩侶は能く誄す。唯、鳥臣誄すること能はず。」といったとし、誄に評価を下している。上記の「大化薄葬令」の「旧俗」では、断髪・刺股して誄を行うことを挙げている。古くモガリにおいては、人の評判となるような芸能的な所作を伴って誄を行うことが慣例であった。欽明三十二年の殯の記事は、旧俗と外交儀礼とを含む状況を示しているとみることができる。

さらに、殯宮儀礼の様式に目を向けると、推古紀の堅塩媛改葬記事では天皇・大臣に代わって誄する者が現れる。阿倍内臣鳥が天皇之命、次に諸皇子が次第にしたがって誄、中臣宮地連鳥摩侶が大臣之誄、最後に大臣が八腹臣等を引率し、境部臣摩理勢に氏姓之本を誄させた。舒明の殯宮においても、巨勢臣徳太・栗田臣細目・大伴連馬飼がそれぞれ大派皇子・輕皇子・大臣に代わって誄を行っていた¹⁴。貴人・大臣が自ら誄を行う様式から、代理者が行う様式への変化がみられる。儀礼内容・所作がこのように短期間に変化・発展することは、儀礼自体の新しさを物語るとされる¹⁵。やはり、外国弔使の奉哀した記録は、儀礼の初期段階に先例のない事例として伝えが残ったとみてよいだろう。

このような儀礼発展の流れの中で、諡号の献呈をどのように位置付けられるかが次の問題である。史料上、安閑が諡号をもつ初の天皇となるが、安閑・宣化・欽明は継体の子であるとともに諡号（称号・尊号）も趣が類似する。『日本書紀』継体元年三月の記事をみると、甲子条では、次のようにある。

立^三皇后手白香皇女^一脩^三教于内^一。遂生^三一男^一。是為^三天国排開廣庭尊^一。（分註略）是嫡子而幼年、於^三二兄治後^一、有^三其天下^一。（分註略）。

また、癸酉条では、

納^二八妃^一。(分註略)元妃尾張連草香女曰^二目子媛^一。生^二二子^一。皆有^二天下^一。其一日^二勾大兄皇子^一。是為^二廣国排武金日尊^一。其二曰^二檜隈高田皇子^一。是為^二武小廣国排盾尊^一。(以下略)

とある。この二条をみると、いずれも出生記事に尊号がある。甲子条の欽明では、これ以降の天皇にみられる通称的皇子名がない。これに対し、安閑・宣化の癸酉条は尊号を挙げながらも、勾大兄皇子・檜隈高田皇子という呼称を掲げている。

『古事記』継体段をみると、后妃子女の一括記載では、三天皇が安閑・宣化・欽明の順で尊号によって記されている。これが子女の事蹟の叙述に移ると、即位を指摘する順序は欽明・安閑・宣化となっている。即位で欽明が筆頭であるのは、手白髪命を介して天下を授けた継体即位の説明(武烈段)と関係があると考えられる。先の『日本書紀』甲子条でも欽明を「是嫡子」としており、同様の観念を示している。

また、『日本書紀』の二条は「是為^二某^一」という表記をしており、『日本書紀』の後妃子女の記事では稀な表現を用いている。他にこの表記がみられるのは、仁賢元年二月壬子条のみで、本文に「次和珥臣日爪女糠君娘生^二一女^一。是為^二春日山田皇女^一。」、分註に「一本云、和珥臣日觸女大糠娘生^二一女^一。是為^二春日大娘皇女^一。更名赤見皇女」とある。同じ仁賢紀の壬子条で、前妃春日大娘皇女が皇后として生んだ子女の記載は「其一日^二高橋大娘皇女^一」とし、他の一般的な系譜記事と同じ体裁を採っている。

春日山田皇女の記述体裁については、安閑の皇后であり、継体紀の記載と揆を一にした原資料から引かれた可能性が指摘できる。ただ、いまひとつ欽明即位前紀で、欽明が若輩であることを理由に「山田皇后」が政事に就くことを請う記事がある。この記事では『史記』から採ったとみられる文飾もあり、欽明の謙讓の徳を示す目的で挿入された観もあるが、春日山田皇后は王権内部で格別の待遇もしくは、そう語られるべき認識であった可能性はある(第五章)。

さらに、『古事記』欽明段では、その宮号を「師木嶋大宮」と称している。他に「大宮」を称する例は無い。こうした扱いから考えて、『古事記』序のいう帝紀・帝皇日継は、欽明に重要な位置付けをしていたことが読みとれる。

『上宮聖德法王帝説』の「斯貴嶋宮治天下阿米久爾於志波留支廣庭天皇」にはじまる天皇系譜は、途中に宣化を出しながらも、「右五天皇無^レ雜^二他人^一治天下也」と述べ、欽明から推古までを一括りにしている。また、「天寿国續帳銘」の系譜は、厩戸皇子の出自を示す

が、これも欽明からはじまる。以上のことから、欽明については日嗣の中心となって述べられた時代があったことが想起される。

さらに「天寿国繡帳銘」の系譜は、蘇我氏と欽明にはじまる皇統との両属性を示すものともいわれる¹⁶。七世紀前半は蘇我氏が政治の上で優位にあった時代といえるが、天皇系譜の関わりでいえば、『日本書紀』推古二十八年是歲条に天皇記・及び国記、臣連伴造国造百八十部并公民等本記を録すという記事、皇極四年六月己酉条に蘇我蝦夷が誅に臨み天皇記・国記・珍宝を悉く焼いて、これを船史恵尺が持ち出したという記事がある。蘇我氏が記録を能くした渡来系氏族とともに天皇系譜の叙述や整備を積極的に行ったことが考えられる。

『日本書紀』の後妃子女記事を通覧すると、出自や名の表現、所生子女の出入りや出生順などで別伝が存在したことは、本論でも必要に応じて触れてきた。『日本書紀』の記事の中で別伝が最後まで見られるのは、天智紀の蘇我氏出身の妃である¹⁷。蘇我山田石川麻呂大臣の女、遠智娘について、「或本」として美濃津子娘の名を出す。その後、皇子女が記載されるが、ここでも「或本云」で始まる二つの別伝を載せる。さらに、遠智娘の妹の妃である姪娘にも「或本」によって桜井娘との呼称があるとの注を記している。

蘇我氏后妃子女の別伝を考える上では、『日本書紀』欽明二年春三月条の五妃の記事が重要であると考えられる。ここでは蘇我稲目の女、小姉君の所生皇子女に対して、「一書云」で始まる別伝を二例掲げ、それに続けて次のように記している。

帝王本紀、多有^二古字^一、撰集之人、屢經^二遷易^一。後人習讀、以^レ意刊改。傳寫既多、遂致^二舛雜^一。前後失^レ次、兄弟參差。今則考^二覈古今^一、歸^二其真正^一。一往、難^レ識者、且依^レ一撰、而註^二詳其異^一。他皆效^レ此。

これによると、「帝王本紀」には多く古字があり、撰集する人もしばしば遷易を経ている。また、後人が習い読むときには意図を汲んで刊改している。さらには、伝写もすでに多く、兄弟の順序などが交錯し失われている状態であったことが知られる。そこで『日本書紀』の編者は一つの本に依拠して本文を成したようだが、識し難いものには注を記したという。

后妃子女の記事への注釈は、天皇の歴代でいえば神武の記載にあつてしかるべきであろうが、これが欽明の記事、しかも蘇我氏に関する記事で書かれる状況は、蘇我氏を中心とした后妃子女の記録が、記紀編纂時において最も古いものとの認識があつたためではないだろうか。蘇我氏を出自とする堅塩媛が推古朝に改葬されたとき、蘇我氏を中心に「氏姓之本」を誄をしたということも、王統との関

わりを持ち、それを記録・伝承することが可能であったことによると考えられる。蘇我氏はこうした記録を継続したため、天智の妃についても、『日本書紀』が本文に採用したものは別系統の記録が存在したことが想定される。

以上のように、欽明の崩時から殯宮儀礼は王権の儀礼となり、旧俗を残しながら短期間に発展した。一方、蘇我氏は欽明を起点として、自氏の系譜と天皇の系譜とを一体として叙述した。これらの事象から、欽明が崩じた折に、はじめて諡号の献呈が行われたことが考えられる。『古事記』の帝紀的記載が欽明を重要視したように叙述しているのは、その遺制が残っているものと評価できる。『日本書紀』で敏達紀は、紀年の順でまず広姫を立后し、その死後に豊御食炊屋姫を立后するが、『古事記』敏達段では后妃子女の筆頭を豊御食炊屋比売としていることも参考となる。

安閑・宣化に欽明と趣の類似した諡号がみられるのは、欽明と父祖を同じくすること、敏達の生母が宣化の女であること、これらの事情が関わって、欽明の崩後、敏達朝の前後に追贈されたのではないかと推測できる。応神から継体までの天皇の呼称が素朴であり、手白香皇女（手白髪命）を娶って生まれた欽明が「嫡子」となる系譜観は、第一章で述べた点に照らせば、応神から継体の王統の継続が欽明にとっての祖先伝承の部分であり、安閑・宣化・欽明から後が現実的な世代となる。

2 舒明の諡号と天皇系譜

舒明（息長足日広額天皇）の殯は崩後まもなく行われ、東宮開別皇子が誄をしたとある¹⁸。喪は皇極元年十二月に初めて發したとあり、このときに息長山田公が日嗣を誄奉ったという¹⁹。舒明の出自をたどると、敏達と息長真手王の女広姫所生の押坂彦人大兄が父と伝えられる。先述の欽明から推古までの天皇と蘇我氏との系譜叙述からみれば傍系となる。

このように舒明については、息長足日広額天皇という諡号、非蘇我系の出自、特に日嗣を奉誄した息長氏との密接な系譜関係から、天皇系譜の叙述に息長氏が関与したとする指摘が多い。例えば、『古事記』の応神と若野毛二俣王の系譜には息長氏が関与して改作したとする指摘があり²⁰、また、舒明朝に修史事業があった可能性の指摘もある²¹。天皇系譜の叙述に息長氏が関与した可能性は筆者も否定しないが、修史事業があったとする点には疑問が残る。

笹川尚紀氏によると、帝紀・旧辞の完成は舒明朝に舒明の命によってなされ、それに深く関わったのが継体擁立氏族と位置付ける息

長氏・ワニ氏・尾張氏などであり、背景としては蘇我氏との対立があったとする²²。これらの指摘には次の問題点が指摘できる。まず、修史事業を行った記録が現状には残っていない。記事・記録がないことのみで修史事業を否定することはできないが、現存していないとしても、上述のように『日本書紀』推古二十八年是歳条に「天皇記」ほかの記事がある。舒明の次の皇極紀では、いわゆる「乙巳の変」の叙述で、天皇記・国記・珍宝の動きが歴史に残っている。蘇我氏との政治的対立が意識され、舒明自ら主導して修史を行ったのであれば、むしろそのことは歴史叙述として強調されるべき主題である。

ワニ氏の関わりについては、第三・四章で述べたように、ワニ氏は六世紀以降には衰退し、代わって系譜伝承や物語伝承を春日臣氏が継承するかたちで台頭したと考えられる。したがって、ワニ氏が舒明朝に修史に荷担したという論には従えない。和珥部臣君手があらわれるとしても天武朝ごろを待たなければならない。

舒明朝に帝紀・旧辞が完成したとなれば、その素材となる伝承が整理され、確定的に歴史を述べたということになる。しかし、息長氏による天皇系譜への介入と歴史叙述の確定とは別けて論じたほうがよいと考える。

舒明の称号には「タラシ」という言葉が含まれる。『隋書』倭国伝の開皇二十年（六〇〇年）の記載で、倭王の姓を「阿每」、名を「多利思比孤」と称し、大業三年（六〇七年）の記載にも「其王多利思比孤」とみえる。七世紀前半頃、大王を指してタリシヒコと称したことが知られる。この称号と舒明の称号とは同じ概念であろう。この称号が応神を遡る景行・成務・仲哀の諡号にオホタラシヒコ・ワカタラシヒコ・タラシナカツヒコとしてみられることは、これらの称号が舒明前後の時期に冠されたとみることでもある。

仲哀の皇后（神功皇后）はオキナガラシヒメであり、日嗣の諱をした息長氏と「タラシ」の称号との関係が明瞭である。記紀の神功皇后伝承には新羅征討物語が共通しているが、女帝が即位するようになる時代、斉明が自ら新羅征討軍を率いて筑紫へ趣く状況と類似し、この伝承が整ったのは七世紀のこととする見解がある²³。これはいうまでもなく舒明朝より後のことである。

このように、日嗣の諱と物語伝承との醸成の時期が必ずしも一致しない可能性があるならば、まず日嗣や系譜が整理され、その後に系譜に対応する物語伝承が定着したとみるほうが自然である。神功紀の後半も朝鮮系史料を素材とした構成をもっているが²⁴、これも天皇系譜の定着をみた後、確定的に述べられたとみることができる。

さかのぼって、景行記紀にはヤマトタケルの征討伝承がある。ヤマトタケル伝承も七世紀後半にその伝承のみが独立して完成したとみる意見がある²⁵。個性の文学的な趣は記紀の間で異なるが²⁶、景行の称号が舒明朝前後に整ったとすれば、やはり物語が天皇系譜の展開に遅れて定着する図式が想定できる。

3 天武の殯宮儀礼と騰極次第

『日本書紀』で最後にあらわれる日嗣奉誄の記事は、天武の殯宮における騰極次第の誄である。天武の殯宮儀礼で誄を奏する記事を通覧すると、大海宿禰菟蒲がまず壬生事の誄をする。これは天武（大海人皇子）に対して大海人氏が壬生として奉仕したことによるであろう。その後、諸王の事から始めて諸国司の事に至るまで官司制に関する誄が続くが、このとき誄を行う者には大海宿禰菟蒲を除いて全て位階が付されている²⁷。『日本書紀』で大海人宿禰氏が個人名をあげて登場するのはこの記事のみで、菟蒲が朝廷内で高位にあったとも考えがたい。高位高官になく壬生事の誄をしたのは、天皇との個人的関係からその資格があつたためとみられる。

舒明の殯宮のときも、皇子・大臣に代わって誄を行った者には小徳の冠位が付され、日嗣を奉誄した息長山田公には冠位が付されていない²⁸。これも舒明と息長氏との近親性が日嗣奉誄の有資格者を決定していると考えられる。「氏姓の本」の誄をした推古朝の堅塩媛改葬も同様である。

これまでの殯宮では史料上、近親者が日嗣や氏姓之本の誄をしたが、天武の殯では「皇祖等之騰極次第」の誄をしたのは當麻真人智徳である。當麻真人は用明皇子麻呂子王の後裔で²⁹、天武に近い系譜関係とはいいい難く、「直広肆」の位階が付されている。また、記事には「禮也」とある³⁰。さらに當麻真人智徳は持統・文武の葬時にも奉誄している³¹。このことから、日嗣奉誄は近親者の行う形態から官人が行うものへと性格が転化した可能性がある。天皇系譜もしくはそれに基づく騰極の次第が、官僚機構を前提とする国家の把握するものとなったと考えてよい。

帝紀・上古諸事を記定させたとする『日本書紀』天武十年の各条をみると、正月には畿内及び諸国に詔をして天社・地社の神宮を修理せしめ（己丑条）、一月には天皇・皇后ともに大極殿に居して律令修定方針の詔をすると同時に、草壁皇子が立太子した（甲子条）。三月には天皇が大極殿に出御し帝紀・上古諸事の記定を命じ（丙戌条）、五月己卯条には「皇祖御魂」を祭ったとある。

五月条の「皇祖御魂」に注目すると、『日本書紀』で「皇祖」は歴代天皇全般を指すことが多く、記事単位で特定の人物を指す用例は「皇祖母」のようになる。「皇祖御魂」が歴代天皇の御魂ということであれば、天武十年の前半には、帝紀の記定と皇祖御魂祭祀のために天皇系譜の確定を目指したことが想定できる。

天神地祇に配慮し、律令修定と立太子とを行うことは、のちの日本の律令体制を整える重要な流れと捉えることができる。『古事記』序の理論によると、こうした国家体制構築のためには、諸家がもち来った帝紀や本辞が各々の都合で誤謬があつては不都合であり、邦家の経緯・王化の鴻基を後葉に流すために帝紀・旧辞の削偽定実が必要であつた。また、律令国家の体現には、中国的な政治思想でもある「稽古照今」の実践としての修史が不可欠であつた³²。

4 欠史八代の天皇系譜

物語的な伝承を伴わない、いわゆる欠史八代系譜は、記紀完成の間近に整えられたといわれることが多い。その論拠は、五・六世紀頃の天皇にみられる兄弟継承でなく父子継承によって皇統が継続していること、欠史八代天皇の諡号に持統・文武・元明・元正の諡号や詔勅の天皇記載にみられる「ヤマトネコ」があること、先述の物語的伝承がないことから記紀完成の時期に一気にまとめられたことが想定できること、以上に集約できる。

右の諸見解については、筆者もほぼ同意見である。天皇の名については、完成時期が新しいことから、壮麗な美称・尊称を取り除いた要素を検討したものが³³、ここではまず、体系的にまとめる契機を考える関心から、美称・尊称を検討し、その用法の上限を考えてみたい。

『古事記』で諡号を整理すると、懿徳・孝安・孝霊・孝元は「大倭」ではじまり、開化は「若倭」で始まっている。孝安は『日本書紀』の場合「大」を付さず「日本足彦…」としている。すなわち、諡号の要素は「ヤマト」に「大」「若」を付したかたちで、これらは「大湯坐・若湯坐」(『古事記』垂仁段)と同じように美称的接頭語である。『古事記』にみられる神名・人名の分析では、「大」を「オホ」と訓じて付す場合、より尊貴性の高いものにあてられる傾向がある³⁴。地名の「ヤマト」を「倭」一字の上に「大」を加えた表記の状況をみると、『続日本紀』でもすでに文武朝で大和国を「大倭」と表記する。氏族表記を参考にすると、春日臣・三輪君は『日本書

『天武紀』の朝臣賜姓の頃にそれぞれ大春日臣・大三輪君の表記がみられ、天武十三年をそれほど隔たらない以前に「大」字が加えられてとみられる³⁵。ごく一部の氏族がこのような行為に出るのは、何かの影響を受けたことが想起される。可能性としては、政治の中枢部で呼称や尊称に「大」などを付すことが頻繁に行われ、その影響を受けたというのが最も自然であろう。

「ヤマトネコ」は地名「ヤマト」に「根子」がついたものである。「地名＋根子」とみられる例は、記紀ではほかにワニ氏の祖難波根子武振熊³⁶と、山背根子³⁷がみられる。山背根子は山背国とは異なるようだが、名としては同じ構造であろう。どちらも神功皇后が新羅征討から戻り、忍熊王を征伐するときにあられる名である。

まず建振熊について、神功皇后摂政前紀には「難波根子」は付されず、「武振熊」とある。第四章で考察したように、「難波根子」は和珥部臣君手が壬申之功臣として手記を残すようになった天武朝から大宝元年三月の間に定着したとみられる。「海部氏勘注系図」³⁸では、「丹波国造建振熊宿禰」の名がみられ、息長足姫皇后の新羅征伐に丹波・但馬・若狭の海人三百人を率い水主として奉仕したと伝えしており、「建振熊」の名は神功皇后伝承の定着と共に広まったとみられる。

次に山背根子については、まず神功皇后へ神託があり、山背根子の女の葉山媛をもって天照大神の荒魂を広田国に祭らせ、葉山媛の弟の長媛をもって事代主尊を長田国に祭らせたとある。この伝承に基づく神社はいずれも摂津に認められる³⁹。また『新撰姓氏録』摂津国神別には、山背根子を祖として山直氏がある⁴⁰。和泉国神別にも山直があるが始祖が異なるので⁴¹、摂津の山直は神功皇后伝承の山背根子をもって始祖伝承を確定したのではないかと考えられる。

このように、「ヤマトネコ」以外の「地名＋根子」のかたちは、神功皇后伝承と密接に結びついて語られる印象があり、こうした呼称の定着するのも、伝承が整った七世紀後半頃と同時期からとすれば、天皇の諡号のみに依拠して持統朝前後とみるより、ややさかのぼる可能性がある。

欠史八代の系譜と伝承が成立する時期を考える際の視点として大和の県主の問題がある。欠史八代の后妃記事には、『古事記』本文や『日本書紀』の別伝で大和国の県主氏が多くみられる。県主氏には天武朝で政治的に関わりをもった者があり、時代のうごきと后妃伝承とを対比させる見解がある（A説）⁴²。また、県主の女と天皇との后妃関係を、天皇の祭祀儀礼と倭六県との関係から考え、欠史八

代の後妃関係を天皇と県主との神婚儀礼・神婚説話とみる見解もある（B説）⁴³。

篠原幸久氏は先述のB説を継承・発展させ、複合的な天皇名の分析と氏族との関係、磯城県主の伝承分析などから、系譜は全くの造作ではなく素材となる伝承が存した可能性あることを示した⁴⁴。磯城県主は、神武東征伝承の中で磯城彦の弟磯城（磯城県主の祖）が葉盤八枚を作り、食を盛って饗したが⁴⁵、これは服属儀礼と理解できる所作であり、欠史八代での后妃伝承も神婚伝承を連想させるという⁴⁶。たしかに磯城彦の話は『古事記』では語られないので、磯城県主独自の伝承であろう。

篠原説では、八代系譜の完成は七世紀末から記紀成立の直前としているが、政治や後宮との関わりを強調するA説との関係には言及していない印象がある。B説の根拠となるような、天皇と県主との物語が歴史叙述に定着するには、政治における時勢などは関係ないとは言えないだろう。

県主と神武との関係が『日本書紀』天武壬申紀七月壬子条にある。高市県主許梅が神がかり、神武の陵に馬と種々の兵器を奉れとの神託を受け、許梅が陵を祭拜したとある。天武の皇子には磯城皇子・高市皇子があり、神武との関わりを残す磯城・高市県主は天武朝に連を賜姓されている⁴⁷。大和の県主が神武や欠史八代と深く関わる伝承が残るのは、天武朝で彼等の評価が高まるとともに、皇祖御魂祭祀、修史事業などとも時期を同じくした結果とみてよい。

二、氏族の祖先系譜と天皇系譜

前節では、応神から継体を古形態の天皇系譜と考えた場合に、欽明以降の系譜、景行や仲哀、神武と欠史八代の皇統が、記紀の天皇系譜のなかでどのように位置づけられるかを考えた。この議論で捕捉できないのは、崇神・垂仁である。『日本書紀』の崇神・垂仁紀は記述内容が相互に関連し、崇神紀の結末を垂仁紀に述べたものが多い⁴⁸。崇神紀は詔中心で理念的、垂仁紀は氏族の活動が顕著である。神武や欠史八代で、天皇の叙述や位置付けに氏族伝承との関わりが想定されたが、崇神や垂仁においても、同様の関係を考慮する必要があると考える。ここでは、氏族の系譜や伝承素材との関連から両天皇の様相を概観してみたい。

1 垂仁と氏族系譜

垂仁紀にあらわれる氏族の特徴として、伴造系の姓の氏族よりも在地首長層の氏族が多くみられる点が指摘できる（第七章）。また、記紀や『上宮記』逸文によれば、継体の父系の祖は応神（ホムタワケ）、母系の祖は垂仁（イクメイリヒコ）である。ここでは一例として継体の出自系譜から、垂仁と関わる氏族系譜を考察する。

まず、父系系譜の特徴を確認する。『古事記』では、応神の皇子若野毛二俣王の後裔系譜で、継体の祖である意富々杼王に三国君・波多君・息長坂君・酒人君・山道君・筑紫之米多君・布勢君等の祖との註がある。註にみられる氏族の本拠地は筑紫米多君を除いては、概ね近江国内に求められる⁴⁹。『日本書紀』では、継体の皇子に三国公・酒人公の先という記述がある⁵⁰。この系譜に関する氏族は近江や北陸方面が集中しているが、記紀の間で祖を設定する世代が著しく異なる。継体は近江（『古事記』もしくは越前三国（『日本書紀』）から迎えられたといい、これと関わりとする系譜叙述ともみられる。ただし、祖である応神ホムタワケについては、応神が武内宿禰と角鹿の筭飯神を拝し、名を交換する話がある⁵¹。神功皇后・武内宿禰中心の話なので、七世紀後半以降に完成されたことを思わせるが、角鹿（敦賀）に関わる伝承が応神にかけられている。『古事記』応神段ではワニ氏の女、矢河枝比売の宅での大饗で「この蟹やいずくの蟹 百伝ふ 角鹿の蟹」と始まる歌を詠んだとある。

次に、継体の母系を示す垂仁後裔系譜をみる。垂仁とその皇子「イハツクワケ」が記紀・『上宮記』逸文ともに共通する。『古事記』の石衝別王は羽咋君・三尾君の祖であるとし、『日本書紀』の磐衝別命には「是三尾君之始祖也」とある⁵²。羽咋君は能登国羽咋郡の地名に合致し、三尾は越前国坂井郡と近江国高嶋郡にそれぞれ三尾郷がある。ここにも系譜に北陸方面の氏が関わっている。

『上宮記』逸文と継体即位前紀にある継体出自伝承を読むと、継体の父ウシ王は三尾にいて母のフリヒメを三国より召したことを伝えている。系譜では三国君が父系の祖につき、三尾君が母系の祖についているので、記紀は系譜と物語伝承とで父系・母系の関わる地名が逆転しているように映る。したがって記紀のみの考察は難しい。

『上宮記』の成立は記紀より古いと考えられるが⁵³、その逸文系譜では「牟義都国造」や「余奴臣」がみられる。地名との対応関係から「牟義都国造」は美濃、「余奴臣」（江沼臣）は越前の豪族であろう。『古事記』以降の江沼臣は武内宿禰後裔を主張しており、『上宮記』逸文と同様の伝承はみられないが⁵⁴、これは、北陸地方と深い関係をもつようになった膳氏を介して中央との関係をもつように

なり、そのち武内宿禰後裔を主張するようになったとみられる⁵⁵。記紀より古い伝承にあっても、継体の出自で「牟義都国造」「余奴臣」のような東山・北陸方面の氏族が示される姿勢がみられる。

イクメイリヒコ・ホムタワケの王が北陸・美濃方面の氏族伝承と密接であることが確認できると、北陸・美濃の結節点となる近江付近の氏族が継体の出自系譜に祖先を語る記紀の諸伝は、単に継体との関係のみから語ったものではなく、拠点となる地域的文化背景も加味してよいのではないだろうか。

継体の出自伝承は、日嗣の問題では継体が応神の子孫であることが重要だが、氏族（「牟義都国造」や「余奴臣」）側の問題としては、その途中に婚姻関係を主張することが主たる目的である。とすれば、氏族が関わろうとする系譜の始点がホムタワケやイクメイリヒコであることは結果論となる。したがって、少なくとも北陸・美濃方面にはホムタワケやイクメイリヒコの王・大王名を始祖とする系譜伝承が存在したことを想定し得る。篠原氏の欠史八代天皇の分析によって、磯城県主と安寧（シキツヒコ）、播磨と孝昭（ミマツヒコ）といったように、特定地域の伝説的祖名と天皇名との関係が指摘できるならば⁵⁶、欠史八代以外の天皇においても、同様の考察は可能であろうと考える。

垂仁紀で氏族の活動が盛んとなる叙述の特徴は、イクメイリヒコという大王名を比較的広域の氏族が始祖として認知したことが背景にあったのではないかという推測もできる。

2 崇神の位置づけと氏族

崇神記紀の叙述は同じ構成を有する。宮や后妃子女を述べた後、疫病などを理由に天下が治まらず、大物主神祭祀を中心に神祇祭祀を整える。次にオホヒコをはじめとする將軍を畿外に遣わして遠方の教化外の地域を平らげるが、この間に叛乱伝承が挿入されている。『日本書紀』ではこの後、造船・後嗣・出雲の神宝の記事があるが、最後の叙述は地溝開発で共通する。いずれも神祇・教化の基礎や勸農のための徳治に関する政治的叙述である。他の天皇記紀では同じテーマの話を共有しても、叙述の配列まで同様にしようとする意識は薄いといえ、崇神記紀の例はむしろ特殊である。これは崇神に対する天皇像・歴史観が固定化していたことを思わせる。

このような叙述をもつ崇神は、垂仁と同様に氏族系譜との関わりをもち得る天皇とはいいい難い。第六章で述べたように、崇神を祖と

する氏族は、皇子の豊木入日子命が上毛野・下毛野君等の祖であるとする伝が最も安定しており、『新撰姓氏録』などにみられる氏族は未定雑姓などが目立つ様相であった。

上毛野氏の系譜と伝承が七世紀後半になって天皇の叙述に定着したとすると(第六章)、崇神には垂仁のような系譜上の始祖としての伝統は考えにくい。七世紀後半より以前に崇神の歴史叙述が定着していれば、毛野氏以外の氏族で崇神を始祖とするのもが記紀ともに見えていたであろう。崇神は随所に「ミマキ天皇」と省略されるので、観念される名の中心は「ミマキ」と思われる。この名は「任那」の由来となっており⁵⁷、任那官家が最も古くから続くという理解から「ミマキ」と直結するという見解がある⁵⁸。本来の名の由来は突き止めがたいが、古代におけるそうした観念によつて、崇神が実効統治のはじまる歴史叙述に配置されたのではないかと考える。そして、垂仁は氏族の働きとともに崇神朝の施策を結実させるが、この垂仁とともに初期に据えられたために、垂仁のイクメイリヒコの影響⁵⁹をうけて「ミマキイリヒコ」というように名が壮麗になったのではないか。

景行に多くの皇子があつて地方豪族の祖であると記紀に述べられている。これは、崇神・垂仁で畿内中心の政治体制が整つたのをうけて、畿外遠方まで国土を支配したという、歴史像の連続性と相俟つて理解できるだろう⁶⁰。

おわりに

ここでは、記紀の天皇系譜と氏族伝承との関係を概観した。

日嗣の次第や氏姓之本を奉誅する儀礼から、天皇系譜の醸成を考えたが、孝徳・斉明・天智の各天皇が崩じた際、殯を行ったとの記事がある⁶¹。当然それに伴つて日嗣の奉誅が行われたと考えられるので、右に考察した記事は、日嗣の奉誅があつたときのみの記録ではない。『日本書紀』に残つた系譜の奉誅記事は、天皇系譜の発展過程に変化があつたとき、その時期を強く意識したが故に、記事となつて残つたのではないかと考えることもできる。

崇神・垂仁については、垂仁は天皇系譜醸成の流れの中ではすでに始祖たるべき王、もしくは大王として氏族が語ってきた伝統があること、崇神については、天皇の体系的な歴史叙述の中で位置付けられる。氏族がどの天皇との関係を重視して自氏の歴史を語ろうと

したか、本論の補足となれば幸いである。

¹ 津田左右吉『日本古典の研究』（岩波書店、一九四八、五〇年）。なお『神代史の研究』（初出一九一三。のち岩波書店、一九二三年）、『古事記及び日本書紀の新研究』（洛陽社、一九一九年）では継体から欽明朝頃としていた。
² これら研究の整理は、塚口義信「帝紀・旧辞とは何か」白石太一郎・吉村武彦編集『新視点 日本の歴史』第二巻古代編（新人物往来社、一九九三年）。

³ 『日本書紀』天武十年三月丙戌条。

⁴ 坂本太郎「纂記と日本書紀」『史学雑誌』五六―七（一九四六年）、加藤謙吉『『日本書紀』とその原資料―七世紀の編纂事業を中心として―』『日本史研究』四九八（二〇〇四年）。

⁵ たとえば、森博達『日本書紀の謎を解く』（中央公論新社、一九九九年）。加藤、前掲論文。

⁶ 「騰極次第」は古くは「日嗣」といった（『日本書紀』持統二年十一月乙丑条）。

⁷ 和田萃「殯の基礎的考察」『史林』五二―五（一九六九年）、のち『日本古代の儀礼と祭祀・信仰（上）』（塙書房、一九九五年）所収。

⁸ 横田健一「日継の形成―誄と歴史認識」『日本書紀研究』九（塙書房、一九七六年）。

⁹ 水野祐「諡号考」『増補 日本古代王朝史論序説』（小宮山書店、一九五四年）。

¹⁰ 和田、前掲論文。同「口頭伝承記録化の諸条件―原「帝紀」・原「旧辞」の編纂―」上田正昭編『日本古代文化の探求・文学』（社会思想社、一九七五年）。

¹¹ 山尾幸久『日本国家の形成』（岩波書店、一九七七年）。

¹² 『日本書紀』欽明三十二年五月、八月丙子朔各条。

¹³ 『日本書紀』敏達十四年八月己亥条。

¹⁴ 『日本書紀』皇極元年十二月甲午条。

¹⁵ 和田「殯の基礎的考察」（前掲論文）。

¹⁶ 義江明子「天寿国繡帳銘系譜の一考察―出自論と王権論の接点―」『日本史研究』三二五（一九八九年）。

¹⁷ 『日本書紀』天智七年二月戊寅条。

¹⁸ 『日本書紀』舒明十三年十月丙午条。

¹⁹ 『日本書紀』皇極元年十二月乙未条。

²⁰ 吉井巖「応神天皇の周辺」『天皇の系譜と神話』（塙書房、一九六七年）所収。

²¹ 篠原幸久「欠史八代天皇系譜について」『ヒストリア』一三九（一九九三年）、笹川尚紀「帝紀」・「旧辞」成立論序説『史林』八三―三（二〇〇〇年）、のち『日本書紀成立史攷』（塙書房、二〇一六年）所収。

²² 笹川、前掲論文。

²³ 直木孝次郎「神功皇后伝説の成立」『日本古代の氏族と天皇』（塙書房、一九六四年）、初出『歴史評論』一〇三（一九五九年）。井上光貞『日本国家の起源』（岩波書店、一九六〇年）。

^{2 4} 木下礼仁「日本書紀素材論への一つの試み」『日本書紀研究』一（塙書房、一九六四年）。

^{2 5} 井上光貞「帝紀からみた葛城氏」『古事記大成』歴史考古篇（平凡社、一九五六年）、のち『日本古代国家の研究』（岩波書店、一九六五年）所収。

^{2 6} 石母田正氏は、『日本書紀』は単に天皇の分身として、『古事記』では事実と行動によって人間の性質と性格を露わにする個性的独立性を獲得した個性として、それぞれ叙述されていると評した。石母田正「古代貴族の英雄時代―『古事記』の「考察」―『神話と文学』（岩波書店、二〇〇〇年）、初出『論集史学』（三省堂、一九四八年）。

^{2 7} 『日本書紀』天武紀朱鳥元年九月甲子・乙丑・丙寅各条。

^{2 8} 『日本書紀』皇極元年十二月甲午条。

^{2 9} 『日本書紀』用明元年正月壬子条、『新撰姓氏録』右京皇別、當麻真人条。

^{3 0} 『日本書紀』持統二年十一月乙丑条。

^{3 1} 『続日本紀』大宝三年十二月癸酉、慶雲四年十一月丙午、各条。

^{3 2} 修史事業と律令編纂は両輪の事業であることについて、近年では三浦祐之氏の指摘があるが、『古事記』序については偽書であると主張する（「古事記「序」を疑う」『古事記年報』四十七（二〇〇五年））。

^{3 3} 篠原、前掲論文。

^{3 4} 川副武胤「古事記における「大」「意富」の用法」『大和文化研究』十二―五（一九六七年）。

^{3 5} 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』（塙書房、一九六六年）。

^{3 6} 『古事記』仲哀段、『日本書紀』仁徳六十五年条。

^{3 7} 『日本書紀』神功皇后元年二月条。

^{3 8} 『神道大系』古典篇十三（神道大系編纂会、一九九二年）。

^{3 9} 『延喜式』神名帳、摂津国武庫郡に廣田神社、八部郡に長田神社。

^{4 0} 「天穂影命十一世孫山代根子之後也。」

^{4 1} 「天穂日命十七世孫日古曾乃己呂命之後也。」

^{4 2} 直木孝次郎「県主と古代の天皇―綏靖以下八代の系譜の成立をめぐる―」『日本古代の氏族と天皇』（前掲著書）。

^{4 3} 小林敏男「欠史八代の成立事情―県主后妃記載と天皇名―」『古代王権と県・県主制の研究』（吉川弘文館、一九九四年）、初出「所謂『欠史八代』における県主后妃記載」『日本歴史』三五四（一九七七年）。

^{4 4} 篠原、前掲論文。

^{4 5} 『日本書紀』神武即位前紀戊午年十一月己巳条。

^{4 6} 篠原、前掲論文。

^{4 7} 『日本書紀』天武十二年十月己未条。

^{4 8} 坂本太郎『六国史』（吉川弘文館、一九七〇年）。

^{4 9} 酒人君は「酒人」が酒人部からくる伴造氏族のようにも思われるが、坂田酒人君の例があることにより同族として考えることも考え

得る（岩波思想大系『古事記』補注。また、大橋信弥『日本古代国家の成立と息長氏』吉川弘文館、一九八四年）。筑紫之米多君については『先代旧事本紀』国造本紀の筑紫米多国造に「志賀穴穗朝。息長公同祖。稚沼毛二侯命孫都紀女加、定賜国造。」とある。

⁵⁰ 『日本書紀』継体元年三月癸酉条。

⁵¹ 『古事記』仲哀段、『日本書紀』神功皇后十三年二月条、応神即位前紀。

⁵² 『日本書紀』垂仁三十四年三月丙寅条。

⁵³ 付論「『上宮記』の史料性格」参照。

⁵⁴ 『古事記』孝元段。『先代旧事本紀』国造本紀「江沼国造 柴垣朝御世、蘇我臣同祖武内宿禰四世孫志波勝足尼、定賜国造。」。『新撰姓氏録』大和国皇別「江沼臣 石川同氏。建内宿禰男若子宿禰之後也」。

⁵⁵ 日野昭『日本古代氏族伝承の研究』（永田文昌堂、一九七一年）。

⁵⁶ 篠原、前掲論文。

⁵⁷ 『日本書紀』垂仁二年是歳条。

⁵⁸ 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考證 上巻』第二版（天山舎、二〇〇二年）。

⁵⁹ 『上宮記』の継体出自系譜には「伊久牟尼利比古大王」とある。この系譜は「一云」で始まるから『上宮記』自体この系譜を引用しており、この名は古くから伝えられた名である。

⁶⁰ 津田左右吉『日本古典の研究』（前掲著書）。

⁶¹ 『日本書紀』孝徳紀白雉五年十月壬子、斉明七年十一月戊戌、天智十年十二月癸酉、各条。

付論 『上宮記』の史料性格

はじめに

『上宮記』は現存する完本はみられないが、その逸文や関連記事は諸史料に残され、断片的ではあるがその内容に触れることができる。よく知られているものは『积日本紀』と『聖徳太子平氏伝雜勘文』（以下、『雜勘文』と略す）にみられる逸文であろう。

『上宮記』の特徴については、すでに狩谷棧斎が『上宮聖徳法王帝説証註』（文政四、一八二二年）の末尾に、

右法王帝説一卷、不_レ知_二作者名氏_一。翫_二味其書文詞_一、頗類_二积日本紀所引上宮記者_一。要之似未_レ見_二古事記日本紀者_一之所作、其為_二古記_一可_レ知也。

と記し、『上宮聖徳法王帝説』は文や言葉を翫味すると『积日本紀』所引の『上宮記』に頗る類似し、記紀に未見の所作であるから、『上宮聖徳法王帝説』は古記と為すものであるとしている。間接的だが『上宮記』が記紀より古いものであることを述べている。

近代に入って、大矢透氏が逸文の仮名の観察を通じて、『上宮記』が「国記」の一部であろうとの見解を示し¹、藤原猶雪氏はこうした見解の流れを総括して、「僅少なる逸文のみ」だが、「応神天皇と太子御一族の世系史料として、最も詳密にして且つ古きもの」で、「これによって史実の闕を補うことができる貴重な文献である」と評するに至る²。

戦後、実証的な研究の進展とともに、『上宮記』は記紀をさかのぼる史料という認識のもとに、主に歴史学・国語学を中心として多岐に活用された。黛弘道氏は、『上宮記』の仮名遣いが藤原宮址出土木簡より古いことを指摘した³。また、史料性格については「その書名からして聖徳太子の伝記であったと推測される」⁴とか、「書名から聖徳太子の事蹟を述べたものである可能性は高い」⁵といった見解がある。その一方で、『上宮記』の書名を「聖徳太子に関する記録」と解すると不自然で、「聖徳太子の撰録された記録」という程の意味であろうとの意見もあり⁶、一致を見ない。

これらの考察は、ほとんど逸文を中心としてなされており、後述する逸文以外の記載記事を考慮した形跡はほとんど認めがたい。仮に上述の諸説のいずれかが正しいとしても論拠として不十分といわざるを得ない。ここでは、『上宮記』についての情報を整理し、本史

料がどのような性格を有するものであったか、その一端を考察する。

一、逸文の整理

逸文として現伝しているものは、まず、卜部兼方の『釈日本紀』卷十三、述義九の第十七「男大迹天皇、譽田天皇五世孫、彦主人王子也。母曰振媛。」に付される注の「上宮記曰」で始まるものであり、継体の出自を示す系譜とされる史料である。

【史料一】

上宮記曰。一云。凡牟都和希王娶淫倭那加都比古女子名弟比賣麻和加。生兒若野毛二俣王。娶母々恩己麻和加中比賣。生兒大郎子。一名意富々等王。妹踐坂大中比弥王。弟田宮中比弥。弟布遲波良己等布斯郎女四人也。此意富々等王娶中斯知命。生兒乎非王。娶牟義都國造名伊自牟良君女子。名久留比賣命。生兒汗斯王。娶伊久牟尼利比古大王。生兒偉波都久和希。兒偉波智和希。兒伊波己里和氣。兒麻加和介。兒阿加波智君。兒乎波智君。娶余奴臣祖。名阿那尔比弥。生兒都奴牟斯君。妹布利比弥命也。汗斯王坐弥乎國高嶋宮時。聞此布利比賣命甚美女。遣人召上自三國坂井縣而娶所生。伊波礼宮治天下乎富等大公主也。父汗斯王崩去而後。王母布利比弥命言曰。我獨持抱王子在无親族部之國。唯我獨難養育。比陋斯奉之云。尔將下去於在祖三國命坐多加牟久村也。

これは記紀にみられない所伝を含んでいる。「一云」と書き出しにみられることから、『上宮記』もまた、別史料を引用したか、伝聞によったものであろうと推測できる。

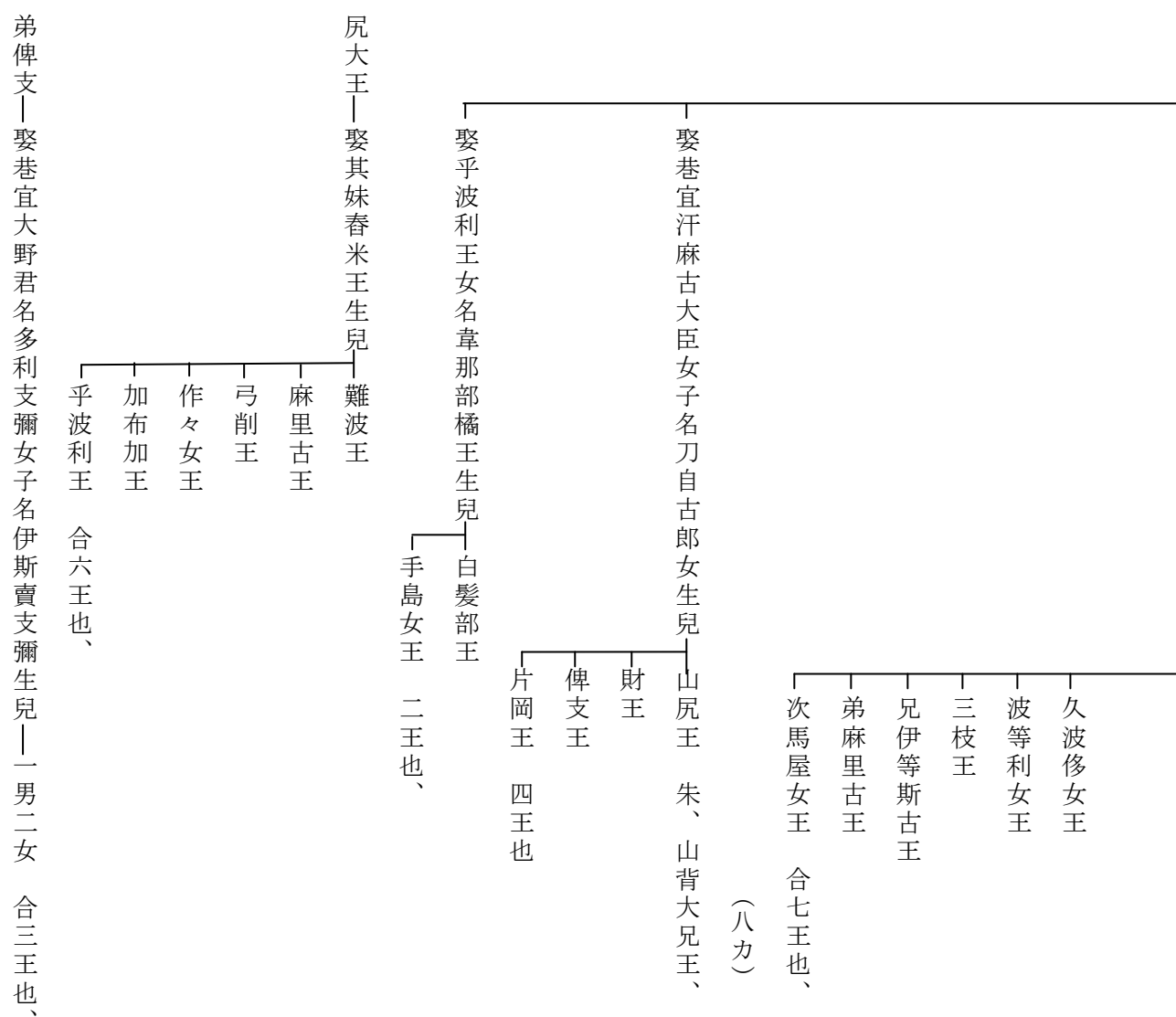
いまひとつは、橘寺法空撰とされる『聖徳太子平氏伝雜勘文』下三、上宮太子御子孫并妃等事にある「上宮記下卷注云」以下のものである。

【史料二】

上宮記下卷注云

法大王―娶食部加多夫古臣女子名菩支々彌女郎生兒―春米女王

―己乃斯重王 字長谷部王、



傍、父ハ用明、母ハ蘇我女也、父天皇崩後、

多米王——娶庶母間人孔部王生兒——佐富女王 一也、

長谷部王——娶姨佐富女王生兒——葛城王

「多智奴女王 二王也、

娶大伴奴加之古連女子名古氏古郎女生兒——波知乃古王

「錦代王 二王也、

傍、父ハ用明、母ハ孔穗部

久米王——娶他田宮治天下大王女子名由波利王生兒——男王

星河女王

佐富王 三王也、

「又娶食菩支々彌女郎弟比里古女郎生兒——高椅王也 一也、文、

ここまでが、『上宮記』に基く内容と考えられる。これに続けて次のような文が続く。

【史料三】

已上御子孫等惣三十人也。以_レ之爲_二本説_一。可_レ勘_二同異_一。凡上宮記三卷者、太子御作也。尤可_二秘藏_一之。仁和寺派平等院經藏有_レ之。以_二関白御本_一書了、云々。但注後人撰、云々。私云、名字等、或前後、或不_レ同、准知會者哉。然而大概見、可_二秘藏_一。日
本記者、此事一向無之、云々。

【史料二】には、「法大王」と称する厩戸皇子と、その兄弟である多米王、久米王の子孫についての系譜（系図）が載せられている。
「娶——生兒——」という系譜記載の体裁をとっていることや、【史料三】に「但注後人撰。云々」とあることから、『雑勘文』におい

て文章系譜が系図化されたとみてよい⁷⁾。

仮名遣いが古い様相であること、「大王」などの称号、あるいは「娶——生児——」といった表現法において、【史料一】【史料二】には共通する部分が多い。よって、逸文の原本は同じものと考えて差し支えないであろう。先にも述べたが、これに関連して黛弘道氏は双方の仮名遣いが近いことを指摘したうえで、その仮名を藤原京趾出土木簡の用字法と比較し、『上宮記』の仮名遣いが藤原宮以降までは降らないとする⁸⁾。また、横田健一氏は、継体を「大公主」といつているのは、「オオギミ」の音を写すのに、「キミ」にあたる「公」と「王」とを重ねたらしく、こういう点は、未だ天皇に関する称号の漢字表現が動揺して定まらない時代のものであることを思わせるとする⁹⁾。

以上二例は、『上宮記』の書名を記しながら残る逸文だが、更に一例、飯田瑞穂氏によってそれと指摘される逸文が存在する¹⁰⁾。『天寿国曼荼羅繡帳縁起勘点文』（以下『勘点文』と略す）である。

文永十一年（一二七四年）二月二十六日、それまで、その存在すら明らかでなかった天寿国繡帳が法隆寺綱封蔵より発見され、その銘文を、僧定円・花山院諸継・平野神主兼輔等に解説させたものという¹¹⁾。この史料は、平野神主兼輔解説のものについて四百字の全文を掲載して訓読を施し、更に『日本書紀』『古事記』『或書』『聖徳太子伝』『新撰姓氏録』から関連記事を抄出引用してその内容を裏付け、補足したかたちで著されている。書写は全文一筆で、その年代は、書風・仮名の字体・料紙より鎌倉後期とみられ、末尾には「正四位上行神祇大副卜部宿禰」とある¹²⁾。飯田氏はこのうち「或書曰」として引かれた五条の文について「全て所謂上宮記の逸文」とみている。ここで改めて『或書』をとりあげて、『上宮記』との関係を確認する。

【史料四】『天寿国曼荼羅繡帳縁起勘点文』にみえる「或書曰」

(a) 「斯埴嶋宮治天下天皇天国押波流岐廣庭命」(八)

(b) 「廣庭王娶蘇宜稻目大臣女子名岐多斯比壳生児橘太子云云次等与弥希加志支移比壳云云又娶支多志比壳弟乎阿爾支弥郎女生児云云次間人孔部女王一云此天皇世巷宜伊那米云云」(二六)

(c) 「乎佐太宮治天下名奴那久良布等多麻志支命娶庶妹名等与弥氣加斯支夜比壳命生児云云次尾治王」(四六)

(d)「石寸池辺宮治天下等与比橘太子云云又娶其庶妹間人孔部王生兒坐伊加留我宮共治天下等己刀弥々法大王」(六一)

(e)「法大王娶食部加多夫古臣女子名菩支々弥女郎生兒云云合七王也又娶巷宜汗麻古大臣女子刀自古郎女生兒云云四王也娶乎波利王女名韋那部橘王生兒云云二王也」(六九)

(括弧内の漢数字は『勘点文』本文の行数)

飯田氏がこれらの逸文について『上宮記』のものとする根拠は、①「全て『―娶―生兒―』という形式の系図で、異質の記事を全く含まぬこと」、②「人名表記に共通する点があることなどから同一書よりの引用」とみられること、③「聖徳太子平氏伝雜勘文下三に『上宮記下卷注』として引かれた(中略)系図と人名表記・内容のうえで一致し、両者は同一書からの引用と考えられる」こと、④「人名表記の上で所謂甲乙兩類の別ある音について検するに、全て記・紀・法王帝説等の表記と齟齬せず、その用法は正確」であり「原拠の古さを示すものであらう」とする¹³⁾。

飯田氏が指摘するように、ここで注目すべきは、最後に掲げた(e)の逸文が『聖徳太子平氏伝雜勘文』下三に「上宮記下卷注云」と非常によく似ている点であらう。付け加えれば、本文中の所々にみられる「云云」は『勘点文』において繡帳銘本文の参照に必要な部分(具体的には后妃子女)を省略し、簡略化したものと考えられる。

しかし、『上宮記』と『或書』が同書であることを証明するには、用字法そのものをあらためて比較して新旧を確かめる必要があり、飯田氏の場合、人名表記の検討については概観のみである。そこで、『或書』の固有名詞から一字一音の仮名用字法を全て取り上げ、双方の仮名遣いを比較する。

『或書』に仮名を用いて現れる固有名詞は「斯帰島」「天国押波流岐廣庭命」「蘇宜稻目」「岐多斯比売」「等与弥希加志支移比売」「支多志比売」「乎阿爾支弥郎女」「巷宜伊那米」「乎佐太」「奴那久良布等多麻志支命」「等与弥氣加斯支夜比売命」「尾治王」「等与比橘太子」「伊加留我」「等己刀弥々法大王」である¹⁴⁾。この仮名遣いの用例を五十音順に表し、『上宮記』や、記紀・万葉以前の、いわゆる「推古朝遺文」の時期と比較すると(表、付・1)¹⁵⁾、まず、『或書』にあつて『上宮記』にないものは、「我」「岐」「帰」「支」「蘇」「太」「目」「夜」「移」「与」「流」「尾」である。さらに、この十二文字を、いわゆる推古朝遺文の仮名遣いと対比させると、「我」「岐」「帰」

「支」「蘇」「太」「目」「夜」「移」「与」「尾」は、その中にみられる仮名遣いと共通する。すなわち、「流」のみが『上宮記』・推古朝遺文のいずれの仮名遣いにも見られないもので、この文字は記紀以降に成立するものにみられる用例だが¹⁶、それ以外はすべて『上宮記』や推古朝遺文の仮名遣いの用例と一致する。この場合、「流」一字をもって『或書』が『上宮記』よりも新しいと考えることもできないが、むしろ、他の仮名遣いが『上宮記』・推古朝遺文とよく一致する点を評価すべきであろう。したがって、筆者は飯田氏の説のごとく、『或書』は『上宮記』の一部であると考ええる。しかし、『勘点文』が『上宮記』ではなく『或書』と称して引用する理由は現時点で定かにし難い。飯田氏は「何か事情があったものか、或いは当時その書名が明らかでなかった為であろう」と述べる¹⁷。

表 付-1：仮名遣い比較一覧

	或書	上宮記	推古朝遺文
あ	阿	阿	阿
い	伊	伊偉	伊夷揖
う	汙	汙	汙有宇
か	加	加髪	加可甲髪鹿
が	我宜	宜	奇宜何我
き(甲)	岐支	支	支吉岐
き(乙)	帰		帰貴城木
く	久	久	久
け(乙)	希氣	希毛氣	居氣希拳
こ(甲)	古	古	古子
さ	佐	作佐	佐作沙
し	斯志	思斯	斯志之
じ	自	自	自
そ(甲)	蘇巷	巷	嗽蘇宗楚
た	多	多侈田	侈多田
だ	太	施	施太
と(甲)	刀	刀	刀戸聡
と(乙)	等	等	止等
な	那	那	那奈
に	爾(尔)	尼尔	尔
ぬ	奴	野奴	蕤奴怒
は	波	波	波播
ひ(甲)	比	比	比日檜
ふ	布	布	布
ぶ	夫	夫	夫
ほ	菩	凡富菩	凡富菩
ま	麻	麻	麻磨明
み(甲)	弥	弥三	弥美三
め(甲)	売	売弥	売女
め(乙)	米目	米	米売
や	夜移		夜移屋
よ(乙)	与已	余已	与余已
ら	良	良	羅良
り	利	利里	利
る	留流	留	留
ゐ	韋	韋	韋位井
を	乎尾	乎	乎尾小少

以上みてきたように、『上宮記』の逸文は、これまで多くの先学によって指摘された『釈日本紀』『聖徳太子平氏伝雑勘文』、それに加えて『天寿国曼荼羅繡帳縁起勘点文』にみられる「或書」もそれであることを改めて提案したい。

ここで、今ひとつ特筆すべき点は、『或書』逸文のなかに「天皇」や「太子」といった尊号が見えることである。『上宮記』が記紀に先行する史料であるという見解はすでに定説といってよいと考えるが、それであれば、この史料が天皇号の成立の問題とも密接にかかわってくる。それには諸説あるものの、遅くみる説でも天武・持統朝を想定することが多い。筆者は天皇号の「始用」と「政治用語としての定着」とを別けて考える。前者はまだ議論の余地があるが、後者は「大八州」語とともに天武朝頃定着したものと考ええる¹⁸。『上

宮記』と『或書』の関係を天皇号の存在に着目して考えるならば、その成立時期について大きな手がかりとなりうる。

二、逸文系譜の検討

『上宮記』の本文として残る逸文は、いずれも系譜史料である。ここではその系譜を他書のものと比較し、どのような性質があるかを考えてみたい。ただ、ここで取り上げるのは『雜勘文』の厩戸皇子の子孫妃等の系譜と「或書」の系譜である。というのも、継体の「一云」系譜は先述のように『上宮記』のオリジナルとは考えられないからである。これについては別に考察を加える¹⁹⁾。

また、他書と比較する際、表記や呼称については各史料によつて異同があるため、ここでは内容を中心に扱うことにする。

まず、法大王（厩戸皇子）の子孫妃等の系譜を、『上宮聖徳法王帝説』の系譜と比較しながら検討する（表、付・2）。この部分は、系譜部分の成立が大宝・慶雲以前と考えられる²⁰⁾。

『上宮記』と『上宮聖徳法王帝説』とを比較して明らかに伝を異にしているものは、①『上宮記』の「已乃斯重王」に対応する『上宮聖徳法王帝説』の「長谷王」、②「刀自古郎女」に対応する「負古郎女」の二例である。

①は「已乃斯重王」の下に「字長谷部王」とあることや、他の太子伝の子女の序列などから、両者は同一人物とみて差し支えないと考えられる²¹⁾。②「刀自古」「負古」の異伝は、「負」が「刀自」に分離して表記されたことが考えられる。また『上宮聖徳法王帝説』の「三嶋女王」に当たる人物は『上宮記』には見当たらない。その他、表記法や尊号などがそれぞれに異なるが、表記や内容はほぼ同じとみられる。

ただ、「片岡王」について遠山美都男氏は、『上宮聖徳法王帝説』、『上宮聖徳太子伝補闕記』がこれを女王とするのに対し、『上宮記』においては男王としてしていることについて、「いずれが是か決しかねる」としながらも、「法隆寺伽藍縁起并流記資材帳」に「片岡僧寺」と記されている点に留意すれば、この王が男王であった可能性が大きいと論じている²²⁾。家永三郎氏は、「この表記法の相違は異傳によるものと解すべく、すなはち本書（『上宮聖徳法王帝説』、筆者注）のこの部分は上宮記、古事記、日本書紀の当該部分とは直接の関係なき資料より出でたりと解釈して大過なきが如し」とする²³⁾。田中嗣人氏は『上宮聖徳法王帝説』の系譜部分は太子の系譜の部分と

天皇系譜の部分とに二分できるとし、明らかに二つは資料的に異なるものであるとした上で、太子系譜は『上宮記』との関係が極めて近いものであることを指摘して家永説を批判した^{2,4}。筆者も田中氏の指摘に同意であって、『上宮聖徳法王帝説』の天皇系譜と厩戸皇子の子孫系譜とは、別個の史料を参照し、まとめたかたちであろうと考える。

表 付-2：法大王妃子女の比較

上宮記	上宮聖徳法王帝説	備考
法大王	聖徳法王	
食部加多夫古臣女子名菩支々彌女郎	膳部加多夫古臣女子名菩岐岐美郎	
春米女王	春米(ツイ子)女子	
己乃斯重王 字長谷部王	長谷王	
久波修女王	久波多女王	
波等利女王	波止利女王	
三枝王	三枝王	
兄伊等斯古王	伊止志古王	
弟麻里古王	麻呂王	
次馬屋女王	馬屋古女王	
巷宜汗麻古大臣女子名刀自古郎女	蘇我馬古叔尼大臣女子名負古郎女	
山尻王/尻大王	山代大兄王	
財王	財王	
俣支王/弟俣支	日置王	
片岡王	片岡女王	
乎波利王女名韋那部橘王	尾治王女子位奈部橘王	
白髪部王	白髪部王	
手島女王	手島女王	
難波王	難波麻呂王	
麻里古王	麻呂古王	
弓削王	弓削王	
作々女王	佐佐女王	
	三嶋女王	山代大兄王女
加布加王	甲可王	
乎波利王	尾治王	
巷宜大野君名多利支彌女子名伊斯賣支彌		俣支王妃
多米王	多米王	
間人孔部王	穴太部間人王	
佐富女王	佐富女王	
長谷部王		
葛城王		長谷部王子
多智奴女王		同上
大伴奴加之古連女子名古臣古郎女		長谷部王妃
波知乃古王		長谷部王子
錦代王		同上
久米王		用明天皇皇子
他田宮治天下大王女子名由波利王		久米王妃
男王		久米王子
星河女王		久米王女
佐富王		久米王子
食菩支々彌女郎弟比里古女郎		久米王妃
高椅王		久米王子

さらに『上宮記』掲載の「俣支王（日置王）」「長谷部王（長谷王）」「久米王」の子孫等の系譜は『上宮聖徳法王帝説』にはみられない。すなわち、『上宮聖徳法王帝説』は厩戸皇子個人に焦点が当てられているのに対して、『上宮記』では厩戸皇子の一族を網羅して記

しており、両書の目的の違いが想起される。

『或書』逸文に記される（b）から（e）の内容は、『上宮記』逸文と同じく系譜史料で、その一部（e）の部分が『上宮記』のものと一致することはすでに述べた。それでは、その他の部分はどのような内容且つ性質をもつか。『古事記』『日本書紀』『上宮聖德法王帝説』『天寿国曼荼羅續帳銘』と比較する（表、付 - 3）。

表 付-3: 后妃子女記載の比較

天皇	后妃	或書	子女			
			日本書紀(本文)	古事記	上宮聖德法王帝説	天寿国續帳銘
欽明 (b)	蘇我宿目大臣女子名岐多斯比売(或書)	楠太子	大兄皇子(橘豐日尊)	橘之豐日命	橘豐日天皇	多至波奈等已比乃弥已等
	蘇我大臣宿目宿禰女曰堅鹽媛(紀)	三々	磐隈皇子	石埴王		
	宗賀之宿目宿禰大臣之女岐多斯比賣(記)		雄略天皇子 豐御食炊屋姫尊	足取王 豐御食炊屋比賣命	止余美氣加志支夜比売天皇	等已弥居加斯支移比弥乃弥已等
	支多斯比売命(帝説)	等与弥希加志太修比売	橘子皇子	麻呂古王		
	吉多斯比弥乃弥已等(續帳)	三々	大宅皇子 石上郡皇子 山背皇子 大伴皇子 櫻井皇子 麻奴之玄王 橘本之若子王	大宅王 伊美賀古王 山代王 大伴王 櫻井王 橘本之若子王		
			舍人皇子	湍持王		
			茂城皇子	茂城王		
	支多志比売弟平阿爾支弥郎女(或書)	三々	磐城皇子	間人穴太都王	穴太都間人王	孔部間人公主
	磐城(深)同母弟曰小姉若(紀)		泥部穴檮郎皇子 泥部穴檮郎皇子	三枝部穴太都王 長谷部若媛命		
	支多斯比賣命之姊小兄比賣(記)	間人孔部女王 (割注)一云此天皇世卷宣伊那米云々	泊瀬郎皇子	靜員王(員部王) 竹田王(小員王)	長谷部天皇	
敏達 (c)	等与弥氣加斯支夜比売命(或書)	三々	菟道貝輪皇子 小磯田皇子	小治田王		
	豐御食炊屋姫尊(紀)		鸕鷀守皇子	鸕鷀王		
	等已弥居加斯支移比弥乃弥已等(續帳)		尾張皇子 田原皇子	字毛理王 小磯王		尾治王
		次尾治王	櫻井弓張皇子	櫻井玄王		
用明 (d)	云々(或書)					
	間人孔部王(或書)	等已乃弥々法大王	磐戸皇子	上宮之磐戸豐穗耳命	磐戸豐穗耳聖德法王	等已乃弥弥乃弥已等
	間人穴太都王(古事記)		久米皇子	久米王	久米王	
	穴檮郎間人皇子(紀)		菟栗皇子	菟栗王	菟田王	
	磐城穴檮郎間人王(帝説)		赤田皇子			
	孔部間人公主(續帳)		田目皇子	多米王	多米王	
	宿目宿禰大臣之女意香多志比賣(記)					
	蘇我大臣宿目宿禰女石寸名(紀)					
	蘇我伊奈米宿禰大臣女子名伊志支那郎女(帝説)		麻呂子皇子 (菅原公之弟)	菅原王	平麻呂古王	
	菅原之倉首比呂之女飯女之子(記)					
	葛城直磐村女摩子(紀)					
	葛木当麻倉首名比里古女子伊比古郎女(帝説)		磐香手姫皇女	須賀志呂古郎女	須賀志呂古女王	

まず欽明（b）の後妃子女をみる。后妃の順は、『或書』では、「岐多斯比売」から始まっている。キタシヒメは『日本書紀』では六人の后妃（石姫、稚綾姫皇女、日影皇女、堅塩媛、小姉君、春日臣女糠子）のうち四番目、『古事記』では五人（石比売命、小石比売命、糠子郎女、岐多斯比売、小兄比売）のうちの四番目に出てくる。「岐多斯」の表記は『古事記』と同じである。所伝については、他の史料とほぼ同じだが、『或書』には崇峻の名がみえない。あるいは「一云」の文末「云々」に省略された可能性がある。または、それが割注のみのものならば、崇峻は記載されなかったことになる。所伝そのものが記紀等と同じ内容であるとすれば、「間人孔部女王」の前に見える「云々」に崇峻が含まれることは考えにくい。よって私見は前者であろうと考える。

次に敏達（c）の後妃子女は、史料にみえる所伝が他書とほぼ同じである。后妃は「等与弥加加斯支夜比売」が書きはじめとみられる。また、文全体を通してその系譜関係しか触れられていない。『古事記』では后妃四人（豊御食炊屋比売命、小熊郎女、比呂比売命、老女子郎女）中の筆頭であり、『日本書紀』の所伝は后妃四人（廣姫、老女子夫人、菟名子夫人、豊御食炊屋姫尊）中の四番目に記され、先の皇后広姫が薨じた後に立后したとある。「尾治王」について、『日本書紀』では二男五女のうち「尾張皇子」が五番目にみられる。『古事記』では、『日本書紀』にみられない「葛木王」があるためか、八柱のうちの六番目に「小張王」がみられる。『或書』では、「尾治王」より以前に生まれた子女が「云々」となっている。「尾治王」より後に生まれたとされる子女は「云々」という表記がなく、引用した元の史料にも記載がなかったと考えられる。

最後に用明（d）をみる。まず后妃は、『或書』では「云々」に続いて「間人孔部王」が記されている。表では一所にまとめたが、『日本書紀』と『上宮聖徳法王帝説』では三人（穴穂部間人皇女、石寸名、葛城直女廣子）のうち筆頭に書かれ、『古事記』では同じく三人（意富藝多志比売、間人穴太部王、飯女之子）のうちの二番目に記されている。ここでも『日本書紀』に比べて『古事記』に近い所伝といえる。子女については「等己刀弥々法大王」のみが記されており、その後に「云々」は見えないので以降の子女は記載されなかったものと考えられる。

以上、他の史料との比較を総括すると、『或書』では、欽明の後妃の筆頭が「岐多斯比売」であるように読み取れる。さらに、欽明の子女はすべて記載されていたものが、「云々」に省略されたとみられるのに対して、そのほかの系譜（b）（c）では、「法大王」の出生

に関わりのある人物より後の后妃子女は記載が無いとみられる。つまり、『或書』逸文に残された系譜は、欽明に始まり厩戸皇子に至る系譜と考えられる。「天寿国曼荼羅繡帳銘」に見える系譜が、欽明に始まり厩戸皇子に至るという点でこの系譜によく似ている。義江明子氏によると、繡帳銘系譜は、厩戸と妃が「欽明に始まる王統」と「稲目に始まる蘇我氏」とに両属する系譜であるという²⁵。そのように解し得るなら、繡帳銘系譜は、それを強調するのに必要のない人物はすべて省いてあることになる。ただし、『或書』系譜と繡帳銘系譜の相違点としては、厩戸皇子を導き出すのに必要な人物に至るまでは、すべて記載されたとみられる点にある。また比較の中でも指摘したように、人物の列し方などが『古事記』の所伝に近く、あるいは同系統の系譜伝承に基いた記載であることが想起される（後述）。

三、「上宮記」について記載する史料群

『上宮記』については、逸文のほかにも「上宮記」の名称を取り上げ、本書に関する情報を記載している史料が数例みられる。ここでは、これらを検証し、逸文のみでは看取しえない『上宮記』の性質を考える。

まず、『聖徳太子平氏伝雜勘文』の【史料三】に掲げたように、「上宮記下巻注云」「凡上宮記三卷者、太子御作也」とある。また、法隆寺僧訓海の『太子伝玉林抄』巻十九に「口伝云、上宮紀上中下三卷、御草也、注ハ他ノ作也」²⁶ともある。これらはいずれも『上宮記』が太子（厩戸皇子）の撰によること、また『上宮記』が上中下三巻の構成になることを伝えている。太子撰の点については、逸文の中に「法大王」の子孫等の系譜が含まれていることから、その成立は厩戸皇子の没後と考えるのが自然である。聖徳太子への信仰心からくる仮託と考えるべきである。

次に、内容を示すと思われる記事が二例ある。

一例は、『日本紀私記零本』、いわゆる「日本書紀私記」丁本にみられる記載である。その中の「洲壤浮漂」条には、
問。浮漂之義。依^ニ古事記^一、可^レ読^ニ久良介奈須太々与倍留^一事也。而如^レ字被^レ読如何。

師説。如^ニ古事記^一可^レ読然也。又仮名日本紀。大和本紀。上宮記等亦同。……

とある。これは「神代上」における天地開闢の初め「洲壤浮漂」の古訓の問答で、浮漂の二文字を「クラゲナスタダヨヘル」と訓むべきであり、これが『仮名日本紀』『大和本紀』『上宮記』等においても同じであるという。『上宮記』のどの部分にこの訓が現れるのかは触れられていないが、『古事記』『仮名日本紀』『大倭本紀』と並列に用い、比較されていることを鑑みると『上宮記』にも同じ内容の記載があったと考えられる。ただ、こうした熟語や古訓はあらゆる用途の可能性が想定されるので、念のため若干の考察をしておく。

「浮漂」の用例は『日本書紀』では神代上、第一段（天地開闢）にみられる一例のみである。しかし、これと同義の語として「漂蕩」という語があり、同じ箇所²⁷の第二の一書にも「譬猶浮膏而漂蕩」とある。これは全編を通して六例見られ、「私記」乙本では「太々與倍利（タダヨヘリ）」、丙本では「太々与不（タダヨフ）」と訓じている。『日本書紀』の諸本に付された訓を見ると、「タダヨウ」「タダヨフ」「タ、ヨフ」といったものが見られるが、先に挙げた部分のものについては、吉田家兼方自筆本が「クラゲナスタ、ユヘリ」と訓を付す²⁷。「兼方本」のこの訓は、本文や『古事記』にならって付した訓であることも考えられるが、「クラゲナスタダヨヘル」という形容が天地開闢の初めの浮漂、或いは漂蕩に与えられるという認識が古くよりあったと考えられる。その参考となるのが次の史料である。

「私記」丁本「溟滓而含牙」条には、

問。溟滓二字。引^二考経籍^一。皆天地未分之形。今読^二倭語^一。其説如何。

師説。此文在^二庄子春秋緯并淮南子等^一。皆稱^二天地未分之形^一矣。但倭語先々有^二五説^一也。一。阿加久良尔之天。二。保能加尔之天。三。久々毛利天。四。久良介奈須太々^レ与比天。五。久良介奈須太由太比天。今案^二此五説之中^一。久々毛利天此説可^レ為^レ先。既云^二天地未分^一。此説可^レ叶^二彼義^一。然則其他四説相副可^レ存。

とある。天地の気の未だに別れない様を表す「溟滓」の訓として五説あり、その中に「クラゲナスタダヨヒテ」、「クラゲナスタユタイテ」と訓む説が含まれている。師説は天地未分の状態なのでクグモリテと読むのが然るべきと説くが、いずれにせよ天地洲壤のはつきりしない状態において「クラゲナスタダヨフ」と形容することが認知されていたことが確認できる。

また、「国常立尊」条には、

問。此神御名。誰人始稱。又若有^レ所^レ抛以為^レ号哉。

師説。仮名日本紀。上宮記。并諸古書皆有此号。……

ともあり、国常立尊が『上宮記』に登場することも記されている。「私記」丁本の記載は『釈日本紀』にも引用されている。こうした情報を加味すると、『上宮記』の中には天地開闢に始まる神代の記載が盛り込まれていたことが想起される。

国常立尊は記紀神話によれば、「神代七代」のうちで最もはやくに現れる神とされる。「神代七代」は国常立尊からイザナギ・イザナミに至るまでに独神・男女双神七代の神々の名を連ねるが、それらの神名は、研究者によって各神の原意の解釈が異なっている。しかし、七代間の配列は、完成された人間の姿に擬するべき神格（イザナギ・イザナミ）への有機的な発展を示しているであろうという解釈が散見される²⁸。『上宮記』の中に国常立尊の名がみえたとすれば、それに続く神名や神話が記載されていたとみることが可能であろう。

同じく「神代上」条に、

問。此卷注ニ神代上ニ其意如何。

師説。大和本紀云。国常立尊。国狭槌尊。豊戸斟淳尊。此三神獨化身藏矣。湍土煮尊。大戸之道尊。面足尊。伊奘諾尊。此四神共化身藏。云々。此卷皆載ニ此等神代之事。故云ニ神代。

ともある。『大和本紀』には「神代七代」の神名が列挙され、この巻のなかには、皆神代ということが記載されていた、だから神代という、とある。この記載は筆者の推察を補強し得る記事であろう。

内容を想起させる関連記事の二例目は『三宝絵』中巻、第一にある聖徳太子伝である。その末尾に「日本紀、平氏撰聖徳太子伝、上宮記、諸楽古京薬師寺沙門至夷之撰日本国現報靈異記等見也。」とある。これが確かならば『上宮記』に太子伝が含まれたことになる。『三宝絵』は源為憲によって永観二年（九八四年）に成立したとされ、絵は残らないが、冷泉皇女尊子内親王のために、仏法僧の説話を絵と詞で解説したものである。そこに掲載される太子伝は、大半が『聖徳太子伝暦』によっており、その中に『日本書紀』などによる挿入が認められる。

岩波新日本古典文学大系では、「各所に散在する典拠不明記事は、条末に掲示している上宮記（佚書）に基づくものであろうか」とす

るが²⁹、現在のところ立証の術はなく、典拠不明記事をすべて『上宮記』と断ずるのは早計であるから、その詳細な内容については保留とせざるを得ない。

厩戸皇子の没後間もない頃から、皇子に対する景仰の念が発生していたことは指摘されている³⁰。その一方で、仏教上の聖人として、言い換えると、行為が仏教と結びついたり寺院の草創が厩戸皇子に求められたりするかたちで伝承が説話化・神秘化してゆくのは天平以降との研究もある³¹。『上宮記』逸文の用字法の古さから考えて、筆者は『三宝絵』に引く『上宮記』は、『日本書紀』に見られる程度の厩戸皇子の事蹟もしくは物語伝承であったと考えたい。

以上から、『上宮記』は上中下三巻であつたらしいこと、撰者が聖徳太子（厩戸皇子）とみるのは仮託であること、『上宮記』の内容に神代や厩戸皇子の事蹟が含まれることが確認できる。

四、『上宮記』の史料性格と成立

これまで逸文をはじめとする『上宮記』に関する情報を個別に検討してきたが、これらをふまえたうえで、『上宮記』の史料性格を考察する。

まず、内容についてまとめると、『日本書紀私記』の記載から推測される神代の伝承、『釈日本紀』所引の継体の出自を示す「一云」系譜、『勘点文』所引と「或書」逸文で重複する欽明から法大王（厩戸皇子）までの出自と厩戸皇子の子孫等の系譜、最後に『三宝絵』の参照記事にされたとみられる厩戸皇子の事蹟や物語伝承、以上を含んだものと考えられる。

上述したように、先行研究では本書の性格を、聖徳太子の伝記とするものがあることを指摘したが、聖徳太子の伝記それだけというわけにはいかない。欽明から始まる王族系譜、厩戸皇子の子孫等の系譜、皇子の事蹟や伝記史料は、『上宮聖徳法王帝説』などの太子伝にもみられる。ところが『上宮記』の場合、註あるいは別伝の可能性があるとはいえ、継体の出自系譜や神代の伝承までその内容の一部とするならば、他の太子伝に比べて記載の対象が広範囲である。

逸文として残るのが系譜史料ばかりであること、後世の史料で『上宮記』の太子伝を参照したものが『三宝絵』のみということから

考えても、後世においては『日本書紀』や『聖德太子伝暦』の方が有用なテキストであったことは、諸史料との関係から明らかである。

『日本書紀私記』丁本の中に、

問。考^二読此書^一。將以^二何書^一備^二其調度^一乎。

師説。先代舊事本紀。上宮記。古事記。大倭本紀。假名日本紀等（是也）。

とある。日本書紀講筵の場においては、『先代旧事本紀』や『古事記』と並んで、『上宮記』が『日本書紀』の参考書として認識されている。

『先代旧事本紀』や『古事記』は両書とも神代記事・系譜を含む点で共通し、『上宮記』も同様であるといえる。『古事記』序文には天皇詔之、朕聞、諸家之所^レ賣帝紀及本辞、既違^二正實^一、多加^二虚偽^一。當^二今之時^一、不^レ改^二其失^一、未^レ經^二幾年^一、其旨欲^レ滅。斯乃、邦家之経緯、王化之鴻基焉。故惟、撰^二録帝紀^一、討^二覈舊辞^一、削^レ偽定^レ實、欲^レ流^二後葉^一。

とある。これによると、帝紀や本辞は諸家に伝わっており、詔が出された天武朝において既に多く虚偽が加わり、事実を曲げて伝えているという天武の認識が読み取れる。「違正實」とは、諸家それぞれの尊貴性をより高めるために、追加や誇張といった行為が行われたことが考えられる。『上宮記』には神代の伝承、継体の出自系譜、欽明より始まる厩戸皇子の出自系譜を含むことは既に述べた。とすれば、『上宮記』は厩戸皇子を中心とした王家、つまり上宮王家に伝わる「諸家之所賣帝紀及本辞」のような性格のものではなかったかと考える。

上宮王家は七世紀初め（『日本書紀』によれば推古九年二月）より厩戸皇子が斑鳩に宮を営み、厩戸皇子没後は山背大兄王が「上宮」の称号を継承し、異母兄弟である泊瀬王（長谷王、母は膳苦岐々美郎女）なども完全に分離独立した皇子宮を営む形ではなく、斑鳩地域の諸宮とともに山背大兄王を中心として強く結束し、「広義の斑鳩宮」を形成していたものと考えられている³²。その目的は、支配層の立場としてみれば「王権再生産のための『安全弁』」であり³³、王家主体の立場でいえば、次の大王位をうかがうにふさわしいだけの基盤と権威の確保であったであろう³⁴。

始祖から一定の出自規制をもって血縁的にたどられる一団が一つの出自集団を形成し、始祖から自己への出自の伝承・記録として系

譜が存在するという理解がある³⁵。

こうした系譜の考え方を王家に置き換えて、さらに『上宮記』の逸文系譜をつなぎ合わせて通覧すると、これらは天皇の系譜を通して厩戸皇子の出自を示し、その子孫等の系譜を詳細に表すことにより、山背大兄王以降の世代が、厩戸皇子より出る出自集団であることを証明する系譜とみることができる。また、ごく一部ではあるが、系譜が『古事記』の所伝と共通するということに加えて、系譜と共に出自集団の始祖である厩戸皇子の事蹟を含んだということは、いわゆる「帝紀」「旧辞」を合わせもった、『古事記』と同質の書の成立をみていたということになる。

『上宮記』が上記のような内容であったとすれば、その成立はいつのことであつたか。その手がかりとして、①用字法が黛氏の研究により藤原官址出土木簡より古く、『或書』においても推古朝遺文のものと重なること、②逸文の中に厩戸皇子の子孫等の系譜があることから、厩戸皇子の没後の成立とみられること、などが挙げられる。厩戸皇子の子孫等について、『上宮記』がその構成員を確定した形で伝承していれば、本書の成立は山背大兄王が蘇我入鹿らに襲撃されたとされる皇極二年の上宮王家滅亡後ということになる。

前節で「クラゲナスタダヨヘル」「国常立尊」という、記紀神話にもあらわれる記載について述べたが、これらの神話の存在は『上宮記』の成立年代を考える手がかりにはならないだろうか。

既述のように、これら二つの表現は「天地開闢」と「神代七代」にみられるもので、記紀の当該箇所をみると『日本書紀』の諸一書の伝も含めて、国常立尊とイザナギ・イザナミの神は必ず登場する。この部分の神話はイザナギ・イザナミの国生み・神生み両神話の前段として位置付けられると考えられる。そして、イザナギ・イザナミの両神は国生み・神生み神話で姿を消し、記紀神話の中核をなすと考えられる天孫降臨など、その他の神話では中心的な役割を果たすことはない。

一方、『延喜式』神名帳には、名神大社として淡路伊佐奈伎神社が見えることや、大八洲生成の最初が淡路島とすることから、本来イザナギは淡路島の海人族によって語られた神であろうともいわれている³⁶。「大八洲」という言葉は、国生み神話の海洋性と、天皇の国土支配領域の觀念より生じたものと思われる。「公式令」詔書式には、朝廷の大事に用いる文言として「明神御大八洲天皇詔旨」とあり、これは大宝令にまでさかのぼるものであつたことが『令集解』『古記』によって読み取れる。

『日本書紀』ではこうした観念に基づくとみられる大八洲（八島）は神代紀を除いて三例みられる（孝徳大化二年三月壬午条、同白雉元年二月甲申条、天武十二年正月丙午条）。『日本書紀』の場合、その記載語句は編者による潤飾を想定しなければならないが、天武紀の「明神御大八洲日本根子天皇勅命者」は、公式令にない「日本根子」を含み、『続日本紀』の元明即位宣命の「現神八洲御宇倭根子天皇」と共通する。公式令の規定どおりではないこうした記述は、ある程度の天皇表記の柔軟性を示しているとみられ、『日本書紀』大化二年紀や天武紀の表記も何らかの記録史料に基づいたうえでの潤飾・述作であろうと想定される。

天武紀において「大八洲」というのに対し、孝徳紀では「八嶋」と表記し、大化元年七月丙子条の「明神御宇日本天皇」や大化二年二月戊申条の「明神御宇日本倭根子天皇」という公式令にかなり準拠したとみられる表記と比較しても異質である。

以上のことから、律令に規定される支配領域としての「大八洲」の前段階として、孝徳朝頃に天皇の広域な支配観念を示すべく、「八嶋」を生んだ海洋性要素に富む国生み神話が意識されていたのではないだろうか³⁷。さらに、上述のように、『上宮記』に「天皇」の語が含まれる可能性があるならば、『上宮記』の成立年代は天武朝頃から藤原京の時代とみてよいと考える。

こうした考えが成り立つとすれば、『上宮記』成立に携わった者の存在を考慮しなければならないが、これも確たる傍証を得ない。たとえば、系譜中の人物の序列が『古事記』のものに近いこと、上宮王家と蘇我氏とが密接な関係にあり、推古朝において天皇や諸氏族の記録を行うことが可能な状況であった（『日本書紀』推古二十八歳是歳条）とすれば、いわゆる帝紀的内容に精通していたことが一点にあげられる。

また、斑鳩の諸宮と寺院との関係、厩戸皇子を「法大王」と称する点からして、斑鳩（上宮王家）にかかわる仏家の可能性も浮上する。七世紀後半という年代比定に関わらせて考えると、天智朝に焼亡したと伝えられる法隆寺の再建について、『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』で天武・持統との関わりを伝える記載もある。

斑鳩諸宮の一つ、岡本宮の後とされる法起寺について、『聖徳太子伝私記』下巻に引く「法起寺塔露盤銘文」に「恵施僧正、将竟御願、而丙午年三月、露盤宮作」とある。丙午（慶雲三、七〇六）年に法起寺の寺院整備がほぼ完了したとすれば、法隆寺再建との関連を想定することができる³⁸。天武と「帝紀」「旧辞」、天武と法隆寺再建の関係を結びつけて考えることができるなら、注視すべき問題であ

る³⁹。さらには、王宮から寺院に移行した後も持続したとされる、家産管理の担い手との関係も考えられる。いずれにしても、これらの問題は「推定」の域を脱しえず、今後の課題としなければならない。

おわりに

以上、『上宮記』について考察を行ってきた。その中で、逸文は『釈日本紀』『聖徳太子平氏伝雑勘文』のほかに『天寿国曼荼羅繡帳縁起勘点文』所引の「或書」も加えるべきであること、内容は系譜記事のほかに神代や厩戸皇子の事蹟も含むこと、成立時期については、諸史料にある「太子撰」は仮託であり、七世紀の半ば頃から末にかけて、より狭くは天武朝から藤原京にかけての時期が相応しいこと、等を述べた。

¹ 大矢透『仮名源流考』（国定教科書共同販売所、一九一一年）。

² 藤原猶雪「上宮記の成立と其逸文」『日本仏教史研究』（大東出版社、一九三八年）。

³ 黛弘道「継体天皇の系譜についての再考」『律令国家成立史の研究』（吉川弘文館、一九八二年）。

⁴ 塚口義信『釈日本紀』所載の「上宮記一云」について——伝承荷担者の問題を中心にして——『堺女子短期大学紀要』第十八号（一九八二年）。

⁵ 大橋信弥『日本古代国家の成立と息長氏』（吉川弘文館、一九八四年）。

⁶ 田中卓『上宮記』の校訂と解説『日本国家の成立と諸氏族』（国書刊行会、一九八六年）

⁷ 黛「継体天皇の系譜についての再考」（前掲）。

⁸ 黛「継体天皇の系譜についての再考」（前掲）。

⁹ 横田健一「『記』『紀』の史料性——とくに継体天皇の世系の問題をめぐって——」『日本書紀成立論序説』（塙書房、一九八四年）。

¹⁰ 飯田瑞穂「天寿国曼荼羅繡帳縁起勘点文」について『書陵部紀要』十六号（一九六四年）。

¹¹ 大橋一章「鎌倉時代の天寿国繡帳の出現」『天寿国繡帳の研究』（吉川弘文館、一九九五年）第三章六九頁。

¹² 飯田、前掲論文。

¹³ 飯田、前掲論文。

¹⁴ なお、（e）の「法大王娶食部加多夫古臣女子云々」の部分のものについては、上述のように『雑勘文』の逸文と同じであるから、ここでは対象から除外した。

¹⁵ 「推古朝の仮名遣い」については『時代別国語大辞典 上代編』、大野晋『仮名遣と上代語』（岩波書店、一九八二年）一五三—一五八頁を参考にした。また、仮名は『上宮聖徳法王帝説』のものも含む。

- ¹⁶ 『時代別国語大辞典 上代編』、大野晋『仮名遣と上代語』（いずれも前掲）。
- ¹⁷ さらに飯田氏は「もし書名が不明であつたとすると、これを上宮記とするのが或いは単なる後世の推測による比定であつて、元来は別の書であつたのではなからうか」といふ疑を抱かしめよう」と論じている（飯田、前掲論文）。
- ¹⁸ 拙稿「おほやしま・やそしま・やしま・日本古代の国土を示す用語と觀念」、『洛北史学』三号（二〇〇一年）。
- ¹⁹ 第一章「記紀を遡る系譜史料」参照。
- ²⁰ 家永三郎『上宮聖德法王帝説の研究』増訂版（三省堂、一九七二年）。
- ²¹ 『上宮聖德太子伝補闕記』『聖德太子伝暦』には、当該部に「近代王」とあつて、コノシロともコノシヨとも訓むようだが、「已乃斯重王」に通ずる伝であろう。仁藤敦史「上宮王家と斑鳩」『新版 日本の古代』第六卷「近畿Ⅱ」（角川書店、一九九一年）。
- ²² 遠山美都男『上宮王家』論—日本の国家形成と王族—『学習院大学文学部研究年報』三十三号（一九八七年）。
- ²³ 家永、前掲書。
- ²⁴ 田中嗣人『聖德太子信仰の成立』（吉川弘文館、一九八三年）。
- ²⁵ 義江明子「天寿国繡帳銘系譜の一考察—出自論と王権論の接点—」『日本史研究』三二五（一九八九年）、『日本古代系譜様式論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- ²⁶ 国書逸文研究会編『新訂増補 国書逸文』（国書刊行会、一九九五年）、七七一頁によつた。
- ²⁷ 『国史大系 日本書紀上』（吉川弘文館）。
- ²⁸ たとえば、梅沢伊勢三「国家神話の成立過程」『古事記・日本書紀』（三一書房、一九五七年）、大内建彦「前創世神話考—古事記神話の構造—」『古代研究』九（一九七八年）、大野晋「記紀の創世神話の構成」（前掲著書）など。
- ²⁹ 新日本古典文学大系『三宝絵』（岩波書店、一九八九年）、頭注。
- ³⁰ 林幹弥『太子信仰—その発生と発展—』（評論社、一九七二年）。
- ³¹ 田中嗣人『聖德太子信仰の成立』（前掲著書）。
- ³² 仁藤敦史『斑鳩宮』について、『日本歴史』四五—（一九八五年）。
- ³³ 遠山美都男、前掲論文。
- ³⁴ 仁藤敦史「上宮王家と斑鳩」（前掲論文）。
- ³⁵ 義江明子『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館、一九八六年）。
- ³⁶ 松村武雄『日本神話の研究』第二卷（培風館、一九五五年）、岡田精司「国生み神話について」『古代王権の祭祀と神話』（塙書房、一九七〇年）。
- ³⁷ 大八洲、八十島、八島の語義と変遷については、拙稿「おほやしま・やそしま・やしま・日本古代の国土を示す用語と觀念」、『洛北史学』三号（二〇〇一年）。
- ³⁸ 斑鳩の諸宮のうちで他に寺院化したことが考えられるものに中宮寺が挙げられるが、これは比定地の発掘成果の結果から、上宮王家滅亡以前から寺院化していたことが指摘されている（仁藤敦史『斑鳩宮』について、前掲論文）。
- ³⁹ 『日本書紀』にみられる厩戸皇子の仏教関係の記事では、①四天王寺の由来譚（崇峻即位前紀）②蜂岡寺の由来譚（推古十一年十

一月己亥朔条)③岡本宮での法華講経と水田施入(推古十四年是歳条)などがあり、比較的寺院に関わるものが目立つ。また、上宮王家滅亡時の斑鳩寺の奇譚もある(皇極二年十一月丙子朔)。片岡山遊行説話(推古二十一年十二月庚午朔条)のような聖人譚もあるが、道教の尸解仙の影響で解釈される部分もある。

初出一覧

本稿は学位請求論文として一編にまとめたオリジナル論文であるが、各章は既刊論文の一部を改稿して使用した。以下に初出を示す。

緒言（書き下ろし）

第一部 系譜と物語伝承の展開

第一章 「記紀を遡る系譜史料」 原題「記紀を遡る系譜史料の基礎的考察」（『龍谷史壇』一一五、二〇〇一年）

第二章 「記紀の説話と地方の伝承―ホムチワケ伝承の検討―」

原題「ホムチワケの伝承について」（『国史学研究』二十八、二〇〇五年）

第二部 記紀の氏族伝承の様態

第三章 「春日臣同族氏と一祖多氏系譜」 原題「『古事記』にみえる春日臣同族の検討」（『国史学研究』二十五、二〇〇二年）

第四章 「ワニ氏の伝承について」

原題「ワニ氏の伝承について―日本古代氏族伝承の様態に関する一考察―」（『洛北史学』七、二〇〇五年）

第五章 「春日臣と春日部―春日山田皇女のミヤケ伝承の分析―」

原題「春日山田皇女の伝承に関わるミヤケと春日部」（『日本書紀研究』第三十一冊、入稿中）

第六章 「『日本書紀』の上毛野氏伝承」 原題「『日本書紀』の上毛野氏伝承」（『日本書紀研究』第二十八冊、二〇一三年）

第三部 記紀の天皇伝承に対する基本的理解

第七章 「記紀の天皇と歴史観」 原題「記紀の天皇と歴史像―記紀の外形的考察―」（『日本書紀研究』第二十六冊、二〇〇五年）

第八章 「天皇の祖先伝承」 原題「記紀の天皇に対する「祖先伝承」という視点」

松倉文比古編『日本古代の宗教と伝承』（龍谷叢書）（勉誠出版、二〇〇九年）

結語 記紀の天皇系譜と氏族伝承（書き下ろし）

付論『『上宮記』の史料性格』 原題「『上宮記』についての一考察」（『国史学研究』二十四、二〇〇〇年）